

ご意見の内容及びご意見に対する考え方

番号	意見内容	回答案
1	<p>【改訂案における価格の評価方法について】</p> <p>改訂案における最高評価点制度は公募による市場競争を著しく阻害し、電力価格の高騰を誘引するものである。前回入札において、落札者の提示した売電価格ですら諸外国と比べると依然高額で、本来改訂案に求められるべきは市場原理のさらなる強化であることは明白である。</p> <p>改訂案は小規模事業者を保護する意図が感じられるが、その保護によってもたらされる公共の利益は(ア)国内に洋上風力発電機のサプライチェーンを構築出来た際の利益、及び(イ)低廉な価格で再生可能エネルギーが供給された際の利益と比べ著しく劣後すると言わざるを得ず、よって改訂を見送ることが相当であると考えられるから、今般運用指針改訂に強く反対する。</p>	<p>FIP制度では、基準価格が常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなり、この場合においては基準価格の大小によらず、国民の賦課金負担に差が生じません。</p> <p>最高評価点価格の導入は、こうしたFIP制度の設計をふまえ、賦課金負担に生じない蓋然性が高い範囲において、供給価格点を一律に評価するためのものです。また、その趣旨が誤解なく理解されるよう、名称を「最高評価点価格」から「ゼロプレミアム水準」と変更いたします。</p> <p>具体的なゼロプレミアム水準については、導入趣旨をふまえ、調達価格等算定委員会の意見を尊重して設定します。</p> <p>なお、FIT制度が適用される場合には、ゼロプレミアム水準は適用されません。</p> <p>また、今般の見直しではサプライチェーン形成をより重視し、サプライチェーンの強靱性等を評価する電力安定供給の配点を10点から20点に拡大しております。</p>
2	<p>公募参加者一者あたりの落札数を制限することは、スケールメリットの阻害による(ア)電力価格のさらなる高騰及び(イ)欧米リーディングカンパニーに対する風車国内製造へのインセンティブ低下をもたらす。特に(イ)については、洋上風車における国内調達比率を2040年までに60%とする旨の経済産業省目標に真っ向から反対するものであり、事実一部報道によると、市場占有率1位の企業が日本向け供給を絞り、2位の企業が国内工場設立計画を中止したとされ、上記目標に対する影響は甚大であると言わざるを得ない。</p> <p>改訂案は小規模事業者を保護する意図が感じられるが、その保護によってもたらされる公共の利益は(ア)国内に洋上風力発電機のサプライチェーンを構築出来た際の利益、及び(イ)低廉な価格で再生可能エネルギーが供給された際の利益と比べ著しく劣後すると言わざるを得ず、よって改訂を見送ることが相当であると考えられるから、今般運用指針改訂に強く反対する。</p>	<p>国内の洋上風力産業が黎明期にあることから、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、同一の公募で複数の区域において事業者選定を行う場合は、落札制限を実施することとしております。また、落札制限を実施する場合は、①効率的なサプライチェーン形成の阻害とならないよう一定の規模を確保することや、②事業実現性と価格評価が著しく劣る事業者が選定されないような内容となるようにいたします。</p> <p>なお、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、落札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみといたします。2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討します。</p>
3	<p>本改訂案は価格競争力を奪うものである。</p> <p>再エネコストを下げ、国民負担額を下げるとともに国際競争力を高める競争を国が制限するとはどういう意図か図りかねる。本改訂に1国民として反対する。</p>	<p>本改訂案「第2章1.(2)11)①評価基準の基本的な考え方」にも記載のとおり、「公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、価格点と事業の実現性に関する要素を総合的に評価する」としてしています。</p> <p>価格と事業実現性に関する評価項目の配点は、引き続き1:1としており、改訂後も、信頼性があり、かつ国民負担の抑制のためのコスト競争力のある電源の導入を促進することが可能な評価制度となっています。</p>
4	<p>この入札ルール変更は、基本的には価格競争を大きく制限することに他ならないため、改定には断固反対する。</p> <p>入札時に、経済産業省が「最低供給価格」を設け、これを下回ってもほとんど評価で差がつかないとすると、価格競争でほとんど優劣が付かなくなる。入札と言いながら価格競争に制限を加えようとする姿勢は、もはや反国民経済といえるのではないか。総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においても、問題の新ルール案に賛成の発言をした委員は一人もいなかったのに対し、7人の委員が次々と問題点を指摘していることがその証左。結局国民負担だけが増え、国際的な競争力を奪う本改定には断固反対する。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>

5	<p>「ア 価格の評価」において、「なお「最高評価点価格」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。」とあるが、2022年2月4日に出された「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」によれば、着床式洋上風力発電(再エネ海域利用法適用外)の2023年度の取扱いについて、「秋田県八峰町及び能代市沖における着床式洋上風力発電(再エネ海域利用法適用対象)のFIT 認定取得が2023年度前後に見込まれることから、当該地域の公募における供給価格上限額と同額の28円/kWhと設定することが考えられる。」とされている。</p> <p>「再エネ海域利用法適用外」とはいえ、これを参考にされると、第1ラウンドで提示され、実現可能と思われる入札価格(11.99?16.49円/kWh)から乖離してしまい、国民に長期にわたる負担を負わせてしまう可能性がある。</p> <p>そして、その負担は個々の国民のみならず、産業界の負担増にもつながり、国際競争力を削ぐ要因にもなる。</p> <p>そのような負担が少なくなる「最高評価点価格」の設定方法として欲しい。</p>	1番の回答をご覧ください。
6	<p>・既に高い国民負担の増に直結するルール変更</p> <p>今入札ルールの変更において、価格評価(120点)の評価方法が「定める最高評価点価格以下の場合は一律120点」とされている。到底受け入れられない。</p> <p>是非、今、「入札」という言葉を辞書で引いていただきたい。また、電力価格の最終負担者は国民であります。</p> <p>最高評価点価格が開示されていないが、それを下回りさえすれば満点など言語道断であり、行政はより安く電力を調達できる事業者を選定する責務がある。</p> <p>エネルギー価格の高騰により国民生活は困窮している。発電燃料の高騰、円安、原子力の審査と再稼働判断の遅れなど、種々の問題はあがるが、電気料金に最も顕著に影響を与えているのは再エネ賦課金である。</p> <p>脱炭素に向け、収益性の良くない再生可能エネルギーへの投資を促すために、インセンティブを設け、社会で広く負担することに関しては一定の理解はできるが、負担は可能な限り低減させなければならない。</p> <p>今一度、入札の価格が国民の負担である再エネ賦課金に直結していることを再認識されたい。</p>	1番の回答をご覧ください。
7	<p>・入札開始後のルール変更</p> <p>第一回入札にて、3地点とも三菱連合が落札し発表された後の、第二回入札延期・ルール変更であり、レース途中での大幅なルールの変更である。</p> <p>第一回入札の結果を見て、第二回はより良い入札条件を検討し、落札できるように努力するのが入札者として至極当然であるが、入札条件が変更されれば一からの入札と変わらない。</p> <p>今回の変更は、特定の事業者、その支援者(特に政界者)に有利となるようなルール変更ではないか。特定の事業者を有利にし、利権を取らせるために行うルール変更にしか感じ取れない。</p>	今回の見直しは、今般のウクライナ情勢を受け、エネルギー安全保障の面でも重要な脱炭素の国産エネルギーとして洋上風力発電の早期稼働を促す観点から、公募占用指針に記載すべき事項や、選定事業者を選定するための評価の基準等の変更の検討を行っているものです。経済社会環境の変化に応じて制度を改善しながら、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図ってまいります。

8	<p>・入札の機能を全て無に帰する評価ルール変更 入札は、最も有利な条件を提示した者と契約するという至極当然な経済活動のステップである。 公共性の高い入札を実施するのであれば、社会や受益者に利益のある条件が最も重視され、公共の福祉に資するのが当然であり、行政の責務であると考えます。発電事業のような公益性の高い事業においては殊更である。 「事業実施能力」の評価において、迅速性に重点が移されたが、我が国における洋上風力の実績は乏しく、迅速性よりも事業自体の実施能力、実現性が求められる案件ではないか。 洋上風力はVRE(変動性電源)であり、運開まで期間があるため、昨今の電力不足解消に寄与するものでもない。 着実に洋上風力発電の実績を重ねることが建設業界、製造メーカー、ひいては日本国としての財となると考える。これは迅速性では量れない。 そもそも、迅速性を重点に置くと言いつつ入札を延期しており、理解に苦しむ。 このように、本案は国民の利益たりうる変更ではないと考えられるため、ルールの変更には反対いたします。</p>	<p>エネルギーミックス等の政策目標に資する早期運転開始時期を促していくため、事業計画の迅速性について20点の配点を行います。なお拙速な計画ではなく、事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の評価点を踏まえて迅速性点の評価を行います。 また、迅速性評価の導入に伴い、事業者に適切な計画を策定・提案させるため、運転開始予定日から遅延した場合のディスインセンティブやペナルティについて、公募占用指針において適切に設定いたします。</p>
9	<p>価格の評価については、これまで実施された入札結果と同程度かそれを下回る水準の価格が、最高点となるべきと考えます。日本だけ高い洋上風力とならないよう、また、他電源と比較して高価にならないよう、企業努力での発電コスト削減意欲がそがれないよう、価格の評価については再考すべきと考えます。 スケジュールや地域への貢献等、その部分の評価点をあげるのであれば、ペナルティについて、それなりの設定をしていただきたい。洋上風力は誰のために、何のために実施するのかについて、主旨の再確認と必要に応じた再考をいただきたい。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
10	<p>「価格点」120点は、「価格」80点及び「迅速性」40点として評価すべき。 我が国のエネルギーセキュリティ(エネルギー自給率)の観点より、エネルギー基本計画で決定した2030年洋上風力5.7GW(運転開始)の導入は必ず達成する必要がある。 しかしながら、第1ラウンド(R1)の選定事業者による運転開始時期が遅すぎて、このままでは、2030年での5.7GWの導入は不可能な状況にある。 したがって、第2ラウンド(R2)の応募事業者による運転開始時期の早期提案を得るためにも「迅速性」の評価(40点)を価格面での評価に入れるべき。これによって、5.7GWの早期化をはかるもので、極めて重要な評価となる。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>

11	<p>「事業計画の迅速性(20点)」については、40点として、「事業実現性に関する項目」ではなく「価格の評価」に入れるべき。したがって「価格の評価」は「価格(80点)」と「迅速性(40点)」の配点とすべし。「迅速性」の評価は、最速の提案を基準(40点)として、それより遅れる場合は月単位で相対評価(24か月まで1月毎に配点、24か月を超えて遅いものは0点)すべし。なお、「事業計画の実現性」の評価を行う必要はない。</p> <p>「迅速性」は下記観点より今回の公募で最も重視すべき事項であり、最大の評価をすべき。</p> <p>①我が国のエネルギー自給率は11%12%と先進国の中でも極めて低く、エネルギーセキュリティの観点で大幅に高める必要があり、CO2を出さない大規模電源としての洋上風力の早期実現が求められる。</p> <p>②エネルギー基本計画で決定の2030年洋上風力5.7GW(運転開始)は最低限の規模で(JWPA提案は10GW)あり、確実に実施する必要がある。</p> <p>③洋上風力の運転開始を早めることは、国や地域への経済波及効果を早期に産むことになる。R1の選定事業者の運転開始時期が遅いことで、国内のサプライチェーンの構築が遅れることになる。例えば、東芝の風車製造工場は2024年に完成するが、選定事業者の運転開始時期が遅いことで、工場の生産を数年待つことになっている。</p> <p>④基地港湾の整備を国民の税金で実施しているが、R1の選定事業者の運転開始時期(基地港湾利用時期)が遅いため、結果、整備済の基地港湾を数年間使用しないこととなり、税金の無駄遣いそのものである。整備費の早期回収をはかるためにも必要。</p>	8番の回答をご覧ください。
----	---	---------------

12	<p>「実績」について、「事業実施体制・実績」として10点(満点)としているが、R1同様「実績」のみで30点(満点)とすべき。また、R2の促進区域の公募容量と比較し、その容量以上の洋上風力発電の海外での運転実績のある事業者を高く評価すべき。</p> <p>我が国の洋上風力は実証研究が実施され、一部の港湾洋上が建設中なるも本格的な一般海域での大規模な洋上風力発電が運転に至っていない黎明期にあると言わざるを得ない。</p> <p>上記より、国内における陸上風力発電の実績をベースに、欧州企業等の海外における洋上風力の実績がある会社の実績を加えて、R1と同じく評価点を30点(満点)とする必要がある。基本的には、国内陸上風力発電の実績を15点(満点)及び海外での洋上風力発電の実績を15点(満点)として、合計:30点として評価すべき。特に、公募容量以上の海外洋上風力発電で運転実績のある事業者を高く評価すべきである。</p>	<p>早期かつ確実に運転開始に至り、適切に電力の安定供給に資するように維持管理出来る事業者を選定するという観点を踏まえ、それぞれの評価上のウェイトを検討し、事業計画の迅速性20点、事業計画の基盤面20点、事業計画の実行面20点、電力安定供給 20点といたしました。</p>
13	<p>「事業計画の実行面(20点)」を「運転開始までの事業計画(15点)」及び「運転開始以降の事業計画(5点)」としているが、「事業計画の実行面」を20点とした場合、「運転開始までの事業計画」を5点とし、「運転開始以降の事業計画」を15点とすべき。</p> <p>電気の卸供給事業としての洋上風力発電は、「地域との長期的な友好関係を維持した共生」をベースに、いかに「電気を長期にわたり安定供給」をはかるかが重要と認識する。したが、運転開始前の建設なども重要ではあるが、運転開始後にいかに地元との共生により電気を安定的に供給し続けることがより重要であることで、「運転前」と「運転後」の配点比率を15点・5点から5点・15点に変更すべき。</p>	<p>合同会議での議論を踏まえ、事業計画の実行面においては、事業実施に至るまでの事業リスクを勘案し、運転開始までの事業計画を15点、運転開始以降の事業計画を5点といたしました。なお地域共生の観点については、地域調整、波及効果の観点からもしっかり評価する評価基準となっております。</p>
14	<p>洋上風力発電は日本のエネルギー政策においても、経済政策においても最重要な案件だと思っておりますが、価格の部分で競争が制限されてしまうと、地元を含めた消費者全体にしわ寄せが後から来ることが懸念されます。委員会での決定とありますが、不明確ですので、委員会での算出基準を明確にさせていただき、制限を設けないように改正いただきたい。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>

15	<p>今回の改定案は電気料金の更なる値上げに直結する内容が多く、結果として経済や国民生活へ及ぼす影響は甚大である。到底納得できない。(提言1~3)</p> <p>【提言1】 価格点は提案価格が安くなるほど加点する方式とすべき。改定案は不公平かつ不透明。</p>	1番の回答をご覧ください。
16	<p>【提言2】 「公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項」でスケールメリットを潰す改定についても理解できない。日本は諸外国と比べ風力開発は遅れており、不経済となっている。制限を設けずにスケールメリットを最大限活用できる制度とすべきである。「多数の事業者へ参入機会を与える」というぬるま湯は却って事業者全体を脆弱にし、世界との競争力を失う一因となり得る。</p>	2番の回答をご覧ください。
17	<p>【提言3】 事業の迅速性は重要だが、事業者側に一方的に求めるだけでなく、行政側も手続きや審査の大幅な合理化を実現して欲しい。</p>	前回の公募審査の経験等を活かしながら、鋭意努力いたします。
18	<p>パブコメ公募に関して広報がプレスリリースに載せていない。隠ぺいして通すつもりか？太陽光発電の家庭用の野建て方式の禁止など、隠ぺい体質がひどい。証拠は残しておくので、政権交代などがあった時にはきちんと報告する。さらに、今回も内閣府には抗議しておく。基準の後出し変更という、行政処分の不遑及の原理を崩しておいて、隠ぺいしたパブリックコメントは許されない。</p>	本パブリックコメントについては、政府のe-GOVポータルにおいて広く周知して実施しております。
19	<p>●公平性の観点からすべてのR2での応募事業者(R1での選定事業者を含む)はR1で指定された基地港湾を利用できないこととする。 公募に際して促進区域と一体的に利用できる港湾(いわゆる基地港湾)は、港湾名及び利用条件(利用可能期間、貸付料の基礎となる金額等)が公募占用指針に明記されるべきである。その場合、R1の選定事業者が使用する基地港湾の利用期間を避けてR2での応募事業者は利用計画を立てることとする。なお、R1の選定事業者がその利用期間内で基地港湾を利用することとし、その期間の前後に利用期間が変更となった場合で、R2の選定事業者の基地港湾利用期間に影響を及ぼす場合は、R1の選定事業者はR2の選定事業者に対して、不利益分(例えばSEP船の使用料等)を支払うことを公募条件とすべき。 更に、R2の公募において「迅速性」の観点よりR1の事業者が利用する基地港湾をR2と並行して利用する場合、R2においてR1の選定事業者が有利となることが予想されるので、公平性の観点より、R1の事業者の基地港湾の利用期間については、R1の選定事業者もR2の応募事業者もすべての事業者が利用できないことを公募条件に明記すべき。</p>	<p>今回の「一般海域における占用公募制度の運用指針」改訂に基づき、公募占用指針においては、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭の利用可能期間を記載することとなります。なお、具体的な公募の条件(利用可能期間の条件等)は、公募占用指針に記載することとなります。 また、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」においては、独占排他的な使用の開始日が、他の賃借人の責めに帰すべき事由により、当初の独占排他的な使用の開始予定日より遅延し、当該遅延により賃借人その他の賃借人の間で係争及び損害が生じたときは、賃借人及び他の賃借人の双方で協議して解決することとしています(同契約書(案)第7条第4項)。</p>

20	<p>●FIP制度を適用する場合でも、FIP制度導入の趣旨を鑑み、現実的に事業が実施できる水準での「最高評価点価格」を設定すべき。</p> <p>我が国の現在の市場価格は概ね20円/kWh~40円/kWhと認識するが、(改定案)で示された「市場価格を十分に下回る水準」とすることは制度の趣旨に反すると言える。そもそも、FIP制度はFIT制度から他電源と共通の環境下で競争する自立化までの、途中経過に位置付けられる制度である。すなわち、「市場価格+プレミアム(変動)」(最低でも「市場価格」という制度であり、「市場価格」以下の価格とする制度設計にはなっていない。したがい、実際に洋上風力発電事業が実施可能な価格をベースとして、現実的にかかる価格なら最低でも事業が実施できるという水準で「最高評価点価格」を設定すべき。</p>	1番の回答をご覧ください。
----	---	---------------

21	<p>●評価の配点については、価格等120点(供給価格80点+事業計画の迅速性40点)及び事業実現性120点(事業実施能力60点+地域調整、波及効果60点)とすべき。なお、事業実現性については最高点の事業者を自動的に120点に換算する方式を導入すべき。</p>	<p>合同会議の議論を踏まえ、評価の配点は整理しております。なお事業実現性については、同一区域内の事業実現性評価点が最高点の者を120点になるように補正する評価方式とします。</p>
22	<p>本改訂に関して、基本的に賛成します。本改訂により、欧州の主要大型洋上向け風車メーカーが国内での工場建設計画の中止とか、日本での事業展開の見直しする発表がされている。但し、彼らもサプライチェーンの約9割を中国に置いており、洋上風力発電設備自身が急激な大型化を進める中、ロシアのウクライナ侵攻による燃料のサプライチェーンリスクと、トラブルによる大きな事業損失が露呈してきており、彼ら自身が事業の見直しを進めざるを得ない状況にあったのは事実である。このため、本改訂が無くて、彼らの工場建設中止、事業方針変更は予想されていたので、全く問題が無いと考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>

23	<p>第三者委員会の委員名についても公表するものとする。</p>	<p>第三者委員会の委員については、審査内容の口外禁止や公表までの間の事業者等との接触報告などの条件を課した上で、事業者選定終了後、公募占用計画を認定する際にあわせて委員名を公表します。</p>
24	<p>2R八峰町／能代市沖案件の様に、一度開始した入札の評価基準を変更し特定事業者が有利/不利になる様な事例は海外では見たことがないが日本では過去に事例があるのか教えて欲しい。八峰町/能代市沖案件については評価基準を変えずに入札を再開するという選択肢もまだ残されている為、評価基準を遡及的に変更することがどれ程異例でありglobal standardとかけ離れているのかを国民に知って頂いた上で判断することは重要であり是非回答お願いしたい。</p>	<p>過去の事例如何に関わらず、今回の見直しは、今般のウクライナ情勢を受け、エネルギー安全保障の面でも重要な脱炭素の国産エネルギーとして洋上風力発電の早期稼働を促す観点から、公募占用指針に記載すべき事項や、選定事業者を選定するための評価の基準等の変更の検討を行っているものです。経済社会環境の変化に応じて制度を改善しながら、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図ってまいります。</p>
25	<p>「最高評価点価格」の設定については、現実を踏まえ、洋上風力発電を適切に実施できる価格で設定すべき。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
26	<p>工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とあるが、(2)2)記載の港湾利用スケジュールの変更や迅速性の評価点の変更を伴う運開時期の変更は含まれないとの理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

27	<p>●事業実現性評価点の換算 事業実現性評価点について、公募参加者の最高評価点を120点に換算することは必要ないと考える。2019年5月に閣議決定した基本的な方針(以後、基本方針)において、国民負担の抑制が掲げられる中で、事業実現性が乏しい計画であっても、価格点と同等に引き上げられて評価されることで、相対的に価格点の比重が下がることは基本方針に合致しておらず、合理的とはいえない。また、引き上げの根拠とした落札制限の導入は不要(後述)と考えていること、仮に落札制限が導入されたとしても、各海域の特性の違い等と同じ公募での他区域と調整することは寧ろ適正な評価結果を歪めることになりかねない。</p>	<p>「国民負担の抑制」と「事業の確実な実施」の両立の観点から、供給価格と事業実現性を同等に評価するため、同一区域内の事業実現性評価点が最高点の者を120点になるように補正する評価方式とします。</p>
28	<p>●事業の実現性に関する評価の配点 事業計画の迅速性の項目は不要と考える。事業者選定後から開発を始める前提で占用期間を30年としており、徒に早期運転開始を促す制度変更はこれまでの運用指針と大きく矛盾している。第一ラウンドの入札結果が成功と評価されている中で、その運用指針を大きく変更することは避けるべきと考える。加えて、早期運転開始による事業メリットは、事業経済性を加味した形で算出される応札価格に既に反映されており、個別に項目を設定すると過剰に評価される事が懸念される。仮に個別に項目を設定する場合でも、20点の配点は全体的なバランスから相対的に高すぎる印象をもっている。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
29	<p>●落札制限 落札制限は不要と考える。どの区域がいつ入札になるかの予見性が極めて低い環境下で既にコンソーシアムを組成して準備を進めている事業者にとって大きな方針転換を迫るものであり、基本方針において公平性・公正性・透明性を確保した適切な競争環境の実現が掲げられる中で、その公平性・公正性・透明性を欠くこととなる。寧ろ、制限が無い方が基本方針に合致した適切な競争環境を実現していると考え。また、本来、最も良い提案の事業者を選ぶことが国家にとって最善であるが、落札制限がかかることで、2番手提案の事業者を選ぶことになり国益にも反すると考える。</p>	<p>2番の回答をご覧ください。</p>
30	<p>●売電制限 一定量の市場売電の義務付けを自民党の再生可能エネルギー普及拡大議員連盟が提言したとの報道があるが、価格変動の大きい市場売電を収益源とすることで融資条件は著しく悪化し、応札価格の上昇を招き、ひいては国民負担を増加させるため、売電に関しては事業者の戦略に任せ、何ら義務付けをしない方が基本方針に合致すると考える。</p>	<p>再エネについては、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を促していくことが基本方針です。事業者の経営判断を尊重し、事業者に売電先の確保や価格低減の取組を促すことが、国民負担の軽減に繋がることから、一定量であっても、市場売電を義務付けることは望ましくありません。こうした洋上風力促進ワーキンググループにおける御議論をふまえ、市場売電は義務付けないこととします。</p>

31	<p>ラウンド1(R1)では、地元の意見として知事意見を聴取したとの説明になっている。洋上風力を含む電源立地での地元とは、一般に立地する市町村のことを意味する。原子力等の立地交付金の交付先もそのようになっている。原子力、大規模火力発電等沿岸に立地する電源は、冷却水は海水を使用することもあり、地元漁業協同組合に対して補償金を支払っている。洋上風力は、発電設備そのものが海域に存在することから、漁協との関わりはより深い。</p> <p>また、R2は「黎明期」であり、「セントラル方式導入前」で全て事業者による開発となる。基本的に事業者の開発力が評価されるステージであるが、8～9割は地元調整力と言われる。地元を受け入れられ、納得してもらえることは事業者の実力と言える。これは、地元評価と表裏一体であることを示している。</p> <p>従って、基礎自治体(市町村)や漁協等関係者の評価が「地域調整・波及効果」の評価そのものであると言える。「再エネ海域利用法」は、地元の情報提供や法定協議会等で都道府県の役割りが明記されており、知事意見の聴取も必要であることは理解できる。その場合でも、市町村および漁協等地元関係者の意見が明記されていなければならない。</p>	<p>評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての関係都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目と整理しております。また、当該知事意見において、しっかりと地域を代表した意見を出せるよう、公募の公平性・公正性を担保した形で、関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取することが重要であると整理しております。</p> <p>これを踏まえて、国から関係都道府県知事に意見聴取を行った際には、関係市町村や漁業関係者等の意見も踏まえた適切な知事意見を提出いただければと思います。</p>
32	<p>基準価格の最高評価価格は「市場価格を十分に下回る」水準とされている。これはかなり低い水準になることが予想される。仮に8円/kWhとすると、価格評価点120点を獲得したい者Aは8円で入札する。Aが定性評価との合計点で最高価格を獲得し落札した場合、(市場価格は8円よりも高いだろうから)概ね市場価格での販売となる(市場価格しか受け取れない)。定性評価がどの程度獲得できるかは不透明であることから、8円入札に集中する可能性が高い。</p> <p>結局、落札者の収入は市場価格次第となるが、これは博打のようなものである。その意味で、事実上価格で決まったラウンド1(R1)よりも厳しい価格競争システムということもできる。プレミアムは8円を下回るときにしか発生しないので、その意味では国民負担は抑えられる。しかし、事業者は大きなリスクを抱える。市場価格が高騰する場合は、事業者は利益を確保できるが、需要家の電気料金は上がることとなり、低価格実現は保証されない。</p> <p>また、FIP制度は同時同量の責めを負うが、洋上風力のような大規模量を扱うアグリゲーターはまだ存在しない(太陽光等の中小規模でもほとんど実績がない)。強いてあげれば旧一電事業者となるが、同事業者が入札に参加する場合、自ずとアドバンテージが付与されることになり、公平性という点で問題となる。</p> <p>政府文書でも「黎明期」と明記されており、FIT制度の下で行うのが理に適っている。どうしてもFIP制度が避けられない場合は、最高評価点価格をFIT価格(LCOE+適正利潤)に近づけるか、FIT制度の下で行うかとするべきである。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>

33	<p>洋上風力は、国民の財産である一般海域を30年間占用して運転する、大規模再エネ発電事業である。日本では、まだ建設・運転の実績がなく、想定外のトラブルに立ち向かい克服しながら長期安定供給を実現しなければならない。長期安定運転は、漁業者等地元との共生していくうえで最大の要件である。従って、運開前と運開後の配点は、15:5ではなく、逆の5:15とするべきである。</p>	12番の回答をご覧ください。
34	<p>わが国では、まだ事実上、洋上風力の実績がない。また、国が初期開発を行う「セントラル方式」は、価格低下の切り札とされているが、実証事業に行う等2025年実施を目標に準備が進められている。セントラル方式導入までの間は、全面的に事業者による開発力に委ねることになる。</p> <p>開発力とは実績と言換えることができる。わが国では、1990年代後半に陸上風力事業の開発が始まり、約25年の実績があり、開発・建設・運転等の実績を積んで来た事業者が存在する。これまでの間、必ずしも順調に推移してきたわけではなく、幾多の困難を乗り越えて実力とノウハウを蓄えてきている。洋上風力事業においても、地元調整、作業、運転のノウハウ等共通点は多い。現在形成されている「有望区域」「促進区域」は、こうした実績ある事業者が先行的にシステムを確保し、地元調整や環境アセスが行われてきた結果を反映している。</p> <p>一方、本格的な洋上風力導入は日本では未経験であり、経験不足を補うために外資の力を借りる必要がある。</p> <p>しかるに、R1では実績に30点を配しながら、国内実績トップと海外実績トップが組んだグループが、それぞれ大きく劣るグループと差がつかないという極めて不透明な評価結果となっている。これは、海外より評価について不信感を持たれる最大の要因となっている。</p> <p>R2においても基本的にR1の状況と変わっておらず、実績の重要性はいささかも減じていない。R1と同様に30点を配し、国内陸上の実績と海外洋上の実績とにそれぞれ15点ずつ配し、基準を明確にすることが極めて重要である。</p>	12番の回答をご覧ください。

35	<p>*①エネルギー基本計画の目標必達 安全保障対策 第6次エネ基では、2030年電源構成目標として、再エネは36～38%に設定されており、洋上風力は5.7GWである。その後、ウクライナ危機等により、再エネはエネルギー安全保障の筆頭に位置付けられ、洋上風力の入札選定基準見直しの直接の要因とされている。すなわち、「国産資源であり大規模開発が期待できる洋上風力は前倒しが期待でき、迅速性をより評価する必要がでてきた」とされた。今回の見直しの最大項目であり、5.7GWを上回る導入は必達となった。</p> <p>*②電力需給ひっ迫対策 昨今の需給逼迫対策として、脱炭素の新規電源開発が不可欠であるが、大規模開発が可能な洋上風力は、最も有効である。迅速性が求められる。</p> <p>*③サプライチェーン整備、地域振興 コロナ禍、ウクライナ侵攻等による資源価格高騰等を背景とする経済悪化を克服する手段として、グリーン成長が期待されているが、サプライチェーン整備を伴う洋上風力は筆頭に位置付けられている。サプライチェーンの早期整備、立地地域の早期経済活性化が実現可能となる。</p> <p>*④基地港湾の有効利用、風車工場の早期稼働 国費等を投入し整備される基地港湾の有効利用、GEと東芝ESとで整備されるナセル組み立て工場の早期稼働が実現できる。</p> <p>以上から、「迅速性」の最大評価、強いインセンティブ付与は当然である。</p>	8番の回答をご覧ください。
36	<p>今次改正案の対象となるラウンド2(R2)においては、まだ洋上風力産業は「黎明期」であり、政府が初期開発を行う「セントラル方式」導入前である。初期開発は全て事業者が行うことになるが、一般に電源開発の8～9割は地元調整に拠ると言われる。地元の理解なしには地盤調査、風況調査、接続線敷設等もできず、スケジュールや投資額の算定も不可能となる。そもそも促進区域が形成できない。</p> <p>基礎自治体(市町村)および漁協等の関係者が「地元」となるが、地元の事業に対する理解が正に鍵を握ると言っても過言ではない。</p> <p>洋上風力の産業化を展望するに、弾みをつける初期段階は非常に重要であり、失敗は許されない。地元の理解を確実に得るためにも、地元が納得する配点とすることは不可欠である。</p> <p>地元関連の配点が小さい、R1の結果をみると地元配慮しているとはいいがたい、との認識が多くもたれており、R1と同一の配点はあり得ないと考える。少なくとも5割増の60点、個々の項目では15点ずつとすべきである。</p>	<p>公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価することとし、洋上風力発電に関する実績が蓄えられるまでの間は、事業の確実な実施の観点を考慮し、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は1:1としております。また、確実な事業実施の観点からは事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電を実施する上では、地元理解を得ることが不可欠であることから、事業実現性に関する評価項目の内訳として、事業実施能力と地域との調整等の配点については、地域との調整等に関し最大限配慮し、配点を2:1としております。</p>

37	<p>公募入札を1回しか行っていないのに、ルールを変える理由が分からないので説明をお願いします。 第1ラウンドの総括をすべきとの意見は審議会等でも挙げられている。入札の度にルールが変わりうるとい う印象が生まれ制度の安定性に関する信頼が落ちると考える。</p>	7番の回答をご覧ください。
38	<p>「国内洋上風力産業の黎明期のみ」の「黎明期」とは何を意味するのか、定義や具体的な期限の設定がな ければ、制度の恣意的な運用に繋がり、制度に信頼性、安定性が保たれないと考えますので、明確にして 頂きたい。 また、「落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、 さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する」とあるが、現段階で 想定されている適応の基準、考え方を制度の信頼性、安定性、予見性の観点から明確にしたい。</p>	<p>落札制限については、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、落 札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰 町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西 海市江島沖のみといたします。2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1 GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討しま す。</p>
39	<p>なぜ「多くの事業者への参入機会を与える」べきか分からないので、説明願います。 特に、落札数の制限をしてまで、「多くの事業者への参入機会を与える」ことが、需要家が求める再生可能 エネルギーの発電コスト低減にどのように結びつくのかを説明願います。</p>	<p>産業の黎明期においては、複数の事業者に参加いただき、パイプラインを複線化して おくことが、産業政策上も重要であると考えております。なお落札制限を実施する場 合は、①効率的なサプライチェーン形成の阻害とならないよう一定の規模を確保すること や、②事業実現性と価格評価が著しく劣る事業者が選定されないようにいたし ます。</p>

40	<p>「多くの事業者への参入機会を与える」には、「公募参加者一者あたりの落札数を制限」するのではなく、日本の洋上風力を世界的にみて魅力的な市場として、国内外の各種プレーヤー（事業開発事業者、風力発電機メーカーなどの設備メーカー、洋上工事事業者）が多数参入しうる市場規模とすべきであるとする。</p> <p>現状想定されている規模では魅力的ではないとの指摘もある（参考文献：京都大学 再生可能エネルギー経済学講座 2022年7月19日コラム327 https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/stage2/contents/column0327.html）。</p> <p>今後、さらに一般海域における占有公募制度を活用した市場規模の拡大についてどのように考えているのか、どの程度まで拡大するのか説明願います。</p>	2番の回答をご覧ください。
41	<p>FIP制度の適用が前提として記載あるが、公募延期されている八峰・能代沖はFIT制度であることが明記されており、同時期に公募を行う場合、海域によって適用される制度が異なることは事業者には多大な負担がかかり、他海域にもFIT制度での実施をお願いしたい</p>	秋田県八峰・能代市沖における着床式洋上風力発電のFIT/FIP制度の適用につきましては、今後、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定致します。
42	<p>最低限必要なレベル並びに優れているレベルの評価基準は具体的かつわかりやすい一方、トップランナーの評価基準は「特に優れていると評価される」と曖昧かつ相対的表現にて、公募指針においてトップランナーの評価基準をより具体的に記載願いたい。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
43	<p>事業計画の迅速性においては、エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標実現の観点から、事業計画の実現性（基盤面、実行面）を考慮しつつ、早期運転開始のインセンティブが最大限に得られるよう議論された第14回合同会議のP13の案2の妥当性が高いと考える。</p>	8番の回答をご覧ください。
44	<p>絶対基準の設定について迅速性を評価される基準点から早い運転開始の加算点について、同一年度内であれば加算点が同じとすれば、ほぼ1年間の運転開始時期のずれが生じたとしても、加算点は同じとなるため、3カ月毎もしくは半年毎の加算点方式が必要ではないか。</p>	より早期の運転開始を促すインセンティブを設ける観点から、迅速性評価は段階的な評価基準としますが、洋上風力発電のような大型プロジェクトでは数ヶ月程度の遅延は十分に起こりえる点を踏まえ、数ヶ月程度の運転開始予定日の差に評価上の差を設けることは合理的ではないため、段階的な評価基準は半年～1年程度となるように、促進区域毎に設定いたします。

45	<p>第三者委員会は当然ながら、公募占用計画が適合基準を満たしていると認められるその内容について、公募占用指針に示した評価基準に従って評価を行うものであることから、第14回合同会議資料(P37)にも記載されている委員に一定の条件を課した上で、一定期間後ではなく事業者選定終了から直ちに透明性、公平性を担保する上で委員名を公表することが最良ではないか。</p>	<p>223番の回答をご覧ください。</p>
46	<p>つまるところ、迅速性に20点という配点をしたにもかかわらず、実質秋田・八峰能代では1年程度公募の発表が遅れることと見込まれる。そもそも2030年のCO2排出量削減目標を重視するのであれば、洋上風力以外の電源である、原子力発電の再稼働といった、現実的なエネルギー政策を立てるべきである。しやにむに、洋上風力を特定の事業者に落札させたいという本来の目的とは異なる意図を感じる。大半の国民は、洋上風力の運転開始が1？2年遅れるよりも、電気代に直結するエネルギー政策を進めることの方が重要と考えているが、30年目標に早期稼働を重視するのであれば、再エネ海域利用法の改定を閣議決定するべきではないか？コスト競争力のある再エネを作るという当初の目的からは、大きく外れている。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
47	<p>「事業の実施能力(80点)」のうち、「運転開始以降の事業計画(5点)」と「電力安定供給(20点)」の配点のバランスが悪いため、配点割合を見直していただきたい。</p>	<p>12番の回答をご覧ください。</p>
48	<p>同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、公募参加者一者あたりの落札数の制限は実施すべきでない。</p>	<p>2番の回答をご覧ください。</p>

49	<p>国、第三者委員会に公募占用計画の内容を十分にご理解いただき、適切に評価に反映いただくために、公募占用計画提出後、速やかに事業者ヒアリングの機会を設けていただきたい。 また、評価プロセスの遅延が事業に影響を与えないよう、事業者ヒアリングのタイミング、事業者選定までの具体的な期間などの評価プロセスのスケジュールについて運用指針に明記いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
50	<p>知事意見策定にあたり適用される評価基準については、関係知事から回答をいただくこととされているが、関係知事だけでなく関係市町村等からも意見を聴取するよう運用指針に明記いただきたい。</p>	<p>31番の回答をご覧ください。</p>
51	<p>Page 4備考1として、『促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性等を検討する。』とあるが、秋田県八峰町及び能代市沖、並びに秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の協議会においても、容量の追加はあったものの、区域の面積に比べ妥当かの議論は一切なかった。 運用指針に記載されている事項は確実に履行すべきである。 特に風車の大型化スピードが急速な現在、系統確保時の想定以上に風車間の離隔距離が必要となり、結果的に当初見込みの容量を満たせなくなる可能性があり、慎重に検討されるべき事項であるため、協議会がサイジング検討を行う場では無い場合、検討を実施すべき場所並びに官庁の所掌が不明瞭であるため明記すべき。</p>	<p>現在は先行する事業者が確保し公募に提供いただいた系統を前提に公募を実施しているところ、今後国による系統確保を進めていく際には、適切な系統容量を確保出来るように検討してまいります。</p>
52	<p>選定結果時の公表内容について、「イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表」と記載されており、選定された事業者の事業計画の詳細までホームページ上で開示されることになっているが、OEMとして機微な情報が開示される事を恐れており、この制度は受け入れがたい。再考を頂きたい。</p>	<p>選定事業者の計画に関して、地域理解醸成等の為にも一定程度の計画内容の公表が必要であると考えております。なお、事業計画の概要公表にあたっては、選定事業者／非選定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものを公表させていただくことを考えております。</p>
53	<p>迅速性に焦点を当てることで、既に現地調査を始めている乃至Go Readyな事業者に対して多分に有利に働き、公平な入札にならない懸念がある。 ウクライナを受けて早期化させるというのであれば、先ず検討すべきは原発再稼働であり、間歇性のある再エネにおいてではない。 このルール変更には利権が絡んだ問題があるように感じ、途中でゴールポストを動かしルールを捻じ曲げるという民主主義への冒涇である。 断固反対する。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>

54	<p>公募開始していた案件を中断し、ルールを変更した事案は、過去にありましたか？ 素人が考えても、公募開始後のルール変更は、特定事業者に有利に働く可能性が高く、公平性が求められる公募システムに反するのではないのでしょうか。何故、公募開始していた案件はそのまま実施し、その次の案件からルールを変更するという事にならなかったのでしょうか？ 公募対応のため、既に一定の資金を投入している事業者が多いと想像しますが、例えば、今回の中断・ルール変更に起因し、事業者(特に海外事業者)から損害賠償を請求されるといった懸念はありませんか？</p>	7番の回答をご覧ください。
55	<p>入札を送らせてまで迅速性を導入するのは本末転倒。ロシアによる軍事侵攻等、尤もらしい事を言っているが、主要メディアの報道を見るに再エネ利権がルール変更のインセンティブになっていることは明らか。また迅速性を導入した場合、わが地元には有象無象の業者が入り乱れる可能性有り、無秩序な状態になる懸念がある。 ルール変更は断固反対。</p>	8番の回答をご覧ください。
56	<p>事業計画の迅速性に20点もの高い配点を行うことは極めて危険であり反対致します。理由は以下の通りです。 仮に事業者Aが迅速性で20点を得て落札し、事業者Bが迅速性で15点を取り次点で失注、事業者AとBの240点満点での点差が5点未満だった場合を想定する。結果的に、事業者Aの実際の完工日が結局事業者Bが入札時に記載した日と同じになった場合、事業者Aの迅速性点は本来15点であるべきだったことになり、そうすると事業者Bが落札していたことになる。この様に、事業計画の実現性40点満点での補正では補正しきれない事象が起こることは十分考えられ、着実な工期を設定した事業者が損をし、確度が高くない工期を設定し、事業計画の実現性で評価者の目を欺く賢い記載を行う事業者が得をする制度は透明性/公平性/公正性の高い入札とは言えないと考えます。 また、仮に上述のような結果になった場合、どのように問題を解決するお考えであるかをしっかりと決めて、入札を取り進めて頂きたいです。</p>	8番の回答をご覧ください。
57	<p>1st ラウンドで漸く安い再エネ料金を享受できると思った矢先のルール変更。呆れて言葉も無い。 早期稼働や産業黎明期の御託を並べているが、国民にとっては安い電気代が一番。今回の入札制度変更を以て、電気代が上がるのであれば、徹底的に反対する。 またその時は萩生田大臣以下、本件に関与した経産省の面々には徹底的に詳細説明を要求する。</p>	1番の回答をご覧ください。
58	<p>最高評価点価格の設定に反対します。 入札案件において、最高評価点価格を設定し公表すると、各入札者の提案する価格はほぼ最高評価点価格に張り付いた形になることが容易に予想され、もはや価格競争は起きないと考えられます。 その上、迅速性に20点を配点し、定性点全体でも120点満点換算すると、価格競争があまりに薄まり過ぎてしまいます。 結果的に、国民負担の抑制、国際的に競争力ある市場・サプライチェーンの育成、価格という公正な評価軸によるフェアな競争がないがしろにされることになると考えますので、最高評価点価格の設定には反対致します。</p>	1番の回答をご覧ください。
59	<p>外資企業から、「日本は一部の利権屋によるロビー活動によりコロコロルールが変わる国」と思われ、健全な市場が育たないので、恣意的な制度変更はやめて頂きたい。 日本市場はいつまでたってもガラパゴスと言われるのはもうやめましょう。</p>	7番の回答をご覧ください。

60	<p>迅速性のみならず、洋上風力ワーキンググループにて複数の委員の方から極めて合理的で論理的で明確な反対意見が出されているにも関わらず(本件は、将来的に国民の負担になるわけなので、ワーキンググループの内容はしっかりとフォロー致しました！)、座長に一任して強引にパブコメプロセスに進めたことに極めて大きな違和感を感じました。 こんなやり方がまかり通るとは大変信じがたい。背後に何らかの力が働いているのではないかと疑ってしまいます。再考をお願いします！！</p>	<p>合同会議においては賛成・反対の複数の委員意見が出ており分かれていたことから、座長一任としてパブコメを行うまでのプロセスを進めました。その後パブコメでいただいた意見を踏まえて再度WGで議論を行い、今回運用指針の改訂を行いました。</p>
61	<p>このルール変更の発端は明らかに再エネ議連及びそれと昵懇の再エネ事業者であり、入札そのものを遅らせてまでルールを変更し、あまつさえ迅速性を前面に出すとは厚顔無恥にもほどがある。 はっきり言ってこのルール変更は入札の公平性もへったくれもない利権絡みの悪手である。 日本の官僚も地に落ちたと言わざるを得ない。残念ながら。</p>	<p>7番の回答をご覧ください。</p>
62	<p>「事業計画の迅速性」という評価軸より、県内の基地港湾が有効活用されないことを懸念します。 秋田県における洋上風力発電事業の開発は、県内の能代港・秋田港を基地港とすべきであり、迅速性実現のために県外港湾を活用するような計画は、地域貢献・地域創生に即さず、許容すべきではないと考えます。</p>	<p>「促進区域と一体的に利用できる港湾」に限らず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは妨げておりません。</p>
63	<p>定性点の120点満点換算については、そもそも反対意見の多かったと認識しております。 また、各Roundで適用されるかが定かでない落札制限を機能させるために導入する必要がある、というロジックになっており、そもそも合理性に乏しいのではないのでしょうか。 仮にそのロジックで導入するのであれば、落札制限が適用されないRoundの案件では120点満点換算も行わないというのが論理的な帰結であるはずであり、この点を明記されたい。また、同様に、仮に落札制限が適用されるRoundの案件であっても、落札制限の適用にあたってのみ換算を行えば足りるはずであり、それを超えて定性点の評価自体についても換算を行うのは理由を欠くため、その点も明記されたい。</p>	<p>27番の回答をご覧ください。</p>
64	<p>「事業の迅速性評価」における「速さ勝負」「早い者勝ち」は、閣議決定による基本方針(国民負担の軽減、長期安定した事業遂行、健全な事業者の競争環境を重視する)に反すると思います。コスト低減、国民負担の軽減に加え、入札制度の透明性・公正性・公正性が非常に重要であり、一部報道もされている通り、一度始まった入札制度が延期されるだけでなく、その評価方法が大きく変わるかもしれないという異例な動きに鑑み、幾つかの海外企業が日本を敬遠する動きを見せていることは極めて重要な警告だと思います。(一度開始した入札をひっこめるだけでなく、評価方法を大幅に変更した例は欧米のみならず、世界中どこでも例がないようです) また、迅速性を重視し過ぎる評価制度を導入する結果、不特定多数の事業者が地盤調査や環境アセス等の実施のために、地域に入り乱れることを懸念します。自治体や漁業関係者は、事業者からの同じような調査依頼に何度も対応する必要が生じるのではないのでしょうか。将来の日本版セントラル方式は、地元の負担軽減のためにも有益な策と思いますが、その政策と明らかに逆行している点に違和感があります。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>

70	<p>a. 洋上風力はエネルギー・セキュリティ、および温暖化対策のソリューションとして、世界的に認められている。世界の洋上風力市場に、周回以上の後れを取っている、日本洋上風力産業を立ち上げるためには、海外の知見や技術が不可欠である。洋上風力は国際間の協力なしには、今までの遅れを取り戻し、2030年までに一大産業に育て上げることは非常に難しい。そのため、日本政府には国際的に通用する「長期的」なルール作りをして頂きたい。そのためには、「持続的可能な」、「透明性」と「公平性」に重点をおいた採点基準にして頂きたい。</p> <p>b. 自国のルール変更では出来なくても、セントラル方式を本気で実施するならば、まずはエネルギー政策を法令化していただきたい。そしてきちんと国にリーダーシップを取っていただきたい。海は国のもの、すなわち国民のものであり、それを取り仕切るのは政府の役目である。また、世界的にも日本国民の電気料金負担は大きく、コロナ後の経済回復が遅れる中、さらにウクライナ情勢による電気価格の高騰を考慮すると、洋上風力の発電コストの低減を促進する制度作りが大事だと思われる。</p> <p>c. また、洋上風力は国際事業であるため、世界の洋上風力市場も競合相手であることを忘れてはならない。その中で、日本の洋上風力市場が投資先に選択されるためには、魅力的な市場を今すぐに作る必要がある。そのため委員会には、学术界でご活躍されている方も必要だが、もっと積極的に国際ビジネスを理解している専門家を入れるべきであり、事業者も積極的にオブザーバーやアドバイザーとして参加させるべきである。実際に事業をしたことがない委員には、事業性を評価できないという懸念もある。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
71	<p>20点は高すぎる。10点でよいのではないか。</p> <p>a. 早期運転開始:実績、または知見がなければ、早期運転開始を入札内容で掲げても、実現できない可能性の方が高い。その計画内容を実際に査定する下地があるのかに疑問が残る。</p> <p>b. 島地港:洋上風力事業は港ありきの事業である。次の基地港指定もまだはっきりしない中、現在の四港で回せる案件数はかなり限られており、2030年までに5.7GWの導入など物理的に無理である。港不足のリスクは事業者がとるべきではないのに、まとめて迅速性というくくりにして事業者に要求するのはおかしい。</p> <p>c. SEP船:世界で洋上風力がどんどんと立ち上がっている上、計画の前倒しがされている中、ただでさえSEP船の確保が困難である。それにも関わらず、日本のカボタージュ規制により、必要船舶の確保は日本の洋上風力ではさらにハードルが高い。これも国が解決すべき問題であり、事業者の採点基準に暗に含まれるのはおかしい。</p> <p>d. 系統接続:系統接続には高額のコストがかかる上、整備する期間も必要であり、このような外的要因は事業者が単独で背負うべきリスクではない。</p> <p>e. 迅速性の配点を上げると、地元との合意のため、落札前の事業者による積極的なアプローチが要求される。それは事業者にも地元にも負担がかかることにより賛同できない。これでは今セントラル方式で始めた環境アセスの意味がなくなる。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
72	<p>洋上と陸上できっちり分けるべきである。洋上風力に必要な経験と技術は、陸上とはかなり異なるため、陸上の知見からの転用はかなり限定的である。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

73	<p>a. 世界で洋上風力計画が前倒し、増加拡大されていく中、市場の小さい日本にどれだけ部品が届くのが懸念される。事業者一社で背負えないリスクなので、配点は小さくするべきである。</p> <p>b. 冨サプライチェーンが今日日本にはないので、サプライチェーン形成や安全面などを要求するのは、事業者に無理なリスクを背負わせることになる。</p> <p>c. 恠気国内調達率に取り組むのであれば、今からきちんと政府がNEDOのGI基金以外にもしっかりと舵取りをし、専門家にギャップの洗い出しやビジネスチャンスを創出する可能性のあるエリアを、きちんと分析させるべきである。スコットランド政府はScotwindを公募に出す前に3年以上かけて、サプライチェーン調査をコンサルタントに委託している。</p>	12番の回答をご覧ください。
74	<p>a. 冨だでさえ、海域がセントラル方式によって明確化されていない日本市場に、落札制限などつけたら、日本の洋上風力市場から撤退する事業者が出てしまう可能性が大きい。世界でそれぞれの国の洋上風力ターゲットを上げてきている中、1GWで独占などと騒ぐ日本市場はまったく魅力がない。</p> <p>b. 冨この海域が公募に出るか不明瞭なので、偶然同じラウンドに入ってしまった場合、複数同時に準備を進めている事業者に不利である。しかし、リスク分散には複数参加の方がコストの低減にもつながる。</p> <p>c. 冨ンソーシャムはリスクの大きい洋上風力事業のリスク分散に必要であり、またお互いの足りない部分を補うのがコンソーシャムを組むことの意義である。その組成を制限してしまえば、洋上風力の立ち上げに大きい壁を作ることになる。</p>	2番の回答をご覧ください。
75	<p>a. 恠知事の意見は公開し、「透明性」を保つべきである。</p> <p>b. 恠地域の事情はあるにしても、知事の意見の採点基準のスタンダードが必要である。</p>	<p>知事意見の評価基準については、公募占用指針で公表する予定です。</p> <p>なお公募評価における知事意見の内容については、公募参加者の計画内容に触れる内容であり、公表することにより公募参加者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることなどから、選定結果公表時において知事意見の内容自体は公表はいたしません。</p>
76	<p>基金も漁業者への補償も大事な項目ではあるが、高齢化に過疎化が進む日本においては、なによりも地域全体が洋上風力によって雇用が増えたり、経済成長が見られたりという具体案が採択されるのを期待したい。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。同様な問題意識のもとで、公募参加者からより適切な地域共生策の提案がなされるよう、法定協議会において、洋上風力を活かした、地域が望む地域活性化策をより具体的に提示していけるよう取り組んでまいります。</p>
77	<p>日本の電気料金はすでに世界でも高いレベルにあり、コロナ後の世界経済復興から取り残されている日本国民にさらなる負担をかけないよう、従来通りの1:1にするべきである。一円でも努力して価格を下げようとしている事業者はきちんと評価するべきである。</p>	1番の回答をご覧ください。

78	<p>a. 最も再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の採点方法そのものが混乱を招いている。点数によって明確に査定できる価格(定量)と、質による事業実現性(定性)とが混ざっていることが問題である。また、海底占有権とFIT(または新たにFIP)と同時に落札できるという制度も深慮にかけている。なぜなら、日本でも宅地と住宅が別々に売買されているように、土地の所有権・専用権を得たからと言って、その土地の上に建築基準法に沿った建物が建つという保証はどこにもないからである。</p> <p>b. 因くセントラル方式の代表例に取り上げられている英国では、海底占有権オプション入札は価格で明確に判断がつけられる制度になっている。また海底占有権オプションは売電価格補助制度のCfD(FIT)の入札とは分けられている。そのCfD制度も明確な数値化された審査基準によって落札される。英国ではオプション落札者がCfD入札へ行きつくまでに、系統などの許認可の申請過程があり、事業の実現性を問われる形になっているため、一度に海底占有権からFIT価格までのリスク分析、およびそのコストの負担を事業者へ押し付けない。そのため事業者の参入障壁が比較的低い。この二つの入札制度に分かれていることより、複雑で難解な採点方法は必要ではない。海底占有権オプション入札からFITまでの間に、必需許認可や最終的にプロジェクト・ファイナンスを取得できなかった事業者は自然淘汰されて行くからだ。またその間、事業の実現性はさらに明確化され、地域との調整も進めやすい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
79	<p>建設費の根拠(リスクの見積含む)について、海域特有の自然条件、施工条件を十分に踏まえているか適正に評価していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
80	<p>調達価格等算定委員会の意見を聴いて定められる「供給価格上限額」について、対象となる海域特有の自然条件を踏まえた上で供給価格上限額の根拠となる資本費を設定していただきたい。</p>	<p>供給価格上限額については、調達価格等算定委員会の意見を尊重して設定します。なお、これまでの本委員会における、再エネ海域利用法に基づく着床式洋上風力発電の供給価格上限額の検討にあたっては、NEDO着床洋上風力発電コスト調査の算定式を基に、対象海域の自然条件や内外価格差等をふまえて、資本費、運転維持費、設備利用率等の想定値を設定しております。</p>

81	日本版セントラル方式の導入にあたっては、建設費をより正確に見積もれるような調査データを提供いただきたい。	2023年度より日本版セントラル方式として風況・地質調査を開始する予定です。公募参加事業者がより適切な事業計画の策定が出来るよう、適切な調査データの提供を行って参りたいと考えております。
82	国内での実施例が少なく、かつリスクの高い大型構造物の外洋施工に対し、安全かつ確実な計画立案がされていることを重点的に審査していただきたい。	施工の安全性や確実性については、公募占用指針において具体的な評価基準を記載した上で、適切に審査・評価してまいります。
83	「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」に加え、より具体的な設計基準を示すガイドラインのようなものを提示していただきたい。	頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
84	事業者と工事請負業者との契約締結において、物価スライド条項(労務費・資材費等の変動に応じた請負代金の変更)を適用するよう、公募指針に記載いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

85	風車基礎等の国内における製作について工場を特定するなど具体性を持った計画に対しては、国内への経済波及効果として適切に評価されるようにしていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
86	「最高評価点価格」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める」とあります。「最高評価点価格」は公表されるのでしょうか。公表される場合、選定が完了した段階で公表となるのでしょうか。	調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定いたします。
87	事業実現性評価点の算出式に賛成します。	27番の回答をご覧ください。
88	事業計画の実現性について、海域によっては、基地港湾や系統等の供用開始時期の制約があり、占用計画の提出事業者間で差が生じないことが明白な場合も考えられます。その場合、迅速性評価の20点をどう扱うか、予め考え方を示し願います。	迅速性の段階的な評価基準は、基地港湾の利用可能期間等を踏まえ促進区域毎の想定される最速の運転開始予定日を踏まえながら、促進区域毎に設定し、公募占用計画に記載いたします。
89	中項目「事業計画の実行面」、小項目「運転開始までの事業計画」における確認の方法の例について配置とは何を示しているのか不明瞭であり明確化すべきであると考えます。また、スケジュールと工事工程は同様の事項を示すと考えられるため、違いを明確化すべきであると考えます。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

90	<p>中項目「事業計画の実行面」、小項目「運転開始以降の事業計画」における確認の方法の例について「撤去の適切性を評価」ではなく、「撤去方法や撤去費用の確保の適切性」とすべきであると考えます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
91	<p>中項目「運転計画の基盤面」、小項目「事業実施体制・実績」について 日本においては、洋上風力発電事業の商業運転開始している例が極めて少ないため、関係都道府県知事が認める場合には、当該海域の未商業運転の事業についても高く評価すべきではないかと考えます。例えば、当該海域の為に活動した関係行政機関の長との調整も、知事判断により実績評価を可能とすべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
92	<p>中項目「運転計画の基盤面」、小項目「事業実施体制・実績」について 合同会議における議論の中で、陸上風力の実績は、事業計画の基盤面(事業実施体制・実績)における、「良好～最低限必要なレベル」に該当すると理解していますが、運転開始済の国内陸上風力における実績をより高く評価すべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
93	<p>中項目「事業計画の基盤面」、小項目「事業計画の実行面」について (例:『「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点が5割未満の場合は、迅速性評価は0点、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする』とありますが、配点40点に対する比率ではなく、各海域の最高評価点に対する比率を乗じる計算方法として頂くようお願いいたします。 (6/23第14回合同会議資料①のP13の案②))</p>	<p>迅速性評価においては、拙速な計画提ではなく、事業計画の実現性の観点も考慮し、より確からしい計画をより高く評価できるよう、事業計画の実現性(基盤面、実行面)の評価点が5割未満の場合は0点、5割以上の場合は運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性(基盤面、実行面)の配点40点に対する得点比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とします。</p>

94	<p>評価区分「トップランナー」について</p> <p>p10の表中、【事業実施能力】の「トップランナー」から「良好」までは、全て下位の基準を満たすものうち、・・・という表現がされています。</p> <p>P20の【事業者選定手続きのイメージ】では第1段階で最低限必要な基準を満たす事業者がふるい落とされる方法となっている為、「良好」より上の評価方法としては、下の基準を満たすもの内、という考え方ではなく、加点方式でその評価区分の基準を満たした事業者も評価して頂くようお願い致します。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
95	<p>④ 公募参加者一人あたりの落札数の制限に関する事項</p> <p>(同一性の判断)</p> <p>例として以下の3海域が、同時に公募が実施され、公募参加者一人あたりの落札数の制限が設定されているとします。い社は以下の組成のSPCで各公募へ臨んだとします。</p> <p>A海域 い社:35%、ろ社:30%、は社20%、に社15% B海域 い社:55%、ほ社:30%、へ社:15% C海域 い社:35%、ろ社:25%、と社:20%、ち社:20%</p> <p>この場合、A海域のSPCとC海域のSPCは同一と見なされます。A海域でのSPCとB海域でのSPC、またB海域のSPCとC海域のSPCは同一とは見なされないと理解しておりますが、正しいでしょうか。</p>	<p>基本的には御理解のとおりですが、詳細に言及するのであれば、「い社」や「ろ社」とその他社との親子会社関係の確認などが必要になります。</p>
96	<p>ア. 継承される系統の容量とその価格</p> <p>・「公募占用指針に記載される承継される系統の容量」とは、その系統枠を所有している事業者まで特定されるのでしょうか。</p> <p>・促進区域に対して、明らかに大きな系統容量が複数の事業者によって「有望な区域整理時確保」の際に押さえられている場合(1/14合同促進WGのAが2つのイメージ)、どの系統枠を利用する(承継する)かは、選定事業者の自由になるのでしょうか。それとも明らかに余分な容量の系統枠まで承継する必要があるのでしょうか。</p>	<p>複数の系統が公募に提供されている場合は、公募を実施する際に一定の系統承継ルールを設定いたしますが、具体的には個別の区域の状況踏まえて公募占用指針において記載いたします。</p>
97	<p>イ. オプションの付与</p> <p>「欧州の取組を参考とした一定のオプションを付与する場合」の注釈として、ページ下部4に「先行して調査を実施している事業者・・・」とありますが、何をもちて先行して調査を実施している事業者を選定するのでしょうか。</p> <p>※そもそも、先行事業者に入札価格マッチングライトのような権利を付与するのは、公募入札制度の根幹を揺るがすものであるため、オプションの付与は現公募制度にはそぐわないと思います。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

98	<p>⑫資金計画及び収支計画</p> <p>キャッシュフロー計算書・損益計算書に「金融面（インフレや為替、金利）等に関する感度分析シナリオを含む」としていますが、事業者にとり、金融面はある程度はヘッジできるにせよコントロール外の要因であり、前提とする値次第で大きく収支が変わるため、公募占用指針ごとに前提とすべき値を決定し公表すべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
99	<p>⑫資金計画及び収支計画</p> <p>収入に係る計画の中に「プレミアム収入」の記載がありますが、これはFIP制度における基準価格と参照価格との差の事を意味しているものと思われませんが、操業期間となるとかなり先の話になり、どのように参照価格を設定するのでしょうか。公募占用指針のほうに想定参照価格が記載されるのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
100	<p>知事が関係市町村、漁業関係者の意見を聴取する際に、「当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。」との記載がありますが、公募開始後の海域調査に紐づいて、公募開始前から傭船契約を締結していた漁業者は聴取対象から除外されない、という理解に相違ないでしょうか。</p>	<p>海域調査に係る傭船契約を行った事実のみをもって意見聴取対象から外れるということとは想定しておりません。いずれにせよ、地域において意見聴取を行う者は関係都道府県知事において判断が行われることとなります。</p>
101	<p>「また、公募においては、地域との調整が評価基準とされているところ、公正な評価を行うためには、公募の期間中、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様によって事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする。」とされていますが、「公平性・透明性・競争性を阻害する態様」の定義をもう少し明確にお示し願います。（具体例でも構いません）</p>	<p>具体例として、例えば、以下のような行為については、公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者との接触に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元関係者から他社の情報を聞き出す行為 ・ 自らに有利となるような都道府県への陳情を地元関係者に依頼する行為 ・ 事業者が地元関係者に公募に関する助言を求めるといった行為 ・ 地元関係者の費用を負担して飲食する行為など地元関係者に便宜を供与する行為 <p>なお、公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながら接触を行うことについては、これだけをもって、公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害するものではないと考えられるため、参加資格を失うことにはなりません（ただし、上記の便宜供与等を伴う場合は除きます。）。</p>
102	<p>「選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする」とあります。「選定委員」についても選定が完了した段階で公表して頂くようお願い致します。</p>	<p>223番の回答をご覧ください。</p>

103	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の三 10に「経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、基準価格等を改定することができる。」とありますので、公募占用計画の認定からFID、発注までに物価その他の経済事情の著しい変動がある又は生じる恐れのある場合には、基準価格の変更を認める、という文言を運用指針に明記して頂きたいと思っております。	再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の基準価格等又は調達価格等についても、再エネ特措法第2条の3第10項又は第3条第11項の規定が適用される場合はございます。
104	公募占用指針上、SPC参加の場合、SPC及び実績等の評価対象となるSPCの議決権を有する構成員は、同別紙参加資格の各要件(但し、SPCの議決権を有する構成員に関しては、別紙の(2)①の要件を除きます。)を満たす必要があるとされています。このうち、同別紙の(3)③のいずれかに該当するかどうかの審査にあたっては、当該SPC及び実績等の評価対象となるSPCの議決権を有する構成員自身が同(3)③のいずれかに該当するかどうかのみが審査対象であり、当該SPC又は当該構成員の親会社、子会社その他の関連会社が同(3)③のいずれかに該当した場合でも、当該SPC及び当該構成員の公募参加資格要件の充足・不充足の判断に影響を与えることはないという理解をしていますが、「当該SPC又は当該構成員の親会社、子会社その他の関連会社が参加資格を満たさない場合でも、当該SPC及び当該構成員の公募参加資格要件の充足・不充足の判断には影響を与えない」旨、指針に明記することを提案いたします。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
105	SPC参加の場合、SPCの構成員の関連会社が同(3)③ト) a乃至f)に該当するものとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないとされている場合であっても、当該SPC又は当該構成員自身が同a乃至f)に掲げる行為を行ったわけではなく、当該SPC又は当該構成員は経済産業省及び国土交通省から参加資格を認められないこととなるものではなく、したがって、当該SPC又はSPCの構成員が(3)③ト)に該当すると判断されるものではないという理解はしていますが、「SPCの構成員の関連会社が同(3)③ト) a乃至f)に該当することを理由に、公募参加資格を認められない場合でも、当該SPC又は当該構成員自身が同a乃至f)に掲げる行為を行ったわけではなく、当該SPC又はSPCの構成員が(3)③ト)に該当するとは判断されない」旨、指針に明記することを提案いたします。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
106	第三者委員会による公募占用計画の評価に関し、2022年6月23日の第14回洋上風力促進小委員会の資料1「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方について」のスライド37には「3. また、第三者委員会の委員については、審査内容の口外禁止や公表までの間の事業者等との接触報告などの条件を課した上で、事業者選定終了から一定期間後に委員名を公表する方向で検討する」とある。本運用指針案では委員名の公表については記載がないが、委員名の公表はしない方針ということで間違いはないか。	223番の回答をご覧ください。

107	<p>「同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合」とあるが、今後は複数区域を同時に公募する方針ということで良いか。また、複数区域の同時公募のために公募時期をある程度ルーティン化する方針があるかどうか確認したい。</p>	<p>落札制限を今後実施し続けることが目的ではありません。落札制限については、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、落札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみといたします。2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討します。</p>
108	<p>「iii）事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と整合的な運転開始 時期に関する絶対基準を設定する。」とあるが、この絶対基準は公募占用指針の中では定められない(明示されない)、との理解でよいか。</p>	<p>88番の回答をご覧ください。</p>
109	<p>資源の少ないわが国でエネルギー安全保障にも資する再生可能エネルギーを早期に、かつ、大量に導入していくこと自体には賛同する。一方、昨年末に結果が発表されたR1の公募では、初期の目的が達成された入札結果が実現されたにもかかわらず、一部行政機関の独断だけで既に進行している公募の手続きを停止し、入札ルールを大幅に見直すといった動きを拙速に進めていることには大いに違和感を感じる。加えて、迅速性を評価する内容への変更を企図しているにもかかわらず、ルール変更で公募手続きを遅らせていることは本末転倒。</p> <p>価格についても、最高評価点価格を設定することで実質的には価格競争は起きないのではないかと危惧する。国民負担の軽減を目指す旨の基本方針(閣議決定)にも反するのではないかと考える。</p> <p>最後に、洋上風力ワーキンググループにて複数の委員の方から反対意見が出ていた中で座長に一任し、半ば強引にパブコメプロセスに入ったことについても大きく違和感を感じる。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
110	<p>ロシア・ウクライナ情勢からみても、エネルギー安全保障と脱炭素化のエネルギー源として、再生可能エネルギーの導入を更に加速することは大切であり、洋上風力発電は重要な事業であると考えています。それに関わらず、透明性なく、一部の行政機関の独断だけで一方的に、進行中の公募手続の停止と入札ルールの見直しを決定している進め方には違和感を感じます。国会できちんと議論し直すか、パブコメで広く民意を吸い上げて透明性をもって議論を尽くすべきであると考えます。</p>	<p>7番の回答をご覧ください。</p>
111	<p>早期に大量に安い洋上風力発電を導入するためには、ご認識の通り「多数の事業者へ参入機会を与える」ことが重要と存じます。「多数の事業者へ参入機会を与える」ためには、落札数を制限するのではなく、国内外の各種事業者(事業開発、工事、設備メーカー)が多数参入しうる魅力的な市場規模とすることが必要なのではないかと存じます。現状想定されている規模では魅力的ではないとの指摘もあり(京都大学 再エネ経済学講座 コラム327)、今後の洋上風力発電の市場規模拡大(EEZの活用、他の有望地域への横展開早期化等)を真剣にご検討頂くことが重要なのではないかと考えます。ご検討くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>

112	<p>国会で議論して一度決めた基本方針に沿ってラウンド1の公募・入札が行われ、当初の目的が十分に達成された入札結果が実現したにもかかわらず、「ウクライナ情勢」という理由だけで、突如進行中の公募手続が停止となるのはおかしいと考えます。また、入札ルールの見直しを決定し、大幅なルールの見直しを拙速に進めている現在の行政機関の進め方は、きわめて異例に感じます。そもそも、国会・民意に基づかず、法令に基づく制度を変えようとする姿勢は、民主主義に反しているのではないのでしょうか。ウクライナ情勢を受けて、当初の入札制度を変える必要があるのかどうか、国会でしっかりと議論の上、国民に説明頂きたいです。ただでさえ電力が足りておらず、国民は節電に取り組んでいます。入札ルールが改定されると、国民の負担が増えるのではないのでしょうか。国民負担の抑制を犠牲にしてでも迅速性を高く評価すべきなのか、疑問に思います。改めて、国会できちんと議論・決定して頂き、国民が納得できる説明を頂きたいです。今からでも遅くないので、今回の機会に広く国民の意見を吸い上げて、せめて審議会にて透明性をもって議論を尽くして頂きたいと思います。</p>	7番の回答をご覧ください。
113	<p>今回の改訂により選定事業者及び非選定事業者の公表すべき具体的項目が追加されたことについては、当事者となる関係団体が法定協議会において発言したことが、どれだけ反映されたかを知る上で大変重要なことと思えますし、公表項目が示されたことは有り難いと考えます。</p> <p>さらに、改訂案には選定事業者は「v」地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果について公表することになっていますが、是非、非選定事業者の「v」地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果についても公表していただきたい。</p>	<p>地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果の概要を公表することは、地域理解醸成の為のものであるため、非選定事業者の同内容に関しては公表する予定はございません。</p>
114	<p>先般、石原委員より「諸外国のように最も開始時期の早い事業者に合わせて、価格を変換して評価していただく必要があるかなと思っています」というご発言があったようです。インターネットや海外企業で働く方へのヒアリング等を通じて調べてみましたが、「最も開始時期の早い事業者に合わせて価格を変換して評価」する様な入札制度を採用している国/案件は一切見つかりませんでした。どこの国の、どの案件のことをおっしゃっているのか教えてください。</p>	今回の運用指針の改訂に係る質問内容ではございません。
115	<p>入札制度の見直しは、再エネ賦課金の負担増による国民への負荷を強いる方向への修正と思われる。国民負担の軽減を犠牲にして迅速性を高く評価すべきなのか、賛同できません。最高評価点価格を設定してしまうと、フェアな価格競争が起きず、競争力のある市場に育たないことも危惧します。エネ庁・国交省の独断ではなく、国会で透明性をもって議論を尽くされたのでしょうか（民意が反映されるべきだと思います）。一度始まった入札が延期され、評価方法が大きく変わるの世界的に見ても極めて異例で、海外企業が日本を敬遠する動きを見せていると報道で見ました。大きな警告なのではないかと思えます。</p>	1番の回答をご覧ください。

116	<p>(ア)都道府県知事による意見聴取の対象から除外される者との接触について</p> <p>評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、都道府県知事の意見を参考聴取するとされているところ、都道府県知事がこれに対する意見を策定する際に地域の意見を代表するために関係市町村や漁業関係者等に対して行う意見聴取において、「当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。」とされている。その後段では「また、公募においては、地域との調整が評価基準とされているところ、公正な評価を行うためには、公募の期間中、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様によって事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする。」とあるが、ある者(「A」と称する。)が「地元の関係者」でありかつ「当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者など」でもある場合において、Aは都道府県知事による意見聴取の対象から除外されることから、事業者が公募期間中にAに接触したとしても、当該Aへの接触は(「地元の関係者」への接触ではあるものの)「公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様によって事業者が地元の関係者と接触」することにはならないと理解しているが、その理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
117	<p>(イ)誤字と思われる記載について</p> <p>該当箇所中で地域との「共生」とされている箇所があるが、第2章 1. (2) 11)(選定事業者を選定するための評価の基準)を踏まえると、これは誤記であり、地域との「調整」が正という理解でよいか。</p>	<p>地域との調整や地域経済への波及効果をまとめて、地域との共生に関する事項と整理して記載いたしました。</p>
118	<p>「促進区域内海域の占用の区域」について、周辺海域を含め既設の電力・通信ケーブル情報を事前に示していただきたい。</p>	<p>法定協議会資料や海洋情報表示システム(海しる)等の公開情報をご確認ください。</p>

119	<p>港湾については、入札案件ごとに使用可能な港湾が一つに限定され、指針に明記されるという認識で良いか。また、それ以外の港湾を利用する場合は事業者が自ら調整し港湾管理者への同意を得るという理解で良いか。</p>	<p>公募占用指針において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」を記載することとなります。「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外に、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行うために公募参加者が自ら調整した港湾がある場合には、当該公募参加者が当該港湾を活用することを妨げておりません。具体的な取扱いについては、公募占用指針をご確認ください。</p>
120	<p>事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点について、「当面」は1:1とするとのことですが、「当面」の考え方を示していただきたい。</p>	<p>国内での洋上風力発電事業の実績や、公募における供給価格の低減効果などを踏まえながら、公募の事業者選定の評価方法について引き続き改善して参ります。</p>
121	<p>「最高評価点価格」を設定する場合には、その価格を公表すべき。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
122	<p>FIP制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定するとあるが、公表の有無に関わらず設定の考え方を明らかにしていただきたい。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
123	<p>日本版セントラル方式について実施計画や想定海域を出来るだけ早期に示していただきたい。</p>	<p>セントラル方式に関する詳細な制度設計については、今後整理してまいります。</p>

124	各評価項目の確認方法については、公募占用指針において具体的にお示しいただきたい。	ご指摘の点については公募占用指針の中で具体的にお示します。
125	迅速性の重要性は認めるところですが、事業計画の迅速性の配点を20点とすることは高すぎるのではないかと。また、将来的には当該項目を廃止していくことをご検討いただきたい。	8番の回答をご覧ください。
126	「事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。」とありますが、促進区域と一体的に利用できる港湾とその利用可能時期が明記され、想定施工時期の技術水準に基づき、絶対基準(トップランナーとなる運転開始時期)を設定・公表いただきたい。	88番の回答をご覧ください。
127	事業者としては、長い年月をかけてかつ他事業者と連携して入札に向けた取組みを進めていることから、事業者の事業計画の見直しにつながり得る落札制限については、黎明期であっても設けるべきではないかと。また、黎明期について、想定している具体的な期間をお示しいただきたい。	38番の回答をご覧ください。
128	承継すべきシステムの容量とその価格が公募占用指針に明記されるとありますが、運転開始時期の検討のために、系統接続工事の完了時期についても明記していただきたい。	今後国による系統確保した系統に基づく公募を実施する際には、御指摘の点踏まえて制度設計を検討いたします。

129	<p>事業実施期間は20年が基本とされていますが、港湾の先行利用者影響等により20年の事業実施期間の確保が困難になると考えられる場合には、20年の事業実施期間が確保されるような方策をご検討いただきたい。</p>	<p>他の促進区域の選定事業者や港湾区域内の占用予定者との間で、促進区域と一体的に利用できる港湾を使用する時期に重複があった場合の運転開始期限日の延長の取扱いについては、公募占用指針に記載することとなります。</p>
130	<p>事業を適切な水準で健全に運営するためにも収入計画は事業者の戦略・裁量によって計画する必要があると考えています。 従って、FIP制度を適用する場合においては、相対取引や市場取引等の制約は設けないでいただきたい。</p>	<p>FIP制度や再エネ海域利用法に基づく占用公募制度に基づき、事業者の供給先や市場取引等による供給の方法を義務付けることはしておりません。</p>
131	<p>「公募の期間中、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様によって事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする。」と記載されていますが、公募期間中においても、環境影響評価の実施に伴う地元関係者（漁業関係者、地方公共団体等）への接触（配慮書・方法書縦覧前の事前説明、説明会開催等）については、可能としていただくとともに、その旨を明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
132	<p>選定結果時の公表内容として「i）供給価格」が記載されていますが、FIP制度が適用される場合においては基準価格が提案価格となることから、供給価格の定義をお示しいただきたい。</p>	<p>公募占用指針に記載整理いたします。</p>
133	<p>「また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。」と記載されていますが、先行事業者の責めによる遅延により港湾利用スケジュールを変更せざるを得なくなり、後続利用予定者のスケジュールやコストが変更になる場合の扱いについて明示いただきたい。</p>	<p>やむを得ず港湾利用スケジュールを変更せざるを得ない場合の取扱いについては、変更の必要性が生じた事由や変更内容等を踏まえ、個別事案ごとに判断することとなります。</p>

134	<p>「事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当面は1:1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。」とある。これでは、「当面」、「実績が蓄えられた段階」といった非常に曖昧な表現があるため十分な理解ができない。政府がどういう時間軸で、どういった見直しを計画しているのかを具体的に示すべきである。</p>	<p>120番の回答をご覧ください。</p>
135	<p>価格の評価について 洋上風力、特にFIPの入札案件については、価格を20年の固定ではなく将来の物価変動に応じて変動させるべきである。</p>	<p>物価変動リスクについては、各々の事業者によってリスク対応が行われることが原則と考えております。公募の審査においては、事業計画の実現性の評価の中で、物価変動リスクも含めたリスクシナリオへの対策も評価されます。 なお、再エネ海域利用法第16条の規定のとおり、選定事業者における基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間については、再エネ特措法の規定を準用し、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認められるときは、基準価格等又は調達価格等を改定することができますとされています。ただし、2012年の再エネ特措法施行以降、同規定に基づく基準価格又は調達価格の引き上げや引き下げの改定が行われたことはありません。</p>

<p>FIP制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市場価格」とは何を指しているのかを定義すべきである。 i)JEPXの一日前市場のことか、ことなればご教示願いたい。ii)何年のデータを指しているのか。明確にご教示願いたい。iii)将来の予測値であれば、何を根拠とするのか明確にご教示願いたい。iv)8760時間/年の発電量加重平均を指しているのか、ことなれば明確にご教示願いたい。 ・「最高評価点価格」が事前に公表されることを、本指針において明示すべきである。 ・「市場価格を十分に下回る」の「十分に下回る」の基準を明確にすべきである。・「最高評価点価格」が事前に公表されない場合、「市場価格」と「十分に下回る」の定義が不明のため、入札参加者はFIP入札価格を下げ、FIPプレミアム収入のみでは採算性が取れないレベルとなる帰結となることを、経済産業省として認識しているか。 ・FIPプレミアム収入のみでは採算性が取れない場合、事業者としては、コーポレートPPAにおいて採算性に見合う買取価格を確保する必要があるが、それは結局、当該電力のオフテーカーを通じて間接的に日本の消費者に転嫁されており、経済産業省が考える賦課金だけ少なくすれば良いという発想では低廉な再生可能エネルギー供給という政策目的を達し得ないことを認識されているか。日本における低廉な再生可能エネルギー供給を謳うのであれば、FIP価格ではなく、事業計画のうち収入計画を評価すべきであるが経済産業省としての認識を伺いたい。 136・FIPプレミアム収入のみでは採算性が取れない場合、事業者としては、コーポレートPPAにおいて採算性に見合う買取価格を確保する必要があるが、数100MWの洋上風力について、かつ、5、6年以上先の運転開始予定の電力について、現時点で買取価格・期間を含めてコミットできるオフテーカーがいると考えるか否か経済産業省の認識を伺いたい。 ・現時点で買取価格・期間を含めてコミットできるオフテーカーがいないと経済産業省が認識しているならば、その5、6年以上先にオフテーカーが見つからない、或いは見つかっても、採算性のある契約を結べないリスクを入札参加者が取る構造となっている。このことを経済産業省として認識しているか。また、同様に、5、6年以上先に運転開始が見込まれる、数100MWの洋上風力のバランシングを、現時点において価格と期間をコミットできるアグリゲーターや小売事業者がいると考えているのか、経済産業省としての認識を伺いたい。 ・現時点で買取価格・期間を含めてコミットできるオフテーカーがいないと経済産業省が認識しているならば、①その5、6年以上先にオフテーカーが見つからない、或いは見つかっても、採算性のある契約を結べないリスクを入札参加者が取る構造、また、②数年先にバランシングサービスの提供者と対峙して、(事業者は運転開始時期の目標があるため)、交渉上有利に立たれてしまうリスクを事業者が取る構造、を経済産業省として是認・志向しているのであれば、送電会社及び小売事業と完全分離を果たしていない旧一般発電事業者の発電部門が小売・発電規模からしても断然に有利な状況となるが、そのことに対する経済産業省としての認識を伺いたい。 	<p>最高評価点価格(ゼロプレミアム水準)の具体的な水準や事前公表／非公表については、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定いたします。</p> <p>また、FIP制度の下での相対契約に基づく売電を想定した事業計画については、事業計画の実現性の評価の中で、適切に評価いたします。</p>
--	--

137	<p>事業計画の迅速性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始の早さを事業者に競わせるのではなく、政府として設定する必要な運転開始の年限に間に合うかどうかを論点とすべきである。 ・事業計画策定にあたり、洋上風力発電の工事計画届審査スケジュールや港湾改造など行政側の所掌業務を含むものについては事業者側では正しく把握しきれない。参照すべき行政側の所掌業務に関する期間(審査スケジュールなど)を公表すべきである。 ・「エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定」する際に、(ただ絶対基準たる年限を示すだけでなく)行政がその前提条件(根拠や内訳等)をどう考えるのか開示すべきである。 ・事業者に迅速性を求める前に、洋上風力事業の本質的な課題である基地港湾の整備、セントラル方式の早期導入、(産業政策としての)サプライチェーン構築、審査・認証の加速・短縮化など、行政に起因する事業迅速性の成立要因に対応していただきたい。 ・迅速性の評価点設定のために、「事業計画の基盤面」・「事業計画の実行面」の評価点比率を乗ずるとするのは評価方法として安易であり、かつ評価制度として複雑になってしまうのではないか。(上記のとおり、国が設定する評価年限に間に合うことを必須条件とし、それを満たす者の間で特に点数の差は設けないことが適切と思料。) ・迅速性に関しては評価とともに、(その評価が極めて難しいことに鑑み、)実際に遅れた場合には保証金の没収のみならず、納期遅延金を適用する考えはいかがか。 ・事業計画の迅速性評価の考え方について「今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。」とあるが、「適宜見直し」の考え方、時間軸を教えてください。 	88番の回答をご覧ください。
138	<p>「事業実現性に関する項目(例)」における「確認方法の例」に示された「適切な事業実施体制」をどう評価するのか、その評価方法を明らかにしていただきたい。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
139	<p>「資金・収支計画」について評価点が新たに追加されたが、資金・収支計画の良否というものが評価可能なかどうか極めて疑問。これまでの国の議論で出ていた評価基準も適切とは考えられず、実効性・妥当性のある評価基準を示すべきである。(もし仮に示せないのであれば前回同様に評価点を設けないほうがよいと考える。)</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

140	<p>「施工計画、工事工程の適切性を評価」について、国内コンサル・国内ゼネコンは海洋土木工事の経験が乏しく、かつ我が国においては海洋土木工事に関わるインフラが十分ではない。この現状に鑑みて、海外の洋上風力にて十分な実績・経験を有する海外コンサル(例:DNV-GL等)も評価者に交え、適正な評価を実施いただきたい。</p>	<p>公募占用計画の評価は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえ、適切に行ってまいります。</p>
141	<p>事業計画の実行面—運転開始以降の事業計画 審査基準に「撤去の適切性」とあるが、「適切な撤去」とはどのようなものであり、どのような審査基準とするのが不明。審査基準を明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
142	<p>ハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価 洋上風力発電は国策であり、「サプライチェーン形成」は官民双方で進めていくものであるため、民間事業者のみからその形成計画を出させるのでは十分ではない。趣旨からしてここで求めるべきは「国内調達比率」と考える。現実的に国内調達が可能な品目指定を国が行い、事業者はその品目の国内調達比率を提案させるのが適切・妥当ではないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
143	<ul style="list-style-type: none"> ・落札制限はこの先行われる公募すべてに適用されるのか。それとも当面の間に限り適用されるのか。国がその適用を考えている時間軸を明確に示すべきである。 ・公募参加者・落札者の多様性を求めるならば同一ラウンドごとの制限ではなく、たとえば第1ラウンドからの累積落札容量で判断する、など様々な判断指標を想定し、その間で比較検討することが必要と考える。(もしその検討を既に行っているのであればその比較検討結果を示すべきである。) ・ここでいう「同一の公募」が指す内容がわからない。その定義を明確に示すべきである。 ・ここでいう「黎明期」は非常に抽象的。政府として具体的にいつまでを想定しているのか明確に示すべきである。 	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
144	<ul style="list-style-type: none"> ・「地元関係者への接触禁止」とあるが、「地元関係者」とは具体的に誰(どこまでの範囲)を指しているのかを示すべきである。 ・例えば、本件の開発にあたり、他法令・条例(例:道路法、環境影響評価法、港湾法)に基づき同意書を取得する必要がある場合などは事業者としてどのような対応をとればよいのか。 	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

145	<p>漁業・地域との協調の在り方について 全ての案件で基金を設けることとされているため、本運用指針「漁業・地域との協調の在り方」において、基金の組織・運営について指針を示されたい。具体的には、基金を自治体乃至その関連の公的組織に設置すること、運営自体は、民間の業者（銀行等）に委託することができること等。</p>	<p>今後法定協議会における洋上風力と地域の共生策の具体的事例が蓄積されてきた段階で、グッドプラクティスの事例の紹介などを行って参りたいと思います。</p>
146	<p>基金外の協調策を競わせることは適切でないため、漁業・地域協調策については、原則として基金を通じて実施する旨を記載すべきである。</p>	<p>地域共生に関して、地域毎に法定協議会の中で議論し、選定事業者に求める地域共生策を示すものであり、運用指針で示すものではありません。</p>
147	<p>意見を聴取する学識経験者とはどのような基準で選定されるのか。その基準を明示すべきである。</p>	<p>第三者委員会では、「事業実現性に関する要素」として、(1)事業実施能力、(2)地域との調整や地域への経済波及効果について確認することとなるため、事業実施能力の確認にあたって風力発電および海洋構造物といった洋上風力発電事業の中心となる分野に関する専門知識を持つ者や、中長期に渡る大規模な投資を伴う社会インフラ事業であり、財務・収支計画が適切な計画となっているか評価するための財務・ファイナンスの専門知識をもつ者、地域との共生や地域経済波及効果を評価するため、地域の実態に関し知識や経験を有する者、総合的なプロジェクト評価に関する専門的な知見を有する者を選定いたします。なお、委員に選定する際は、公募参加事業者との利害関係がないことを確認しております。</p>
148	<p>知事意見のみならず、地元市町村の長の意見も併せて聴取することとし、県知事と同じく尊重し評価すべきである。仮に知事が市町村の長からヒアリングをするにしても、知事から国へあげる際には各市町村の長の声を個別にあげることであり、それらを公表すべきである。</p>	<p>地域との共生に関する事項については、地域の代表として都道府県知事の意見を最大限尊重して評価することとしております。また、知事意見策定にあたっては、地域の意見を代表するために関係市町村、漁業関係者等の地域の方々意見を都道府県知事が、公募の公平性・公正性を担保する形で聴取することが重要であると考えております。</p> <p>なお公募評価における知事意見の内容については、公募参加者の計画内容に触れる内容であり、公表することにより公募参加者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることなどから、選定結果公表時において知事意見の内容自体は公表はいたしません。</p>

149	<p>都道府県知事意見の策定 対象海域が隣県と接している場合は当該県と隣県の両県知事の意見を聞くのか。</p>	<p>国から意見聴取を行う関係都道府県知事は、促進区域指定時に意見聴取を行った関係都道府県知事になります。</p>
150	<p>工事計画、港湾利用のスケジュール ・拠点港が先行案件により既に埋まっている場合にはどのように利用できる港湾を選定するのか国としての考えを伺いたい。つまりは、入札者に利用港湾を選定させるのではなく、当該海域において活用する港湾とその要件等を公募指針に記載すべきである。</p>	<p>促進区域までの距離、港湾の利用状況、埠頭において地耐力が見込まれること等を考慮し、公募占用指針において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」を記載することとなります。</p>
151	<p>入札までは複数者が競争環境にある一方で、落札以降は利用できるインフラ、協業できる企業等の条件が変わる可能性がある。運用指針には変更を認める場合の基準について「公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情」、「公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないこと」などの記載があるが抽象的な印象を拭えず、より踏み込んだ記載をすべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
152	<p>エネルギー政策は国民の生活にとって非常に重要な問題であるからこそ、透明性、公正性が担保された方法で入札制度は決められるべきだと思います。 そのため、今回のように入札準備を進めていた事業者がいたにも関わらず突如入札を延期とし、一部の行政機関の独断だけで一方的に入札ルールの見直しを決定することには疑問を感じます。 国民に見える形で、国会で再議論を行うべきですが、それが実施出来ないのであれば、広く国民の意見を聞く場をもち、議論をすべきであると思います。パブコメも、ほとんどの人が実施されていることを知らないように思うので、民意をくみ取るポーズになっているのではないのでしょうか。 地元の負担軽減のためにも、日本でもセントラル方式の導入が今後必要であると考えていますが、本制度の導入が実現する前に今回の「事業の迅速性20点」という高配点評価の導入は、不特定多数の事業者が地盤調査などのために、地域に入り、地域の負担を増やすことになるのではないのでしょうか。また、最高評価点価格を設定し、公表する形は経済の自由競争を妨げる結果になると考えています。国民の負担を軽減させるという観点でも矛盾していると思います。</p>	<p>7番の回答をご覧ください。</p>

153	<p>迅速性評価の”基準日”を絶対基準とするのであれば、エネルギー政策だけでなく、地域事情も考慮した上で基準日を定める旨を明記すべき。</p>	<p>88番の回答をご覧ください。</p>
154	<p>「運転開始以降の事業計画」の点数が5点は低すぎるので10点ないしは15点に上げるべき。</p>	<p>13番の回答をご覧ください。</p>
155	<p>事業者選定後の公募占用計画の認定までの間の計画変更に関する規定を設けるべきである。事業者選定後から公募占用計画認定までの計画変更は原則認めず、本運用指針3章3項の”公募占用計画の変更等”に記載の、認定公募占有計画の変更と同等の基準で持って変更の可否を判断する旨を追記すべき。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
156	<p>迅速性評価における”実現性”の考慮の仕方として、「事業計画の実現性」の全40点を分母としてそれを掛け合わせる案に反対である。運転開始時期の妥当性評価をするならば”運転開始前の実現性(15点)”の取得割合で評価するのが妥当ではないか。その上で、”実現性評価の得点が5割以下であれば迅速性の点数を0点にする”という条件は撤廃すべき。</p>	<p>93番の回答をご覧ください。</p>

157	<p>迅速性評価の”基準日”は絶対基準でなく、各事業者の提案を基にし、最も早い運転開始日を提案した事業者案を基にする相対基準とすべき。</p>	<p>88番の回答をご覧ください。</p>
158	<p>迅速性の評価については、運転開始時期を守れなかった場合のペナルティを明記すべきであり、かつそれをかなり重いペナルティとすべき。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
159	<p>事業者選定後の海域占用計画の認定について、いつ頃(何か月後)に認定がされるのかを本運用指針に記載すべきである。 少なくとも、認定に関する手続き開始期限を本運用指針に示すべきである。</p>	<p>再エネ海域利用法では、公募占用指針には、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限を定めております。同認定申請には、認定された公募占用計画の提出が要件となっておりますので、必然的に同申請手続きに間に合うように、公募占用計画の認定手続きを行うこととなります。</p>
160	<p>事業者選定時、事業計画の要旨として公表する工事計画に、陸上の送配電設備概要とその工事スケジュール、港湾は基地港湾だけでなく補完港を含める旨を追記いただきたい。これらは、遅くとも公募占用計画認定のタイミングでは公示いただきたい。 加えて、21年12月に事業者が選定されたRound1の3海域の(銚子、能代・三種・男鹿、由利本荘)の選定事業者の公募占用計画は、22年7月末時点で未だ認定されておらず、具体的な占用計画案も公示されていない。Round2の近隣区域での公募計画に強く影響するため、これらに限っては認定の有無に限らず、至急の公募占有計画案に示された陸上の設備を含めた設備の計画と工事スケジュール、補完港を含めた港湾利用計画の開示を強く求める。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

161	<p>本運用指針には具体的な採点方針の詳細が記載されていないが、少なくとも、本運用指針が提示された2022年6月23日の「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)」にて提示された「資料1 再エネ海域利用方に基づく事業者選定の評価の考え方について」(以下、大14回合同ワーキンググループ-資料1)と同等程度の詳細な方針を本運用指針内に示すべきである。</p> <p>また第14回合同ワーキンググループ-資料1に示された事務局案の採点方針に関して、P.20「事業計画の実現性/運転開始までの事業計画」項目のトップランナーに関する評価基準として、“設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされている”とあるが、調整力や系統混雑に関する事象は発電事業者に要求すべき内容ではないことから、評価項目からは削除すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
162	<p>本運用指針には「事業の実現性」に関する、具体的な採点方針の詳細が記載されていないが、少なくとも、本運用指針が提示された2022年6月23日の「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)」にて提示された「資料1 再エネ海域利用方に基づく事業者選定の評価の考え方について」(以下、大14回合同ワーキンググループ-資料1)と同等程度の詳細な方針を本運用指針内に示すべきである。</p> <p>また第14回合同ワーキンググループ-資料1に示された事務局案の採点方針に関して、「運転開始以降の事業計画」の評価項目として挙げられる”メンテナンス人材の育成・確保”、“O&Mの取組内容”といった項目は他項目と重複するが、「運転開始以降の事業計画」の枠に一本化した上で、「運転開始以降の事業計画」の配点を上げる調整をすべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
163	<p>本運用指針には具体的な採点方針の詳細が記載されていないが、少なくとも、本運用指針が提示された2022年6月23日の「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)」にて提示された「資料1 再エネ海域利用方に基づく事業者選定の評価の考え方について」(以下、大14回合同ワーキンググループ-資料1)と同等程度の詳細な方針を本運用指針内に示すべきである。</p> <p>また第14回合同ワーキンググループ-資料1に示された事務局案の採点方針に関して、P.22「事業計画の実現性/運転開始以降の事業計画(維持管理、撤去)」項目のミドルランナーに関する評価基準として挙げられた、“撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法”について、撤去時の費用に関しては、「運用開始以降の事業計画」ではなく「事業計画の基盤面/資金・収支計画」での評価とすべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

164	FITではなくFIPとなった場合部分運開の売電も認められることとなるか。	運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき又は市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定しておりません。
165	事業計画において想定されるリスクの予防策などは、事業計画や海域によっても対処すべきリスクは異なってくるものと考えます。今回は予めリスクシナリオの幾つかが示されるように見受けるが、教科書的な模範解答のみを以って評価をするのではなく、自らの事業計画を念頭に置いたリスクの特定・分析を求めるものとするのが真に事業の安全・確実な遂行に繋がるものと考えます。リスクの分析・特定等は公募要件に係わらずプロジェクト遂行に際しては必要不可欠なプロセスであるとの認識であるが、だからこそ模範解答が書ければ〇、というような評価ではなく、其々の事業計画に対して真に実効性のあるリスク対策が取られているかを丁寧に評価頂く仕組みとして頂きたい。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
166	<p>1. 制度見直しそのものに対する懸念</p> <p>制度を状況に応じて柔軟に見直すことは否定するものではないが、再エネ海域利用法に基づく第1ラウンドが、再エネ大量導入と国民負担の抑制という再エネ政策の最重要目的に照らして大成功と評価される中、FIT賦課金負担拡大のリスクを負った運用指針見直しには懸念を感じる。</p> <p>制度開始のごく初期段階において制度変更が行われることは、風力発電を行おうとする事業者に対し、制度の公平性、公正性、透明性に疑義を生じさせ、黎明期にある日本の洋上風力市場の信頼を損なうことになりかねず、今後成長が期待される14分野の一つとして洋上風力を上げている政府のグリーン成長戦略の実現の一端を妨げることを懸念する。</p> <p>洋上風力は、産業のすそ野の広さから国内関連産業への雇用も含めた経済波及効果も期待されており、既に国内風車メーカーが撤退している中、海外メーカーとの連携は国内サプライチェーンの構築の重要なポイントであるが、今回の様な運用指針の変更は、第6次エネルギー基本計画において海外企業との連携や国内外の投資を呼び込むような市場の予見可能性の確保も必要であるとされた方針に逆行する。今回の制度見直しは、これからの再エネ拡大に重要な役割を果たすことが期待される洋上風力に対して、国民負担や産業クラスター形成に悪影響を及ぼす懸念がある。</p>	1番の回答をご覧ください。

167	<p>2. 政策決定プロセスの不透明感 今回の改訂は経産省及び国交省合同審議会で3月以降事業者ヒアリング含め複数回議論が進められ、6月の会合にて改訂案が提示された。しかしながら、6月の会合では改訂案に対する委員の賛否は割れており、最終的に座長預かりの形となった。 更に当該審議会の上部組織である再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の7月の会合では多数の委員から改訂案に対する懸念や疑義を唱える意見が呈された。しかしながら、会合が開催された翌日に原案のまま本パブリックコメントに付された。 審議会委員の多数が懸念や疑義を呈しているものに対し、指摘された懸念や疑義を解消しようとせずに原案のまま押し通そうとする今回の政策決定プロセスは、不透明且つ強引であると言わざるを得ない。仮に本件のみならず他の政策においても今回の様な政策決定プロセスが取られるのであれば、所管大臣の諮問機関である審議会の役割が軽視されていると言わざるを得ず、そのようなプロセスで立案、決定された政策の正当性等にも疑義が及びかねない。 なお、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の4月の会合において、事務局より第一ラウンドの入札結果については成功であると思っている、第二ラウンドの見直しについてはウクライナ情勢等も踏まえてエネルギー周りの状況全体を勘案して踏み切った旨発言があった。一方、今回の改訂についてはこれに先立つ経産省・国交省の合同WGの3月の会合で示された第一ラウンド3海域の公募結果の総括を概ね踏まえたものであると考えられ、成功であるとの評価を示した結果に対して斯様な改訂を行うことについての意義、必要性についての審議会委員や国民に対する納得のいく説明が行われていない。</p>	60番の回答をご覧ください。
168	<p>3. 国民負担増大への懸念 今回の改訂では価格要素と事業実現性については従前通り1:1で評価するとしているが、事業実現性評価点の補正や落札制限等の導入により、相対的に価格要素を軽くし、事業実現性を重くするものであり、現行制度に比べて高価格での落札可能性が上がると考えられることから、再エネ賦課金の増加即ち国民負担の増加に繋がることが懸念される。 再エネ賦課金は制度導入から10年で年間2.7兆円まで急拡大し、東日本大震災以降の電力料金上昇の一因となり国民生活や国内産業活動にとって大きな負担となっている。第6次エネルギー基本計画では2030年度において、回避可能費用も含めた再エネ買取費用が5.8?6.0兆円まで更に拡大する見通しが示されており、国民負担抑制と導入拡大の両立が強く謳われている中、今回の改訂はこの趣旨に反するものではないか。</p>	1番の回答をご覧ください。
169	<p>事業実現性評価と供給価格の配点は、当面は1:1とする?としているが、現行制度では“当初は”としていたところを“当面は”と改めた意図についてご教示頂きたい。 後段の実績が蓄えられた段階で供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する旨の記載は改訂前後で変えていないところ、現行制度の想定よりも長い時期に渡って現行の1:1のまま据え置くという意図であれば、「再エネ導入拡大と国民負担抑制の同時達成」の観点から反対である。</p>	第1回目の公募を実施したという事実に基づき、時点の修辞上の修正をしたものであり、意図するところには何も変更はございません。

170	<p>事業実現性評価において、従来の絶対評価(各評価得点の合計)から、120点を満点とする相対評価に変更することは、「再エネ導入拡大と国民負担抑制の同時達成」に向けて重視されるべき価格点の相対的低下につながることから反対である。</p> <p>なお、本改訂案を取りまとめた「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議」の2022年6月23日開催の第14回会合において、本補正(相対評価)を行う趣旨として、海域間に跨る落札制限の実施を鑑みて各海域の特性の違い等を考慮したものとされているが、事業者においては当該海域の特性を踏まえて事業立案すると考えられるところ、絶対評価で評価しなければ事業者の事業実現性、即ち実力を正しく評価できなくなるのではないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
171	<p>早期稼働は重要であるが、そのためのエクストラ(例えば最低価格との値差)を長期(20年)に亘って付与することの合理性や、実行面で遅延した場合のペナルティーの在り方など検討すべき課題が多く、それらの検討がなされないまま事業計画の迅速性に対する加点に踏み切ることが早計である。</p> <p>また、例えば環境アセスの早期着手によるプロジェクトの早期化は、再エネ海域利用法の根幹をなす、日本版セントラル方式による一括アセスによる事業円滑化の方針に反すると考えられる。</p> <p>事業計画の迅速性は、例えば価格点において同率だった場合などのアドバンテージとしての評価に留めるべきであり、加点方式によって、価格点が劣るものが有利となる場合のある改正には反対である。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
172	<p>事業者の低コスト化に繋がる「規模のメリット」が得られなくなり、入札価格上昇に繋がる。また、落札数制限を狙って2番手狙いでの高値入札や談合の可能性など、公正な競争環境に悪影響を与える懸念がある。</p> <p>加えて、特に日本における洋上風力産業クラスター形成に重要な役割が期待される海外メーカーにとって、日本市場への積極投資の意欲を減衰させる可能性がある。</p> <p>以上の観点から、公募参加者一者当たりの落札数に制限を設けることには反対である。</p>	<p>2番の回答をご覧ください。</p>
173	<p>迅速性評価による「速さ勝負」は、閣議決定による国民負担の軽減に反するのではと思います。一部議員の方も仰っている「早くて安い」、が理想なのは言うまでもありませんが、今回のルール見直しの実態は、多少高くても早ければ受注してしまうことが可能であるものと思います。</p> <p>また、速さ勝負になれば、実質的に環境アセスを公募後に実施することを想定した公募占用計画の再エネ海域利用法の前提にも反することになると考えます。</p> <p>故に、今の見直し案の内容は、基本方針や再エネ海域利用法から逸脱し過ぎており、入札ルール見直しの限度を超えるものと考えております。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
174	<p>今般の「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改正については、ウクライナ情勢を踏まえ、エネルギー安全保障の面でも重要な脱炭素の国産エネルギー源として、再生可能エネルギーの導入を更に加速することが急務とのことで議論が開始されたものと理解している。昨今の電力需給のひっ迫、電力料金の高騰、脱炭素化にかかる社会的要請を踏まえ、大規模で安価・クリーンな一般海域の洋上風力発電所の早期の導入・稼働の促進は重要であり、今般の見直しの方向性には賛同する。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>

175	十分に低い基準価格を提示した2者がいた場合に、ともにプレミアムがバランシングコストを除きゼロになることで、国民負担を生じさせないのに評価に差がつくことを回避する趣旨との理解だが、「最高評価点価格」は国による電力価格の長期予測がなければ決められない理解であり、その前提となる電力需給の前提条件を含めて開示をいただきたい。	86番の回答をご覧ください。
176	今回、事業計画の迅速性を切り出し、「事業の実施能力」80点中の20点を与えることにしているが、項目を独立させる必要はなく、また、20点という配点は過大ではないか。	8番の回答をご覧ください。
177	「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすものうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。財務計画立案の専門性は必ずしも「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関」にあるものではなく、事業者によっては社内に金融機関出身者等インハウスの専門家が評価しているケースもあることから、一律にファイナンシャルアドバイザー等の起用を実質的に義務付ける基準は修正していただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
178	「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすものうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。（ファイナンシャルアドバイザー等との記載は反対であるが、見直されないのであれば）ファイナンシャルアドバイザー等の範囲は必ずしも金融機関や会計ファームに限ることなく、幅広くその他アドバイザー会社や専門家を対象とするべきと考える。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
179	「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすものうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。（ファイナンシャルアドバイザー等による検討・評価との記載は反対であるが、見直されないのであれば）資金・修正計画の適切性を検討・評価する第三者機関は必ずしも「ファイナンシャルアドバイザー」として応募事業者に起用されている者である必要はなく、例えば融資を検討するレンダー候補としての再生可能エネルギーへのプロジェクトファイナンスの組成経験のある金融機関が基本合意書（LOI）を提出していることでも良いものとしていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

180	<p>「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第43回)参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすものうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。 (ファイナンシャルアドバイザー等による検討・評価との記載は反対であるが、見直されないのであれば) 「検討・評価」の内容について、必ずしも第三者機関等が事業の財務に関する前提条件の置き方についての専門家ではないため、事業者や技術の専門家が策定した前提条件を所与とした場合の財務計画の適切性を判断すれば足りることとし、前提条件の確認までは求めないということとしていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
181	<p>総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第43回)参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁に記載の資金・収支計画の評価基準において「公募占用指針で示される感度分析シナリオ」とあるが、感度分析で利用すべきシナリオは事業者によってその分析手法・結果が異ならないよう配慮いただきたい。例えば感度分析シナリオを示すことはせず財務計画のフォーマットを同一のものとし、ストレス分析を国(審査委員会)で実施して評価することにはいかがか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
182	<p>総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第43回)参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁に記載の資金・収支計画の評価基準において「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合」との記載があるが、ここでいうコーポレートファイナンスは借入の全てが事業者(SPCの場合はそのスポンサー)にリコースするもののみを指しているという理解でよいか。定義を明確にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
183	<p>総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第43回)参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁に記載の資金・収支計画の評価基準において「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合」との記載があるが、コーポレートファイナンス以外の資金調達を予定している場合にはどのように評価されるのか必ずしも明確ではなく、ファイナンス手法の選択が評点に影響しないよう、明確化をお願いしたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
184	<p>落札数の制限は、複数海域の獲得を企図する事業者の予見性の観点で反対である。</p>	<p>2番の回答をご覧ください。</p>
185	<p>落札数の制限の措置を仮に導入する場合、いつまでの時限措置であるのかを明確にしていきたい。例えばこの措置はセントラル方式の海域の公募が開始する時点では見直されているとの理解でよいか。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>

186	<p>セントラル方式が整っており、風車や船の手配が比較的行きやすい(＝迅速性の評価が行いやすい)と思われる欧米ですら、迅速性を評点に組み入れる入札制度はありません。日本が独自の制度を採用すること自体は禁止されるべきものではありませんが、昨今の事業環境を鑑みると以下の様な遅延リスクも高く、結果的に早く運航開始できると”言ったもの勝ち”となるリスクがあります。</p> <p>運航開始の数年の差は、企業がどこまで保守的に計画を見積もるかで簡単にずれ得るものであり、むしろこういったリスクを正しく判断したうえで、いかに安く、確実に運航開始に繋がられるか、を争点にするべきかと思えます。</p> <p>1風車や大型特殊船は共に世界的に供給が異常に逼迫している状況である為、法的拘束ある契約が締結できていない状態であれば、工期が遅れる可能性は(供給が逼迫している現状に鑑みると)高い。</p> <p>2環境アセスやWind Farm認証の手続きはプロセスに不透明な部分も多く取得時期を正確に予測することは出来ない為、当該プロセス次第で工期がずれる可能性も高い。</p> <p>3例えば上記1、2等の理由で着工が1年遅れた場合、港湾の使用も1年延長する必要があるが、港湾も逼迫している為港湾の使用期間を延長出来ない可能性が高く、その場合、1年の着工遅延が数年単位での工期遅延に繋がる可能性があり、これに伴いプロジェクトコストが膨れ上がる可能性やプロジェクトファイナンス契約上のdefaultとなる可能性が有る。</p>	8番の回答をご覧ください。
187	<p>「事業計画の迅速性」評価導入の契機の一つとして、2月17日に開催された予算委員会第七分科会での質疑があると理解します。</p> <p>当該質疑において、迅速性評価を重視する評価ルールに変更する背景として、“運転開始日が遅い方がタリフが安くなるのは当然である。”との意見が出ており、萩生田大臣も同調されています。工期が長くなってもFIT期間が変わらない太陽光案件とは異なり、占用期間が30年と定められている中で、工期が長いとその分FIT/FIP期間が短くなるためタリフが高くなります。また、工期が長い方が建設の価格変動リスクが高まるためタリフは高くなる要素が大きいと思えます。「運転開始日が遅い方がタリフが安くなる」というのは、どのような根拠・想定に基づくものか教えて頂けませんでしょうか。</p> <p>当該議論を踏まえて、迅速性評価の導入がなされてきたと理解しますので、エネ庁のお考えを聞かせて下さい。</p>	今回の運用指針の改訂に係る質問内容ではございません。
188	<p>事業の迅速性について、供給価格が0.5円から2.4円高くても受注可能となる為、20年間の総発電量を乗じて1250億円の再エネ賦課金が増加するという試算もあるようだが、この点はどのようにお考えか？</p>	8番の回答をご覧ください。
189	<p>「事業計画の迅速性」評価導入の契機の一つであったと理解する、2月17日に開催された予算委員会第七分科会での質疑に於いて、IRIにて落札した事業者が提示した運転開始日より数年早い運転開始日を提案した事業者がいることが強調されておりますが、これは工事工程等スケジュールの具体性や確実性、蓋然性も評価した上での見解なのでしょうか。具体的には、風車供給契約や風車設置の為の特殊船の備船契約も締結済みであり、迅速性が完全に担保された提案だったのでしょうか。風車や船は世界的に逼迫している状況であり、4年も5年も先の話になるので、法的拘束力のある契約で担保していない限り工期を確約することは難しいと思えます。</p> <p>「事業計画の迅速性」を導入する中で、法的拘束力のある契約を締結出来ない(真に確実な工事工程スケジュールを公募段階で提示できない)状況下、この迅速性をどのように公正に評価するのか、また、WTGや特殊船が事業者の想定通りの時期に納入されないリスクをどの様に判断されるのか、エネ庁の意見を聞かせてください。</p>	8番の回答をご覧ください。

190	<p>企業のコストダウンの努力を評価すべきで、最高評価点価格は設けるべきではない。FIP移行でこれまでの入札額の評価とは異なることは理解するが、FIPにおける評価法が合同会議等聞いても、一般的な理解が得られているとは思えない。また設けられる最高評価点価格が市場価格より十分安いというのは曖昧であり、かつラウンド1落札者の提示額との差異が大きい場合(ラウンド1価格はこれまでの国内価格より極めて安いとの評価もあるため)は、また賛否を呼ぶことが考えられる。</p>	1番の回答をご覧ください。
191	<p>評価委員の公表について、他の公共事業同様に公表することとなる案であるが、事業規模が類を見ない程非常に大きく、公表が事前、事後になろうが、委員には非常にプレッシャーになるものと考えられる。ラウンド1で非公表としていたのには理由はなかったのか？他の事例(北九州港内域等)をもって公表の理由としているが、規模感、注目度も異なるため再考されたい。委員に接触を試みるのは事業者のみでないことは容易に想像がつく。</p>	223番の回答をご覧ください。
192	<p>今回の改訂は、エネルギーの再エネ比率の早期向上や2030年の導入量目標の達成に向けた迅速性を求めることが目的と思われるが、そもそも公募中だった八峰能代を延期し、1年程の遅れが出るが見込まれている状況で改訂自体に理解が得られていると関係省庁はお考えなのだろうか？一連の改訂に向けた動きは外国からリスクと見られている面も大きい。現状の我が国ではサプライチェーンもまともになく外国業者の力を借りざるをえないため、そう見られるリスクの回避のためにも自由な競争を阻害しない市場形成が促されるような制度構築をして頂きたい。</p> <p>今回の改訂に考えず、洋上風力では拠点港の不足、系統の形成等課題が多く、サプライチェーンが未構築の我が国では2030年の目標達成はとてと厳しいと見る実務者は多いものとする。目標達成や欧州のような市場の早期形成のためには、国の関与はとてと重要であり、極端に言えば、多くを公共事業で実施することも考慮されたい。国内企業の新規進出も促されるのではないだろうか。</p>	7番の回答をご覧ください。
193	<p>具体的な検討だけでなく、実績があることを評価すべき。 また、国内の人材であることを評価すべき。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
194	<p>入札をFIP制度を前提とする場合は、原則卸市場売電を義務付けること。</p> <p>FIP制度を前提とし、基準価格での入札を行う場合、供給価格点で満点の120点を指すために、発電原価を意識せず、最低市場価格以下での入札が予想される。この場合、FIPプレミアムの受け取りを放棄することになるので、発電事業者は事業の安定のために固定価格での相対売電先の確保をしなければならないことになる。価格点で評価すべきことは「FIPプレミアムをもらわないこと」ではなく「発電原価が低いこと」である。相対取引を前提とした場合、入札価格に発電コストが反映されなくなるため、FIPの場合は卸市場売電を原則とすることが望ましい。さらに、洋上風力の開発規模は50万kWから100万kWといった出力になり、原子力発電並みの大規模集中型電源でもある。このような規模の電源を単独でPPAによりオフテイク(継続買取)できる需要家は事実上存在しない。この規模の電源をオフテイクできるのは需要家でなく、需要規模が大きいみなし小売事業者であると思われる。このため、入札を有利にするためには大手電力小売と組むことが最も有利となる。この結果、大型洋上風力が必然的に大手電力に集約され、電源の寡占化がさらに進む懸念がある。電源の公共性を鑑みて電力を優先的に立地地域の電力などを通じて地域で活用することや、その余剰電力は市場の安定化のために原則卸市場売電を義務付けるといった措置が必須である。</p>	30番の回答をご覧ください。

195	<p>公募占用計画の評価は第三者委員会の意見を踏まえるとのことであるが、様々な会議で言及されている通り、日本の洋上風力は黎明期にあるため、この委員会の委員も日本の自然条件を考慮して適切な評価が下せないかもしれない。また、インフレーションや為替変動も予測不能である。</p> <p>このような状況では、リスクシナリオを考慮した実現性などの非価格点の点数が高くなくても、価格が安い事業者が選定される可能性があり、そこにリスクシナリオ以上の事象が発生した場合には、その事業者の計画がとん挫する可能性がある。</p> <p>結果的に、想定リスクシナリオが優秀であり非価格点が高いが、価格が高かったために選定されなかった別の事業者のほうが計画通りの確実に事業がすすめられたという事象が発生する可能性がある。</p> <p>つまり、価格点の差を非価格点の差で埋めることができないことで、日本の洋上風力の導入シナリオが狂うことが考えられる。こういった事象を避けるための方策を示していただきたい。</p>	<p>事業計画の実現性の評価において、事業リスクの分析や未然防止策、リスク顕在化時の対応についてもしっかりと評価してまいります。</p>
196	<p>今後数年間違い無く規模が洋上より大きい太陽光や陸上風力に同じ様な動きがない一方で洋上風力の早期運開だけを重視する(早く運開出来る事業者に点数を多く配点する制度に変えようとしている)理由を教えてください。</p> <p>メディアが「洋上風力に新規参入しようとしている特定の事業者/特定の政治家からの圧力を受けてルールが捻じ曲げられた」、「この様な不透明な理由でルールが変えられる日本がガラパゴス化し海外メーカー/事業者が寄り付かない市場になることを懸念する。」と言った批判を展開しているが、これらの批判が間違えていることを示す為にもMETIからの説明をお願いしたい。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
197	<p>閣議決定した基本方針(https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/energy/yojo3.html)には価格抑制/国民負担軽減/公平性・公正性・透明性の高い制度が重要といった記述が目立つ一方、迅速性を重視という言葉は出てこないが、今回の制度改定は、価格抑制/国民負担軽減を多少犠牲にして迅速性をより重視する制度改定になっているので基本方針を修正し改めて閣議決定して(民意を問うて)ほしい。</p> <p>閣議決定が間に合わないなら、既に昨年12月から公募が始まっており現在も公募期間中である2R八峰町・能代市沖案件については昨年12月に公表されたルールを変えずに再スタートしてはどうか？一旦始まっている公募においてその選定基準を大幅に修正することは議論を尽くし真にやむを得ない場合の最後の手段として欲しい。閣議決定済の基本方針に反する様なルール変更を、一旦始まっている入札に迄遡及的に適用する(海外では起こらない様なことをやってしまう)国なのか？というレッテルが日本に張られることは極力避けてほしい。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>

198	<p>5月30日の第13回合同会議での事業者(電力会社、商社等)の説明はどれもそれぞれに納得感があった。例えば、資料 9(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/013_09_00.pdf)では迅速性は10点にすべきの主張は的を射ていると思うし、資料 6(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/013_06_00.pdf)で指摘の通り、スケジュール遅延の可能性に対するリスクの特定と対応策が不十分でも迅速性の点数が貰えるルールになっている点は修正すべきと思うし、この資料で提案されている通り、迅速性点20点満点を、5点(運転開始時期)、7.5点(スケジュールの妥当性)、7.5点(スケジュール遅延の可能性に対するリスクの特定と対応策)とするのも面白いと思う。当該パブコメの後に実施される合同会議にて是非議論して貰いたい。 迅速性に何故20点配点するのかにつきしっかりとした議論無いまま、かつ、複数の委員(桑原委員、岩船委員、高村委員他)から反対/疑問意見が出ている中でなし崩し的にルールを決めるのはやめた方が良く思う。</p>	8番の回答をご覧ください。
199	<p>4月7日の第40回再エネ大量導入小委や6月23日の合同会議でも委員から多数の反対意見が出ていたが、反対意見に真正面から向き合わず座長に一任されたことに強烈な違和感を持った。貴重な時間を無償に近い形で提供し勇気を持って意見を出した委員にも大変失礼だと思う。委員に拒否権は与えられていないのかもしれないが、次回の小委/合同会議では過去に出た質問/疑問に対ししっかり説明し、説明しきれない場合はエネ庁を取り下げる勇気も持って欲しい。</p>	60番の回答をご覧ください。
200	<p>運用指針の策定に関与している洋上風力WG及び再エネ大量導入小委に関する質問。 5月30日の洋上風力WGには日本風力発電協会(JWPA)及び1RIに参加した8つの事業者が呼ばれていたが、その理由を教えてください。JWPAが洋上風力事業者の総意を代弁する立場として呼ばれたのであれば、8つの事業者を呼ぶ必要は無かったのではないかと。逆に業界の総意を代表する立場でないのであればJWPAを呼ぶ必要は無かったのではないかと。尚、同WGでの発表内容を聞く限りにおいては、JWPAは8つの事業者の中の大半の事業者の意見と真向から逆行する意見を述べており、JWPAが業界の総意を代弁する組織ではない(それ自体は各業界団体の成り立ちや考え方なので問題ではない)ことは明らかなので、公正性/公正性/透明性を担保する為には、今後、このような場での発言を求める際には、JWPAから意見を聞く必要は無く、関係する全事業者から夫々発言を求める方が良くはないかと思う。 同様に、7月13日の大量導入小委にて、オブザーバーとしてJWPAが参加し洋上風力の入札ルールに関し独自の(大多数の事業者の意見と真向から異なる)意見を発言されたが、業界の総意を代弁する組織ではないJWPAがどのような位置づけでオブザーバーになっているのか教えてください。JWPAの意見も(他事業意見同様)考慮した上で今回の運用指針が策定されていると理解する為今回のパブコメになげさせてもらった。</p>	運用指針の改訂に関する御意見ではないため、回答は控えさせていただきます。
201	<p>事業実現性について、最高点を120点に換算すべきではなく、従来通りの算定式(得点合計)にすべきと考えます。換算方式による評価方式は、上位と下位の得点差を増加させることになり、評価項目毎に獲得した得点の評価が相対的に低くなり、評価プロセス全体として競争力を低下させることを懸念します。</p>	27番の回答をご覧ください。

202	<p>「各評価項目に階層評価の具体的な基準」は公募占用指針において定めるとあるが、事業計画の予見性向上を図る観点から、運用指針において明確な記載をすべきと考えます。具体的には、第14回合同会議(資料1)に記載されている「各評価項目の考え方案」にある評価区分(配点)と評価の考え方を明記すべき。</p>	124番の回答をご覧ください。
203	<p>第14回合同会議の資料1(ページ17)の2.(1)事業実施体制・事業実施実績では、項目の上段に”洋上風力発電事業の実績の有無、(中略)を評価する”と示されている。この資料1の記載に基づく場合、最低限必要なレベルにおける評価の考え方として、”風車の設置や海洋土工事、発電事業の運営等(以下省略)”が記載されているが、「風車の設置」および「発電事業の運営」は運用指針現行案で記載の「国内外における風力発電の設置及び運用実績」と理解して良いか？ また、「国内外における風力発電及び運用実績」は、陸上風力も含むとの理解で良いか？</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
204	<p>競争環境の促進と多数の事業者へ参入機会を与える観点から、「1社1区画」とすべきと考える(米国ニューヨーク州:NY Bightで導入された落札制限と同じ)。</p>	2番の回答をご覧ください。
205	<p>公募開始から終了までの間に、環境影響評価法(以下、環境アセス法)に基づく環境アセスメントの手続きを行う場合、環境アセス法で求められる審査および住民説明会等の実施に際して必要となる範囲内で地元関係者である地元自治体および住民への接触は問題ないと理解しますが、齟齬があればご指摘下さい。</p>	環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続き等、法令上の手続きにおいて必要となる接触については問題ありません。
206	<p>風況データの最低観測期間が1年と短い。 僅か1年のデータは著しく偏るケースがあり、不適當。 気象データは、気象庁の観測データを活用し、季節、月単位で複数年のデータの提出を義務付ける事。 気象庁データは、単に統計データだけでなく、赤外線画像を用いた継続的な風光、風力のデータ分析を義務付ける事。 国は、気象庁データの活用を許可する事。 データの抽出、分析手法等は、事業者と専門家の双方が客観的に実施し、その差異を持って計画の妥当性を評価する事。</p>	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
207	<p>海底地質調査に関しては、建設前の環境アセスメントとは別に環境アセスメントを実施する事。 海洋調査による漁業資源に対する悪影響は認められない。 よって、作業は、海底地質調査前の潜水システムによる海底面調査を含め、ボーリング調査、音響調査の資料提出を義務付ける事。 シミュレーションを利用する場合、そのシミュレーション方法を公開し、第三者の研究者による妥当性を検証する事。 NEDOのシミュレーションマップの活用の妥当性を追記する事。 風況データシミュレーション結果と気象庁の観測データとの合致制を評価する事。 シミュレーションデータの差異原因が判明しない場合、事業を認めない事。</p>	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。

208	<p>占用期間30年に対して、事業実施期間20年程度としている。 風力発電は、強風、弱風のいずれでも発電できない。 占有期間に対して、発電期間に対して、実働期間の見積りを明確化すること。 下記のNEDOの資料によれば、国内の風況適地は、東北北部から北海道となっている。 https://www.nedo.go.jp/content/100544818.pdf どちらも冬季における作業は零下の作業が想定される。 冬季における建設、運用、保守、撤去などは著しく制限される。 実働期間20年の想定は、これらの制限について、検討した見積りを実施したものであること。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
209	<p>風況適地は冬季は、台風と比較される荒天地域である。 運用時期の設備保守(定期点検、破損修繕)の困難性について、陸上風力発電の強度、耐久性の基準に加えて、塩害、凍結による事業者の評価の記載を必須とし、占用委員会にて、妥当性を検証する事。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
210	<p>持続期間の長い強風、塩害、船舶衝突など設備倒壊時の修繕による事業継続。事業廃棄の指針を設ける事。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
211	<p>発電設備の安定稼働のため、海外製品の採用時には、取り分け保守部品の調達について留意した計画を提出する事。国内メーカーが代替して保守不能な製品の採用は認めない事。すなわち、ISO工業規格に沿った保守を確立しておくこと。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
212	<p>洋上船舶と衝突を避ける事を目的とした、警報システムを織り込んだ設備要件を追加する事。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
213	<p>下記のNEDO資料P7に、新規港湾設備、変電設備、海底送電、海底通信などの設備が盛り込まれている。 環境アセスメントは、これらの洋上設備の全てを対象に実施する事。 海底の送電設備は、既存の実績に基づき選定する事。 https://www.nedo.go.jp/content/100544818.pdf</p>	<p>本運用指針の改訂に関する内容と関係のない御意見であり、回答は控えます。</p>
214	<p>外資法人規制がはあるが、日本法人への外資出資の制限が書かれていない。 公共性のある電力設備に対して、外資出資規制がない事は、事実上の日本法人の規制がない事になる。 外資の出資上限、外資による経営参画の制限、外資役員設置の禁止など、経済安全保障を実施する事。</p>	<p>再エネ海域利用法に基づく公募制度を検討する際は、我が国の関係法令を踏まえながら適切に制度設計いたします。</p>
215	<p>洋上には、都道府県の境界は存在しない。 事故、破損などで、影響範囲が複数の都道府県に跨り、それぞれの地域利益に反した場合、その意見調整の基準が不明確である。</p>	<p>関係行政機関等と連携しつつ、再エネ海域利用法第23条(非常災害時における緊急措置等)及び第24条(監督処分)に基づく対応等を実施することとなります。</p>

216	本法に違反した場合、事業者、地元知事などの罰則規定が存在しない。大臣の恣意的な法律の運用を避けるため、罰則規定を記載する。	再エネ海域利用法第31条から第36条まで罰則規定が定められております。第31条は国の職員に対する罰則規定ですが、第32条から第36条については、対象が国の職員に限られているものではございません。
217	当初計画と実行段階の相違に対して、ペナルティは発生するのか？	再エネ海域利用法第18条及び公募占用指針に基づき、計画内容の変更が認められる基準内の内容であれば計画の変更は可能です。
218	風車メーカー/機種種の確定は公募選定後でも可とする(公募段階では複数の風車で計画することを可とする)。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
219	【地域調整、波及効果関係】の講評においては、知事意見として、当該占用公募計画の何が評価されたかわかる内容にすべき。	75番の回答をご覧ください。
220	独自のリスクについては、収支計画には含めないものとする。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
221	価値観を共有できない国家製の風車は導入禁止すべき。	WTOで定められているルールや2国間の協定なども踏まえながら、公募実施の詳細なルールについては今後検討して参ります。
222	具体的なインフラ投資や確からしさだけでなく、現時点では投資先をあえて明確化しない基金および運用組織の設立なども評価すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
223	選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。また、第三者委員会の委員名についても公表するものとする。	第三者委員会の委員については、審査内容の口外禁止や公表までの間の事業者等との接触報告などの条件を課した上で、事業者選定終了後、公募占用計画を認定する際にあわせて公表いたします。
224	特定卸供給契約やPPAを利用する場合は、収支計画などへの明記を必須した上で、公募評価上は減点とする。	130番の回答をご覧ください。

225	現状では「都道府県が関係市町村、漁業関係者等へ意見照会を行う」と記載されているが、公平／公正に反映されたことを客観的に確認できる仕組みが必要。	知事意見策定の詳細プロセスについては関係都道府県側で検討いただきます。なお知事意見の内容が合理的な理由が示されていないと第三者委員会で判断された場合は、知事意見内容ではなく第三者委員会にて評価した結果を優先します。
226	ダンピングの有無を、事業実施段階で確認できる仕組みを構築すべき。また、仮にダンピングであった場合には、何らかのペナルティを科すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
227	FIP制度の導入に賛成。 再エネ導入の一層の促進の観点から、先行している欧州の事例を見てもFIT制度からFIP制度への移行は必要であり、また、欧州の洋上風力の入札結果を見ても近年はコーポレートPPAが増えているので、コーポレートPPAを含め選択肢を広げるFIP制度は企業のイノベーションを促進する効果もあると思います。 政府の審議会の議論を拝見しますと、国民負担の抑制につながるという点がよく指摘されており、私も直感的にはそうだろうとは思いますが、どのくらいの抑制インパクトがあるのか具体的な数値で示すことはできないでしょうか？例えば第1ラウンドの銚子沖の価格は16.49円/kWhでしたが、FIP制度になると価格はどのくらいの水準になると見込まれ、一般的な家庭の賦課金負担は年間どのくらい安くなるのでしょうか？	FIP制度は、再エネの電力市場への統合を促すため、電力システム全体のコストの低減に資するものと考えております。また、相対契約を活用したPPAによる民間資金の呼び込みや、小売電気事業者と一体となった電源開発モデルの創出、アグリゲーターや蓄電池を活用した新しいビジネスモデルなど、多様なビジネスモデルの促進にも資すると考えております。 なお、FIP制度による国民負担の抑制額は、個別事業者のビジネスモデル等によって変わらうため、一概にお示しすることは困難です。
228	事業実現性評価点の算出方法について、太陽光発電はFIT制度開始後、急速に導入量を伸ばしましたが、国内経済や地域経済への波及効果は限定的で、また景観悪化や山林破壊等のトラブルが目立ち、産業育成や地域振興の点からは成功したとは言えないと思っています。太陽光の二の舞にならないよう、政府には価格だけでなく、産業育成や地域振興にも資する事業者をしっかりと選んでいただきたいと思っています。 英国では、事前に政府からサプライチェーン計画の承認を受けることが入札参加要件の一つになっています。日本でも同様に、事業実現性に関する項目として今回位置づけられた「電力安定供給」「地域経済波及効果」「国内経済波及効果」をしっかりと評価いただき、エネルギー政策と産業政策を一体的に進めるのが良いと思います。	12番の回答をご覧ください。
229	欧州の事例では、入札から運転開始まで5年程度であり、またLCOEも洋上風力の導入量の伸びに比例して低下することが観察されますので、日本においても特に黎明期はスピードが重要だと思います。スピードもしっかり評価する今回の見直しには賛成です。 ただ、日本では港湾と系統の整備の遅れが早期の運転開始のボトルネックになるとも聞きます。これらは政府にしかコントロールできないと思いますが、港湾と系統それぞれの現在の整備状況を考慮すると、今年公募が行われる区域での運転開始時期は最速でどのくらいになるのでしょうか？政府内で当然よく検討されているかとは思いますが、それらの要因で2030年度までの運転開始ができないとなると迅速性評価は無意味になってしまうという問題意識がございます。	88番の回答をご覧ください。
230	欧州の入札結果を見ても、毎回複数の発電事業者が落札し、競争が行われています。特に日本は黎明期にありますので、特定の事業者が独占してしまい、他のプレーヤーが洋上風力発電事業から撤退し、競争環境が損なわれてしまうことは避けるべきだと思います。ですので、落札制限の導入には賛成です。	2番の回答をご覧ください。

231	<p>公募占用計画の提出締切後の審査期間のスケジュールを明確にし、公表して頂きたい。 当初の予定から変更が生じる場合は理由も合わせて速やかに通達頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
232	<p>「市場価格を十分に下回る水準」について、例えば「近時の電力価格実勢・予測を踏まえた」市場価格を十分に下回る水準」とするなど、市場価格については、単に過年度の一定期間の平均的数値を採用するのではなく、より最近時の国内・海外のエネルギー生産・調達を取り巻く事情を斟酌し、電力価格が過年度より高騰している実態や、国内外における発電所等の建設価格における資材等の価格高騰、納期延長傾向等の実態を踏まえた価格を採用するべきである。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
233	<p>事業計画の迅速性評価について、より重視されるべきであり、原案の配点20点について40点以上とし配点比率を高くすべき。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
234	<p>電力の安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性に関しては、有事の際の国内での完結性・実現性について、確認方法の例等においてその評価基準について明示すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
235	<p>洋上風力発電(特に沿岸で行うもの)は道府県の軒先で行う事業であり、地元の理解があって始めて成立するもの。欧州のようなセントラル方式が導入されていない現状において、先行事業者による地元への涵養活動なくして促進区域の指定はあり得ない。そこを国や制度を議論している委員は理解しているのか疑問。洋上風力促進WG等の関係委員会の議論を見ていると、余りにも価格重視が過ぎていて地元への理解が無さ過ぎるのではないかと。地元は先行事業者と信頼関係を構築し事業の説明を受けて許諾するにも関わらず、過度な価格重視の結果、地元対策を殆どしていない別の者に決まるのは理解出来ない。価格至上で行うならば国が地元のステークホルダーの交通整理をするべき。それすら行わずに価格価格と言うのは机上の空論。度が過ぎれば、今後の案件形成に大きな悪影響があると思う。上述の通り、セントラル方式導入前の現在、先行事業者があつてこそその促進区域である以上、入札時点で個々毎に事業進捗状況に差があるのは当然である。迅速性の評価について、2028年3月より早い運転開始については満点、以後1年毎に5点減とする評価方式とするようだが、これでは先行者と後発者の差がつき難いのではないかと。促進区域の指定に大きな貢献をした先行者をより高く評価する為にも、最も早い運転時期を示した者を満点とする方が望ましい。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
236	<p>迅速性の評価点を高めた改正は評価したい。早期の運転開始は、地元への経済波及効果も早期にもたらすのは間違いない。また、今回の制度改正は国が掲げている2030年5.7GW運転開始と言う目標との整合性を高める狙いもあったと推察する。しかし、今回の案では迅速性の評価点20点を事業実現性40点の獲得点で除しており、それでは迅速性の20点の重みが相対的に軽くなるのは否めず、どうして迅速性を軽んじる制度とするのか理解出来ない。迅速性20点と事業実現性40点はそれぞれ別に評価するべき。どうしても、迅速性と実現性をリンクさせるのであれば、除数は各海域の実現性の最高評価点に対する比率とするべき。</p>	<p>93番の回答をご覧ください。</p>

237	公募占用計画の評価に係る第三者委員会の委員は公表するのが当然。公共の海域を30年間占用許可する権限を持っていると言っても過言では無い委員が、国民に対して非公表というのは透明性、公平性の観点から理解できない。開札と同時に公表すべき。	223番の回答をご覧ください。
238	洋上風力促進WGや大量導入委員会のような制度設計を議論する委員についても、上記3同様に透明性、公平性が求められるのは当然。委員の中には既に開札された第一Rで落札者となった三菱商事と同じグループ会社の社外取締役や社外監査役を務めている者もいる。また、同グループが関与している研究所出身の者もいる。こうした委員については透明性や公平性を確保するために、何かしらの対策が必要なのではないか。	事業者に関係する者を排除することがないことは、第三者委員会の選定では、利害関係の有無は関係。
239	2022年5月30日開催の合同会議(第13回)にてヒアリングを実施頂いた事は大変有り難かった。多数の意見があり纏めるのは容易では無いだろうと思うが各事業者からの発表・資料提供に対しエネ庁の見解や回答等も共有頂けるとありがたい。 なお、本来は日本風力発電協会(JWPA)が業界団体として各社意見を集約する立場であると思っていたが、同日のヒアリングでは同協会が大半の会員企業と全く違う方向の独自主張をなされていた点に少し違和感を感じた。JWPAが洋上風力業界の総意を発言する組織でないこと自体は(会員企業が納得しており、同協会の意見を聞く役所や政治家も正しく理解していれば)問題は無いが、業界総意を発信する組織でないなら今後は業界の代表者としての発言を求められる場にJWPAを呼ぶことは必ずしも適切では無いと感じておりご検討をお願いしたい。	200番の回答をご覧ください。
240	FIPに移行する中で今の入札制度にどこまで意味があるのか疑問。ゼロ円入札し後で相対取引する事が想定され、入札時の価格や定性面の評価についても一体何を評価しているのか外から見て非常に分かりにくい。誰から見ても分かりやすいのは、海域の占用料を競わせる事なのではないか。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
241	早期運転開始した方が各種部品の必要時期が早まるわけだから、タービンメーカーを始めとする海外のサプライヤーを国内に呼び寄せ易くなる。三菱の2028年から30年運転開始は遅すぎる。2030年の案件形成10GWすら達成できないようでは、アジアの中で日本のマーケットは何の魅力もないだろう。近隣諸国にサプライチェーンのハブを取られてしまうのは火を見るより明らか。審議している委員の殆どは価格ばかり重視していて早期運転開始の重要性を理解していない。 早期運開を評価する迅速性だが、どうして2028年3月より早い運転開始を一律20点とするのか。上述した通り、早期運転開始には国益に資するメリットがある。期限を設けずに、早く運転開始出来る所には徹底して早く運転開始して貰う方が望ましい。2028年3月と言うのは止めて、最も早い運転開始時期を示した者に満点を与えるべき。三菱の運転開始が遅すぎて、タービンメーカーも困っているのではないだろうか。第1ラウンドを追い越す案件が出てくるように制度設計すべきだ。そのためには、事業計画の実現性で迅速性の20点をどうこうして実質的に評価を薄めるのも止めた方が良い。迅速性の評価点が1年ごと5点というのもダメ。インセンティブを高めるためにも、より細かく評価するべき。	88番の回答をご覧ください。
242	「最高評価点価格」の設定については、洋上風力発電を適切に実施できる価格で設定すべき。	1番の回答をご覧ください。

243	採点方法として、「事業計画の実現性を考慮して評価する」とあるが、「実現性」の根拠として、事業者から、地元に対し、建設工程や工法、影響・リスクの説明、対話の機会が十分に提供されていたかどうか、住民から一定のコンセンサスが得られたかどうかを、評価してほしい。	地域の方々から選定事業者を求める内容が盛り込まれた協議会意見とりまとめを踏まえた事業計画であるかどうかを、しっかりと評価出来るような評価基準にいたします。
244	事業計画の迅速性の評価は運転開始時期のみで評価すべき。事業計画の実現性を加味する必要はない。	93番の回答をご覧ください。
245	事業計画の迅速性の評価は最も早い提案を基準(40点)として、それより遅れる場合は月単位で相対評価(24か月まで1か月毎に配点、24か月を超えて遅いものは0点)すべきである。	44番の回答をご覧ください。
246	「価格点」120点を、「価格」80点及び「迅速性」40点とすべき。	121番の回答をご覧ください。
247	「価格点」120点を、「価格」60点及び「迅速性」60点とすべき。	21番の回答をご覧ください。
248	ロシアのウクライナ侵攻によりエネルギー問題が大きくクローズアップされる中で、日本は先進国の中で最低のエネルギー自給率(11%~12%)にあり、早急にエネルギー自給率を大幅にUPする必要がある。したがって、化石燃料によらない電源の中でも大規模な洋上風力発電の「事業計画の迅速性」の評価点を高め「40点」とすることで、大幅な早期の導入を確実にすべきである。	8番の回答をご覧ください。
249	事業計画の迅速性の評価は運転開始時期のみで評価すべき。事業計画の実現性を加味する必要はない。	93番の回答をご覧ください。
250	「事業計画の迅速性」の評価は、最速の提案を基準(40点)として、それより遅れる場合は月単位で相対評価(24か月まで1か月毎に配点、24か月を超えて遅いものは0点)すべきである。	44番の回答をご覧ください。

251	<p>「事業実施体制・実績」として10点(満点)としているが、第1ラウンド同様に30点(満点)とすべきである。H本では本格的な洋上風力発電の実績がないことで、国内での陸上風力発電の実績ある応募事業者をきちんと評価すべきである。</p> <p>なお、海外での洋上風力発電の実績ある応募事業者も評価すべきである。</p> <p>第2ラウンドの促進区域それぞれの公募容量以上の洋上風力発電の海外での運転実績のある応募事業者を高く評価すべきである。</p> <p>満点を30点として、その内訳を国内陸上風力発電の実績15点及び海外洋上風力発電の実績15点で評価すべきである。</p>	12番の回答をご覧ください。
252	<p>「事業計画の実行面(20点)」については、「運転開始までの事業計画」を5点とし、「運転開始以降の事業計画」を15点にすべき。</p>	13番の回答をご覧ください。
253	<p>各種情報の提供を促進区域の指定以前から段階的にでも構わないので速やかに提供いただきたい。</p>	情報提供に関しては、公募開始前から開始出来るように取り組んでまいります。
254	<p>「公平性・透明性・競争性を阻害する態様」の定義が具体的ではないため、明確化していただきたい。</p>	101番の回答をご覧ください。
255	<p>①本改訂案において、事業者による「公平性・透明性・競争性を阻害する態様によって地元関係者との接触」を禁止する表現となっている。一方、公募占用計画の検討にあたり、地元関係者の意向等をヒアリングすることは地元の意向を踏まえた公募占用計画を策定するためにも、必要なプロセスであると考えられる。その為、公募期間内における、地元関係者との接触に関する具体的な「事業者の禁止事項」および、実行可能な「公平性・透明性・競争性を阻害しない為に事業者が取りうる対応方法等」を明確化していただきたい。</p> <p>②また、地元関係者の意見を反映した共生策を検討する目的で各事業者が行う、「法定協議会のとりまとめに記載された内容や具体的な意向の確認」や「検討している地域共生策に対する意見取得」のための地元関係者との接触は「公平性、透明性及び競争性を阻害する態様」に該当しないとの理解でよいか、明確にしていきたい。</p>	101番の回答をご覧ください。
256	<p>主に下記2点について、事業者からの地域共生策に関する提案を、公募上求めるか否かについて、各海域における公募占用指針において明確化していただきたい。</p> <p>(1)予定される出捐金の用途等の提案</p> <p>(2)出捐金以外の事業者負担による地域共生策の提案</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

257	事業者および関連サプライヤー等の事業予見性を高める観点から、「国内洋上風力産業の黎明期」の定義、具体的な期間等について明確にするべきではないか。	38番の回答をご覧ください。
258	選定事業者が公募占用計画に記載した入札価格が、最高評価点価格以下の場合には価格点が一律120点満点となるが、事業者選定後、事業者に適用されるFIP価格は、当該事業者が公募占用計画において提示したFIP価格であり、公募上設定された最高評価点価格に上書きされるものではない(最高評価点価格はあくまでも価格点の算出においてのみ利用されるもの)という理解で正しいか明確化していただきたい。	御理解のとおりです。
259	供給価格に対する物価変動条項を定めていただきたい。	135番の回答をご覧ください。
260	公募占用指針に記載された利用条件が、遅延等(拠点港整備の遅延だけでなく、先行している選定事業者の利用期間が伸びた場合を含む)により変更となった場合に、公募占用計画で提案した運転開始時期が遅れたとしてもペナルティがないという取り扱いを明記していただきたい。	運転開始時期の遅延に対するペナルティの取扱いについては、公募占用指針に記載することとなります。
261	「FIP制度を適用する場合」とありますが、Round2においては同制度は適用しないこととしていただきたい。	再エネ海域利用法に基づく公募における複数事業者の参加状況や評価結果をふまえると、国内の着床式洋上風力発電において、一定程度の競争効果が見込まれます。加えて、欧州では、着床式洋上風力発電についてはFIP制度が主流とされている中、日本においても、将来的なアジア市場等への展開を見据えた国内の環境整備により、事業者の多様なビジネスモデルへの習熟を促すことが重要です。こうした点をふまえた昨年度の調達価格等算定委員会の意見を尊重して、着床式洋上風力発電については、2024年度よりFIP制度のみ認めることとしました。
262	「エネルギー政策目標と統合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。」とありますが、系統側の整備スケジュールを促進し、影響を受けないようにしていただきたい。	88番の回答をご覧ください。
263	表中に「優れている」の基準を満たす、「ミドルランナー」の基準を満たす、といった記載がありますが、例えば「トップランナー」の基準として具体的な項目を列挙し、その項目すべてを充足すれば「トップランナー」、一部のみを充足した場合は「優れている」と評価するなど、明確化を図っていただきたい。	124番の回答をご覧ください。
264	オプション付与の有無やその内容が公募占用指針毎に決められる形となっていますが、少なくともRound毎に統一した扱いとしていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

265	公募占用指針の公示後、競争的対話を実施していただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
266	第三者委員会の委員名公表について記載がありませんが、委員名とその専門分野、所属・役職名等を選定結果公表と併せて公表していただきたい。	223番の回答をご覧ください。
267	「本法における発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル(陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。)を含めるものとする」とされております。 一方で、洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、電力安定供給の評価の考え方について、「最低限必要なレベル」においては、主要なハードとして洋上設備のみが言及されています。「良好」以上の評価においても、ハード・ソフトともに、「陸上送配電設備については、すでに国内に成熟した市場があると考えられるため、記載は不要(八峰能代パブコメ#371)」との考え方は継続適用されるものと考えて正しいでしょうか。 各様式における陸上送配電設備の取り扱い(評価対象となるか否か)について明示いただきたく存じます。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
268	「一般的には、各種調整及び調査設計等に5年程度の期間を要するとみられることから、公募占用指針においては、各種調整に要する期間を考慮し1年程度の余裕をみて、例えば『法第19条第1項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用開始の時期は、認定から原則6年以内とする』」とされていますが、これを念頭に「事業計画の迅速性」の評価における運転開始時期の絶対基準を設定されるとの理解でよろしいでしょうか。平仄を合わせるべきと考えます。	88番の回答をご覧ください。
269	供給価格上限額、最高評価点価格の設定にあたっては、その設定の根拠・考え方を開示いただきたく存じます。	86番の回答をご覧ください。
270	最高評価点価格は入札時点で明示されるのでしょうか。	86番の回答をご覧ください。
271	【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「事業計画の迅速性」については「事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価」とあり、洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料では「運転開始予定日」との表現が用いられております。「運転開始予定日」の考え方について、 ・発電所の中の一部の風車のみ先行して運転・売電開始することは認められるか ・上記が認められる場合、評価される「運転開始予定日」には一番最初に運転・売電開始する風車の開始予定日が該当することとなるか、または全基運転しなければ「運転開始」とは見なされないかを明示いただけますでしょうか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

272	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「事業実施体制・実績」に関する確認方法の例として「公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価」とございます。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「最低限必要なレベル」として「役割の主たる者が明確なもの」「各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの」とあるが、「適切であるか」の判断において基準になるのは何か明示いただけますでしょうか。発電種別や規模などによるものでしょうか。或いは、従前の社会条件や自然条件などの親和性といった観点も考慮されるものなのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
273	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、改正後は「事業実施実績」については、「事業実施体制」の中で評価されることになっております。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、最低限必要なレベルの判断として「当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。」とありますが、役割に応じた実績の有無のみが評価上の要素となり、その内容(国内・海外、規模など)をもって優劣がつくことはないかと理解して正しいでしょうか。評価上の実績の扱いについて明示いただきたく存じます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
274	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「事業実施体制・実績」に関する確認方法の例として「公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価」とございます。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「優れている」の評価の考え方として「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったりリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの」とありますが、「特に優れている」の判断において基準になるのは何か明示いただけますでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
275	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「資金・収支計画」に関する確認方法の例として「適切な財務計画となっているかを評価」とございます。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「優れている」「良好」の評価の考え方としてLLCRが設定されていますが、「トップランナー」の評価の考え方としては「コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの」とあります。「トップランナー」の評価にあたっては、LLCRの水準(1.0より高いLLCRが求められるなど)ではなく、それ以外の要素でみられると理解してよろしいでしょうか。仮に「トップランナー」を獲得するためのLLCRの水準目安があるのであれば、明示いただきたく存じます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

276	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「資金・収支計画」に関する確認方法の例として「適切な財務計画となっているかを評価」とございます。 洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、プロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスそれぞれの評価の考え方が示されています。 仮にプロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスを組み合わせて資金調達を行う場合には、両方の指標が加味されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
277	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、資金・収支計画は「適切な財務計画となっているかを評価」とあります。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、ミドルランナー評価の要件として「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」が挙げられておりますが、具体的に「ファイナンシャルアドバイザー等」が検討・評価しなければならない項目や求められる証憑資料等があれば明示頂けますでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
278	<p>評価基準においては、「公募占用指針で示すリスクシナリオ」と記載されており、洋上風力促進ワーキンググループ 第12回合同会議資料の中では、「主要なリスクシナリオについて、秋田2海域・千葉1海域の公募の経験を踏まえて公募占用指針に具体的に示す。」とされておりますが、こういった内容(範囲や粒度など)が想定されているか明示いただけますでしょうか。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、今後公募占用指針を策定する際に具体的に検討を行いますので、いただいたご意見も参考にしながら検討を進めてまいります。</p>
279	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、資金・収支計画は「適切な財務計画となっているかを評価」とあります。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「良好」「優れている」評価の考え方の中で、感度分析シナリオが公募占用指針で示されることとされておりますが、こういった内容(範囲や粒度など)が想定されているか明示いただけますでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
280	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、改正後はサプライチェーンについては、電力安定供給の観点でのみ評価されることになっております。 一方で、洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「最低限必要なレベル」において、「部品の調達先候補、予備品の保管場所」の具体的な記載が求められていますが、調達先候補を記載する場合(≒調達先を公募時点で確定しない場合)、予備品の保管場所も「候補」となり複数の提示となることも考えられるかと思いますが、「具体的な検討がなされているか」という評価の考え方上、結果に影響しないと整理いただきたく存じます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

281	<p>「同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から公募参加者一者あたりの落札数の制限を実施する場合には、落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。なお、落札数の制限の実施にあたっては～、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する」との記載がございます。</p> <p>落札制限については、洋上風力促進ワーキンググループ合同会議内での議論を踏まえて、コンソーシアムの同一性の定義に関する考え方や具体的な方法を運用指針の中に織り込むべきと考えます。現在の記載内容では、各海域の公募占用指針においてどのような制約が適用されるかは不透明であることから、事業検討を行う事業者にとってはリスクがあるようにも思われます。</p>	<p>具体的な内容に関しては、公募占用指針に記載いたします。なお落札制限については、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、落札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみといたします。2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討します。</p>
282	<p>「関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項」については、「関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。」とありますが、ここでの過去の実績とは、「公募時点で完了している実績(八峰能代/パブコメ#314)」のみが対象という前提は変わらないのか明示いただきたく存じます。</p> <p>また、「国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績」については、当該開発海域における調整の実績は含まれるのか否か明示いただきたく存じます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
283	<p>「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点が5割未満の場合は迅速性評価は0点、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする」とありますが、前段は基盤面・実行面の合計得点が5割未満となる場合を指していますでしょうか。基盤面では5割以上の得点を獲得したが、実行面では5割未満の得点であった場合でも、合計得点が5割以上であれば、迅速性の評価点は獲得できるのでしょうか。</p>	<p>基盤面・実行面の合計点が20点未満になる場合は迅速性点を0点と評価いたします。</p>
284	<p>「評価の透明性確保の観点から、知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準については、本法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくこととし、公募占用指針に記載する」と記載がありますが、これは各海域の公募占用指針案の開示時(パブコメの実施前)に開示されるという理解で正しいでしょうか。公募評価の透明性等の観点から関係都道府県知事の評価基準についても可能な限り早めに公表すべきであると考えます。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>
285	<p>「港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。」とありますが、第1ラウンドの事業者により使用される港湾利用スケジュールが第2ラウンド以降の海域における事業スケジュールに大きく影響を与えることから、第1ラウンドの海域についてもあわせて本条件を適用いただきたく存じます。</p>	<p>港湾利用スケジュールに係る公募占用計画の変更の取扱いについては、既に事業者選定が行われた促進区域についても同様に適用されます。運用の明確化の観点から、今般の「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改訂において記載したものです。</p>

286	<p>事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点を、「当面」1:1とすることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「当面」は1:1としながらも、政府の「基本方針」にも記載の通り、「国民負担の抑制のためコスト競争力のある電源を導入」すべく、早期に供給価格に重点を置いた配点の見直しを進めるべきと考えます。 - 一方、FIP制度を適用する場合、相対で売電先を確保した上でFIPプレミアムは受領しない戦略とすれば、応札価格(基準価格)は0円/kWhとすることが可能ですが、この場合基準価格は事業者の売電コストを真に反映したもとはならず、公募時の価格評価が難しくなるとも言えます。 - 今後0円(或いは最高評価点価格)入札で価格点120点を目指すことが常態化すると、事実上 事業実現性評価点のみで事業者が選定されることとなりますが、0円入札を行い落札した事業者が当初想定していた相対での売電先確保が出来ないケースも想定され、発電原価が相対的に高い事業者が選定されてしまっている場合は、事業自体が頓挫してしまう可能性もあるものと思われます。従い、0円入札時は売電条件の妥当性審査をより厳格化するなど、計画熟度の低い事業者が評価されることのないよう留意が必要と考えます。 	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
287	<p>FIP制度を適用する場合は価格を十分下回る水準で「最高評価点価格」を設定することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> - プレミアムゼロ(国民負担なし)レベルの基準価格は公募評価上同等と見做すのは合理的であることから、最高評価点価格の設定自体には賛成します。 - 但し、これを事前公表することは、供給価格と事業実現性を対等に評価する公募評価の前提を踏まえると、価格を一定レベルに固定化する誘因となることから好ましくないと考えます。事前公表しないことで、より価格低減(プレミアムゼロの可能性が高まる)する方向に誘導される仕組みとなり、これは国民負担低減の観点から好ましいことと考えます。 - なお、0円/kWh入札時に価格点算定式の分母がゼロとなって算出不能となる問題については、JEPXの価格同様、便宜上0円/kWhは0.01円/kWhと見做すことで対応可能と考えます。 	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
288	<p>事業実現性評価点の最高評価点満点換算</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業実現性評価点の最高評価点を満点換算することは不要と考えます。 - 今回の評価基準見直しにより、事業者における評価の予見性の向上、かつ透明性も向上したと評価していますが、このように絶対評価的な考え方を採用している以上、公募参加者の最高評価点者を無条件に120点にした場合、今回明確になった事業実現性評価を歪めることから、最高評価点の満点換算については強く反対致します。 - 仮に、全事業者の評価が低い点数にて下げ止まった場合、全事業者とも提案内容は低い評価に留まっていたにもかかわらず、満点換算することで当初の僅かな点差が大きく評価点に反映されることとなります。また、低評価の事業者が120点と評価されることは、本来の評価の考え方そのものにも反すると考えます。 - 仮にやむを得ず最高評価点の満点換算を導入する場合、その適用は換算が必要となる落札制限導入時に限り、かつ一定以上の評価点(例えば120点中90点以上)を得た事業者に限り対象とするなど、絶対評価点を過度に相対化して評価しない考え方を採用いただくようお願い致します。 	<p>27番の回答をご覧ください。</p>

289	<p>事業計画の迅速性評価(20点)について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運転開始時期の迅速性を評価することは必要であると考えますが、長期間における事業の一断面にすぎない運転開始時期に対する評価ウエイト(20点)は過剰と考えます。 - このような評価基準を設けることで、環境影響評価手続きや海底地盤調査など事業者選定前の開発活動を誘発・助長することとなり、国が進める日本版セントラル方式導入の方向性と大きく異なることを危惧します。 - 「早期から汗をかいた事業者は相応に報われるべき」といった意見もあるようですが、公募評価では、早期着手の結果としての「迅速性」を評価するのではなく、汗をかいた結果としての「事業計画の基盤面」や「事業計画の実行面」の熟度向上が評価されるべきと考えます。 	8番の回答をご覧ください。
290	<p>事業計画の迅速性評価(採点方法)について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業計画の迅速性を20点もの評価点を課して評価することには反対しますが、やむを得ず当該評価を行う場合、事業計画の実現性も加味して評価する改定案の内容は妥当なものと考えます。 - 運転開始時期に関する絶対基準の設定にあたり、エネルギー政策目標との整合を否定するものではありませんが、例えば2030年の再エネ導入目標は2050年カーボンニュートラルに向けた一里塚に過ぎず、第二ラウンドの一部の海域においては、拠点港湾利用の制約などから、2030年度の運転開始はスケジュール的に厳しいと考えます。 - 事業者選定前の開発活動を誘発・助長することにならないよう、拠点港湾利用スケジュールの早期公表と合わせて、事業者選定から通常要する開発期間を考慮した運転開始基準時期の設定をお願いします。 	88番の回答をご覧ください。
291	<p>落札数制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 落札数制限は不要と考えます。 - 多数の事業者への参入機会の付与は落札制限により行うのではなく、公共事業のように評価基準の多様化により実現を目指すべきです。 - 必要に応じて複数案件受注能力の審査を実施することにより、「単一の事業者が同時に複数海域の事業を遂行可能なのか」といった疑問も解消されと考えます。 - また、落札数制限の問題点として、(同公募時期のすべての海域において)1位と2位の事業者の点差が開いていた場合、1位の事業者に対して制限をかけ、2位の低い得点しか得られていない事業者が繰り上げで事業者となることは、地元評価の意向に反する事業者を選定しかねないことも挙げられます。 	2番の回答をご覧ください。
292	<p>選定結果の公表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業者選定後、無用な疑念や憶測を生むことのないよう、選定事業者及び非選定事業者について、各々事業計画の概要や評価点の内訳を公表することについては賛同致します。 - 選定事業者に係る事業計画要旨公表については、事業者のノウハウ保護の観点から反対する意見もありますが、改定案の内容は選定事業者が地元自治体等に説明する一般的な事項であり、いずれも公知となることから、事業者選定時の公表は問題ないと考えます。 	52番の回答をご覧ください。

293	<p>第三者委員の公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該運用指針改定案に明示的な記載はありませんが、事業者ヒアリングにおいて一部事業者・事業者団体が執拗に公表を求めることは理解しがたく、何か別の意図があるとの疑いも払拭できないことから、第三者委員の公表は不要と考えます。 - 公募参加者や国民の関心は、公募事業者の評価結果に尽きると思いますが、それに加えて第三者委員の資質(洋上風力に十分な知見を有するか)が重要であり、評価者個体名の公表よりも、委員の属性や経歴等をより丁寧に公表することが重要と考えます。 	223番の回答をご覧ください。
294	<p>港湾利用スケジュールの変更に係る公募占用計画の変更制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 拠点港が限定的な現状において当該制限を厳格化した場合、当初のスケジュール設定にあたり、過度な余裕をもたせて港湾利用スケジュールを設定することが常態化し、ひいては他の事業者の運転開始迅速化に影響することが想定されます。 - 従い、当該公募占用計画の変更制限導入に際しては、港湾利用スケジュールの妥当性を厳格に評価頂くことを前提に賛成します。 - 一方で、事業者は自らの責によらない理由で港湾利用スケジュールの変更を強いられることも十分想定されることから、提案のように一律公募占用計画を変更不可とする場合、他の事業者ペナルティを払う(損害を賠償する)などの条件を付した上で、変更を認めるなどの現実的な運用も必要と考えます。 	<p>港湾利用期間を含むスケジュールの妥当性については、公募占用指針で定められる評価基準に基づき、適切に評価します。</p> <p>港湾利用スケジュールに係る公募占用計画の変更の取扱いについては、133番の回答をご覧ください。</p>
295	<p>公募占用計画の変更は、再エネルギー海域利用法において認められているものであるが、軽微な変更は、その限りではなく、本運用指針では3月以内の変更とされている。他方、事業者選定における、評価項目の一つとして、「事業計画の迅速性」が示され、事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価することとしている。運転開始が早まる場合は良いが、軽微な変更の範囲として、3月以内の遅れを変更手続きなしで容認することは適切ではないことから、重要な変更に向けた手続きを規定する必要がある。</p>	44番の回答をご覧ください。
296	<p>「事業の実現性に関する評価」に関して、いくつかの表現があり、本運用指針(案)における「地域」の明確な定義が必要である。また、「漁業等」の「等」について具体的に教示されたい。</p>	<p>地域調整に関する地域は広義の意味であり、漁業も含まれます。協調・共生策に関しては、主に洋上風力が立地する洋上に生活・経済圏がある方々だけでなく、沿岸部以外の地域の方々も含めて考えていただきたいという趣旨です。また、海運事業者など洋上に生活・経済圏があるの方々を含めるために漁業等としております。</p>
297	<p>「公募の期間中、事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする」ため、①、②の方策が示されているが、そのこと以前に、「公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様」について、まずは具体的に示すことが必要である。</p> <p>逆に、言い換えれば、接触できる場合はどのような場合なのか、この文脈での「地元関係者」の定義を加えながら、例示とともに具体的に説明すべきである。</p>	101番の回答をご覧ください。

298	<p>意見1. イ)以下の計画要旨の公表は、選定事業に限っているが、非選定事業についても公表すべきである。</p> <p>意見2. その場合に、ア)のii)とイ)のi)～v)(以上、計画要旨)は事業者が作成し、公募時に提出すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
299	<p>・「最高評価点価格」を設定される際には、事業者の予見性のため、公募を実施する際に事前にその価格を公表いただきたい</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
300	<p>・意見内容及びその理由 一部の一般送配電事業者の管内では系統対策工事が輻輳し、洋上風力の繋ぎ込み可能時期が10年先という地点があることから、国において絶対基準を設定する際には、地点ごとの系統状況や港湾状況等を適切に踏まえていただきたい。 また、一般送配電事業者の見解によっては、系統提供事業者と系統継承者として負担金工事完了時期に差ができ、系統承継者は事業計画の迅速性の評価が不利となることが想定される。負担金工事完了時期による不公平が生じない評価方法としていただきたい。 さらに、落札後に、系統対策工事の遅延やアセス影響、港湾状況等、事業者責任でないやむを得ない事情により工事遅延が発生した場合には適切に考慮するといった対応をしていただきたい。また、公募占用指針の公表時に事業者の責任範囲を明確にお示しいただきたい。</p>	<p>88番の回答をご覧ください。</p>
301	<p>国内の調達比率の水準等、定量的な評価の仕組みを入れるならば、事業者の予見性のため、事前に目標水準を明らかにしていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
302	<p>・意見内容及びその理由 落札制限が適用される場合、容量の上限は、十分なサプライチェーン形成の観点及び1地点の容量大規模化(1GW前後)から、例えば2GW程度(1GWの区域が3件同時公募されるとして、2件分程度)が適当ではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
303	<p>知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準については、公募占用指針に記載されることだが、その際には、具体性のある評価基準をお示しいただきたい。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>

304	都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目等について、事業者選定時の公表時に、選定事業者/非選定事業者いずれも、その合理的な評価理由を講評でしっかりお示しいただきたい。	選定結果公表時に、評価結果に関して講評もお示しする予定です。
305	事業実現性評価点の最高得点を120点に補正する現行案に賛成する。	27番の回答をご覧ください。
306	課題山積であるFIP制度の適用は時期尚早であり、洋上風力が一定程度導入され、国内産業としての基盤が出来るまでは導入するべきではない(FIT制度を継続すべき)。	261番の回答をご覧ください。
307	運転開始日の評価は1年毎ではなく、トップ評価の基準に対し、3か月毎乃至長くとも6か月毎にすべき。	44番の回答をご覧ください。
308	関係行政機関の長との調整能力に関する評価基準について、トップランナー基準を洋上風力に関する実績に限定しているが、陸上風力に関する実績についても同等の評価とした上で「特に優れた調整実績」を判定すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
309	FIP制度前提での相対契約がどこまで許容されるかご教授頂きたい。	130番の回答をご覧ください。 FIP制度の下での相対契約に基づく売電を想定した事業計画については、事業計画の実現性の評価の中で、適切に評価いたします。
310	事業実現性に関する評価項目と価格点の配点を1:1とする観点から、事業実現性に関する評価項目の最高得点を120点に補正する現行案に賛成します。	27番の回答をご覧ください。
311	事業実施体制・実績の評価方法において、公募事業と親和性のある事業実施実績に陸上風力の実績も加味し評価されるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
312	事業の迅速性の評価に事業の実現性の評価は含むべきではない。	93番の回答をご覧ください。

313	事業計画の迅速性(20点)、事業計画の基盤面(20点)、事業計画の実行面(運転開始までの事業計画)(15点)、事業計画の実行面(運転開始以降の事業計画)(15点)、電力安定供給(10点)とすべき。	12番の回答をご覧ください。
314	運転開始までの事業計画に関する評価基準のうち、トップランナー基準にある「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案」については、削除すべきだ。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
315	対象となる経済波及効果は、洋上風力に直接に起因する経済波及効果とすべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
316	地域振興策、地域経済波及効果の考察においては、関係都道府県知事の意見徴収先として、各県の商工会等からの意見徴収も推奨すべき。	31番の回答をご覧ください。
317	提供情報の内、港湾計画に係る情報については、促進区域案の決定から公募開始までの間にできるだけ早く公表頂きたい。	港湾管理者が定める港湾計画に係る情報については、各港湾管理者にお問い合わせください。
318	接触禁止となる地元関係者について、具体的に明示して頂きたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
319	違反事項の詳細と違反時の通報・通告体制について明示していただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
320	選定事業者決定後、審査委員の公表を行って頂きたい。	223番の回答をご覧ください。
321	公募占用計画の提出締切後の審査期間のスケジュールを明確にし、公表して頂きたい。当初の予定から変更が生じる場合は理由も併せて速やかに通達頂きたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
322	各提案について、具体的かつ定量的な判断が行われているものと存じますので、各提案について詳細かつ具体的な講評の公表を頂きたい。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。

323	<p>「FIP制度を適用する場合は……」とありますが、これは適用しない場合もある。つまりFIP制度を適用するかどうかは事業者のオプションという意味でしょうか。公募占用指針では明確な表現に変更すべきだと思料します。</p> <p>オプションだとした場合、公募の同一サイトで、FIP制度適用のベース価格を下回るFIT制度適用の提案価格が現れた場合の評価方法をご教示ください。</p>	<p>秋田県八峰・能代市沖における着床式洋上風力発電のFIT/FIP制度の適用につきましては、今後、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定致します。</p> <p>他の今年度に公募を予定している区域における着床式洋上風力発電については、昨年度の調達価格等算定委員会の意見をふまえ、FIP制度のみ適用されます。</p>
324	<p>AR1では「最も」と記載された欄のトップランナーは1社でした。今回は複数の会社がトップランナーになれる(同じ点数を取れる)と理解致します。誤解なきように明記して下さい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
325	<p>(1)同じ規模の風力発電を行っている場合に、洋上風力 vs 陸上風力、国内 vs 海外がどのような配点割合になるのかの目安をお示し頂きたい。</p> <p>(2)従来の評価項目の記載では、海外の洋上風力の実績はトップランナーになれず、国内実績に劣後していたと理解致しますが、今後は海外の洋上風力発電の実績がトップランナーになれるという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>(3)実績に勘案されるものは、操業に至ったもののみでしょうか、それとも建設中のものも、それなりに反映されますでしょうか？ その場合は、進捗度合いが目安となるのでしょうか？例えば工事進捗状況が8割であれば、運転中の同規模洋上風力発電の8割程度の点数が取れると理解して良いでしょうか。</p> <p>(4)運転中の洋上風力Wind Farmが二つあった場合、古くて小さい(しかし運転実績は長い)ものと新しく大型(運転実績は短い)のものがある場合、どちらか一つしか記載できないとすれば、どちらの方が評価点が高くなるのでしょうか？ その基準があればお示し頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
326	<p>事業者のビヨンドコントロールによる要素(例えば港湾の空き状況やEIAにかかる時間)などがあり、いたずらにCODを高く評価するのは如何なものでしょうか？</p> <p>例えば、選定された事業者(A社)のみに不可抗力事由が発生しないとも限りません。その場合は選定にもれた事業者(B社)の方が結果的には選ばれていればCODが早かったという事にもなりかねません。少し点数配分が高すぎるように思われます。</p> <p>例えばですがA社とB社でOEMが異なる場合、選定後A社が契約したOEMのタービン工場がストライキや火災で操業をストップすることが理論的にはゼロとは言いきれません。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
327	<p>入札を行う事により事業者への参入機会は等しく与えられているものと理解されますので、結果についての制限は無用であると思料します。この事項は、ビジネス上の予見性を著しく落とし、海外のサプライチェーンプレーヤーからみて日本の洋上風力市場が魅力的な制度設計になっていないとみなされないか危惧されます。</p> <p>一度でも制限条項を使えば、今後の予見性が著しく下がります。まだ1回入札を行っただけです。大幅な制度の変更は尚早だと思料します。時限立法だとしても制限条項は使うべきではないと思料します。</p>	<p>2番の回答をご覧ください。</p>

328	<p>「公平性・透明性・競争性を阻害する態様」とはどのような場合をイメージされていますか。例えばやりだしているEIAを公募開始後も継続して行う場合は該当しますか。仮に漁業関係者への接触を伴わない場合でもEIAを継続することは抵触するのでしょうか。</p>	101番の回答をご覧ください。
329	<p>以下の公表内容の詳細を定めて頂きたい。 ii) 事業実施体制 iii) 工事計画(スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール) iv) サプライチェーン形成計画の概要 v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果</p>	52番の回答をご覧ください。
330	<p>事業実施期間20年について説明がされています。結局のところCODは人為的な取り決めであり、実際に技術的に重要なのは最初に電気が系統に流れたときとも言えると思います。 過去JWPAや関連当事者が何回かチャレンジしてもお認め頂けなかったCommissioning Powerについての取り扱いを、FIP制度に変わったら見直して頂きたいと思います。FIT制度の場合はCODまでの間、無償で電気を流すしか方法がありませんでしたが、FIP制度が導入された場合は、例えばプレミアムなしで販売できるとか事業者の経営に少しでも資する方法に変更頂きたい。結果的にはそれが入札価格を下げる方向に働きます。</p>	164番の回答をご覧ください。
331	<p>副本には企業名や企業を類推できる記載は行わないこと(黒塗になると了解します)とありますが、ロゴマーク等記載しなくてもその企業の概略を説明すれば比較的容易に類推が可能な場合もあると思います。その場合は、已む無しという理解で宜しいでしょうか。 また公募書類提出後に、当該企業が選定されたら地元、地域に対してこういうことをやりますと宣伝を行うことは、公募の違反には該当しないと了解しますが正しいでしょうか。結果として類推の手助けをしていることに成りかねませんが、特段の規定も見当たらないのでこういう行為についても公募の違反には該当しないと了解してよろしいでしょうか。</p>	<p>公募占用計画の記載方法の詳細については、公募占用指針に記載いたします。 また、公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこととしておりますので、公募占用計画提出後も、公募期間中においては、地域の方と公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないようご注意ください。</p>
332	<p>国からの情報提供とは別に現状は各事業者が追加で風況調査、地質調査を行っているが、これら追加データを加味した基礎の設計は、国から提供されたデータのみによる設計と比べて事業の実現性や信頼性の評価の点として考慮されるかどうか、明示いただきたい。また、この場合、基礎の形式や寸法に大きな差が出る可能性もあり、工事の工法、コスト、環境への影響等他の採点にも影響があると思われます。この点について事業者選定上どのように配慮されるのでしょうか？ 例えばですが、将来の公平性を完全にするためには、早い段階でARX以降の民間による調査データを使った提案は加点しないと宣言されると、セントラルシステムにスムーズに移行できるのではないかと愚考致します。如何でしょうか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

333	<p>国が実施する港湾整備の遅延が生じた場合は、当然事業者の責任ではない訳ですが、エネルギーセキュリティの観点からも事業者は少しでも早く運開させたいと努力します。港湾整備計画の詳細を前広に開示頂きたいと存じます。</p>	<p>個別の港湾の整備状況等については、必要に応じて地方整備局等にお問い合わせください。</p>
334	<p>・FIP制度を適用する場合における最高評価点価格の設定について、市場価格を十分に下回る供給価格提案については、その全てを同評価とする必要性の観点等から、設定について賛成いたします。 ・また、最高評価点価格の事前開示について、FIT制度からFIP制度への移行初期段階においては、ターゲット価格を事業者に示すことで実現性を担保した事業性に基づいた価格競争を促すことができるものと考え、結果として中長期の日本における洋上風力市場拡大に資するとの観点から、事前に開示するべきと考えております。当該事前開示によって、定量・定性全体でのより適正な競争環境での公募が実現されるものと考えております。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
335	<p>事業実現性評価点の最高点120点換算について、今回の指針改訂により各項目における事業実現性の評価基準が従前と比較して明確となり、各事業者の評価がよりの確に評価点に反映されるものと考えているが、最高点120点換算を導入した場合、その個々の評価の適格性が奪われ、結果として非合理的な評価の差が発生するため、最高点120点への換算は不要と考えます。</p>	<p>27番の回答をご覧ください。</p>
336	<p>・事業計画の迅速性評価について、一定程度の評価は必要と存じますが、事業計画全体の一要素であり、他評価項目との配点バランスを鑑みると、原案の配点(20点)は過大と考えております。 ・また、従前より事業者らからも指摘が御座います通り、選定前の開発活動の活発化を助長することとなり、日本版セントラル方式導入の方向性と矛盾する点も懸念しております。 ・一方で、やむを得ず事業計画の迅速性評価が独立項目として設定された場合については、その配点に関わらず(配点が20点未満の場合においても)、改訂案に記載御座います事業計画の実現性を十分考慮して評価を行う点について、賛成いたします。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
337	<p>・i)～iii)について、その公表には異存御座いませんが、事業実現性評価点の講評については、どの程度のメッシュで公表されるのか(個別項目毎か、計画内容に言及されるのか等)、明確にして頂きたいと考えております。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

338	<p>・i)～iii)について、その公表には異存御座いませんが、iv)サプライチェーン形成計画の概要及び、v)地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果については、各事業者独自の方策として、公表以降の公募においても戦略的に利用することが考えられ、その機密性が極めて高いことから(守秘義務情報も多分に含む為)、非公表とすることを希望致します。</p> <p>・やむを得ず公表する場合には、先述の通り、機密性が高く守秘義務情報を多分に含むため、公表情報の内容及びメッシュについては、事前に事業者と調整する十分な機会を設けて頂くことを希望致します。</p>	52番の回答をご覧ください。
339	<p>・委員名の公表について、評価の公平性を揺るがす委員への働きかけを生み出す懸念があるため、不要と考えます。</p> <p>・改定案では公表する旨の記載は御座いませんが、評価において無用な疑念を抱かれることが無い様、重要な点で御座いますので、意見させていただきます。</p>	223番の回答をご覧ください。
340	<p>・港湾利用スケジュールの変更について、改訂案の通り原則認定しないとした場合、公募占用計画上のスケジュールに現実的でない過度な裕度を設定することが助長される懸念が御座います。</p> <p>・一方で、合理性のない安易な変更は不可とすべきであり、港湾利用スケジュールを変更するに値する明確かつ重大な理由があり、港湾関係者及び他事業者との間において、スケジュール変更による損害有無の確認並びに賠償について、誠実な協議の上で合意した場合には、変更を認めるべきと考えております。</p>	294番の回答をご覧ください。
341	<p>発電設備の定義に今回から陸上の送変電設備も加えられているが、このような修正を加えた意図は何かご教示頂きたい。また、「発電設備」の定義が改められている一方で、本文内の「発電設備」の使い方が変わっておらず、本文の意味合いが変わっているのではないかと見受けられる箇所がある。例えば、従来は陸上設備に関しては撤去方法・撤去費の見積については公募占用計画に記載が求められていなかったという理解であるが、原案では第2章2.(1)2)⑩において「当該発電設備」の撤去方法及び撤去費用の確保に関する資料が求められており、陸上設備も含めて撤去に関する記載が求められているようにも解釈できる。この点も含め、「発電設備」という用語の本文中に使用方法について今一度ご確認いただきたい。また、陸上の送変電設備に関連するサプライチェーンは「電力の安定供給」における評価の対象となるのかお示し頂きたい。</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備の定義については、これまでの公募占用指針の策定時の内容にあわせて修正したものです。</p> <p>御指摘の点に関しては、今後個別の公募占用指針において整理してまいります。</p>
342	<p>5/23及び6/23開催の洋上風力促進ワーキンググループ・交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会・合同会議において、運転開始までの事業計画のトップランナー要件案として「調整力の確保や系統混雑の緩和に資するための設備」が定められている。これらの設備は、本指針における「発電設備」の一部とみなされ公募占用計画に設備の構造、施工計画等の記載を求められるのか。</p> <p>また、調整力の確保や系統混雑の緩和に資するための設備は、国内経済波及効果の評価対象となるのか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

343	<p>「⑧公募に基づく電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第3条第1項に規定する基準価格又は同条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法」との記載があるが、一方で今後実施される公募案件については全てFIPの適用対象という理解である。ここでFITとFIPいずれも適用できるような文言とした理由をお示し頂きたい。また、当初FITの適用対象であった秋田県八峰町及び能代市沖についてFITを適用する予定なのかお示し頂きたい。</p>	323番の回答をご覧ください。
344	<p>最高評価点価格については公募占用指針等に明記することで開示を予定しているのか。予定しているのであればどのタイミングでどのような開示を予定しているのか。公募占用指針のパブリックコメント実施時点で開示されるのか。公募の透明性を担保するため、公募開始前に開示されることが望ましいと考える。最高評価点価格は今後の公募ごとに設定するのか。JEPXエリアプライス等を踏まえて海域毎に設定するのか、あるいは公募単位では同一の価格設定となるのか。</p>	86番の回答をご覧ください。
345	<p>調達価格等算定委員会においては、電源種ごとの資本費・利用率等の想定に基づき一定のリターンを担保する形で基準価格や調達価格を設定していると理解しているが、最高評価点価格を調達価格等算定委員会での議論を踏まえて定める際は、洋上風力のコストを踏まえて設定するのではなく、最高評価点価格の趣旨を踏まえ中長期的な市場価格の予想等をもとに設定するのか。これらの最高評価点価格算定のプロセスは公募の透明性を担保する観点から公表されるべきである。</p>	86番の回答をご覧ください。
346	<p>「事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。」との記載があるが、これは今回改訂される指針の枠組みの範囲内で適宜見直しを加えるという趣旨なのか、公募占用指針そのものを近い将来改めて見直す可能性があるという趣旨なのかどちらか。後者の場合、あえてこのような文言を入れている趣旨をご説明頂きたい。</p>	エネルギー政策の目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて運用指針で整理している評価の考え方を見直します。
347	<p>迅速性の評価にあたっては、事業計画の実現性に関する評価点比率を踏まえて計算することとなっているが、ここで参照される「事業計画の基盤面」「事業計画の実行面」については単純な評価点であり、公募参加者の最高評価点を踏まえて調整された後の点数ではないという理解で正しいか。</p>	点数補正は事業計画の実現性の合計点に対して行うものであり、個別評価項目の点数の補正は行いません。
348	<p>迅速性評価の導入に当たり、5/23及び6/23開催の洋上風力促進ワーキンググループ・交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会・合同会議においては、遅延に対して保証金没収を行う案について検討されているが、遅延に対する保証金没収は導入するのか。また、導入される場合保証金没収は設定された運転開始予定日の時期によらず適用されるのか。例えば迅速性に関する評価点が0点であった場合も保証金の没収となるのか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

349	<p>促進区域と一体的に利用できる港湾の利用期間の明示に当たっては、先に公募が実施され選定された事業者が使用する近隣拠点港湾の利用期間(独占排他的に利用する期間)も明示頂きたい。既選定事業者(の構成員)が後発の促進区域の入札に参加する場合において、(事業の迅速性を独立した評価項目とすることを鑑み)他事業者との公平性を担保するため、公募占用計画の策定のルールとして以下のいずれかを設けるべきである。</p> <p>①先行案件の事業者が基地港湾を独占排他的に利用する期間を事前に公表した上で、先行事業者による基地港湾の増強工事を後続事業者が継承することはできないという前提の下で各事業者が公募占用計画を策定するというルールとする。</p> <p>②先行案件の事業者が基地港湾を独占排他的に利用する期間及びその基地港湾の増強工事内容について事前に公表した上で、先行事業者の増強工事を継承するかどうかは各事業者が判断し公募占用計画を策定するというルールとする。</p>	<p>「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間については、既に選定された選定事業者が独占排他的に使用する期間を除いた期間を公募占用指針に記載することとなります。</p> <p>また、港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。</p>
350	<p>促進区域と一体的に利用できる港湾については、従来通り促進区域毎に指定されるという理解で良いか。その場合、同時に近傍する複数の促進区域の公募が実施された場合に、促進区域A向けに指定された港湾aの利用を前提に促進区域Bの公募占用計画を作成することは認められないのか。この例のような公募占用計画が認められる場合、どのように複数の促進区域の港湾利用を調整するお考えかお示し頂きたい。いずれの場合も、公募占用指針の解釈が事業者により異なるようなことが無いよう明確なルールが定められるべきと考える。</p> <p>また、促進区域と一体的に利用できる港湾として示されていない港湾の利用を前提に公募占用計画を作成・提出することは問題ないか。</p>	119番の回答をご覧ください。
351	<p>「事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と統合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。」とあるが、これは対象海域毎の設定となるのか、公募毎(いわゆるラウンド1,2,3…)の設定となるのか。</p> <p>また、対象海域毎の設定である場合、運転開始予定日の絶対基準は、基地港湾の先行利用者の利用計画を考慮した設定となるのか。運転開始予定日の絶対基準は、エネルギー政策目標と統合的であるだけでなく、基地港湾の先行利用者の利用計画とも整合が図られ、トップランナー評価を得る機会があるべきである。</p>	88番の回答をご覧ください。
352	<p>落札制限について、具体的な方法を公募占用指針に記載するとの内容のみが定められており不透明な内容となっている。これまで開催された合同会議における議論を踏まえたコンソーシアムの同一性の定義に関する考え方などを織り込むべきではないか。現状の書きぶりでは、公募ごとの占用指針においてどのような制約が適用されるか不透明であり、事業者にとってはリスクがあるように受け止められてしまう。また、落札制限の適用は「洋上風力産業の黎明期のみ」ということであるが、黎明期という表現は極めてあいまいであり、より定量的に示して頂きたい。</p>	281番の回答をご覧ください。
353	<p>5/23及び6/23開催の洋上風力促進ワーキンググループ・交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会・合同会議において、資金計画の評価にあたってはLLCRを参照するという考え方が示されているが、資金計画の記載内容に変更が加えておらずLLCRが含まれていないのはなぜか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

354	<p>公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用に関する記載が従来の記載と若干異なっているが、有効期間終了後の専用についての基本的な考え方は従来の運用指針から変わっていないという理解で良いか。また、「③占用許可審査基準」という単語に対して明確な定義が無いが、本法第15条第1項各号に掲げる基準(「適合基準」)を指しているのか。</p> <p>また、公募占用計画の有効期間(30年間)については環境アセスメント・建設作業にかかる期間を踏まえて算定されているが、今後の公募においては基地港湾の利用可能時期の制約を受けることにより、計画認定から運転開始までの期間がより長期間となる可能性があることを踏まえ、公募占用計画の短期間の更新等を柔軟に認めることで十分な事業期間を確保できるように運用すべきと考えるがどうか。</p>	<p>公募占用計画の認定の有効期間終了後の取扱いについて、第7回合同会議(2021年2月17日)を踏まえ明確化したものです。</p> <p>「占用許可審査基準」につきましては、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内海域占用等許可規則を指しています。</p> <p>なお、公募占用計画の認定の有効期間は、再エネ海域利用法の規定により30年を超えることはできません。</p>
355	<p>現行の公募運用指針においては、公募開始から終了までの間地元関係者への接触は認められていなかったが、今回の改正案では、「公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触」のみが禁じられることとなっている。この改正の意図についてお示し頂きたい。また、具体的にどのような接触であれば地元関係者への接触が認められる/認められないという基準についてお示し頂きたい。</p>	<p>101番の回答をご覧ください。</p>
356	<p>都道府県知事が意見を聴取する市町村、漁業関係者については、都道府県知事の裁量で決定され、対象者については公表されない、という理解で正しいか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
357	<p>公募の公平性の観点から、都道府県知事が意見を聴取する対象から当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者を除外するということであるが、公平性の観点から除外すべきであるのは、特定の事業者と排他的な関係にある地元関係者、つまり当該事業者が事業者として選定されることにより利益を得る地元関係者ではないか。現状の記載では除外される地元企業関係者が多く、洋上風力発電事業に精通している地元関係者の声を聴くことができないのではないかと懸念がある。</p>	<p>地域において意見聴取を行う者は関係都道府県知事において判断が行われることとなります。</p>
358	<p>事業者選定時の公表内容が拡充される内容となっているが、いわゆる第1ラウンドの選定事業者についてはこれらの内容のうち公表されていないものがある。特に工事計画・港湾利用スケジュールに関しては今後の港湾利用者の計画に影響する部分が大いいため可及的速やかに公表すべきである。また、基地港湾の空き状況が将来案件の工程上のクリティカルパスとなりうる状況を踏まえ、今後の公募結果の情報公表に当たり、事業者の提出した公募占用計画に基づいた詳細な港湾利用計画を含む工事工程を公表することとして頂きたい。(※現状の公募運用指針案からはどの程度詳細な計画が公表されるか不明瞭である。)このような情報が広く公表されない場合、情報の非対称性が生じ、ある促進区域における選定事業者が後発の近隣促進区域における事業計画策定に当たり有利な状況となり公平性が担保されないと考える。</p>	<p>選定事業者による公募占用計画の概要については、再エネ海域利用法第17条第2項の規定に基づき公示することとなります。</p> <p>また、公募結果の公表時における情報公開については、頂いたご意見も参考とさせていただきます。</p>

359	<p>選定結果の通知について、事業計画の迅速性が評価項目に加えられることを踏まえ、公募締切から〇か月以内に公表するという期限ないしその目安を定めるべきである。選定結果の通知を踏まえて落札事業者は各種調査等の発注を行うことが想定されるため、結果の通知が遅れば事業計画に大きな混乱が生じる可能性があり、そのようなリスクを事業者が負わない形式を担保すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
360	<p>今回の公募運用指針の改定の内容については既に公募を実施した促進区域にも適用されるのか。具体的には第3章の内容については事業者選定以降の取り扱いを定めており、既存の案件にも適用されるべきであると考え。特に「港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しない」という制約は、今後の公募案件にも影響する取り決めであることから、公募済みの案件にも適用すべきであると考え。また、「港湾利用スケジュールの変更は原則認定しない」というのは、計画的な事前の変更は認められない、という趣旨なのか、予期しない工事の遅延等による事由も含め一切の変更は認められないという趣旨なのか。この制約をどのように運用するお考えかお示して頂きたい。また、基地港湾の賃貸借契約書(案)においては、独占排他的な使用の申請期間が重複する場合、先行する契約が優先するものと規定されており(第7条6項)、先行利用者による利用期間の延長が必要になった場合において賃貸借契約書の定めと矛盾する部分があるのではないか。</p>	<p>港湾利用スケジュールに係る公募占用計画の変更の取扱いについては133番及び285番の回答をご覧ください。 また、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)についての御質問については、同契約書(案)第5条第1項により「丙は、貸付物件を、公募占用計画に従って、__沖における海洋再生可能エネルギー発電事業に用いる海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置等のためにのみ使用することできる」としています。このため、御指摘の「先行利用者による利用期間の延長が必要になった場合」において、港湾利用スケジュールに係る公募占用計画の変更認定を受けることなく、賃貸借契約書(案)第7条に基づく独占排他的に使用する期間を変更することは認められません。</p>
361	<p>事業者としては、公募評価の透明性・公平性の観点から関係都道府県知事の評価基準についてなるべく早めに公表すべきであると考え。関係知事への意見聴取に合わせて知事から評価基準について回答してもらおうとのことだが、これは公募占用指針のパブコメ前に行われる(=パブコメ時点では指針に織り込まれている)ということか。 また、関係都道府県知事の評価基準は促進区域毎に設定、公表されるのか。例えば同一時期に同一県内で複数の促進区域の公募が行われる場合、この評価基準は同一のものとなるのか。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>
362	<p>現状基地港の撤去・引渡時には賃貸借契約上原状復帰が条件とされているが、事業計画の迅速性を求めるのであれば、先行事業者による港湾の増強工事については後継事業者に詳細な内容が開示され、後継事業者が引き継ぐことが可能と判断した場合については引き継ぐことができるように関係者で調整がなされるべきである。このような調整により基地港湾の利用が効率化され、基地港湾がボトルネックとなり洋上風力導入の妨げとなるような状況を防ぐことにつながるのではないか。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。</p>

363	<p>基地港湾先行利用者の工程遅延により、公募占用計画上の運転開始予定日までの運転開始が達成できなかった場合、遅延ペナルティの免除や交付期間(又は調達期間)開始時期の見直しが認められるべきである。</p> <p>また、基地港湾先行利用者は後続利用者との間で契約を結ぶように行政として要請すべきではないか。先行利用者の工程遅延により後続利用者の工程に遅延が生じる場合の予定損害賠償額等について事前に合意するような枠組みが行政主導で作られるべきである。そのような枠組みがない場合、先行利用者への損害賠償請求権が曖昧なものとなり、後続利用者は先行利用者の独占排他的な使用期間が満了しない限りファイナンスクローズを迎えることができず、着工できない可能性がある。その場合、港湾の実際の利用期間に空白が生まれ国内の洋上風力導入を阻害する要素となりかねないことを危惧する。</p>	<p>運転開始時期の遅延に対するペナルティの取扱いについては、公募占用指針に記載することとなります。</p> <p>先行利用者の工程遅延時の取扱いについては、19番の回答をご覧ください。</p>
364	<p>八峰町・能代市沖の促進区域の公募に当たり、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者」に対する質問の募集が行われていたが、質問に対する回答が現時点で公表されていないと認識している。当該公募の一時中断による影響と理解しているが、事業計画の迅速性が今後の公募において評価される以上、当該プロセスの重要性は増している。</p> <p>このような点を踏まえて、今後の公募対象となる促進区域において近接の促進区域がある場合は同様のプロセスを行って頂きたい。また、このようなプロセスを行う場合、実施する時期についての考え方を整理頂きたい。事業計画策定の上での重要な要素であることを踏まえ、公募開始後では無く公募開始前に行うべきと考えるがどうか。</p> <p>また、今後の案件においても公募プロセス中断前の八峰町・能代市沖海域と同様に近隣の促進区域の選定済み事業者と個別に事業者が調整を行うことは認められないという理解でよいか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
365	<p>5/23及び6/23のWGにおいて、「関係行政機関の長等との調整能力」のトップランナー、優れているの要件(知事意見が無い場合もしくは合理的理由が示されていない場合)として、国内洋上風力発電に関する調整実績を評価するとあるが、国内洋上風力発電が黎明期にあることを鑑み、海外洋上風力発電や国内の海洋土木工事に関する調整実績も国内洋上風力発電と同等に評価すべきである。実績数の限られた国内洋上風力発電実績のみを評価要件とすることは、多数の事業者へ参入機会を与える観点から落札制限を課すという考え方も矛盾するのではないか。</p> <p>また、合理的な理由の記載された知事意見があれば、必ずしも国内洋上風力発電に関する調整実績が無くてもトップランナー、優れているという評価を得ることは可能との理解であるが正しいか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
366	<p>今後、複数の促進区域の公募が同時に行われる際に、同一の事業者が複数の促進区域入札に参加する場合であっても、各事業者のサプライチェーン・地域経済波及効果・国内経済波及効果を評価するに当たっては促進区域ごとの評価とすべきである。例えば、事業者aが促進区域Aと促進区域Bで事業者に選定されることを必要条件としてサプライチェーンを形成する、という提案は有効なものではないと評価されるべきである。このような評価基準でなければ、複数の促進区域に同時に参加する事業者がそうでない事業者に対して優位な条件となってしまう。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
367	<p>本改訂案に記載されている一般的な評価基準だけでは、具体性に欠けるのではないか。各項目に対する評価基準についても追記する予定はあるか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

368	「委員会形式で意見聴取することが望ましい」を削除してはどうか。	225番の回答をご覧ください。
369	「本法における発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル(陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。)を含めるものとする」とされている。 一方で、洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、電力安定供給の評価の考え方について、「最低限必要なレベル」においては、主要なハードとして洋上設備のみが言及されている。「良好」以上の評価においても、ハード・ソフトともに、「陸上送配電設備については、すでに国内に成熟した市場があると考えられるため、記載は不要(八峰能代パブコメ#371)」との考え方は継続適用されるものと考えて正しいか。 各様式における陸上送配電設備の取り扱い(評価対象となるか否か)について明示していただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
370	「一般的には、各種調整及び調査設計等に5年程度の期間を要するとみられることから、公募占用指針においては、各種調整に要する期間を考慮し1年程度の余裕をみて、例えば『法第19条第1項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用開始の時期は、認定から原則6年以内とする』とされているが、これを念頭に「事業計画の迅速性」の評価における運転開始時期の絶対基準を設定されるとの理解で良いか。平仄を合わせるべきと考える。	88番の回答をご覧ください。
371	供給価格上限額、最高評価点価格の設定にあたり、その設定の根拠・考え方を開示していただきたい。	86番の回答をご覧ください。
372	最高評価点価格は入札時点で明示されるのか。	86番の回答をご覧ください。
373	【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「事業実施体制・実績」に関する確認方法の例として「公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価」とある。 洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「最低限必要なレベル」として「役割の主たる者が明確なもの」「各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの」とあるが、「適切であるか」の判断において基準になるのは何か明示していただきたい。発電種別や規模などによるものであるか。或いは、従前の社会条件や自然条件などの親和性といった観点も考慮されるものであるか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

374	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、改正後は「事業実施実績」については、「事業実施体制」の中で評価されることになっている。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、最低限必要なレベルの判断として「当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。」とあるが、役割に応じた実績の有無のみが評価上の要素となり、その内容(国内・海外、規模など)をもって優劣がつくことはないとの理解で良いか。評価上の実績の扱いについて明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
375	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「事業実施体制・実績」に関する確認方法の例として「公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価」とある。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「優れている」の評価の考え方として「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの」とあるが、「特に優れている」の判断において基準になるのは何か明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
376	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「資金・収支計画」に関する確認方法の例として「適切な財務計画となっているかを評価」とある。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「優れている」「良好」の評価の考え方としてLLCRが設定されているが、「トップランナー」の評価の考え方としては「コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの」とある。「トップランナー」の評価にあたっては、LLCRの水準(1.0より高いLLCRが求められるなど)ではなく、それ以外の要素でみられるとの理解で良いか。仮に「トップランナー」を獲得するためのLLCRの水準目安があるのであれば、明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
377	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、「資金・収支計画」に関する確認方法の例として「適切な財務計画となっているかを評価」とある。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、プロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスそれぞれの評価の考え方が示されている。仮にプロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスを組み合わせる資金調達を行う場合には、両方の指標が加味されるとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

378	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、資金・収支計画は「適切な財務計画となっているかを評価」とある。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、ミドルランナー評価の要件として「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」が挙げられているが、具体的に「ファイナンシャルアドバイザー等」が検討・評価しなければならない項目や求められる証憑資料等があれば明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
379	<p>評価基準においては、「公募占用指針で示すリスクシナリオ」と記載されており、洋上風力促進ワーキンググループ 第12回合同会議資料の中では、「主要なリスクシナリオについて、秋田2海域・千葉1海域の公募の経験を踏まえて公募占用指針に具体的に示す。」とされているが、こういった内容(範囲や粒度など)が想定されているか明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
380	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、資金・収支計画は「適切な財務計画となっているかを評価」とある。洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「良好」「優れている」評価の考え方の中で、感度分析シナリオが公募占用指針で示されることとされているが、こういった内容(範囲や粒度など)が想定されているか明示していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
381	<p>【事業実現性に関する項目(例)】の中で、改正後はサプライチェーンについては、電力安定供給の観点でのみ評価されることになっている。一方で、洋上風力促進ワーキンググループ 第14回合同会議資料の中では、「最低限必要なレベル」において、「部品の調達先候補、予備品の保管場所」の具体的な記載が求められているが、調達先候補を記載する場合(≒調達先を公募時点で確定しない場合)、予備品の保管場所も「候補」となり複数の提示となることも考えられるかと思うが、「具体的な検討がなされているか」という評価の考え方では、結果に影響しないと整理していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
382	<p>「関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項」については、「関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。」とあるが、地域調整、波及効果関係の評価の基本的な考え方においては、県知事の意見を最大限尊重する方針であることから、県・市町村(・漁業関係者)が提案内容を評価しやすい記載内容とすべきと考える。したがって、調整実績については、利害関係の直接的な当事者である県・市町村(・漁業関係者)が中心となった現実的な評価がなされること、他地域での調整実績を県・市町村が適切に評価するのはより難しいこと、早期運転開始のためにスムーズに関係行政機関と調整を進めることなどの観点から当該海域の調整実績を中心に評価対象とすべきと考える</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

383	<p>「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点が5割未満の場合は迅速性評価は0点、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする」とあるが、前段は基盤面・実行面の合計得点が5割未満となる場合を指しているのか。基盤面では5割以上の得点を獲得したが、実行面では5割未満の得点であった場合でも、合計得点が5割以上であれば、迅速性の評価点は獲得できるのか。</p>	283番の回答をご覧ください。
384	<p>「港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。」とあるが、第1ラウンドの事業者により使用される港湾利用スケジュールが第2ラウンド以降の海域における事業スケジュールに大きく影響を与えることから、第1ラウンドの海域についてもあわせて本条件を適用していただきたい。</p>	285番の回答をご覧ください。
385	<p>公募占用計画に記載が必要な収支計画について、オフテイクー情報及びプレミアム収入の記載が求められている(FIP適用の場合)が、公募占用計画提出時点で蓋然性の高いオフテイクー情報を提示したり、確たる売却スキームを明示することは困難である。FIP電源のkWh価値については、全量卸市場を通じて売却して投資回収を図る方法もあり得る。あるいは事業期間内にオフテイクーとの売電契約を締結することができた期間に於いてはオフテイクーに売却しつつ、それ以外の期間には卸市場を通じて売却するような事業形態となることもあり得る。従って、オフテイクー情報の提示に関する記述を必須とするのではなく、公募占用計画提出時点でもしもオフテイクーが決定している場合には参考情報として記入することを認めるといった扱いにすべきと考える。</p>	ご指摘の点につきましては、今後公募占用指針を策定する際に具体的に検討を行いますので、いただいたご意見も参考にしながら検討を進めてまいります。
386	<p>「最高評価点価格」の算出根拠と公表有無及び時期が明確化されておらず、事業予見性を欠く状態となっている。</p>	86番の回答をご覧ください。
387	<p>「合理的な理由」の具体例を想起することができるよう、第1回公募結果等を踏まえた実例などを示すことが適当と考える。</p>	75番の回答をご覧ください。
388	<p>配点の目安と異なる考え方を公募占用指針で定めるケースはどういったものが想定されるのか。目安と異なる配点を採用する基準等を明記することが適当と考える。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

389	「国内洋上風力産業の黎明期のみ」ではなく、実施される期限を定め、具体的な年月を明記することが適切と考える。	38番の回答をご覧ください。
390	「事業計画の迅速性」評価点は地域との最終合意形成如何にも影響されるところから、「関係行政機関の長等との調整能力」や「周辺航路、漁業等との協調・共生」の観点からの評価も考慮された上で算出されるべきと考える。	93番の回答をご覧ください。
391	第14回合同会議(令和4年6月23日)資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」においては、資金・収支計画のミドルランナー評価基準として、「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」と記されています。この評価について、必要な検討項目やレポートに記載する検項目の粒度を具体的に示して頂きたいと考えます。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
392	事業計画の迅速性について、事業計画の実現性を考慮して評価するとの記載がございますが、本邦において洋上風力の実績は少なく、事業計画(特に施工スケジュール)の妥当性の評価基準が不明確であると考える。 迅速性に影響する施工スケジュールは、港湾、系統整備の不確実性に加え、制度変更、自然災害といった事業者がコントロールできない事象に影響されますが、現状これらすべてのリスクを事業者がとることが想定されています。合理的なリスクを折り込んだ結果、楽観的な計画に比べ、迅速性の評価で劣後することのないよう、事業計画に織り込む必要のあるリスクを公募占用指針に明示して頂きたく存じます。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
393	FIP制度下では市場価格より十分に低い価格で設定される「最高評価点価格」以下の供給価格であれば、国民負担は変わらないため、設定に賛同致します。 「最高評価点価格」は、事業者にとって市場価格を十分に下回る野心的な水準となることが想定されます。そのため、事前開示を行うことで、サプライチェーンに関わる関係者が一体となって、「最高評価点価格」を目標に、洋上風力の発電コスト並びに供給価格の低減に向けて工夫を凝らし、努力を継続するための目安となり、ひいては国民負担の軽減に繋がると考えますので、事前開示を前提として頂きたく存じます。	86番の回答をご覧ください。

394	<p>事業実現性評価点の補正は不要と考えます。 事業実現性の評価は、事業者の実力も加味されたうえで評価される仕組みであり、補正により、評価の中で既に考慮されている事業者の実力を過大評価してしまうこと、また、第一ラウンドでの価格点と定性点（事業実現性評価点）の算定式との整合性が保てないことを懸念いたします。また、公募の結果も踏まえて、評価の考え方が明確化され、事業者にとっての透明性及び予見性も向上されていることから事業実現性の評価点の補正は不要と考えます。 一方で、落札制限の実施にあたっては、海域間の特性や違いを考慮して評価する必要があることは理解できるため、落札制限の実施時に限定して事業実現性の評価点の補正を行うことに賛同いたします。</p>	27番の回答をご覧ください。
395	<p>迅速性の評価について、エネルギー政策目標の観点から導入の重要性は理解いたします。一方、迅速性は事業者による地元での落札前の開発活動を促すことに繋がる仕組みであり、事業者の負担抑制や公募参加者の多様化を促すセントラル方式の導入の方向性と異なること、また、次公募までの時間が限定的な中で事業者努力の及ばない港湾利用や電力システムの整備に依存する部分が大きく、事業者間の公平性の確保が難しいことから配点縮小をご検討頂きたいと考えます。 特に、港湾利用スケジュールについては、公募占用指針に港湾利用可能時期を明記することで全ての事業者の情報の公平性を保つご想定だと考えますが、その場合に於いても、公募において指定された港湾と同じ港湾を利用する別案件の落札者など、港湾利用状況をより詳細に把握している特定の事業者が、先行利用する案件に於ける計画の作業工程短縮の余地、または作業の優先順位入れ替えなどによる最適化を行うことを見越して、事前に示された港湾利用スケジュールを超えて迅速性の評価に有利な提案ができる余地が生じることを懸念いたします。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
396	<p>仮に迅速性の評価が導入される場合、運用指針(改定案)に於いて提示されている採点方法は、絶対基準で事業計画の実現性をより反映させやすい案となっているため、方向性について賛同いたします。 運転開始時期に関する絶対基準での評価と同様に、事業計画の実現性に関しても例に記載のとおり、絶対基準で評価頂くことで、整合性が保たれ、事業者にとっての予見性が高まると考えます。</p>	8番の回答をご覧ください。
397	<p>落札数の制限について、多数の事業者への参入機会の付与は落札制限ではなく、評価基準の多様化や複数案件受注能力の審査により行うことが望ましく、落札数の制限は設けなくて頂きたいと存じます。 仮に落札数の制限を設ける場合に於いても、コンソーシアム組成は公募前に決める場合が殆どであり、また、地域特性などを考慮し案件毎に異なるパートナーとの応札も考えられます。同一性の判断基準について、同時公募の対象海域及び時期の予見性がない中で、合計議決権比率1/2超の制限は事業者による事業の最適な取り組みを妨げる恐れがあるため、一定の制限を課しながら、事業者による柔軟な取り組みを促すよう、合計議決権比率2/3超(一般的に、重要事項の決議には議決権の2/3超が必要であることを踏まえた案です)の制限に緩和頂きたいと考えます。 また、落札数の制限は事業者の予見可能性を下げると共にサプライチェーン構築の観点で日本の洋上風力産業の魅力を低下させることにも繋がると考えます。そのため、落札制限を課す場合であっても、期間限定とすることを要望いたします。また、運用指針(改定案)に於いて制限の適用期間とされる「黎明期」としていつまでをご想定されているかご教示頂きたいと存じます。</p>	2番の回答をご覧ください。

398	<p>仮に落札数の制限が設けられ、容量の合計による制限が課される場合について、海域の広さや地盤条件、ステークホルダーの要望を考慮し、導き出される風車設置可能容量と比べ、確保された系統容量が過大である場合も想定されます。そのため、落札数制限の容量の合計値の算定にあたっては、系統容量、又は、事業者が提案する発電設備容量、のうち何れか小さい方の容量を基準とする案を採用頂きたいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
399	<p>事業計画の基盤面の資金・収支計画について、財務計画の適切性の評価に於いては、透明性および公平性の観点から、各事業者が任意に選定するファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関に依存するのではなく、公募審査の中で同一の専門家の方の目で評価頂きたく存じます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
400	<p>選定事業者の公表内容のうち、イ iv) サプライチェーン形成計画の概要及び、v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果について、公募占用計画では機微情報、守秘義務情報、戦略上重要な情報が含まれます。産業育成の観点から一定程度の粒度での公表の必要性は理解しますが、具体的に概要に含まれる内容及び開示までの事業者との調整プロセス(事前に事業者と調整し、機微情報含む重要情報が開示されることのないよう配慮頂けるとの理解で良いか)についてご教示頂きたく存じます。</p>	<p>52番の回答をご覧ください。</p>
401	<p>非選定事業者の提案内容の一律公表について、公平性確保及び提案内容の向上に資するため、賛同いたします。</p>	<p>52番の回答をご覧ください。</p>
402	<p>第三者委員名の公表につきましては、巨額な投資が必要となる事業であり、事前、事後に関わらず委員への様々な働きかけ等が出てくるものと考えられますので、委員名は非公表として頂きたいと考えます。</p>	<p>223番の回答をご覧ください。</p>
403	<p>港湾利用スケジュールの変更について、①他の事業者の事業計画に支障を与える等公募の構成な実施に支障を及ぼす場合は原則認めないとの記載がありますが、逆に言えば、港湾利用スケジュールに支障を与えないと確認が取れている場合は認めると解釈できます。公募占用指針に港湾利用可能時期を明記することで全ての事業者の情報の公平性を保つご想定だと考えますが、その場合に於いても、公募において指定された港湾と同じ港湾を利用する別案件の落札者など港湾利用状況をより詳細に把握している特定の事業者が、先行利用する作業のスケジュール短縮余地又は作業入れ替えなどによる最適化を見越して、公募占用計画に於いて、事前に示された港湾利用スケジュールを超えて迅速性の評価や供給価格低減の観点から、より有利な提案ができる余地が生じることを懸念いたします。そのため、例えば、港湾利用スケジュールは、他事業者の事業計画への支障有無にかかわらず原則変更を認めない、又は、先行して同じ港湾を利用する別案件の落札者と当該公募での落札者が同じ場合は、スケジュール変更を認める場合であっても応札時の公募占用計画で約束した港湾利用期間の変更は認めない(港湾利用の開始時期を早める場合は同期間分だけ利用終了時期も早めることとする)、など公募参加者の公平性が保たれるようお取り計らいをお願いいたたく存じます。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。</p>

404	<p>第13回合同会議(令和4年5月30日)で來生委員からご発言がなされた通り、事業者が負う事業リスクの適正化の観点から、事業者で制御不能な事由(系統増強工事、系統連系工事、港湾整備工事、先行利用者の港湾利用計画変更、事業者選定遅延)による工程遅延や計画の変更については免責または救済(FITもしくはFIP開始日の後ろ倒し、海域占有期間延長)が認められるようご配慮頂きたく存じます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
405	<p>事業者が任意に選定するファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関からの適切性の検討・評価を求める場合は、想定する提示物及びその内容や形式についてお示し頂きたく存じます。 尚、応札時点では、資金調達や工事着工が当面先である等の理由により、施工業者との工事請負契約や売電契約の条件(価格や期間)を確定させることは難しく、また、国内外の洋上風力他案件の情報を参照することは守秘義務の観点で難しく、第三者機関は限定的な情報に基づいて資金・収支計画の適切性を検討・評価することになるため、基本的かつ限定的な評価に留まり、内容の有効性に疑問がございます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
406	<p>事業者は撤去費用を担保するための保証状(LC)を差し入れることとなっていますが、当該LCをSPCの信用力ではなく、SPC構成員やその親会社など、SPCの倒産リスクに影響されない者の信用力に基づき差し入れる場合は、事業計画の実行面の運転開始以降の事業計画(維持管理、撤去)のミドルランナー要件である「②撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。」を満たすとの理解で良いかご教示頂きたく存じます(仮に満たさない場合は、その理由をご教示頂きたい)。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
407	<p>最終段で「なお、最高評価点価格を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める」と記載されているが、最高評価点価格の開示を求めたい。また、最高評価点価格は「過去の市況を鑑みても相当低い水準」に設定されることを確認願いたい。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
408	<p>事業採算性を高い確度で確保出来ない事業者が最高評価点価格で応札することは、洋上風力事業の確実な遂行の観点からも避けるべきと考える。その観点で、最高評価点価格で応札しながら、事業採算性の具体的な裏付けのない事業者は事業計画の実現性(事業計画の基盤面、資金・収支計画)において、「必要最低限なレベル」を満たしていないとして失格になると理解して良いか。</p>	<p>事業計画の実現性を評価する際には、財務計画に関しても事業実現性の観点からしっかりと評価いたします。</p>

409	<p>秋田八峰や新潟村上・胎内の協議会意見取りまとめで、協議会から「発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等」が求められ、基金への出捐等の規模(総額)については、「選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力(kW)の規模に、kW当たりの単価(250円)と公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額、すなわち発電設備出力(kW)×250円×30年で算定される額を目安」とある。一方、基金の出捐開始時期であるが、「発電事業で得られた利益の地域への還元を目的」と記載があることから、発電開始からという理解で良いか？それとも出捐開始時期については事業者と協議会の合意次第で、発電開始より前(例:公募占用計画承認時点)でも良いのか？</p>	<p>出捐開始時期については、選定事業者と協議会の合意次第で、発電開始前にすることは可能です。</p>
410	<p>「評価の基本的な考え方【地域調整、波及効果関係】」に関し、「関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。」との評価基準となっているが、ここで言う「合理的な理由」とは具体的には何か。洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進小委員会合同会議(第14回)の資料1「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」P.23,24,25に記載の各段階の評価基準の②に記載の各内容と一致しない場合は「合理的な理由」が無いと判定され、その場合は知事意見は尊重されないことになるのか。それとも、当該②とは関係なく知事が独自に評価基準を設定し、それらは当促進区域での地域調整・波及効果関係の評価するうえで合理的なものであると知事が判断していれば、必ずしも当該②の評価基準との一致や整合性は必要とされないか。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>
411	<p>『また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。』という記載あり。「原則認定しない」ということは「認定されることもあり得る」と理解できるが、先行事業者がやむなく変更に至った場合、後続事業者の救済も検討頂きたい。</p>	<p>先行利用者の遅延によって生じた損害については、19番の回答をご覧ください。</p>
412	<p>FIP制度下で、試運転期間中の売電は可能か？</p>	<p>164番の回答をご覧ください。</p>
413	<p>インバランリスクについては、市況に影響される故予見性が難しく、事業性への影響も図りにくい。新しいFIP制度の下での健全な洋上風力産業育成の観点から、当面はインバランス補助の継続など事業者へのリスク軽減案の導入をお願いしたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の意見公募の対象ではないと考えますが、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
414	<p>FIP制度下での相対取引の実現可能性については、どのように評価をするのか？電力需要家からのCommitment取得はどこまでのレベルを求められるのか？また相対取引の電力価格を高く設定すれば、経済性の良い事業計画となるが、同電力価格の実現性や妥当性はどのような形で検討されるのか？同様に、相対取引の電力価格を高く設定することで経済性の良い事業計画となるが、当該事業計画の実現性や妥当性はどのような形で検討されるのか？</p>	<p>FIP制度の下での相対契約に基づく売電を想定した事業計画については、事業計画の実現性の評価の中で、適切に評価いたします。</p>

415	FIP制度下で、JEPX売りと相対取引の割合については、事業者にてFlexibleに設定可能となるのか？	130番の回答をご覧ください。
416	港湾利用に関して、公募占用指針上で基地港として利用可能な港湾名と利用期間が明示され、それ以外は利用不可になるのか？事業者として、独自に調整・整備した他の港湾の利用や補完港の利用なども規定されることになるのか、それとも事業者の判断で利用可能となるのか？	公募占用指針において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」を記載することとなります。「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外に、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行うために公募参加者が自ら調整した港湾がある場合には、当該公募参加者が当該港湾を活用することを妨げておりません。具体的な取扱いについては、公募占用指針をご確認ください。
417	潟上案件に於いては、秋田港のみを基地港として指定され、他の港は使用不可、且つR1案件での利用期間が不変で一部共用等が不可の場合、潟上案件の参画事業者間で操業開始時期に大きな差が出ない可能性が高いものと思われる。この場合に、評価方法が変更になる、或いは、変更が検討される可能性はあるか？	具体的な評価方法については、公募占用指針に記載することとなります。
418	港湾利用期間について、もし天変地異や不可抗力などで工事期間が延び、港湾利用の延長が必要となる場合の対応はどうか？ また、国や地方自治体の進める基地港や補完港などの港湾整備の遅れなどが発生した場合の対応はどうか？	133番の回答をご覧ください。
419	基地港湾利用に関し、R1事業者の占有期間を公表し、R2事業者による同期間の利用は不可との理解で良いか？例えば、R1事業者の占有期間のうち、一部期間をR2事業者と共用或いは融通することにより、R2側事業の工期短縮の可能性があっても、R1事業者の占有期間は一切共用・融通は不可との理解で良いか？	港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。
420	上記で、基地港湾利用に関し、R1事業者占有期間(約3年)のうち、一部期間をR2事業者と協議の上、変更、共用或いは融通が可能である場合は、R2事業者間で不公平が発生せぬよう、同内容についてはルール化の上公表して頂きたい。	港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。

421	<p>港湾利用に関しては、R1の先行事業者が余裕を持ったスケジュールで港湾利用を確保していた場合、R2以降で当該余裕分を利用することで、他社よりも迅速な建造など、迅速性の面で優位な立場となることも考えられる。港湾利用に関しては、各入札においてすべての事業者が公平となるように配慮して頂きたい。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。</p>
422	<p>迅速性に関して、十分な検討が行われていないまま、早期の操業開始を計画し、迅速性の得点を獲得するような状況も想定される。しっかりと技術的な検証やリスク分析を行っている事業者が低い評価とならないように、事業計画の内容を確りと精査して頂きたい。どのような方法で事業の実現性や事業計画の妥当性、実現性のリスクを評価するのかを明確にして頂きたい。仮に、十分な実現性が確認できない迅速な提案があった場合、迅速性自体の評価が低くなるのか、あるいは迅速性は高く評価されるが事業の実現性の評価が低くなるのか。</p>	<p>93番の回答をご覧ください。</p>
423	<p>漁協への漁業補償の考え方については、各事業者間で認識と対応の相違が無いように、公募占用指針上で明確にしてほしい。具体的には、建設期間中の休業補償は認められるのか。また、操業期間中は、漁業影響調査の結果、客観的に漁獲高の減少が認められた場合に於いて、関係漁業者等に対して必要な処置として、漁業補償を行うことが認められるとの理解で良いか？公平性を担保するために、かかる漁業補償を行うことに関して、関係省庁などが管理・監督頂きたい。</p>	<p>再エネ海域利用法に基づく基本方針に記載されているとおり、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責により漁業の操業等に支障を及ぼした場合、同事業者が関係漁業者に対して必要な措置を取ることは、再エネ海域利用法による促進区域の指定、事業者の選定等にかかわらず、従前と取扱いが変わるものではありません。</p>
424	<p>風車と定置網の離隔距離に関するルールは、現時点で国内では無いが、海外では一定のガイドラインが存在し、同ルールに従い、迅速な対応が可能となっている。今後、国としてガイドラインの設定をお願いしたいが、現時点での検討段階について教えて頂きたい。</p>	<p>現時点、ガイドライン等の検討は行ってません。頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、法定協議会において、各海域の状況等も踏まえて、発電設備の設置に制約が生じる範囲として設定しています。</p>
425	<p>漁業関係者に対する実際の損害の発生の有無に関わらず、一定の予測に基づいた予想損害金を漁業損害として支払ったり、公募開始前に合意することは認められないと理解するが、確認願いたい。</p>	<p>御理解のとおりです。促進区域指定として指定する際は、漁業の操業に支障を及ぼすことが見込まれないことを関係漁業者に十分に確認した上で指定します。海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責により漁業の操業等に支障を及ぼしたことが漁業影響調査等により客観的に認められた場合には、漁業補償等の対応が発生します。</p>
426	<p>地域貢献に関して、洋上風力WGの資料では、知事意見書に地元の意見を取り入れるとのこと記載あるが、地元の意見を取り入れる際には、どのような基準で、どのような点が評価されるのか、明記して頂きたい。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>

427	都道府県知事意見に関し、今後、都道府県が関係市町村・漁業関係者等へ意見照会を行うことになるものと理解するが、意見照会の際には、事業者の意図が正確に伝わるように、提案内容全文を共有した上で、意見の聴取が行われることを確認したい。また、意見照会先の具体名を開示願いたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
428	上記につき、知事が意見を聴取する先は、利害関係者となると思われるが、どの時点で公開されるのか。また、公募占用指針公示以降は事業者が利害関係者にコンタクトは出来ないことになるのか？	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
429	占有海域が複数の市町村にまたがる場合、固定資産税等税金の支払先は関係自治体間で調整されるものと理解するが、同調整の結果は、公募占用指針で記載されるのか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
430	電力安定供給に関して、国内のサプライチェーンの検討を求められており、その意義については認識しているが、国内製造・調達比率を上げた場合、短・中期的には価格が高くなることが想定される。斯かる状況を鑑み、国内調達推進による調達価格の上昇も考慮した上で、価格面と定性面でバランスを取った評価をお願いしたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
431	関係行政機関の長との調整能力に就き、国内洋上風力発電の調整実績がある事業者が高い評価となっているが、港湾案件は、漁協の共同漁業権が無いため、そもそも漁協との調整等は対象となっておらず、実証案件も小規模のもののみであり、商用化案件との間で規模に大きな差異がある。漁業関係者、漁協との協議との観点からは、国内の港湾建造、海洋土木案件などでの協議や調整の実績も、評価対象とすべきではないか？	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
432	関係行政機関の長との調整能力に就き、国内洋上風力発電の調整実績がある事業者が高い評価となっている。トップランナーを取る要件となっている「特に優れた調整実績」というのは、公募対象の案件と同規模の実績が必要と言うことで良いか？	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
433	関係都道府県知事の評価基準に関し、公募評価の透明性・公平性の観点から早いタイミングでの公表が望まれるが、どのタイミングで公表されるのか。また、評価基準は促進区域毎に設定、公表されるのか。	75番の回答をご覧ください。

434	事業計画の実現性(事業計画の基盤面)に関し、最低限必要なレベル(0点)の条件の一つとして「④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの」との記載あり。他方、これまでの公募では、例えば八峰能代の公募占用指針では、撤去費用の金額として「一律に、海洋における施工費の70%とする。」と明記されているが、今後はこの様に一律の金額は示されなくなるということで良いか？	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
435	占用公募制度の運用指針の内容については、今後も、国民負担低減を追求する前提で、国際的な経済情勢や社会環境の変化も踏まえて柔軟に見直ししていくべき。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
436	次々回の入札以降は、入札前に事前審査を行い、事業実施能力や我が国のエネルギー政策への協力に関して理解が得られるかが確認できた事業者に限って入札参画資格を与えることを検討いただきたい(PQ(Pre-qualification 事前資格審査)制度の導入)。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
437	中長期的には、英国のCfD入札のように、同じ運開年度のプロジェクトどうしが補助金予算と系統接続を目指して競うような入札方式を検討していくことが有効ではないか。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
438	第1ラウンドの公募が終了し、一般海域での洋上風力の導入時期もある程度見えてきた現時点で、あらためて、サプライチェーン補助金などの支援制度を効果的に活用しながら国内産業育成を進めていくための、産業インフラロードマップを、官民で策定してはどうか。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
439	将来、セントラル方式が導入される海域については、迅速性評価は行わない旨を、現段階で予告しておくべきではないか。	346番の回答をご覧ください。
440	次々回の入札以降は、早期の運転開始を評価点で競うのではなく、入札条件として運転開始時期を指定するべきではないか。	346番の回答をご覧ください。
441	早期運転開始のインセンティブとして、完工前試運転電気の売電を認めるべき。	164番の回答をご覧ください。
442	事業計画の迅速性について、基地港湾の利用可能時期が公募ごとに国から提示され、それに基づいて作成された事業計画をもって評価されると考えてよいか。	ご理解のとおりです。

443	評価の基準となる運転開始時期は、基地港湾の利用可能時期、標準的な工事工程(含むウインドファーム認証取得工程)を踏まえて、各海域の公募占用指針で設定され则认为てよいか。	88番の回答をご覧ください。
444	既に入札された促進区域で落札した事業者は、落札により占有が可能となった基地港湾で、その後公募される促進区域の建設を、並行あるいは連続して効率的に計画し施工することが可能と考えられるが、こうした提案は有効か。他の事業者との公平性をどう考えるか。	港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。
445	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」の評価対象は、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員のみならず、風車メーカー等の協力企業の人材も含むと考えるか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
446	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、Non-Bindingの見積(現時点での見積価格)は、「最低限必要なレベル」で求められる根拠と評価されると考えるか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
447	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、「コスト増のリスクに対しより適切な対応」について、事業者が自らの根拠をもって提示するものであって、為替・価格の調整式等を協力企業と合意しているものでなくても合理的であれば評価されると考えるか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
448	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、トップランナー評価における②項の、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案」について、本来調整力の確保や系統混雑の緩和対策としては国の主導による系統整備・増強等のインフラ整備や系統連系制御要件改訂等の運用緩和など環境面の整備が不可欠と考えられる中で、あえて当該評価対象として提示している「提案」とは、系統側の対策とは別個に「既存系統設備の最大限有効活用」という切り口から、「事業者側設備として何を提案・実現できるか」という意図と考えるか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

449	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナー評価の①の「年間発電量の最大化を実現する配置」について、風車のサイト適合性評価も合わせて検討する必要があると考えて良いか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
450	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナー評価の①の「第三者機関等による適切な発電量予測」というのは、事業者以外の第三者であり、風車メーカーの発電量予測もこれに当たると考えて良いか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
451	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナーの①の「第三者機関等による適切な発電量予測」について、事業者がより正確な事業性評価のために、最新の手法等を用いた独自の風況観測を実施し、これらのデータを踏まえて発電量予測等を行う場合も考えられるが、こうした、より精度の高い観測データを用いた発電量予測に基づく事業計画は、本評価項目においてより高く評価されると考えてよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
452	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナー評価の②の「国内のウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの」について、支持構造物の動的解析(時刻歴応答解析)等の更に踏み込んだ詳細設計の有無によって評価差は生じないと考えて良いか。 (詳細設計の検討結果ではなく、詳細設計時の検討プロセスの記載が求められていると考えてよいか)	具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。
453	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナーの②「国内のウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの」について、最低限必要なレベル⑤に記載の「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」では、具体的に検討すべき内容が示されている一方、ウインドファーム認証取得時に求められる要求項目を具体的に記載した着床式洋上風車に関するガイドラインは、まだ認証機関から発行されていない。 過去の洋上ウインドファーム認証取得経験に基づく知見がある場合には、こうした知見を記載することで、より具体的な検討を示す材料として評価されると考えてよいか。 具体的な記載内容としては以下が挙げられる。 I)特に国内の着床式洋上風車に特有の問題になりうる事象に対する記載 II)過去に国内の着床式洋上風車において認証を受けた経験に基づく記載	具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。

454	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナー評価の③の「認証を未取得の場合は運転開始までに取得見通しについて根拠を持って示されているもの」について、欧州等の先行市場での受注状況を示した文書や、第三者認証機関が型式認証工程や設計開発コンセプトの妥当性を評価した文書は、その根拠として評価されると考えて良いか。	具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。
455	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、最低限必要なレベルの②の「航路や港湾施設等との離隔距離について適切にとられているもの」について、隣接する既存の陸上および洋上風力発電所との離隔距離についても、適切にとられているかどうか評価されると考えてよいか。	具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。
456	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、最低限必要なレベルの⑤の「洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの」について、公募入札時点では、構造設計において主な設計要因となると考えられる事項を抽出し、その項目に対する構造物の成立性を示せば本要件を満たすと考えてよいか。	具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。
457	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、「トップランナー」について、早期復旧に貢献するような設計的な工夫も、取組内容が特に優れていれば、評価の対象になると考えて良いか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
458	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナーの基準として記載のある(i)-(iii)は例示で、これに限らず具体的な対策が検討されればミドルランナーとして評価されるという理解でよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
459	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ミドルランナー評価の「(i)国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討」について、これは単にナセル等の最終組み立てを国内で行えばこと足りるということではなく、実質的に故障時の早急復旧に必要な個別のパーツ、コンポーネント等が、国内調達や在庫保管、代替品確保等により、迅速に供給されるよう、具体的な検討がなされているかどうか評価されると考えて良いか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

460	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、「最低限必要なレベル」にある「部品調達先候補、予備品の保管場所」について、これは単に風車主要部品の調達先とその予備品の保管場所を示すことを求めているのではなく、故障率が高い部品や、故障したときに調達リードタイムが長期化する部品を特定し、特定された部品の調達先候補、予備品の保管場所を示すことを求めていると考えて良いか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
461	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方にある「地域共生策」は、周辺航路や漁業等、洋上風力に関係するものに限定して評価されるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
462	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、トップランナーの評価の考え方にある「中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの」については、直接投資の金額の多寡をみるのではなく、グローバル市場下でも競争力を有するポテンシャルの有る地元サプライヤーの育成や、建設やメンテナンス分野での地元企業との連携など、強靱で持続可能なサプライチェーン形成を目指した、真に経済波及効果を得られる計画について、より高く評価されるものと考えてよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
463	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の、高い波及効果を有しているかを示す根拠として参照すべき産業連関表は、個別の促進区域における公募占用指針が発行される際に、具体的に示されると考えてよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
464	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、産業連関表を用いて波及効果を示す場合でも、単にその波及効果の数値の多寡に基づいてミドルランナー、トップランナーとして評価されるのではなく、中長期的に地域・国内経済の発展に資する確からしい取り組みであるかが評価されると考えて良いか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
465	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ここで記載されている「確からしさ」とは、あくまで「利用見込み」の確度や「中長期的な（経済波及効果）の観点」からの評価であり、単なる金額の多寡や、対象プロジェクトのCAPEXにおける当該地域調達比率/金額などの数値を求めているものではないとの理解でよいか。すなわち、個別のプロジェクトにとどまらず、将来にわたって持続可能であることの確からしさが担保されたものが評価されると考えてよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

466	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、トップランナーの評価の考え方にある「中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの」について、直接投資の金額の多寡をみるのではなく、グローバル市場下でも競争力を有するポテンシャルの有る国内サプライヤーの育成や、建設やメンテナンス分野での国内企業との連携など、強靱で持続可能なサプライチェーン形成を目指した、真に経済波及効果を得られる計画が、より高く評価されるものと考えてよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
467	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の評価の考え方に関し、ここで記載されている「確からしさ」とは、あくまで「利用見込み」の確度や「中長期的な（経済波及効果）の観点」からの評価であり、単なる金額の多寡や、対象プロジェクトのCAPEXにおける国内調達比率/金額などの数値を求めているものではないとの理解でよいか。すなわち、個別のプロジェクトにとどまらず、将来にわたって持続可能であることが確からしさとして担保されたものが評価されると考えてよいか。）	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
468	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の「複数区域同時公募時の落札制限案」に関し、未だ個々のウインドファームの規模が小さく、事業者の経験も乏しい日本の公募において、1GW程度を上限とする落札制限を導入することは、むしろ開発や建設の効率化を妨げ、原価低減を制限する懸念があるため再考を求めたい。	2番の回答をご覧ください。
469	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の「複数区域同時公募時の落札制限案」に関し、特定事業者の独占を防ぎ、多数の事業者へ参入機会を与えるためにどうしても導入が必要だとすれば、個々の公募ごとの出力規模ではなく、一定期間(複数回の入札)の国内案件の出資比率に応じた持ち分出力規模の累積を制限すべきではないか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
470	6月23日合同会議資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」に記載の「複数区域同時公募時の落札制限案」では、落札制限の対象となるかどうかを判断するための出力規模は、応札者が計画している発電設備の容量ではなく、促進区域ごとに公募占用指針の中で国から提示されるシステムの容量と考えてよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
471	「事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当面は1:1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。」とあるが、「当面」というタイムスパンは、どのくらいの期間を想定しているのか。セントラル方式導入までの期間ということか。それ以降はより価格に重点を置くという理解してよいか。	120番の回答をご覧ください。

472	<p>「FIP制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定する。」とあるが、設定された最高評価点価格以下の価格はを同評価とするとすると、設定された価格によっては、価格競争が働かない事態になることが想定される。最高評価点価格は、いかなる場合においても、市場価格を十分に下回る水準に設定するとして上で、公募占用指針において事前に公表すべきである。</p>	86番の回答をご覧ください。
473	<p>事業の実現性に関する要素の評価について、公募参加者の最高評価点を基準に点数を補正すると、結果的に価格点に対して非価格点の比重が高くなり、供給価格に重点を置いた評価という原則から逸脱することになる。また、各事業者の非価格点が最高評価点との相対で決まることになり、獲得できる評価点が予想しずらく、応札価格の設定が困難になるため、点数の補正はすべきでない。</p>	27番の回答をご覧ください。
474	<p>事業実現性に関する評価項目のうち、「電力安定供給」に関しては「電力の安定供給の観点から、安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靭性を評価」とあるが、ここで評価対象となるのは運営・管理時に必要なハード・ソフトにかかる部品・サービスであって、建設時の部品・サービスにかかるサプライチェーンは評価対象外と理解してよいか。建設段階と運営管理段階ではサプライチェーンの構築方法が異なるので明確化をお願いしたい。 例えば、基礎の塗装に必要な塗料を例に挙げると、工場で塗装するのと現地で修繕塗装を行うのでは、手法の違いから使用する製品も異なる。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
475	<p>長崎西海、新潟村上・胎内や秋田八峰の協議会意見取りまとめで、基金への出捐等の規模(総額)については、「選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力(kW)の規模に、kW当たりの単価(250円)と公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額を目安」とある。基金への出捐の目的は、「発電事業で得られた利益の地域への還元を目的」と記載があるにもかかわらず、発電期間を超える30年を算定の根拠とする理由は何か。また、出捐開始時期については、前述の出損の目的に沿って、発電開始後という理解で良いのか。</p>	基本的には基金の出捐開始は発電後を想定しておりますが、協議会構成員との調整によって出捐時期を変更することも可能です。
476	<p>本項目は、別途公開されている「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」(2022年6月23日)に関連するが、同資料 P.19 「ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50(※)の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。」という文言に関して、最大化とは何を意味するのか。また、評価者はどのように評価を行うのか。この文章では、事業者は第三者機関等に発電量を最大化する配置の決定および発電量予測を発注しなければならないことを暗に示しているが、通常は事業者にて発電量以外の項目も考慮に入れながら配置を決定することが多い。そのため、発電量のみフォーカスする第三者機関が配置の最適化を判断するのは難しいのではないか。第三者機関に依頼する目的について、改めて整理し明確にさせていただきたい。また、第三者機関“等”の“等”は何を意味するのか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

477	「落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するもの」としているが、日本ではいまだ十分な案件が形成されておらず、1区域当たりの発電容量も限られている。そうした中で、落札制限を付けて競争に制限を与えることは、事業者の入札参加意欲をそぐだけでなく、供給価格の低減に逆行することになる。落札制限は黎明期であっても実施すべきでなく、まずは大規模な案件形成を加速すべき。	2番の回答をご覧ください。
478	占用許可の更新について、「①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、占用許可の更新が認められることがあり得る。」としているが、更新の審査の申請はどの時期から可能で、どのような手続で行われるのか。公募指針において具体的に事前に示して頂きたい。	占用許可の更新の可否については、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって判断することを想定しており、更新の必要性に応じて適宜ご相談ください。
479	公募占用計画における記載事項について、港湾の利用スケジュールを示すことが求められているが、部材の組み立てや保管、比較的小規模な工事などのために、一体的に利用できる港湾の背後地や公募占用指針に明記される港湾以外の場所を使用する事も考えられる。ここでは公募占用指針において明記される一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭のスケジュールを示すことで良いか。	公募占用計画における具体的な記載事項については、公募占用指針に記載することとなります。その上で、ご質問等があれば公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。
480	「評価の透明性確保の観点から、知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準については、本法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくこととし、公募占用指針に記載する。」とあるが、公募占用指針のパブリックコメントの際には、公募占用指針案のなかに当該評価基準案が記載されると理解してよろしいか。	75番の回答をご覧ください。
481	公募参加資格として「国内外における海洋土木工事の実績(国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る)があること(申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む)」との記載があるが、ここでいう海洋土木工事の実績とは、発注した実績ではなく施工(受注)実績に限られるのか。あるいは発注した実績でも該当するのか。	「一般海域における占用公募制度の運用指針」の別紙は、公募占用指針で定める参加資格の例示としてお示しているものです。個別の公募占用指針案をご確認頂き、必要に応じて公募占用指針案のパブリックコメントにてご質問ください。
482	「事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当面は1:1とする」について、現行のまま「当初」とするか、明確に期限を定めるべき。	120番の回答をご覧ください。
483	価格の評価について、企業によるコスト削減努力が十分反映される仕組みとすべき。	1番の回答をご覧ください。

484	「※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト縮減する取り組みを計画的に進めることとする。」について削除すべきでない。	事業者の選定にあたっては、引き続き、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が可能かという観点から、価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価して参ります。
485	①評価が難しい「迅速性」に、より重点を置く今回の改訂案には賛成できない。仮に迅速性を評価する場合、運転開始時期遅延等の際のペナルティ等の措置を併せて検討すべき。	8番の回答をご覧ください。
486	②公募占用指針による案件ごとの配点変更は望ましくない。やむを得ず変更する場合は、その理由を示すべき。	12番の回答をご覧ください。
487	①案件毎の評価基準の変更は最小限に止めるべき	12番の回答をご覧ください。
488	②表には「評価の基本的な考え方【地域調整、波及効果関係】」として、全ての評価区分(トップランナー等)について、「関係都道府県知事から、合理的な理由とともに意見があったもの」との記載があるが、この内容は公表を原則とすべき。	75番の回答をご覧ください。
489	「一者あたりの落札数の制限」等の制度を設けることは望ましくない。	2番の回答をご覧ください。
490	意見聴取先には「関係市町村、漁業関係者等」に止まらず、広く地域の商工業者を加えるべき。	31番の回答をご覧ください。
491	洋上風力のコスト競争力向上、及び、第6次エネルギー基本計画で定められた洋上風力導入目標の達成に向け、促進区域あたりの出力規模を相当程度以上の規模とすること(1GW等)、公募占用手続きが開始される区域の出力規模の合計を相当程度以上の規模とすること(数GW等)、促進区域指定・公募占用手続きを定期的実施することを明記されたい。	洋上風力発電は大量導入、安価な電力、大きな経済波及効果が期待されることから、2050年カーボンニュートラルに向けた切り札であり、2030年までに10GW、2040年までに30から45GWの案件を形成するという政府目標を設定し、年平均1GW程度のペースで着実に市場を創出してまいります。
492	どの区域においても事業者選定後1～2年程度で建設を開始することが可能なよう十分な数の基地港湾を指定されたい。	頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

493	<p>公募占用指針には、建設に利用できる港湾を明記するとされている。 新たに開始する公募占用手続きにおいて、建設に利用できる港湾として指定された港湾が、過去の公募で選定された事業者が先行して使用する港湾であった場合に、当該公募占用手続きの開始後に、当該過去の公募で選定された事業者が、自らの港湾の使用時期を延長することは許されるのか。</p>	<p>ご指摘のケースにおいては、公募の条件(促進区域と一体的に利用できる港湾の利用可能期間)に影響を及ぼし、公募の公正な実施に支障を及ぼす恐れがあることから、公募占用計画の変更は原則認定しません。</p>
494	<p>公募占用指針には、建設に利用できる港湾を明記するとされている。 新たに開始する公募占用手続きにおいて、建設に利用できる港湾として指定された港湾以外の別の港湾を建設に利用したい場合、当該別の港湾を利用することは許されるのか。また、当該別の港湾を利用することが許される場合、地方整備局及び港湾管理者から、当該別の港湾を利用できる時期・条件について、公募占用計画の提出に先立ち、事業者と合意してもらうことはできるのか。</p>	<p>416番の回答をご覧ください。</p>
495	<p>公募占用指針には、建設に利用できる港湾を明記するとされている。 過去の公募で選定された事業者が、当該過去の公募において建設に使用する港湾として港湾を賃借している場合、当該事業者はその港湾を、新たに公募される促進区域での建設のために利用することは許されるのか。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。</p>
496	<p>公募占用指針には、建設に利用できる港湾を明記するとされている。 促進区域と一体的に利用できる港湾は、一の促進区域につき、一港湾のみ指定されるのか。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。</p>
497	<p>前回公募の際に「電力安定供給」の項目に内包されていた「将来的な電力価格削減策があるか」という評価基準が無くなったように見受けられる。政策上、国内の電力価格低減は極めて重要な課題であり、且つ国内の洋上風力産業が未だ黎明期にある(サプライチェーン等未成熟である故、欧州等と比して高コストの傾向)ことを鑑みると、引き続き「将来的な電力価格削減策」も一定程度重要視されるべきと考えるが、次回公募の評価に於いて、この点はどのように捉えられる方向なのか、ご教示願いたい。</p>	<p>第1ラウンドの公募の結果からも、現在の価格点評価方法によって供給価格の競争が十分に働くことから、事業実現性評価の評価項目を見直しております。</p>
498	<p>「エネルギー政策目標」とは、第6次エネルギー基本計画添付の『2030年度におけるエネルギー需給の見直し(関連資料)』において、2030年度における洋上風力の導入見込量の野心的水準として掲げられた5.7GWのことを指すという理解でよいか。</p>	<p>現時点におけるエネルギー政策目標については御理解の通りです。</p>
499	<p>事業計画の迅速性についての評価で満点を得られる運転開始時期は、建設に利用できる港湾として指定される港湾の利用可能時期を踏まえて、不可能な運転開始時期となることはないとの理解でよいか。</p>	<p>88番の回答をご覧ください。</p>

500	事業の実績について、前回公募よりも配点が大幅に低下しているが(30点⇒10点)、国外の洋上風力発電プロジェクトに於いて、実績に限られる事業者による大幅なコストオーバーランや納期遅延が発生している状況を鑑みて、公募対象案件と同等規模の洋上風力事業の建設の経験を有する事業者は相当に高く評価されるべきと考える。実績の配点を前回と同等或いは10点より高くすることを改めてご検討頂けないか。	12番の回答をご覧ください。
501	落札量の制限は、日本全体の累積導入量に対する持分容量に対して上限を設定し、一定のシェアを超えた場合は参加を制限する制度設計とすることを提案する。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
502	「同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて」適用有無を検討するとのことであるが、具体的に区域数が何力所になった場合、出力規模がどの程度になった場合に適用するのか、より具体的に適用基準を明確化願いたい。	281番の回答をご覧ください。
503	占用許可の更新は標準的には何年ごとに認めることとなるか。	約30年後の占用許可終了時点における海域利用の状況等を踏まえ判断されるものと考えています。
504	①の「妥当」と認められる基準をご教示いただきたい。	第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf
505	②の「必要性が認められない」とされる基準をご教示いただきたい。	第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf
506	③の「占用許可審査基準」は何を指しているのかご教示いただきたい。つまり、どのような資料を提出し、何の基準を満たせば占用許可の更新が認められるのか具体的にお示しいただきたい。	354番の回答をご覧ください。

507	①②の条件については、新たに発電設備の建設を行うことに比べて充分安価な発電コストで発電ができるか否か等の条件を検討するという理解でよいか。	<p>占用許可を更新し、既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であるか否かを想定しています。第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf</p>
508	占用許可の更新があることを前提とする内容の公募占用計画を提出した場合、そのような公募占用計画は実現可能性がないものと評価されるのか。	必ず占用許可の更新が認められるものではないため、更新が無いことを前提とした公募占用計画を作成頂くこととなります。
509	最高評価点価格はいつ公開されるのか。	86番の回答をご覧ください。
510	「債権」の表記は、「債券」の誤りでしょうか？	御指摘踏まえ修正いたします。
511	収入に係る計画について、FIPのケースでPPAによる売電となる場合、公募占用計画の提出時点で、事業実施期間全体を通じた売電単価をオフテイクとの間で確定的に合意していない状況が想定される。その場合は、どのような前提で「売上単価」を記載すればよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
512	収入に係る計画について、FIPのケースで、公募占用計画の提出時点で事業実施期間全体を通じた売電単価について、資源価格その他電力市場環境に関する複数のシナリオに基づき公募占用計画を作成・提出することは許容されるのか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
513	価格点の評価及び(FIPのケースで)プレミアムの算出に使われる「提案価格」と、収支計画に記載する「売上単価」は異なる価格であって問題ないとの理解でよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
514	「オフテイク情報」にはどのような項目を含む必要があるか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
515	FIPのケースにおける非化石証書の単価は、「売上単価」に含まれるのか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

516	収入や費用の算定根拠となる契約や見積等は、拘束力の有無により評価点に違いは生じるのか。また、費用の算定根拠として過去のプロジェクトの実績値を参照する場合、参照するプロジェクトの新旧により評価点に違いは生じるのか(材料価格や燃料費が高騰している現状に鑑み、あまりに古いデータを参照する場合、事業費の根拠として認められない可能性はあるのか)。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
517	内部収益率(IRR)の計算の基礎となるキャッシュフローは何を対象とするのか。	当該洋上風力発電事業のプロジェクトIRRになりますので、当該発電事業プロジェクトのキャッシュフローを想定しています。
518	イ)の各項目について、守秘義務の関係等で開示に応じることが出来ない場合も想定される為、選定事業者は開示不可な情報については、公表に応じる必要が無い旨、明記頂きたい。	52番の回答をご覧ください。
519	「公募の期間中」の始期はいつか。促進区域指定後、公募占用指針公表前の期間は、「公募の期間中」に含まれるのか。	公募の期間中とは、公募占用指針が公示されて公募が開始された日から選定事業者が公表されるまでの間となります。
520	<ul style="list-style-type: none"> ●最高評価点価格以下の場合に一律120点として評価する制度が採用された場合、最高評価点価格の設定は調達価格等算定委員会に諮問して「市場価格を十分に下回る」ものにするとしても、どのような考慮要素をもってどの機関が最終的に決定するのか。将来の市場価格の予測は困難なようにも思われる。FITが採用されるラウンドとFIPが採用されるラウンドでは異なった考慮要素をもって決定するのか。 ●EIP の基準価格の入札に関しては、計算上の不都合が生じないように例えば1円/kWh以下の場合を最高点とすれば足り、入札毎に最高評価点価格を設定する意味はないのではないか。将来の電力価格の予想は困難であり、調達価格等算定委員会の意見を聴くとしてもその算定根拠には疑義が避けられず、最高評価点価格の設定は国民負担を減らすという観点からもマイナスになるのではないか。 	1番の回答をご覧ください。
521	<ul style="list-style-type: none"> ●運転開始時期については、早期の運転開始により調達期間後の(電力市場への売電やコーポレートPPAによる)売電収入が生じうる点、また投資金額の早期回収につながるという点で供給価格設定における重要な考慮要素でもある。従って事業実現性において運転開始時期に配点を行う場合、供給価格点での評価と二重評価になり得る。このため、供給価格点の120点に含めて評価する制度が望ましいと考えられる。迅速性への過度な配点は、早期の開発行為を一層助長することになり、セントラル方式と逆行するのみならず、重複する開発行為を招く点で事業者の開発費用の増加を招くことになり、電力価格削減にも貢献しない。早期の再エネ導入という政策目的から二重評価を許容する場合であっても、配点が過大であるため、10点に縮小して残りの点は事業計画の実行面に配点するのが望ましいと考えられる。 	21番の回答をご覧ください。

522	<p>●②供給価格点の設定に運転開始時期が与える影響に関しては、完工前収入を許容するかが重要な要素となる。しかし完工前収入は先の公募では、「想定されていない」との回答となっていたところ、①電力逼迫が想定されている中において、発電しているにもかかわらず売電がされないのは国民全体の損失であること、②貴重な再エネ電源から生じる環境価値の取得機会が失われること、③完工前収入の供給価格への反映によって国民負担が抑制されること及び④プロジェクト全体の財務の健全化の観点から、完工前収入を許容することを明確にすべきである。</p>	164番の回答をご覧ください。
523	<p>●②ラウンド1の公募では、運転開始時期の遅延による公募占用計画の変更が行われた場合の調達期間の短縮に関しては、例外的に延長が認められる場合が極めて限定されていた。今回新たに運転開始時期の遅延による保証金の没収が提案されているが、運転開始時期に配点を行う場合この問題がより顕在化するため、系統接続工事が遅延した場合等、事業者の責めに帰すべき事由ではない事由による免責の対象について、保証金没収と調達期間の短縮の両面から一貫した検討を再度行うことが必要と考えられる。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
524	<p>●②ラウンド1の3海域の運転開始時期と今後の公募案件を含めた全体像での動機付けとサプライチェーン構築時期とのバランスを考える必要があると思われる。サプライチェーンが未構築である2020年代後半の時期にすべての公募案件について早期運転開始を動機づけると、ほぼ同時期にラウンド1の3海域を含め複数のプロジェクトの調達が少数のサプライヤーに集中する可能性がある。その場合結果として、建設コストが高騰し、供給価格の上昇、国民負担の増大につながる可能性もある。</p>	8番の回答をご覧ください。
525	<p>●②評価の対象となる実績に関し、洋上において複雑で大規模なインフラ設備を構築するという洋上風力事業の特殊性に鑑み、陸上風力等ではなく洋上風力事業の実績に重点を置くべきである。</p>	12番の回答をご覧ください。
526	<p>●②第14回合同会議(令和4年6月23日)資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」(以下「考え方」)17頁の「ミドルランナー」②について、洋上風力事業はリードタイムが長い(実施期間が長期にわたる)ため、公募時点で配置が計画されている人材がその後変更される可能性がある。従ってSPCに配置される個人ではなく参加企業の事業体としての実績を重視すべきである。もし当該役員の実績を重視する場合であっても、当該役員の実績が事業者選定後の変更には公募占用計画の変更を要しないとすべきである。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
527	<p>●②「ミドルランナー」の評価の考え方として、考え方18頁に「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関」とあるが、コンソーシアムに金融機関が参加し、社内の相応の適切性分析が可能な場合は評価されないのか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

528	<p>●☑考え方18頁の「最低限必要なレベル」の評価の考え方として「事業費の根拠(見積もりまたは過去の実績等)が示され」とあるが、建設コストにつきEPCI契約の見積書等具体的な金額を添付する必要があるのか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
529	<p>●☑公募占用指針で示すリスクシナリオについては、ラウンド1で入札事業者から提出された占用計画に基づくもので本来入札事業者のノウハウと言えるのではないかと。その観点から過度に具体的リスクシナリオを示すことには懸念がある。どの程度具体的にリスクシナリオが示されるのか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
530	<p>●☑評価の考え方のうち、「特に優れている」や「優れている」等の評価については主観的評価が入る可能性があり、透明性の観点からもそれらの主観的な評価が入りうる評価基準に関する詳細なガイドラインや考え方を作成することが望ましい。また、表現は相対評価であることを想起させるものの、応札者ごとの絶対評価であることを明確にした方が良いと考えられる。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
531	<p>●☑考え方19頁の「ミドルランナー」の評価の考え方として「国内のウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容」とあるが、占用計画を提出する段階で詳細設計まで要求するのは妥当ではなく、基礎設計でよいのではないかと。 ●☑ウインドファーム認証や型式認証は我が国では日本海事協会がほぼ独占的に実施しているが、同協会における審査に時間がかかる点に兼ねてから懸念が多く寄せられている。ウインドファーム認証や型式認証の進捗を加点要素とする場合、認証機関の処理の先後により、評価が分かれる可能性もあり、公平性を害する可能性があると考えられる。</p>	<p>具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。</p>
532	<p>●☑維持管理は、売電収入確保に直結し、供給価格算出の根幹であることから、5点の配点は過少であり、少なくとも10点まで配点を上げるのが望ましいと考えられる。</p>	<p>13番の回答をご覧ください。</p>
533	<p>●☑コンソーシアムの組成に際し落札制限の可能性を検討するためには、他海域における参加企業の活動について情報の開示が必要になる。このような情報交換は談合のリスクを助長することになり、公募参加についてプレスリリースを禁止する国の方針とも矛盾する。</p>	<p>公募参加にあたっての遵守事項については、公募占用計画に記載いたします。</p>

534	<p>●複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する場合、例えばコンソーシアムαとコンソーシアムβが同一と判断され、コンソーシアムβとコンソーシアムγが同一と判断された場合にはコンソーシアムαとコンソーシアムγは間接的に同一コンソーシアムと判断されるのか。コンソーシアムαとコンソーシアムγは共通する構成員の比率が著しく低い可能性があるうえ、各構成員は他の構成員がどの海域で誰とコンソーシアムを組む予定かを事前に調査（必要に応じて他の構成員に表明保証、誓約等をさせる）する必要があり、構成員にとって不測の落札制限となり事業予見可能性に疑問が生じる。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
535	<p>●第三者委員会の委員名については、公平性、透明性の観点から委員の氏名は事前に公表することが望ましいと考えられる。委員への働きかけの防止はガイドラインの作成、失格要件等により達成できるのではないか。</p>	<p>223番の回答をご覧ください。</p>
536	<p>・国が貸与する海域から最大の国民の便益を引き出す事業者が採択されるべきだと考えるが、低価格で、迅速な事業化であっても、設置容量や設備利用率が低ければ、便益が最大化されているとは言えない。ウインドファーム全体の（参考価格-事業者供給価格）×（予測発電量）をそのライフサイクルにわたって現在価値に換算した合計で評価するべきではないか？ 現在価値への換算に際してパラメーターを調整すれば、事業化の迅速性も定量的に評価に含まれる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
537	<p>・国民の利益に直結する低コスト化の意欲を事業者から削ぐため、最高評価点価格の設定に反対である。それでも設定するのであれば、なぜこれが国民の利益につながるのか合理的な説明を運用指針に記載する義務がある。 ・最高評価点価格は、「調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める」とあるが、「尊重して定める」策定プロセスの透明性が必要である。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
538	<p>・最高評価点価格は、公募開始時に示されるのか、入札まで秘密とされるのか明確でない。どの時点で開示されるのか明記すべきである。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
539	<p>・必ずしも、優れた事業者が迅速性で高得点を得るとは限らない。むしろ、経験が少ない事業者が困難を予見できずに早期開始を提案し、事業開始が予定より遅れる事の方が多いと推察する。 ・これを排除するには、計画よりも開始が遅れた場合のペナルティを定める事で、全ての事業者に慎重な計画立案を促すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

540	<ul style="list-style-type: none"> ・この制限の追加に反対である。例えば容量1GWに制限されれば、15MW風車換算で66基しか販売できず、欧米メーカーが日本の製造拠点を整備するメリットはなくなる。設備を割高に輸入することになり、発電コストが下がらない。 ・この制限の議論が始まっただけで、日本における事業の将来が予見できなくなり、海外メーカーが拠点整備計画を撤回したのは周知の事実である。どうしても制限するのであれば、「風力産業の黎明期のみ実施する」のような曖昧な表現ではなく、政府方針として制限撤廃の時期を示すべきである。 	38番の回答をご覧ください。
541	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海側のように、夏と冬の平均風速に2倍近い開きがある場所では、風速の出現分布確率も季節差があるとみるべきである。しかし、NEDOが提供するNeoWinsデータは、平均風速の季節変化は示されているものの、風速の出現頻度分布は、季節変化を考慮しない年平均の分布であるため歪みが大きく、発電量予測の不確実性が大きい。 ・各事業者が重複した調査を行う無駄、異なる資源量データに基づく事業者資料を比較する事の非合理性を考えると、共通化した資源量データを国が提示すべきである。日本版セントラル方式の導入コストは、十分に経済合理性で正当化できる。 	2023年度より、JOGMECにより洋上風力発電の為の風況観測が行われる予定です。
542	公募開始時期にこだわることなく、1件の公募の対象となる海域の大規模化を重視されたい。そのうえで、海域や拠点港の利用調整による早期運転開始及びコスト低減との両立を検討されたい。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
543	現行の「当初は1:1」という文言を「当面は1:1」と修正しているが、昨年12月の公募結果を踏まえて、価格点をより重視した評価方法への移行を現行の想定よりも暫く見送る方針の表れという理解でよいか。そうであれば、このような文言変更を行う必要はないように思われる。	120番の回答をご覧ください。
544	実現性(実行面、基盤面)の評価内容と他項目(迅速性=運転開始時期、電力安定供給)で重複や不足が出ないよう、各項目の評価内容(対象項目の詳細)を整理・明示されたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
545	事業実施体制・事業実施実績の評価方法について、人材の確保・配置に力点を置いているが、人材や経験の定義、範囲や国籍、該当案件(国内/海外)などについて、各海域の公募占用指針策定の際は詳細かつ具体的な説明記載をお願いしたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
546	事業の実現性に関する評価の配点のうち、事業計画の基盤面、資金・収支計画の詳細項目として、供給価格のインフレ条項(FIP基準価格について、インフレが反映されるようなメカニズム)を付帯されたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

547	<p>事業実現性に関する評価小目について、評価区分ごとの差異には特に言及がなく、「確認方法の例」が概括的に記載されているに留まるが、この点、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議資料(014_01_00.pdf (meti.go.jp))では、各評価項目について、それぞれの評価区分ごとの評価の考え方に関する説明が記載されている。実際の促進区域における公募占用指針においても、合同会議資料と同様に、各評価項目について評価区分ごとの評価の考え方が記載されるという想定でよいのか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
548	<p>迅速性評価に実現性を加味する評価方法に異存はないが、迅速性の採点方法に関し運転開始時期に応じた点数との記載につき、どのような幅で開始時期を設定するのか明確にしてほしい。</p>	<p>44番の回答をご覧ください。</p>
549	<p>「公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項」が新たに追加され、同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合には、公募占用指針において公募参加者一者あたりの落札数制限を設ける旨が記載されているが、こちらは削除するか、又は「落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。」のように記載を義務付けるような文言ではなく、「～明記することができる。」としてあくまで任意であることが明らかな表現に修正して頂きたい。 また、「落札制限に関する具体的な方法」及びこのような制限が置かれるとされる「黎明期」について具体例を挙げる等して明らかにしてほしい。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
550	<p>事業実現性に関する評価項目の「地域との調整、地域経済等への波及効果」に含まれる「関係行政機関の長等との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」及び「地域経済波及効果」の3項目については、「知事意見を聴取」することとされており、当該3項目については合計で30点配点されているところ、運用指針22頁では、評価に際して知事意見を「最大限尊重」とされている。 知事が当該30点の評価項目に極めて強い影響力を有することが懸念されることから、改訂前と同様に知事意見を「参考聴取」とすると定めるに留めるなど、知事に実質的な評価権限があるかのような記載は避けるべきと考える。</p>	<p>31番の回答をご覧ください。</p>
551	<p>選定結果の公表について明記されたことについては賛成だが、審査員委員名についても事前に公表されるべきであり、この点明記してほしい。</p>	<p>223番の回答をご覧ください。</p>

552	末尾に『また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。』という文言が追記されているが、かかる原則は、既に事業者選定が行われているラウンド1の4海域についても同様に運用上適用されるという理解でよいか。	285番の回答をご覧ください。
553	事業の実現性に関する評価の配点のうち、事業計画の基盤面、資金・収支計画の詳細項目として、試運転売電の収入を加味することを明記して欲しい。	164番の回答をご覧ください。
554	評価基準の基本的な考え方において、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点につき、「当初は1:1」から「当面は1:1」へ変更しているが、実績が蓄えられた段階で、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する方針となっている。ここで記載されている「実績」とは、事業者選定公募実施の実績を指すのか、それとも選定事業者による建設・運転開始の実績を指すのか、実績の対象をお示し頂きたい。	120番の回答をご覧ください。
555	①EIP制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定とあり、「最高評価点価格」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定めるとある。運転期間を通しての市場価格予見は非常に難しい課題と考えられるが、基準となる市場価格は具体的にはどのように設定されるのか、その算出方法と根拠についてお示し頂きたい。	86番の回答をご覧ください。
556	②EIP制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定とあり、「最高評価点価格」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定めるとある。定められた「最高評価点価格」は、事業者選定公募実施時には非公表とし、選定事業者の公表時に公開する等、最高評価点価格の開示方針をお示し頂きたい。	86番の回答をご覧ください。
557	③提案価格の設定にあたっては、事業者として、その事業性評価の際、事業実施時点での為替や鋼材価格等を想定し、感度分析を実施するのが一般的である。洋上風力発電事業は事業者選定から工事開始までのリードタイムが長く、為替や鋼材価格等の予見性が低い一方、当然ながら事業実施時点での市場価格はこれらに関連する。事業者の事業実施時点での価格については、為替・インフレ等による影響を、一定程度勘案した価格設定を認めて頂きたい。	物価変動リスクについては、各々の事業者によってリスク対応が行われることが原則と考えております。供給価格の設定にあたっては、こうしたリスク対応をふまえた設定が行われることが望ましいです。公募の審査においては、事業計画の実現性の評価の中で、物価変動リスクも含めたりスクシナリオへの対策も評価されます。

558	<p>(1)事業計画迅速性評価について 今回の改訂では事業開始の迅速性の評価点が大きく配点されることとなった。カーボンニュートラルの早期実現のためには、より事業開始の迅速性のある事業が加点されることは望ましいと考える。</p> <p>一方で、 洋上風力発電事業の特性上、その事業性に大きく影響するWF認証や環境アセスの進捗、基地港湾の利用時期や系統の整備時期は事業者が自由に選ぶことが難しいことから、基地港湾の利用可能期間・系統の整備スケジュールについては前広に公表して頂くと共に、事業計画の迅速性がこれに影響されることを鑑みた上での評価として頂きたい。</p>	<p>事業計画の迅速性の評価基準については、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間を考慮し、公募占用指針に記載することとなります。情報の公表に係るご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
559	<p>(1)事業計画迅速性評価について 今回の改訂では事業開始の迅速性の評価点が大きく配点されることとなった。カーボンニュートラルの早期実現のためには、より事業開始の迅速性のある事業が加点されることは望ましいと考える。</p> <p>一方で、 洋上風力発電事業の特性上、その事業性に大きく影響する基地港湾は、事業の早期実現のために必要十分な数・敷地面積及び時期にて準備されているとはいえないことから、今後の洋上風力発電事業のコストダウンの観点からも、早期に追加の基地港湾及び補完港の整備をお願いすると共に、整備計画を早期に公表頂きたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
560	<p>(1)事業計画迅速性評価について 今回の改訂では事業開始の迅速性の評価点が大きく配点されることとなった。カーボンニュートラルの早期実現のためには、より事業開始の迅速性のある事業が加点されることは望ましいと考える。</p> <p>一方で、 事業迅速性を実現するためには、事業者による早期の開発着手が有効であることから、それぞれの事業者が現地調査等をより早期に着手する動機が生まれることとなり、現在国が検討を進めているセントラル方式の導入方針と合致しない。導入を検討している日本版セントラル方式において、国が主導的に地元関係者との調整を行い、地元からの事業化同意を取得するお考えがあるか確認させて頂きたい。</p>	<p>日本版セントラル方式としては、2023年度より風況・地質調査を開始いたします。地域調整に関しては、引き続き関係都道府県に協力いただきながら案件組成を進めて参ります。</p>
561	<p>(2)事業実施実績および事業実施体制の評価内容について 公募事業と関連性のある事業実施実績の有無について、会社法におけるグループ会社の実績は事業者実績と同等とみなすことができるか。また、事業者に対し、その実績を持つグループ会社から協力する旨の意思表示が得られている場合はどうか、確認させて頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
562	<p>(3)運転開始までの事業計画 スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程の適切性について評価とあるが、国がセントラル方式の導入を検討中、適切な事業性評価に必要な国からの事前情報提供について、事業者が事業性検討に要する十分なリードタイムを確保できるタイミングでの迅速かつ十分な提供をお願いしたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

563	<p>(4) 電力安定供給</p> <p>①事業者として、安定供給や、故障時の早期復旧に対するリスク対策を実施するのは必然であるが、一方、サプライチェーンの強靭性は、事業者の裁量が及ばない点も多いことから、一定の配慮が必要と考ええると共に、どこまでを対象とするか等評価基準をお示し頂きたい。</p> <p>②蓄電池の設置等サプライチェーン以外の安定供給に資する取り組みも、従来案同様、電力安定供給の評点として評価されるか。また、その場合の評価基準をお示し頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
564	<p>(5) 確認の視点及び確認の方法</p> <p>2022年6月23日開催の、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)の資料1 P26において、具体的な手順は個別に調整とあるが、地域との調整、地域経済への波及効果の項目において、知事意見をどのような形で聴取を実施するのか、お示し頂きたい。また、知事による評価基準は、公募占用指針公表時に公表することだが、上記資料1 P25に記載された②の評価の考え方も不明瞭であり、公表する知事による評価基準について、具体的に示して頂きたい。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>
565	<p>(6) 評価基準</p> <p>公募占有指針にて示されるリスクシナリオとはどのようなものか、具体的に示して頂きたい。また、リスクシナリオをどのように定めるのか、具体的な手続き、検討手法、検討者を教えて頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
566	<p>黎明期は、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、公募参加者一者あたりの落札数の制限する方針は理解できる。一方で、事業者は公募応札準備にあたっては、公募開始から相当程度以前より、そのコンソ組成等について検討を行っており、また、現行の制度では、どの海域がいつのタイミングで同時の公募対象になるのか予見できないことから、公募入札制限が課せられるかどうかについての予見性を持つことができず、事業者としての事業リスクが公募開始時点で顕在化することになる。現行の公募制度において落札制限を設けることで、事業者によるコンソ組成の検討が困難となり、結果として健全な事業競争環境が阻害される恐れがあると考えます。</p>	<p>2番の回答をご覧ください。</p>
567	<p>同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討することだが、その判断基準が明確に示されておらず予見性がないことから、応札準備を進めた上で制限がかかるリスクがあるが、事業者はそのリスクを評価できない。よって、落札制限の実施にあたっての前提条件について、公平性・透明性の観点から具体的にお示し頂きたい。</p>	<p>281番の回答をご覧ください。</p>
568	<p>落札制限は洋上風力産業の黎明期のみ実施するとあるが、黎明期が終了したとされる判断基準を具体的に示して頂きたい。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>

569	公募の期間中に地元関係者と接触してはならないとされる「公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様」について、公平性・透明性・競争性が阻害されない態様であれば問題ないと言えるか。その場合、例えば、対象漁業者等地元関係者と面談する際は、法定協議会メンバー（エネ庁、国交省、都道府県職員、大学関係者等）が同席する、あるいは会合の開催を応れを予定している事業者の全てに周知し、希望事業者全てが同席した上で実施する等、具体的な事例があればお示し頂きたい。	101番の回答をご覧ください。
570	選定結果時の公表内容として、評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評とあるが、講評についてはどのような内容を考えられているのか、例えば、事業者毎、評価小項目毎にそれぞれ講評が加えられるのか等、講評の文量を含めて具体的な内容をお示し頂きたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
571	●最高評価点価格について 提案価格が最高評価点価格以下の場合に一律120点とする案について賛同いたします。 最高評価点価格の設定において以下の点につきご検討及びご回答いただきたくお願いいたします。 1. 「最高評価点価格」は、市場価格を十分に下回るレベルに設定することだが、市場価格の定義を明確にするとともに、事業性が成立する水準で設定いただきたい。 2. 公平性・透明性の観点から、公募時に「最高評価点価格」の公表をお願いしたい。	86番の回答をご覧ください。
572	●事業の実現性に関する要素 事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点を1:1とする観点から、本算出式について賛同いたしません。	27番の回答をご覧ください。
573	●FIP制度の適用について FIP制度の適用については現状では時期尚早と考えます。	261番の回答をご覧ください。
574	iii)に関して、運転開始時期の絶対基準は海域毎に異なる設定となると推察するが、どのような条件が考慮されるのか。	88番の回答をご覧ください。
575	オプションが適用されるための条件をご教示いただきたい。 また、オプションの内容としては系統を準備した事業者に対して系統確保のための長期にわたる交渉や多大なコスト負担をしていることに鑑みてドイツの事例で示されるようなプライスマッチングの権利を付与いただきたい。またそれ以外のオプション想定があるのであればご提示いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
576	知事意見の評価基準は、都道府県により異なると了解して良いか。また、公募開始時までその評価基準の骨格を示していただけないか。	75番の回答をご覧ください。

577	公募においては、地域との調整が評価基準とされているところ、公正な評価を行うためには、公募の期間中、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様によって事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする。	御指摘の点も踏まえ、関係都道府県知事が知事意見策定の際に意見を伺う地域の方々の扱いについて、公募占用指針において整理します。
578	NEDOによる『洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業』の調査手法・仕様の一般化に向けた中間とりまとめと照らし合わせて調査期間や調査方法が適切な独自調査を先行して実施している場合、事業実現性の1つの要素として適切に評価されるものと考えて良いか確認をお願いしたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
579	● 接続容量等の裁量について 促進区域の指定時に提示される系統容量は、必ずしも風車設置可能な海域の広さや地盤条件が考慮されているとは限らないため、系統容量から±20%の範囲での裁量では事業実現性において適切ではない可能性がある。そのため、設備容量の範囲を規定するのではなく、事業者が示す設備容量および風車レイアウトの根拠を十分に検証し、事業実現性の評価をしていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
580	最高評価点価格を設定する場合には、公募占用指針においてその価格を公表するようお願いいたします。設定される最高評価点価格によって1円/kWhの違いが価格点にどの程度の差をもたらすかが大きく変わることになります。「市場価格を十分に下回る」価格で設定されるという最高評価点価格が、具体的にどのような考え方に基づきどの金額で設定されるのか見当がつかない中では、事業者にとって入札戦略検討が困難になります。価格と事業実現性のバランスについて国が求める最適なバランスでの提案を実現するためにも、少なくとも最初の数回は公募占用指針においてその最高評価点価格を公表してください。	86番の回答をご覧ください。
581	事業実現性評価点は、従前どおり評価点そのものを使用して頂きたく、ご検討をお願いします。 最高評価点を120点に調整する「事業実現性評価点 = (提案者の評価点 / 公募参加者の最高評価点) × (満点【120点】)」という算出式が入ることで、事業実現性評価が完全な相対評価となってしまう、公募に参加する事業者にとっては獲得点数の予測がつきずらく入札戦略検討が困難になります。 また、事業実現性評価点には国が洋上風力発電事業に期待する各項目が点数として反映されているため、トップとなった応募者の点数が仮に80点で最終的に120点に換算されるケースと、115点が最終的に120点に換算されるケースが、評価上同じように扱われることには違和感があります。価格と事業実現性について国が求める最適なバランスでの提案を追求することを事業者に対しインセンティブ付けするためにも、事業実現性評価点は、従前どおり評価点そのものを使用することをご検討願います。	27番の回答をご覧ください。
582	事業計画の迅速性の評価は、先に地域との調整を行い環境アセスのプロセスを進めた先行開発事業者にとって便宜を図るための項目なのか、円滑・迅速に事業を推進する技術的能力や計画そのものが秀でており迅速に運転開始できる提案を評価する項目なのか不明確であるため、今後の事業開発に関する意思決定の参考として、その点を明らかにしていただきたいです。	8番の回答をご覧ください。

583	<p>現状入手可能な情報からは、事業計画の迅速性の評価は、先行開発事業者にとって有利なものであると認識しております。しかしその場合、複数事業者が同じ調査を重複する非経済的行動や、複数事業者が同じ地域関係者に対し異なる開発計画に基づき対話することによる地域の混乱を助長することになりかねず、これは日本版セントラル方式への移行と矛盾するものと考えられます。事業者にとってはリスクにさらされるDEVEXが海外市場と比べても割高な制度設計となつて、「必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討」という運用指針改定案のままでは事業者として適切なリスク把握も困難な状況です。したが、事業者としての今後の意志決定の指針として、以下3項目を含め、より具体的な制度移行ロードマップを明らかにしていただきたいです。</p> <p>1) 今後具体的にどの海域で何年ごろ公募実施を目標に日本版セントラル方式を進めるのか 2) 事業者が利害関係者調整や先行調査(環境、地質、地盤、系統、気象・海象、等)、環境アセス、系統確保のいずれかを進めている海域において日本版セントラル方式での案件推進が決定される可能性があるのか 3) 上記2)に関連して、13ページ「⑤ イ. オプションの付与」に記載されているオプション導入が検討される可能性の有無を含め、制度移行時の時限的措置の考え方</p>	123番の回答をご覧ください。
584	<p>事業計画の迅速性の評価に伴い、FITまたはFIPの期間短縮に加えて新たにペナルティを課す方針の場合は、事業者がコントロールすることのできない系統整備の遅延等を含め、不可抗力による遅延は免責されるようお取り計らいをお願いします。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
585	<p>事業の実施能力(80点)について、より高い信頼性を担保しながら早期の洋上風力導入を進めるために、事業計画の迅速性は10点、事業者実施体制・実績は20点の配点として頂きたいです。現在の事業計画の迅速性20点の配点では、迅速性が過剰に評価されることを危惧しています。また、洋上風力発電事業は他の再エネ発電事業とは性質が大きく異なっており、国内での大規模な洋上風力発電事業の実績が事業者およびサプライチェーン双方に未だ蓄積されていない現状において事業を着実に推進していくためには、海外を含む洋上風力発電事業において計画通りに安定的に導入・運転してきた実績を有する企業が実施体制に入ることが重要であり、それを評価点に反映させることは安定的な電力供給のために肝要であると考えます。</p>	12番の回答をご覧ください。
586	<p>本件は洋上風力発電事業の公募であるため、小項目「事業者実施体制・実績」の評価においては洋上風力事業の実績を陸上風力事業の実績よりも重視頂くようお願いいたします。また、洋上風力事業はリードタイムの長い案件であることも踏まえ、事業者実施体制・実績においては提案時点でその企業に所属している個人の実績よりも、企業としての実績に重きを置いて評価いただくようご検討をお願いします。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

587	<p>「事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と統合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。」について、エネルギー政策目標との整合に加え、個別海域における系統整備や環境アセスメントに要する時間、および行政における各種許認可手続きの標準的な処理期間も勘案し、現実的な基準を海域毎個別に設定頂けますよう、ご配慮おねがいします。また、どれだけ早ければどれだけ点数が加算されるかという評価手法の決定にあたっては、絶対基準から何年程度までなら前倒しでの運転開始を事業者間で競争させることが健全な競争環境維持の側面から妥当なのか、海域毎にご検証頂けますようお願いいたします。こうした検討なく事業計画の迅速性に係る絶対基準を設けた場合、先行開発事業者に過度に有利となり、競争の公平・公正さを欠くことを危惧しております。</p>	88番の回答をご覧ください。
588	<p>評価の基本的な考え方について、「特に優れた提案がなされているか(トップランナー)」、「特に優れていると評価されるもの(優れている)」、「検討内容や対応が優れている(良好)」といった記載がありますが、優れているかどうかは相対評価で判断されるのでしょうか？それとも、公募占用指針において定める各評価項目毎に階層評価の具体的な基準に従って絶対評価によって判断されるのでしょうか？もしくは評価項目によって相対評価と絶対評価が混在するのでしょうか？この点が提案内容を左右する場合がありますので、運用指針または占用指針にて明確にさせていただきますようお願いいたします。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
589	<p>第14回合同会議(2022年6月23日)資料1の18ページ以降に記載されている「各評価項目の考え方」は今後改定される「一般海域における占用公募制度の運用指針」を運用される際に、どの程度考慮されますでしょうか。また、運用指針の解説版のようなものも公表されるのでしょうか。解説版があったほうがより事業者側の理解が深まりますので、作成のご検討をお願いします。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
590	<p>第14回合同会議(2022年6月23日)資料1の18ページに「事業費の根拠(見積もりまたは過去の実績等)が示され、ダンピングの疑いがないもの。」という最低限必要なレベルの基準がありますが、事業費の根拠として見積を提示した場合と過去の実績から事業者が妥当と判断した費用を示した場合で、特に評価上の差異は生じないという理解で正しいでしょうか？</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
591	<p>第14回合同会議(2022年6月23日)資料1の19ページに「工事開始前までにISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの」というミドルランナーの基準がありますが、これを取得すべき主体を明らかにしてください。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

592	<p>風況・海底地質については現地調査を前提としている一方、海象については海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン「第4章 促進区域の指定に係る手続」「5. 区域の状況の詳細な調査」を参照すると文献調査が前提となっています。海象条件も風況・海底地質と同じく設計上重要な情報であるため、現地調査を含む事をご検討下さい。</p>	<p>日本版セントラル方式としては、2023年度より風況・地質調査を開始いたしますが、制度の詳細については今後検討いたします。</p>
593	<p>地震・津波・台風的设计条件について、電力の安定供給のために非常に重要な情報であると考えます。信頼のおける精度の高い情報を得るために、国からの情報提供の項目に含む事をご検討下さい。仮にこうした情報が先行開発事業者のみに提供されている場合、リスクの特定・分析等の前提に公募参加者間で不公平が生じてしまい、その情報格差によって先行開発事業者が事業計画の実行面において有利になることが考えられます。または、先行開発事業者が情報を有することにより必要な対策を講じる計画とし、価格が他者よりも高くなることも考えられます。情報格差をできる限りなくし公平・公正な競争とするため、情報提供をご検討お願いいたします。</p>	<p>日本版セントラル方式としては、2023年度より風況・地質調査を開始いたしますが、地震、津波、台風に関しては調査対象に含めておりません。これらの情報に関しては、現地の海域での実地調査ではなく、公表されているデータや文献等の調査によって必要な情報の収集は可能であると考えます。</p>
594	<p>落札数の制限を設定する場合、競争環境を歪めることのないよう、その手法についてはご配慮をお願いいたします。例えば第14回合同会議資料1の33ページに記載の手法では、参加コンソーシアムが落札制限にかかる可能性があるか判断するために、パートナー企業との間で他案件において何割の議決権を保有するかといった情報を交換する必要が生じることも想定され、競争環境を歪めることを危惧いたします。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
595	<p>事業者にとっては今後の案件開発及びパートナー企業との協議・交渉における判断に影響を及ぼす事項ですので、当該制限が適用される可能性のある「国内洋上風力産業の黎明期」とは具体的にはどの程度の公募実施または運転開始が始まるまでを指すのか等、その目安や考え方を明示してください。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
596	<p>収入に係る計画について、1) オフテイク情報とは具体的にどのような情報が求められるのか、最低限必要なレベルに相当する内容と、より高い評価区分の得点を獲得するために必要な内容に差異があれば、その点も併せて明確にしてください。2) 公募の時点でどの粒度の条件を詰める必要があるのか判断がつかないため、オフテイク情報開示の目的・意図を、運用指針又は占用指針において明確にしてください。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
597	<p>ア iii)の「事業実現性評価点の内訳及び講評」のなかで、関係知事への意見聴取を尊重し評価される諸項目についても、その評価に関する根拠を開示対象とすることをご検討お願いします。評価プロセスの透明性・公平性及び合理性の確保、ならびに各事業者に対し今後の一層の改善を促すために、必要な情報であると考えます。</p>	<p>知事の評価基準については公募占用指針において公表いたします。</p>

598	<p>洋上風力は開発着手から運転開始までのリードタイムが長い事業であることに加え、基準価格又は調達価格を占用権の獲得のための公募時に決定し入札を行う当公募制度によって、他の再生可能エネルギー電源と比べてもより早い段階で価格を確定することが求められています。こうした洋上風力発電事業及び公募制度の特性を踏まえ、物価変動に対応するエスカレーション条項の設定をお願いいたします。</p>	135番の回答をご覧ください。
599	<p>「国内外における海洋土木工事の実績(国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、公募開始の日前 10年以内に行われた実績に限る)があること」とありますが、国外の海洋土木工事については、これら列挙された工事に限らず、かつ10年以内の実績である必要もないという理解で問題ないのか明確にしてください。</p>	481番の回答をご覧ください。
600	<p>運用指針の改定にて、「事業計画の迅速性」の評価が加えられることに伴い、計画が遅延した場合の罰則として保証金を没収することが検討されている。 事業者が提出した事業計画は、事業者の責任において確実に実行することが大前提であることは理解しているものの、事業者の責によらない不可抗力により遅延が生じる可能性は否定しきれものではない。そのような不可抗力の場合にも保証金が没収される場合、事業リスクが著しく増大し、供給価格の上昇圧力となり、政策の方向性と逆行する懸念がある。 そのため、事業者の責によらない不可抗力で、現時点で特定できるものについては極力網羅的に公募占用指針で例示していただきたい。また、現時点で特定できない不可抗力についても、適切な考慮がなされるようにしていただきたい。 なお、保証金没収免除の不可抗力と調達期間に関して運転開始期限日の延長を認める場合の理由は、異なるものであり、それぞれ個別に検討されるべきと理解している。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
601	<p>運用指針の改定にて、「事業計画の迅速性」の評価が加えられることに伴い、計画が遅延した場合の罰則として保証金没収の設定、および、不可抗力事由の適用等の検討を行うとされている(7月13日開催「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第43回)」参考資料2参照)。 当該不可抗力には、事業者の責任の及ばない不可抗力として、一般送配電事業者に起因する系統接続の遅延、基地港湾整備の遅れ、利用の前の期間に基地港湾を利用していた事業者に起因する理由(当該事業者も不可抗力により遅延した場合、当該事業者に起因する事故等により港湾再整備が必要となった場合等)も、加えていただきたい。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
602	<p>「最高評価点価格」は、再エネ海域利用法に規定されていない事項であるが、再エネ海域利用法に規定のある「供給価格上限額」と同様、導入後2年程度を目安として、基本的に公募占用指針において公示することとしていただきたい。</p>	86番の回答をご覧ください。

603	当該項目において評価対象となる「公募事業と親和性のある事業実施実績」とは、これまでに実施された公募と同様に、洋上風力発電事業の実績、または、陸上風力発電事業及び海洋土木の実績のいずれかを示す必要があると理解しているが、正しいか、確認させていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
604	① 当該項目における評価では、これまでに実施された公募と同様に、洋上風力発電事業の実績の方が、陸上風力発電事業及び海洋土木の実績の実績よりも高い評価を受けると理解しているが、正しいか、確認させていただきたい。 ② ①が正しい場合には、今後作成される各区域の公募占用指針において、その旨明確に説明していただきたい。加えて、それぞれがどの評価区分に該当するのかを明示いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
605	「公募事業と親和性のある事業実施実績の有無」に関して、実績として示す対象事業の進捗状況に応じてその評価は異なってくると思われるが、以下について確認したい。 ①基本的に、風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営等の役割を担う主たる者が、当該役割の範囲を完了した事業であれば実績として認められると理解してよいか。 ②より具体的には、海洋土木工事の役割を担う主たる者の実績は、ある事業において海洋土木工事を完了させた実績を有していればよく、当該事業が運転開始に至っている必要はないと理解してよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
606	洋上風力発電事業に関する経験のある役員や、親会社あるいは子会社で実績をもつ者等の個人の実務経験などについては、どのように真偽や能力の有無を確認するか明確にさせていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
607	今後の体制もさる事ながら、入札準備のための体制および携わった人材に対する評価も必要ではないか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

608	<p>当該項目の評価案に掲げられている「事業費の根拠(見積もりまたは過去の実績等)が示され、ダンピングの疑いが無いもの。」という要求については、どのように根拠を示すのか明確にしていきたい。</p> <p>①サプライヤーから見積書の提出は必須か。 ②サプライヤーからの提案書等、見積書や過去の実績以外の根拠は認められるのか。</p> <p>本件パブリックコメントが開始される直前の7月13日に開催された「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第43回)」において、「参考資料2 再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」が事務局より提示されている。当該資料P22の「(2)資金・収支計画(10点満点)」の評価の考え方において、最低限必要なレベルには「①事業費の根拠(見積もりまたは過去の実績等)が示され、ダンピングの疑いが無いもの。」という項目がある。</p> <p>このとき、サプライヤーから事業費の根拠として示されるのは、必ずしも見積書という形式だけではなく、提案書等様々な形式もあり得る。また、サプライヤーとの関係によっては、厳しい守秘義務が課せられており、公募の添付資料として提出することは困難なケースも想定される。</p> <p>そのため、見積書等の提出に関して確認するもの。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
609	<p>当該項目の評価案に掲げられている「事業費の根拠(見積もりまたは過去の実績等)が示され、ダンピングの疑いが無いもの。」という要求について、過去の実績を用いた事業費の根拠の提示として、海外の過去の事例に基づく積算根拠の提示も認めていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
610	<p>当該項目の評価において求められる「ファイナンシャルアドバイザー等」の定義はどのようなものか、明確にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
611	<p>ミドルランナーの評価内容として、「(略)ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」が検討されているものと理解している。</p> <p>①この評価項目における、資金・収支計画の適切性については、第三者機関をもちいて客観性を確保した上で検討・評価している事が重要であり、ファイナンシャルアドバイザー等としてどのような機関・企業に依頼すべきかについては特段の要件は求められないという理解で良いか。</p> <p>②また、この評価項目において重視されるのは客観性の確保であって、資金・収支計画の内容面については問われていないため、実行可能性を確認するレポート(Feasibility report)の提出でよく、特段の数値基準を満足させる必要性はないものと理解してよいか。</p> <p>③ファイナンシャルアドバイザー等による検討・評価がなされていることを示せば、本評価内容は満足し、その結果のレポート等の添付までは必要ない場合には、その旨明記いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

612	<p>「公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースでLLCR1.0以上」が「優れている(7.5点)」の評価とされている。トップランナーにおいては、「『優れている』と評価されるもののうち、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、(以下略)」とされている。この場合において、リスクへのより適切な対応として、例えば、LLCRが1.2以上である等の具体的な数値要求はあるのか確認したい。</p> <p>また、このような具体的な数値要求があるのであれば、明示的に記載していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
613	<p>ミドルランナーの要件として掲げられている「①ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討(略)」に関して、促進区域内に設置する設備容量の最大化を求める要求ではないことを確認したい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
614	<p>ミドルランナーの要件として掲げられている「①ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討(略)」に関して、事業者が決定した設備容量を前提として促進区域内に風車を配置した場合に、ウェイク等の影響により無駄なロスが発生しないように考慮し第三者機関等から確認を受けていれば要件を満足すると理解してよいか確認したい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
615	<p>ミドルランナーの要件として「⑤工事開始前までにISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」という項目が検討されていると理解している。</p> <p>当該認定等は、海洋土木工事の施行の役割を担う主たる構成員または協力企業が取得していればよく、公募事業のために設立するSPCが改めて取得しなおす必要はないと理解しているが、正しいか、確認させていただきたい。</p>	<p>具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。</p>
616	<p>トップランナーの要件として掲げられている「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」に関して、蓄電池の提案などを想定しているとの理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
617	<p>① 当該項目として評価対象となる実績は、ある事業において、関係行政機関の長等との調整が完了していればよく、必ずしも当該事業が完了あるいは供用を開始している必要はないと理解しているが、正しいか、確認させていただきたい。</p> <p>② 仮に、関係行政機関の長等との調整完了のタイミングではなく、プロジェクト実施の最終意思決定(FID)や運転開始(GOD)などにまで至っていなければ実績として考慮されないという場合、公募占用指針には、その旨明示的に記載いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

618	トプランナーの要件として掲げられている「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」に関して、Power to Xなど、余剰電力を他のエネルギーに変換し、売却する取り組みも含まれるものと理解してよいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
619	風力タービンについては、公募占用計画提出時点で複数の選択肢を残すことを認める評価基準にしていたきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
620	公募占用計画提出締切前に実施された海底地盤調査の内容や量により、当該中項目の評価が変わる訳ではないという点を確認させていただきたい。 より具体的には、海底地盤調査の実施の有無が、「関係行政機関の長等との調整実績」として、あるいは、「周辺航路・漁業等との協調」として評価されるわけではないことを確認させていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
621	「地域や漁業等との協調・共生策」においては、協議会を通じて設置される地元基金への拠出が非常に重要な要素であると認識している。当該基金への出捐金の目安は、協議会とりまとめで決定される。公募参加事業者が公募占用計画において提示する具体的な地域や漁業等との協調・共生策は、当該基金の出捐金総額の範囲内で、その用途を提案するものという認識で良いか。	146番の回答をご覧ください。
622	公募参加事業者が提案する「地域や漁業等との協調・共生策」の具体策は、地元基金の枠組みの外で実施する前提の提案を含めた場合、あるいは、基金として拠出する総額を超える提案をした場合でも評価対象になるという理解でよいか確認したい。 また、これらの提案については、それぞれについて、基金の枠内か枠外かを明示する必要があるかについて、明確にさせていただきたい。 仮に、地元基金の枠組みの外で実施する前提、および、基金として拠出する総額を超える提案は評価されないということであれば、その旨、明示的に記載していただきたい。	146番の回答をご覧ください。
623	地元基金の用途は、選定事業者選定後の協議会において決定されると認識している。協議会での議論によっては、選定事業者が公募占用計画で提示した協調・共生策が必ずしもそのまま採用されるとは限らない。そのような場合、選定事業者は、当該基金の用途について、計画変更申請をする必要があるのか、確認したい。	選定後の協議会での議論し、地域共生策の具体化を行った結果、公募占用計画で提示した内容とは異なる場合の対応については、今後具体的に進めていく中で検討して参ります。 例えば、地域共生策が具体化された後には、協議会での検討を踏まえた地域共生策として、認定された公募占用計画に新たな地域共生に関する内容として提出いただき、報告徴収の中で計画の履行状況の確認をしていくことなどが考えられます。
624	系統確保事業者の有無にかかわらず、公募参加事業者が自らの計画に基づき、一般送配電事業者に対して接続検討を依頼し、その結果を公募占用計画に添付して提出する必要があるのであれば、当該事項は、選定事業者の評価基準のどの項目において評価されることとなるのか、明記いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

625	<p>落札数の制限の実施は、「黎明期のみ」とあるが、黎明期とは具体的にいつまでを指すのか説明いただきたい。具体的な年限があるのか。あるいは、ある条件が整うまでを黎明期とするなどの具体的な案があるのか。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
626	<p>当該落札制限に関しては、同時に実施される複数の区域の公募に参加するコンソーシアムあるいはSPC（以下「SPC等」とする）の同一性により判定されるものと理解している。 この同一性に関しては、複数のSPC等で同一の構成員の組み合わせで議決権が過半数となる場合であり、以下のケースは、同一のSPC等とは認識されないと理解してよいか。</p> <p>① 確認ケース1 SPCα で構成員Aが51% SPCβ で構成員Aが50% であって、それぞれのSPCの他の議決権を有する構成員に共通する構成員がない場合。</p> <p>② 確認ケース2 SPCα で構成員AとBが51%超 SPCβ で構成員BとCが51%超 SPCγ で構成員CとAが51%超 であって、それぞれのSPCの他の議決権を有する構成員に共通する構成員がない場合。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
627	<p>ある促進区域において系統確保事業者がいる場合で、当該系統が承継される前提となっている場合でも、使用する設備の仕様、配置、調整力の確保の施策等が事業者ごとに異なることを考慮すれば、公募参加事業者が自らの計画に基づき、一般送配電事業者に対して接続検討を依頼し、その結果を公募占用計画に添付して提出する必要があると考えるが、その理解で正しいか確認させていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
628	<p>働き方改革の観点から、一般送配電事業者に対する接続検討依頼は、公募開始前の段階から受付可能としていただきたい。</p>	<p>御指摘いただいた点については、制度設計にあたって一般送配電事業者とも今後相談してまいります。</p>
629	<p>一般送配電事業者に対して依頼する接続検討については、風力タービンやレイアウトの組み合わせなど、複数のパターンを同時に申請可能であることを明記していただきたい。</p>	<p>628番の回答をご覧ください。</p>
630	<p>選定事業者決定後に計画変更が必要になった場合で、当該変更が系統接続の条件に影響を与える可能性がある内容である場合、当然に、必要に応じて、接続検討の再検討を一般送配電事業者に対して申請可能であり、適切に再検討の結果が得られることについて、明確にさせていただきたい。</p>	<p>選定事業者として選定された後に関しては、。接続検討手続きを含め、選定事業者として適切に事業計画を履行ください。</p>

631	<p>現行の「一般海域における占用公募制度の運用指針」P18には当該部分には、以下の通り記述されている。</p> <p>「なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取った場合に、占用の更新が認められる。」</p> <p>①このような改訂が加えられた経緯および理由について、詳細に説明いただきたい。</p> <p>②また、本質問に関する改訂部分は、本件パブリックコメントに添付されていた新旧対照表には反映されていなかったもので、改訂箇所は適切に網羅していただきたい。</p>	<p>一点目につきましては、354番の回答をご覧ください。</p> <p>二点目につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
632	<p>文面上のみから判断すると、現行の「一般海域における占用公募制度の運用指針」P18における当該部分と比較して、促進区域の占用期間の延長が認められる要件が厳しくなったものと見受けられる。仮に延長のための要件を厳しくしたのだとしたら、当該改定後の規定は、これまでに実施された4区域(長崎県五島市沖、秋田県能代市・三種町および男鹿市沖、同県由利本荘市沖(北側・南側)、千葉県銚子市沖、以下「R1」とする。)に対しても適用されるのか、確認したい。</p>	<p>第7回合同会議(2021年2月17日)を踏まえ、占用許可の更新に係る考え方を明確化したものであり、要件を厳しくするものではありません。</p>
633	<p>「②再度公募する必要性が認められないこと」に該当する具体的条件について網羅的に説明いただきたい。</p>	<p>占用許可を更新し、既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であるか否かを想定しています。第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf</p>
634	<p>現行の「一般海域における占用公募制度の運用指針」P18当該部分から大幅な改訂が加えられているが、これは、実質的な変更はなく、①～③の要件に適合していれば、占用許可の更新は認められるものと解してよいか。</p>	<p>第7回合同会議(2021年2月17日)を踏まえ、占用許可の更新に係る考え方を明確化したものです。占用許可の更新の可否は、①～③の要件に照らし、当時の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を踏まえて判断されるものと考えています。</p>
635	<p>再エネ海域利用法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合し、かつ、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らして審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならない限りにおいては、公募占用計画提出時点で決定した風力タービンを別のタービンに変更する計画変更は、認められるものと理解しているが、その理解で正しいか、確認させていただきたい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
636	<p>計画変更申請にかかる標準的な処理期間を明記していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>

637	<p>刻一刻と変化する地元の状況を踏まえたタイムリーな協調・共生策の実施を実現させるため、公募占用計画の変更の認定を受ける必要がない「認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更」として、地元協議会の決定に従った基金の用途の変更、および、地域や漁業等との協調・共生策の提案内容の変更を明記していただきたい。</p> <p>なお、本意見では、地元協議会の意に反する形あるいは添わない形で協調・共生策の修正・変更を行う場合を想定していない。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
638	<p>公募占用指針に当該港湾等の利用可能期間を明記するとあるが、事業計画・工事計画に大きな影響を及ぼすため、公募占用指針より前のタイミングで早期に開示願いたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
639	<p>「公募占用指針に当該港湾の利用可能期間を明記することとする」、「また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする」とあるが、先行事業者の港湾利用スケジュールが変更され、明記された利用可能期間で利用することができなくなった場合は、事業者がコントロールできないリスクとしてペナルティの対象外と考えて良いか。</p>	<p>ペナルティの取扱いについては、公募占用指針に記載することとなります。</p>
640	<p>「利用条件」の内、「利用可能期間」とは具体的な利用開始日と終了日(例えばxxxx年xx月xx日～yyyy年yy月yy日)が提示されるとの理解でよいか。</p> <p>また、維持管理に関する港湾等については、事業期間内における特定の利用可能期間(例えばxxxx年xx月～xx月、yyyy年yy月～yy月等)が示されるのではなく、事業期間内に利用し得る港湾等の名称が示される程度との理解で良いか。</p>	<p>発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して「促進区域と一体的に利用港湾」の埠頭の利用可能期間(開始日及び終了日)を公募占用指針に記載することとなります。</p>
641	<p>公募占用指針において明記される利用可能期間は、先行利用者等との調整を踏まえて定められたものとの理解で相違ないか。</p> <p>併せて、利用可能期間がどのような基準や考え方、プロセスで決定されるのかご教示願いたい。</p>	<p>先行利用者等との調整を踏まえ、公募占用指針に記載することとなります。</p> <p>利用可能期間は、港湾施設の供用期間のうち、先行利用者等による独占排他的な使用期間を除いた期間となります。</p>
642	<p>「諸元」及び「利用条件」を明記するとあるが、実務上、先行利用者及び港湾管理者と港湾利用スケジュールを直接調整する必要性が生じ得るため、先行利用者名及び当該利用者の利用条件、もしくは連絡先についても明記いただきたい。</p>	<p>港湾利用に関する具体的な公募の条件は公募占用指針に記載することとなります。</p> <p>なお、公募占用計画の提出段階において先行利用者と直接調整を行うことは認められません。具体的には、公募占用指針で定める遵守事項をご確認ください。</p>
643	<p>価格点は、提案価格に基づいて、記載の算出式にて機械的に評価(算出)されるため、当該提案価格の蓋然性等の定性的な評価は織り込まれないという理解で相違ないか。</p>	<p>価格点は算出式に従って、機械的に算出いたします。</p>

644	<p>設備設計段階において、設備の冗長性の確保や故障頻度の低い設備を採用する等の設備対策は電力の安定供給に大きく資すると思われる。</p> <p>「事業実現性に関する項目(例)」の内、電力安定供給の確認方法の例では、サプライチェーンの強靱性やO&Mの取組みが評価されるとあるが、それらと同等に先述の設備対策も電力安定供給の要素として評価されるとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
645	<p>「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針秋田県由利本荘市沖(北側・南側)海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針」に関する意見募集結果の、別紙1 NO.206の回答にて「公募占用計画の変更を行う場合、評価の結果が下がるような変更は認めていない」と整理されているが、運転開始が遅れて迅速性の評価点数が下がる場合にはどのような対応が求められるのか。</p> <p>調達期間の短縮や保証金の没収のみが生じるとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
646	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」各評価区分の「評価の考え方」において、評価対象となる事業の要件や優劣の基準があれば明確化してほしい。</p> <p>例えば、過去に行われた再エネ海域利用法に基づく事業者公募において事業者選定されなかった場合においても、開発実績(調査、設計、地元等の利害関係者との調整実績)があるものについては、経験・実績として運開済みの事業のものと同様に評価されるとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
647	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」「トップランナー」の「評価の考え方」において、事業者選定後から建設、運転開始まで約数年～十年を要するため、その期間に生じうる人材流動性等を考慮すると、現時点で示す「実務経験を有する人材の確保や適切配置」が維持できるとは限らない。</p> <p>故に、現状の人材確保の状況に関わらず、将来的な人材確保や事業実施体制構築の実現可能性を示すことが重要であると認識しているが、その理解で相違ないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

648	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」「トップランナー」の「評価の考え方」において、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針秋田県由利本荘市沖(北側・南側)海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針」別紙1 no.416の回答における「日本の自然・社会状況等を踏まえた諸外国での実績もトップランナーとして認められる可能性はある。」の整理が踏襲され、日本の自然・社会状況に近似する諸外国の実績を有する人材が確保・配置されていれば、トップランナーに該当するとの認識に相違ないか。</p> <p>それとも、国内・外の実績の別により、評価に差が生じるのか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
649	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」「トップランナー」の「評価の考え方」において、「実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの」とあるが、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針秋田県由利本荘市沖(北側・南側)海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針」別紙1 no.480の回答(人的体制や情報共有体制等を構築し、外部の実績を事業実施体制に組み込んでいることを根拠を以て明確に示していただければ、自らの実績として評価することが考えられる)の整理が踏襲され、根拠を以て明確に示すことが出来れば、協力会社の実績も自らの実績として評価され得るという理解に相違ないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
650	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」「優れている」の「評価の考え方」において、「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの」とあるが、公募占用指針で示されるリスクシナリオ以外の内容であれば基本的には「独自に行ったリスクの特定・分析」事項として評価される理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
651	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」「ミドルランナー」の「評価の考え方」において、「②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている」ことが示されているが、SPCの意思決定機関とはどういったレベルの機関を想定しているか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

652	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」「ミドルランナー」の「評価の考え方」において、「②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている」とこととあるが、「洋上風力発電事業に関する経験」とは風力発電事業運営の意思決定に係る経験のある人材との認識で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
653	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「事業実施体制・実績(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.21の「事業実施体制・事業実施実績(10点満点)」「最低限必要なレベル」の「評価の考え方」において、「②各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。(事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。)」と記載されているが、評価対象となる実績の要件とは具体的に何か。例えば、出資事業に実際に自社の人員を複数名派遣し、一定期間、実務経験をj得ている実績に限る等、評価対象とする実績や実務要件を明らかにしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
654	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「資金・収支計画(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.22の「資金・収支計画(10点満点)」各評価区分の「評価の考え方」において、収入の蓋然性の担保は要求されるのか。特に収入が相対取引による場合は実際の売電開始時期は公募の数年～十年後であり、またその後も事業期間中に変更が生じる可能性がある。そのため、オフテイクーにとつても公募時点で将来的な相対取引を約束するような法的拘束力を伴う契約を交わすことは実務上現実的では無いと考えられ、「トップランナー」～「最低限必要なレベル」のいずれの評価区分においても収入の蓋然性の担保は要求されないとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
655	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「資金・収支計画(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.22の「資金・収支計画(10点満点)」「トップランナー」の「評価の考え方」において、「コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており」とあるが、他の評価項目における「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの」と同義との理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
656	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「資金・収支計画(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.22の「資金・収支計画(10点満点)」「良好」の「評価の考え方」において、「①公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースでLLCRが1.0以上のもの」とあるが、公募占用指針において示されるリスクシナリオに関して、「相応に蓋然性の高いリスクが発現したケース」などのリスクのケース分類も提示されるのか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

657	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「資金・収支計画(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.22の「資金・収支計画(10点満点)」「最低限必要なレベル」の「評価の考え方」において、「④当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累積解消ができる計画であるもの」とあるが、提案する公募占用計画において基本とする収入条件に対して事業期間中の資金収支計画の整合性を示せば、本要件を満足するとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
658	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「運転開始までの事業計画(15点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.23の「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)」「トプランナー」の「評価の考え方」において、「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」とあるが、系統側の対策(例えば系統用蓄電池等)により設備側の対策は不要と判断できる場合、設備側の対応がとられていないことでトプランナーの基準を満たさないという評価にはならないという理解でよいか。 あるいは、上記のような場合においても、設備側に機能を持たせない限りトプランナーとして評価されないのか、御教示頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
659	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「運転開始までの事業計画(15点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.23の「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)」「トプランナー」の「評価の考え方」において、「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」とあるが、「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案」として、発電所側での蓄電池の設置や発電設備における調整力提供機能の具備といった事項が考えられる、その他、想定されるものがあれば例示願いたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
660	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「運転開始までの事業計画(15点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.23の「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)」「トプランナー」の「評価の考え方」において、「③(協議会意見とりまとめの留意事項の範囲を大幅に超えて)騒音や環境影響への配慮など地域との共生に特に配慮した計画であると評価」とあるが、何を以て「地域との共生に特に配慮した計画」と評価されるのか、具体例を提示いただきたい。 また、実施・対応する合理性が無いにも関わらず、以下のような表面上の追加性をもって「地域との共生に特に配慮した計画」と評価されることはないという理解に相違ないか。 ・例えば、協議会意見とりまとめの留意事項として「離岸距離を800m以上確保すること」と記載されている場合で、実施するに足る合理性がないにも関わらず、1,000mの離隔距離を確保する ・例えば、協議会意見とりまとめの留意事項のなかで示されている調査手法以外であって、当該地域において実施するに足る合理性がないにも関わらず追加調査を実施する</p>	<p>具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。</p>

661	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「運転開始までの事業計画(15点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.23の「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)」 「トッパー」の「評価の考え方」において、「③(協議会意見とりまとめの留意事項の範囲を大幅に超えて)騒音や環境影響への配慮など地域との共生に特に配慮した計画であると評価」とあるが、徒に協議会意見とりまとめの留意事項の範囲を大幅に超えないことが地域との共生に配慮した計画であることが合理的に説明できる場合には、協議会意見とりまとめの留意事項の範囲を大幅に超える計画を策定しなくても「地域との共生に特に配慮した計画」であるとの評価が得られるとの認識に相違ないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
662	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「運転開始までの事業計画(15点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.23の「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)」 「ミドルランナー」の「評価の考え方」において、「年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われている」とあるが、風車配置は年間発電電力量の最大化のみならず、コストや運転性、地域との調整を考慮した上で総合的に検討されるものであるため、公募占用計画で提案するベストな風車配置として発電電力量が最大化されないケースも想定されるが、必ず最大となるケースを第三者機関等の確認結果を用いて提示しないと当該項目においては評価されないことになるのか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
663	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「運転開始までの事業計画(15点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.23の「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)」 「最低限必要なレベル」の「評価の考え方」において、「②航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとらわれているもの」とは、どのような観点で「適切」性を判断するのか。 例えば、事業者による自主調査や地元の意見聴取結果を示すことで適切と判断されるという理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
664	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「運転開始までの事業計画(15点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.23の「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)」 「最低限必要なレベル」の「評価の考え方」において、「⑨協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画」とあるが、協議会意見とりまとめの中に、航空レーダーとの干渉に係る記載がない場合には、設置・建設に際して、航空レーダーとの干渉は考慮する必要がないという理解に相違ないか。 仮に考慮する必要がある場合、各海域ごとの公募占用指針公表時点で関連情報が公開され、事事業期間中にわたり干渉範囲に関しては変わらないことを所与のものとして設置・建設・維持管理を行って差し支えないとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

665	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「関係行政機関の長等との調整能力(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.27の「関係行政機関の長等との調整能力(10点満点)」「トップランナー」及び「優れている」、「ミドルランナー」の「評価の考え方」において、本評価基準の趣旨は、関係行政機関との調整能力の有無を判断するための方法として実績を確認するものと理解している。</p> <p>具体的には、洋上風力発電事業の実施にあたり必要となる行政手続き(各種許認可の取得・港湾利用に係る契約締結・環境影響評価書の確定通知受領等)が対象であり、その実施(完了)実績の有無を確認することで、関係行政機関の長等との調整能力を測ることができると考えられる。</p> <p>このような考えに立脚し、今回評価基準内に示されている、国内洋上・陸上の実績の中には、本公募以前の洋上風力事業の開発において、既に完了した行政手続きがある場合には、運転開始していなくても実績があるものと判断されるという理解でいいか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
666	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「関係行政機関の長等との調整能力(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.27の「関係行政機関の長等との調整能力(10点満点)」「ミドルランナー」の「評価の考え方」において、「ii)洋上風力発電事業との親和性が高い事業(漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業)」について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。」とあるが、「洋上風力発電事業との親和性が高い事業」の例示として挙げられている「漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業」以外に評価上加点される要素はあるか。例えば、当該事業と公募提案書に掲載する実績の立地地域と利害関係者が同じ場合、加点要素として考慮されるか。</p> <p>また、親和性有無の判断は、親和性を示す複数の基準を全て満たす必要があるのか、若しくは親和性を示す複数の要素を総合的にみて親和性有無を判断するのか、明らかにしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
667	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「地域経済波及効果(10点)」及び「国内経済波及効果(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.29の「地域経済波及効果(10点満点)」及び同資料P.31「国内経済波及効果(10点満点)」各評価区分の「評価の考え方」において、「経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示され」と記載されているが、「確からしさ」については定量面・定性面の両面から示す必要があり、それらが総合的に評価されるという理解に相違ないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

668	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「地域経済波及効果(10点)」及び「国内経済波及効果(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.29の「地域経済波及効果(10点満点)」及び同資料P.31「国内経済波及効果(10点満点)」各評価区分の「評価の考え方」において、「経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示され」と記載されているが、内容の具体性が求められるのか、それとも実現確度の高さが求められるのか、それとも両方とも求められるのか明らかにされたい。</p> <p>また、具体性・実現確度の高さを示す証拠としては、地元企業から取得したLOIや協議議事録などが該当するとの認識だが、他に想定される証拠があれば例示頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
669	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「地域経済波及効果(10点)」及び「国内経済波及効果(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.29の「地域経済波及効果(10点満点)」及び同資料P.31「国内経済波及効果(10点満点)」各評価区分の「評価の考え方」において、洋上風力発電事業に関連する波及効果のみ計上することができ、例えば、洋上風力発電事業の構成企業が独自に実施する、洋上風力発電事業との関連性を合理的に説明できない事業に関連する投資・雇用数は評価されないという認識に相違ないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
670	<p>P.9の「事業の実現性に関する評価の配点」において記載のある「国内経済波及効果(10点)」に関連し、第43回「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年7月13日開催)」参考資料2P.31「国内経済波及効果(10点満点)」各評価区分の「評価の考え方」において、国内サプライチェーンの構築により海外へ輸出できるような事業が出てきた場合に、国内経済波及効果という点で評価されるとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
671	<p>トップランナーは各要素において必ず1社は選定されるとの理解で良いか。</p>	<p>トップランナーに該当すると評価される者がいなければトップランナーは不在という評価もあり得ます。</p>
672	<p>「トップランナー」～「最低限必要なレベル」の各5段階の評価区分における評価方法について、ある評価区分を満たすかどうかは、(当該評価区分より下位の評価区分の基準(要件)を満たす前提で)当該評価区分の要件を追加的に満たすか否かで判断されるとの理解で相違ないか(評価が上がるにつれて、要件が単に追加されていくとの理解で相違ないか)。</p> <p>この時、当該評価区分への適合を判断するにあたって、下位の評価区分の要件の判断基準は変わらない(例えば、「良好」を満たすかを判断する際に、「最低限必要なレベル」で求められる要件についても、「良好」に相当する基準が追加的に設定されて評価されるという扱いではない)という理解で相違ないか。</p>	<p>基本的に御理解のとおりです。</p>

673	以下の各階層の評価の考え方」とあり、記載された表内の「公募占用指針で示すリスクシナリオ」とあるが、具体的な数値や事由等(例えば設備故障を伴った供給障害等の場合、故障部位や故障の程度等)を伴ったリスクシナリオが示されるとの理解で良いか。もしくはより定性的な事象(例えば、設備故障が発生した場合等)の提示に留まるとの理解か。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
674	提供される海底地質に関するデータとしては、「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供(令和3年11月26日)」に記載のある「海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等(音波探査・土質調査)」と相違ないという認識で良いか。 また、本データは事業計画の検討上、欠かすことのできないものであり、「公募占用指針等により可能な限り事業者へ情報提供することとする」とあるが、公募占用指針を待つことなく、可能な限り前広に情報提供いただけるようご配慮いただきたい。	情報提供に関しては、公募開始前から開始出来るように取り組んでまいります。また、2023年度から開始する日本版セントラル方式に基づき実施する風況・地質調査結果について、調査内容や調査結果の提供方法等の詳細については今後検討してまいります。
675	「発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して」とあるが、維持管理に関する利用スケジュールはどのように記載すべきか、考え方をお示しいただきたい。 「促進区域と一体的に利用できる港湾」として公募占用指針において明記される港湾は、一般的に建設期間に利用される建設拠点港と史料している。一方、維持管理期間中の不測の事態や事故等により、建設中と同様の大型船を用いた対応が必要となった場合、当該港湾を利用する可能性は否めないものの、当初より想定された維持管理計画においてこうした事態の利用スケジュールを決定しておくことは困難であると考え。 よって、①公募占用計画において、どのような考え方で利用スケジュールを記載すべきか、②何らかの想定にて記載した維持管理期間中における利用スケジュールは変更することが可能か、③変更した場合にペナルティ等が発生するのか、ご教示いただきたい。	公募占用計画の記載方法については、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。
676	関係都道府県知事の評価に関する意見であって、当該意見にこれまでの政府審議会及びパブリックコメントで確認された整理・事項が反映されているか等を含めて、国が合理性を確認するという理解に相違ないか。	225番の回答をご覧ください。
677	事業者による公募提案書の内容について、その実現可能性や真偽も含め都道府県知事が判断したうえで、「地域との共生に関する事項」が評価されるのか。若しくは、当該提案書内容の実現可能性や真偽については第三者委員会への照会、講評を経たうえで、最終的に都道府県知事が評価を行うのか、評価プロセスを明確化してほしい。	225番の回答をご覧ください。
678	公募占用指針に記載される前に、経済産業省による修文・都道府県知事との調整が行われ、公正・公正性が確保された評価基準が設定されるという理解で良いか。 特に、同一ラウンド内で複数の異なる基準が示されることが想定されるが、地域の特性を踏まえつつ、事業者の予見可能性の観点から、国において、基準の内容や水準等の調整を一定程度行うという理解で相違ないか。	75番の回答をご覧ください。

679	知事意見の評価基準については、協議会意見とりまとめ同様、協議会において「知事評価基準(案)」を都道府県が示し、これに基づき協議会構成員にて協議することが想定されるか。	75番の回答をご覧ください。
680	知事意見の評価基準については公募開始前より十分に早い段階で事前開示願いたい。	75番の回答をご覧ください。
681	意見聴取の対象を具体的に例示願いたい。 例えば、協議会構成員と同一、若しくは、協議会構成員の一部という理解でいいか。 協議会構成員ではない者が意見聴取の対象となることはないかと解してよいか。 また、意見聴取の対象についても協議会等公開の場での議論が行われる、もしくは公募開始前より十分に早い段階で事前開示されるという認識でいいか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
682	「当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある」とあるが、「公募占用計画の策定に直接関わっている者」・「事業に関する業務を受注している企業関係者」とは、具体的にどのような者が該当するのか例示願いたい。	357番の回答をご覧ください。
683	意見聴取対象については、法定協議会における協議事項ではなく、都道府県知事に選定の裁量があるという認識に相違ないか。	御理解のとおりです。
684	「公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする」とあるが、例外として認定される場合としてどのようなものが想定されるのか、具体的に例示いただきたい。 あわせて、迅速性評価における不可抗力事由の取扱いに関して、港湾利用スケジュール(先行事業者による利用スケジュールの変更発生)も不可抗力事由として扱われるとの理解で相違ないか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
685	「国内外における海洋土木工事の実績」において具体的に規模や当該実績における申請者の役割に最低限求める要件があれば、「国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事」を実績の例示として示した意図と共に明確化してほしい。 また、「国外における海洋土木工事の実績」についても明示してほしい。	国交省回答

686	公募占用指針に明記する利用条件としては、利用可能期間や貸付料の基礎となる額だけでなく、先行して実施された公募において拠点港を利用する事業者が、利用可能期間より前に、後続の事業の工事の準備を目的として当該拠点港を利用することができないことや、建設工事にあたり全事業者が計上すべきコスト（先行する公募にて拠点港を利用する事業者は、先行する公募にて整備した拠点港の設備（プレアッセンブルのための風車架台や敷き鉄板等）をそのまま後続の公募に転用することが可能であるため）なども追加していただきたい。	港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。
687	発電設備の設置に必要な港湾については、その利用可能開始時期が事業計画の迅速性に大きな影響を与えることから、複数（最低2箇所以上）の拠点港を候補として頂きたい。	頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
688	「最高評価点価格」については、算定根拠を明示すると共に、公募占用指針にて開示していただきたい。	86番の回答をご覧ください。
689	事業計画の基盤面における事業実施体制・実績の評価について、洋上風力発電事業の実績に加え、陸上風力発電事業の実績についても評価の対象としていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
690	事業計画の迅速性に関する配点は、今後実施される公募において促進区域と一体的に利用できる港湾として明記された拠点港を、先行して実施された公募において利用する事業者（先行事業者）と、先行する公募で拠点港を利用できず、2番手の評価を獲得した事業者の評価を同等とし、先行事業者と2番手の事業者の点差について、3番手以降の全事業者の評価に加算いただきたい（先行事業者を上回る事業計画の迅速性の評価を得た事業者が存在した場合には、本対応は行わない）。 例：先行事業者の事業計画の迅速性に関する評価が30点、2番手の評価を獲得した事業者の評価が25点、3番手の評価を獲得した事業者の評価が15点の場合、以下の対応を行う。 ・2番手の評価を獲得した事業者の評価を30点に見直す。 ・並行事業者と、見直し前の2番手の評価を獲得した事業者の評価の点差である5点（30点-25点）を、3番手の評価を獲得した事業者の評価に加算（15点+5点＝20点）。	公募における具体的な評価方法については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。
691	先行ラウンドの選定事業者による拠点港の利用が、後続ラウンドの迅速性のボトルネックになる（＝後続ラウンドの選定事業者がたとえ迅速性の工夫を凝らしても、結局拠点港が空くの待たなくてはならず、工夫に意味がなくなる）ケースでは、「先行ラウンドの事業者がいないと仮定した場合の工程」も参考までに入札書類に含め、評価に加味することができないか。	公募における具体的な評価方法については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。
692	運転開始までの事業計画、及び運転開始以降の事業計画の配点に関し、運転開始までの事業計画（10点）、運転開始以降の事業計画（10点）に変更いただきたい。	13番の回答をご覧ください。

693	事業計画の迅速性に関する評価に関し、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議にて整理された、具体的な採点方法についても明記いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
694	改訂前の一般海域における占用公募制度の運用指針に明記されていた、事業実現性に関する評価項目の合計点に関する失格要件については、今回の改訂により廃止されるという認識で良いか。廃止される場合は、理由を明確にしていきたい。	各評価項目の失格要件を明確化したことから、全体の合計点による失格要件は廃止しました。
695	底地質については、基本設計に必要とされる一定水準(例えば、促進区域の四隅、及び中心点の計5点)の調査結果(標準貫入試験、もしくはコーン貫入試験)を開示いただきたい。	674番の回答をご覧ください。
696	「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議にて整理された、公募参加者一者あたりの落札数の制限を実施する場合の考え方について、一般海域における占用公募制度の運用指針にも明記いただきたい。	281番の回答をご覧ください。
697	落札制限を設ける場合は、どの海域の公募を同時に実施するか、ある程度事前に(例えば1年前など)明確にしていきたい。	38番の回答をご覧ください。
698	オプションの付与に関し、欄外に記載されたドイツの事例、もしくはそれと類似の施策については、今後実施される公募においてどの程度採用される可能性があるのか、明確にしていきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
699	公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とするとのことだが、占用許可の更新が認められるか判断するための基準として掲げられている①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、の2点に関し、具体的な判断基準を明確にしていきたい。	第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf
700	収入に係る計画において、FIP適用の場合記載すべき、オフテイクー情報やプレミアム収入について、収支計画の確実性を示すため、オフテイクーからのLOIなど、収支計画の根拠を公募占用計画に添付することを必須としていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

701	収支計画の一部、もしくは全てにおいて、市場価格による売電を前提としている場合、前提とした市場価格の根拠を明示するように明記いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
702	改訂前の一般海域における占用公募制度の運用指針に明記されていた、【評価基準を踏まえた記載事項の例】について、改訂後においても、内容を見直した上で、明記いただきたい。	公募占用指針において、公募占用計画に記載すべき内容を整理いたします。
703	公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触とはどのようなものか、具体例を挙げて頂きたい。	101番の回答をご覧ください。
704	選定事業者による利用港湾の改良計画がある場合は改良工事計画を公表頂きたい。	101番の回答をご覧ください。
705	港湾利用スケジュールの変更に関し、不可抗力などの事業者起因でない予期せぬスケジュール遅延については、公募占用計画の変更を認めていただきたい。	133番の回答をご覧ください。
706	改訂前の一般海域における占用公募制度の運用指針に明記されていた、申請者の資格として掲げられている「② 国内外における風力発電の設置及び運営実績(1万kW以上、かつ、公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る)があること」について、削除することなく改訂後も明記いただきたい。	風力発電の実績に関しては、現時点で国内における洋上風力発電事業の実績はほぼ存在せず、競争が働く実績の基準を明確にすることは困難であるため、参加資格の要件とせず、事業実現性の評価の中で確認することとしております。
707	「市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定する」とあるが、「市場価格と同等の水準で「最高評価点価格」を設定する」としてはどうか。欧州の洋上風力においては、導入コストは市場の成長と共にコストダウンが成立している。商用ベースの洋上風力発電所が存在しない日本において、突発的に市場価格との競合を想起させるような公募占用指針は過当競争を生み出し、誰も収益を生み出すことができず、事業者、コントラクター、サプライヤーの消耗合戦となり、本来目指すべきサプライチェーン形成を阻害する要因となるのではないか。結果的に誰もが日本市場への参入を躊躇し、官民協議会で合意した2040年30-45GWの目標達成を危ういものとするのを危惧する。	1番の回答をご覧ください。
708	「事業実施体制・実績」の評価において、「公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価」とあるが、親和性の基準が不明瞭であると考え。例えば、「国内洋上風力 > 自然条件が類似する日本近隣諸国(台湾・韓国等)における洋上風力 > 欧州における洋上風力」の形で明確化するのはいかがでしょうか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

709	<p>「事業計画の迅速性」の配点を20点から10点に変更頂きたい。基地港湾利用可能時期や系統接続可能時期が相当先のケースにおいては、それらが計画上のクリティカルパスになる可能性が高く、本配点項目において事業者間で差がつかなくなる事が予想される。従い、20点もの配点を割り当てる意義が薄れるため、配点を20点から10点に変更し、より事業者評価において重要な指標となる「事業実施体制・実績」を10点から20点に変更頂きたい。</p>	<p>8番の回答をご覧ください。</p>
710	<p>「事業計画の迅速性」の評価において、工程の妥当性を判断できる専門家の起用等を講じ、実現性も踏まえて適切に評価されたい。本項目はその工程の実現性と合わせて評価されるべき項目であり、言ったもの勝ちとなるような仕組みにならないよう注意が必要であると考え。この点は実務経験を有する学識者・第三者機関なども含めて適切に判断されたい。</p>	<p>公募の評価においては第三者委員会にて有識者の意見を踏まえて適切に評価を行います。</p>
711	<p>「事業計画の迅速性」の評価において、運転開始時期が後ろ倒しになった場合のペナルティー(金額や、どのようなケースに適用されるか、等)について議論がなされるべきである。例えば系統接続については一般送配電事業者による増強工事によるところが大きく、たとえその工事が遅延しても事業者にはどうにもならない。どのようなケースにおいてペナルティーが発生し、どのような金額で罰金を科すか議論が必要であると考え。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
712	<p>「審査及び評価の結果が下がる方向での変更は認めない」指針となっているが、運転開始時期を見極める上でいかなる理由であれ認めないのかご教示頂きたい。例えば、一般送配電事業者が実施する工事負担金工事については、事業者ではコントロールできない事象であるため、このようなケースにおいては、やむを得ない事情にあたるとして公募占用計画の変更(運転開始時期の遅延)を認めてもらえるのか明確にして頂きたい。</p>	<p>御指摘の点に関しては、運転開始時期の遅延に関する公募占用計画の変更は認められうると考えます。一方で、再エネ特措法に基づく運転開始期限は原則例外を認めない前提下、個別電源の期限を設定しております。再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電についても、調達価格等算定委員会の議論を踏まえて公募占用指針において整理いたします。</p>
713	<p>「事業実施能力関係」に関して、次の記載に修正する点を提案します。 トップランナー: 選定委員に於いて、合理的な理由と共に、「トップランナー」と評価すべき意見があったもの。 優れている: 選定委員に於いて、合理的な理由と共に「優れている」と評価すべき意見があったもの。 ミドルランナー: 選定委員に於いて、合理的な理由と共に「ミドルランナー」と評価すべき意見があったもの。 良好: 選定委員に於いて、合理的な理由と共に「良好」と評価すべき意見があったもの。 最低限必要なレベル: 最低減満たす必要のある内容を満たしているもの。</p>	<p>満たすべきものを示す事で、事業者の競争の方向性を示し予見可能性を高めながら、創意工夫をこらす余地を残した評価基準としております。</p>
714	<p>「再生可能エネルギー発電設備の下部工は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関して港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること」を以下に修正することを検討ください。 「風車設備、下部構造、関連設備は適用とすべき技術上の基準に適合すること」</p>	<p>具体的な評価基準は、公募占用指針に記載することとなります。その上で、内容についてご質問等がございましたら、公募占用指針案のパブリックコメントにてご提出ください。</p>

715	<p>公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占有に関しては、従来案、即ち「当該機関の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取った場合に、占用の更新が認められる」の維持を提案します。</p> <p>撤去・再公募はあくまで「当該設備の継続利用が妥当でない」と判断される」場合に限るべきと考えます。</p>	<p>第7回合同会議(2021年2月17日)を踏まえ、占用許可の更新に係る考え方を明確化したものです。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf</p>
716	<p>下記への変更(下線部追加)を提案します。</p> <p>「尚、都道府県知事意見を策定する際に、地域の意見を代表するために都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等、及び使用する港湾の所在県等近隣自治体の意見を聴取ことが重要である。」</p>	<p>公募占用指針において、国内経済波及効果に関する評価項目を設けた上で、評価することとなります。</p>
717	<p>現在変更に関しては、「洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情がある場合に限り、変更の認定を行うことができる」との表現に関して、下記の変更案を提案します。</p> <p>「洋上風力発電にかかる技術の向上、知見蓄積等による開発・維持管理の効率化が見込まれる場合、変更の認定を行うことができる」</p> <p>「尚、下記事情によりやむを得ない事情がある場合についても、変更の認定を行うことができる」</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天災等のフォースマジュールによって、促進区域若しくは周辺海域・港湾が影響を受け、当初予定していた開発計画の実現が不可能になった場合。 ・戦争等のフォースマジュールによって、提案していたサプライチェーン計画の継続が不可能になった場合、または当初サプライチェーン計画の継続を行う場合、事業スケジュールの実現が不可能となった場合。 ・制度・ルールの変更により、設計、施工、維持管理の手法の変更が必要となる場合 	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
718	<p>1.「最高評価点価格」については、その計算根拠の開示を希望します。おそらくそれがLCOEに匹敵する売電価格になると想像しますが、その数字よりも計算根拠/計算のロジックの開示を希望します。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
719	<p>2.EIPへの移行に関連して、市場価格ベースの売電単価を想定する必要がある中で、いずれの入札参加者もより競争力のある売電単価を提示することを狙うであろうし、益々売電単価では、差が付かない公募へに変化していくと思われます。それはそれで貴方の狙い通りにて問題ないですが、FIP基準価格を設定する意味が徐々になくなるように思われます。マーチャント・マーケットの下での競争を明言なさってはいかがですか。中途半端な進め方よりも、シンプルになると思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>

720	<p>3. 帛うなるとより、事業の実施能力についての評価がより重要になります。地域との調整、地域経済への波及効果は、落札した事業者が具体的に地元を協議してより明確にして行く項目だり、入札に参加する際には提案の域を出ません。従って、そこには本質的な議論がないと思われます。従って、80:40の配点を100:20にしても良いくらいではないかと思慮する次第。もちろん政府が手を出さない漁業共生協調の分野に於いては、事業者は政府が考える以上に事前の開発行為や地元合意形成、地元合意醸成については相当地元自治体に協力していることは何らかの形で評価して頂き度。</p>	<p>243番の回答をご覧ください。</p>
721	<p>4. 帛の代わりに、事業の実施能力については、もっと明確なゴールを示す必要があると思います。同時にもっと明確に評価区分のトップランナー、ミドルランナーなどについての定義付けが必要です。即ち、トップランナーは、落札を条件にどこまで事業開発を固められるかです。(条件付き)許認可取得、(落札条件付き)建設据付土木工事業務請負契約等々の締結、それらをベースにした資金組成に関する借入契約書の締結して、落札と同時に建設が開始出来るまでに纏め上げた事業者だと考えます。資金の準備が出来ていることを明確に証明するものを織り込めるような、より明確、具体的なゴールを示すことで入札参加者がやるべきことがどの入札参加者にも明確になります。結果的に公募の前に、事業者が可能性ある海域にて開発行為を取り始めるも、政府がその部分に関与しない状況下では、事業者の行為は当然であり、より明確にして置く方が賢明だと思います。但し、日本版セントラルシステムの中に、政府が事前に地元との調整、共生等々について整理して頂けると更に事業性の実現に傾注できるはずだと思います。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
722	<p>5. 同時にそのようなトップランナーの定義付けを明確にすることで、より早い完工が期待できる訳であり、それは政府の期待に沿うことになるはずです。迅速性の裏付けになるはずです。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
723	<p>6. 現在の改訂案の評価区分の文言では不明確であり、もっと明確にするべき。そうすることでより客観的な評価が可能となります。今の評価区分では主観が入り、評価が難しいのではないでしようか。より具体的な行為項目を決めて、それが出来ているかどうかをチェックするだけの評価策もありではありませんか。評価時間の短縮にもなり、効率が良くなるはずです。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
724	<p>7. 公募参加者一者当たりの落札数の制限については、制限を設けることに反対。入札参加者側の問題が多く、そこに政府が立ち入るのはどうかと思います。政府が何らかのリスクを共有する用意があるならば別ですが、制限を設けることで、夢のない、魅力的でない公募環境となりお薦めできません。</p>	<p>2番の回答をご覧ください。</p>
725	<p>8. 公募の通知内容ですが、入札参加者側の個人情報、内部情報があり、すべてを公表内容にする必要はないと考えます。その時点での情報とその事業の完工までに変更となることは有得るので、事業者名、評価点、供給価格のみで十分ではありませんか。</p>	<p>52番の回答をご覧ください。</p>

726	<p>9. 体系的な、長期的なエネルギー計画の実現と言う観点から考えますと、公募発表の遅れのついでに、日本版セントラル・システムの構築、EEZへの拡張の話固めて頂く方が、洋上風力発電事業の今後のロード・マップが明確になり、政府にとっても、事業者にとってもより効率良く進められると思います。既に欧米に比べたら、10-15年遅れているわけですから、ここで拙速に進めるよりも、一歩、二歩歩みを止めて、全体を見直して、日本版セントラル・システムを固めてから、次の洋上風力発電事業の公募とする方が賢明なように思われます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
727	<p>月ごとまたは4半期ごとで評価点を変えるべきではないか。</p>	<p>44番の回答をご覧ください。</p>
728	<p>「最高評価点価格」は、市場価格を十分に下回る水準に設定するのではなく、国民に過度な負担をさせない範囲で、事業者が健全に事業を推進できる水準に設定すべきと考えます。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
729	<p>価格は、ただ単に安いことを評価するだけでなく、価格設定の根拠を、風車メーカーや建設事業者が発行した見積書の参照等を通じて入念に確認するとともに、全てのリスク要因がおさえられているか、事業を健全に維持することができるかという観点で極めて慎重に吟味すべきであり、その旨を運用指針・公募占用指針にも明記すべきと考えます。</p>	<p>事業計画の実現性を評価する観点で、財務計画についてもしっかりと評価いたします。</p>
730	<p>事業実現性評価点について、公募参加者の最高評価点を120点とする方式に賛同します。</p>	<p>27番の回答をご覧ください。</p>
731	<p>事業実施実績の有無については、洋上風力発電事業(特に、日本の公募容量を超える、海外の大規模事業)および、日本国内での陸上風力発電事業の実績を評価すべきであり、これを運用指針および公募占用指針に明記すべきであると考えます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

732	事業実施体制については、ただ単に経験者を採用・配置していることをもって評価するのではなく、組織として洋上風力または陸上風力に取り組んできた実績を持ち、それをベースに今回の洋上風力に取り組む事業者を高く評価すべきであり、その旨を運用指針・公募専用指針に明記した上で、慎重に見極めていただきたいと思料します。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
733	迅速性の評価は、最も早い運転開始時期を提示した入札者に満点を付与したうえで、そこから1か月単位で減点する方式(最も早い運転開始時期から2年遅れた時点で0点)とすべきであると考えます。	44番の回答をご覧ください。
734	知事意見の策定を行う際に、知事は「委員会形式での意見聴取を行うことが望ましい。」との改正案とした原稿案については賛成。これにより地元や漁業関係者などが望んでいることが知事意見に反映されてくるものと思料。	31番の回答をご覧ください。
735	迅速性に事業の実現性が影響するとしても、迅速性に基盤面・実行面の比率を乗じるのは過剰と考える。基盤面・実行面が迅速性へ影響することを考慮させる場合は基盤面・実行面の配点を迅速性よりも大きくすれば良いと考える。	93番の回答をご覧ください。
736	世界的な物価上昇が止まることを知らない勢いである状況に加え、今後、ロシアによるウクライナ侵攻による影響が物価上昇に対して更に拍車をかけることは想像に難くない。今後の公募に際して、従来のように確定的な価格の見積入手を行うことが困難となっている(風車本体、受変電等電力設備機器、建設工事、メンテナンス等の将来価格としての見積入手が困難、或いは見積の提出を断られる等の事例が生じている)。そのため、建設期間(運転開始までの期間)の長い洋上風力発電については、入札価格は現在価値として物価変動に対応するエスカレーション条項の適用を講じていただきたい。	135番の回答をご覧ください。
737	基地港湾について、今後の公募に際しては、『既に選定された選定事業者が利用する基地港湾の利用目的(設備の設置、維持管理等)、利用する港湾内のふ頭並びに当該ふ頭の諸元(岸壁水深、岸壁延長、最大耐荷重、面積等)及び利用条件(利用可能期間、貸付料の基礎となる額等)を、当該公募の公募占用指針に明記する』旨、運用指針へ明確に記載していただきたい。	港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。
738	FIP制度の適用には諸課題が山積しており、FIT制度から移行できる環境が整っていない。また、導入促進を目的としたFIT制度の洋上風力発電に対する適用効果等についての総括がしっかりとされていないため、FIP制度に係る諸課題の解決とセントラル方式の導入が果たされるまでの間はFIT制度での入札を継続し、FIT制度による導入促進効果や建設工事等に係る実績コスト等を適切に分析・評価できるようにすべきである。洋上風力産業ビジョン(第1次)で明示した通り、まずは一定量の導入を実現し、国内産業の基盤形成と成熟を図ることが重要である。	261番の回答をご覧ください。

739	<p>事業計画の迅速性評価を含む事業の実現性に関する要素の評価、及び価格の評価について、今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討することに現時点では異論を持たないが、今回の見直しでは、「第6次エネルギー基本計画」及び「洋上風力産業ビジョン(第1次)」の決定に従い、下記については是非採用をお願いしたい。また、セントラル方式の適用までの過渡期である次回以降の公募についても今回のような総括を行い、必要に応じて見直しの要否等を議論していくことが望ましい。</p> <p>(1)重要政策:第6次エネルギー基本計画で設定した2030年度末までに5.7GW以上運転開始を必達すると共に、国民負担抑制の観点からコスト低減の着実な進展と新たな国内産業を創り出すという官民で合意した共通の目標実現に向けて、セントラル方式を導入するまでの過渡期には「早期運転開始」と「国内産業基盤形成」に重点を置いて諸施策を推進すべきである。また、洋上風力産業ビジョン(第1次)で設定した2030年までの年間1GW程度の区域指定(=公募)は、市場の蓋然性を確保することと、競争力のある産業基盤を2030年までに形成することを官民で合意したものである。産業基盤形成が2030年までに果たせなければ、2030年以降の導入量拡大に影響を及ぼすことになる。</p> <p>(2)市場形成:今後の促進区域を魅力的且つ計画的な競争市場とすることが重要なため、1区域当りの公募容量を0.5~1GW程度まで大規模化すると共に、毎年複数の促進区域で公募(例えば、毎年3~4GW程度で公募)を実施し全体規模を拡大(より沖合の共同漁業権エリア以外も含めて区域指定)すべきである。</p> <p>(3)セントラル方式:各応募事業者にとって精度の高い競争力ある見積が可能となるよう、公募に際して、国等が調査を実施し管理するデータ(風況、気象・海象、海底地盤、環境アセスメントに必要な情報、漁業の実態等)、及び系統接続(系統容量と、当該プロジェクトにとって最も経済合理性ある連系点)が国によって予め確保、提供されるセントラル方式を、可能な限り早期に、遅くとも2025年度から適用すべきである。併せて、市場の蓋然性を示すことと企業の投資意欲を促進する観点から、セントラル方式を適用するまでの間に公募が行われる可能性のある具体的な案件と、セントラル方式を適用する予定の将来案件をパイプラインとして明示することが必要である。</p>	223番の回答をご覧ください。
740	<p>① 重要政策である「早期運転開始」を適切に評価するためには、運転開始予定時期(事業計画の迅速性)を価格に含めて一体的に評価を実施することが効果的であると考えている。また、不当に低い価格の入札を防止する観点からも効果的であると考えている。なお、この場合には運転開始予定時期に対する絶対基準を設定することが合理的である。</p> <p>② 万が一、上記①で提案した事業計画の迅速性を価格に含めて評価する案ではなく、事業計画の実現性と合わせて迅速性を評価する方式を採用される場合には、評価方法変更の効果を高める観点から、運用指針(改訂案)10ページで例示している評価点比率については、第14回合同会議(2022年6月23日)資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」13ページで示された「案②:各海域の最高評価点に対する比率」を採用することが適切である。</p>	8番の回答をご覧ください。

741	<p>事業実施体制・実績については、運転開始以降の地域との良好な関係継続や長期安定稼働の重要性、並びに我が国に洋上風力発電の商業運転の実績が未だ存在しないことを考慮し、陸上風力発電の事業実績と海外での洋上風力発電所の実務経験を有する人材の適切配置などが事業実施体制において具体的に示されていることも重要な評価のポイントとすべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
742	<p>運転開始までの事業計画について、第14回合同会議(2022年6月23日)資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」19ページのトップランナーの評価の考え方に示されている「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」については、本来、機能として要求されていない風力発電の設備構造を要求するものであり、風力発電事業の評価内容として適当ではないため、評価の考え方より除外すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
743	<p>運転開始以降の事業計画について、風力発電所の運転開始後は、維持管理及び事業終了後の撤去など事業性に影響するリスクの一定割合を占めていると共に、地域との長期的に良好な関係の構築とその継続を含めた事業の安定性や確実性等を評価できる重要な項目であることから、具体的な体制、保守計画など事業計画上の提案内容について詳細に評価を行うべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
744	<p>海底地質に関する調査項目・調査方法の記載内容については下記の通り、イ. の改訂、及びウ. 追加記載を行っていただきたい。</p> <p>『イ. 海底地質は建設工事の施工計画及び工事期間のみならず、プロジェクトの事業性(経済性)にも特に大きな影響を与えることから、促進区域内における海底形状・底質の分布状況、海底人工物の状況に係る全てのデータが把握できる調査、並びに、地盤の工学的特性を把握するための実測(促進区域内の地盤ごとに複数地点以上でのボーリング調査、促進区域内に存在する海底下の全ての地質構造が把握できるメッシュ間隔での音波探査)によりデータを取得する調査とする。』</p> <p>『ウ. 公募時には、当該時点までに取得された実測データを提供するとともに、引き続き海底地質の実測を継続し、追加的な実測データを取得次第速やかに公表する。』</p>	<p>674番の回答をご覧ください。</p>
745	<p>第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要があり、その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、情報公開法の規定に該当する場合には審議過程を非公開とすることは妥当であるが、審議の信頼性や透明性を高める観点から、委員の氏名・職業(所属・役職)等については公表すべきである。</p> <p>なお、懸念される委員への働きかけ等のリスクについては、例えば、「事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害する行為」として、公募占用指針において失格要件(当該公募案件のみならず今後の公募への参加も制限する等)とすることで回避できると考える。</p>	<p>223番の回答をご覧ください。</p>

746	事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点を1:1とする観点から、事業実現性評価点の最高得点を120点に補正する現行案に賛成する。	27番の回答をご覧ください。
747	FIPを適用するのであれば、相対契約がどこまで許容されるか等の統一した整理・明示を、各海域の公募指針案発表前に行うべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
748	6/23第14回合同会議「資料1」P17「事業実施体制・事業実施実績の評価方法について」を参照すると、ミドルランナー以上の評価基準において、洋上風力に限定されているが、国内陸上風力の経験も同等に評価すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
749	公募開始時期を年一回に拘らず、各公募海域で1GW以上の大規模化を重視すべき。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
750	再エネ導入は喫緊の課題である中で、運転開始日(迅速性)の事業者間競争を促すために、運転開始日の評価は一年ごとではなく3か月ごとにすべき。	44番の回答をご覧ください。
751	最も早い運転開始時期を満点(基準)とし、以降の運転開始時期の提案は最遅時期の足切りを設けつつ、基準に対しての遅れを3か月毎に減点する。	44番の回答をご覧ください。
752	迅速性を担保するべく今後のラウンドにおける基地港湾を前広に整備すべき。	頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
753	実現性(実行面、基盤面)の評価内容と他項目(迅速性=運転開始時期、電力安定供給)で重複や不足が出ないよう、夫々の評価内容(対象項目)に重複がないことを明確にすべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
754	基盤面について6/23第14回合同会議「資料1」のP17に記載された「人材の確保・配置」の評価に力点を置いているが、人材や経験の定義、範囲や国籍、該当案件(国内/海外、PJ規模)などについて、各海域の公募占用指針策定の際は詳細かつ具体的な説明記載をすべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

755	民間事業者の予見性を超える事象に対する調整条項(価格変更、運転開始時期、売電期間等)を付帯すべき。	135番の回答をご覧ください。
756	資金・収支計画の評価方法について、「事業費の根拠が示され、ダンピングの疑いがないもの。」とされているが、実効性の担保が非常に重要であり、実際に同規模の洋上風力の事業費の評価経験を有する海外コンサルを起用する等、具体的な評価プロセスを明示すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
757	上記該当箇所及び本運用指針案で参照されている6/23 第14 回合同会議「資料1」P19のトップランナーの要件に記載ある「調整力の確保や系統混雑の緩和」は、評価から除外すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
758	上記該当箇所及び本運用指針案で参照されている6/23 第14 回合同会議「資料1」P19のミドルランナー基準「第三者による適切な発電量予測」が想定されている。他の既設／先行風力発電所へのウェイク損失の影響及び補償の扱いが不明であり、発電側課金や出力抑制の取り扱いについても明記すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
759	上記該当箇所及び本運用指針案で参照されている6/23 第14 回合同会議「資料1」P22で、トップランナー評価基準に「O&Mの取組み」が言及されており、別項目「運転開始以降の事業計画」(事業計画の実施面)と共に、記載を求める内容を明確にすべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
760	関係行政機関の長との調整能力に関する評価基準について、同指針案で参照されている6/23 第14 回合同会議「資料1」P23でトップランナー基準を洋上風力に関する実績に限定している。陸上風力に関する実績についても同等の評価とした上で「特に優れた調整実績」を判定すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
761	審査の公平性の担保の為、入札者は根拠とともに定量的な経済波及効果を示せるよう、入札者に対し統一のフォーマットを提供すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

762	確認方法の例「適切な財務計画となっているかを評価」とは対象事業単体での収支が重視されるのか、または対象事業単体では赤字等により資金不足の恐れがある場合でも事業者またはその出資者が追加の資金投入を確約し事業継続性が担保されていれば適切と判断するのか等、具体的な判断基準を明示すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
763	各社にとって公平で精度の高い見積りができるように、風況、海象、地盤について、海域を網羅するデータを提供すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
764	迅速性の評価は、単独で実施すべきであって、事業実現性の評価を乗ずるべきではない。	93番の回答をご覧ください。
765	運転開始までの事業計画(5点)、運転開始以降の事業計画(15点)とすべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
766	資金が潤沢な事業者が評価されるのか、それとも金融機関から強いコミットメントを取った事業者が評価されるのか、細かい計画をたてた事業者が評価されるのかなど、具体的な評価方法を明示すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
767	公募参加者一者あたりの落札数の制限は実施すべき。 ただし、公募回ごとの落札制限ではなく、市場シェアや累積総量で制限すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
768	運転開始期限を設定する前提となる、連系開始予定日および公募開始時点における負担金工事の進捗を開示すべき。	事業者毎に使用する設備の仕様、配置等が異なりますので、連系開始可能となる予定日に関しては、接続検討を行ってご確認ください。
769	事業費とは調査設計費用、建設費用、資機材調達費用の建設に係る費用(所謂プロジェクトコスト)なのか、これらに加えて運転維持費用、撤去費用(積立内容を含む)、占用料、需給調整に伴う費用等の運営に必要な費用も加えたものなのか定義すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
770	6/23 第14 回合同会議 資料1 P18(資金・収支計画のミドルランナーの評価)の考え方につき、フィナンシャルアドバイザー等の第三者機関の活用をもってミドルランナーと認定すべきではない。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

771	「コーポレートファイナンス」が示す資金調達形態を明示すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
772	発電所の定格出力に対する設備利用率か系統枠に対する設備利用率が明確にすべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
773	公募占用指針に事前に取りまとめられた県知事としての評価基準を添付する方針について歓迎する。いずれの海域においても当該評価基準の公募開始以前でのとりまとめ、及び公募占用指針への添付をすべき。	75番の回答をご覧ください。
774	知事意見聴取手続きの進め方について、直接地元関係者の声が反映される仕組みを設ける現行案について歓迎するが、国や第三者委員会自身も地元関係者へ直接ヒアリングを行う機会を設けるべき。	31番の回答をご覧ください。
775	選定事業者の公表時に、審査委員名の公表をすべき。	223番の回答をご覧ください。
776	ラウンド1の4海域の選定事業者にも適用すべき。	285番の回答をご覧ください。
777	「最高評価点価格」は、国民負担の抑制という観点では「市場価格を十分に下回る水準」が望ましいことは理解するが、他方、投資インセンティブの確保や事業の確実な完遂に要する費用と適正な利潤の確保という観点も重視されるべきである。 最高評価点価格を設定するにあたっては、不確実性のある市場価格を参照・基準とするのではなく、FIT制度における調達価格と同様の考え方にに基づき調達価格等算定委員会で算定された価格を参照すべき。	1番の回答をご覧ください。
778	落札制限を設ける考え方に賛同します。	2番の回答をご覧ください。
779	事業の迅速性を評価する考えかたに賛同します。 点数の与え方については6.23実施ワーキンググループ資料の案2に賛同します。	8番の回答をご覧ください。

780	<p>促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭の利用条件について、先行する他の促進区域で利用を予定する事業者が存在する場合などは、当該先行事業者の利用スケジュールの開示および先行事業者との調整機会の確保やそれを考慮した公募期間にすべきである。</p> <p>また、台湾などの諸外国同様に、先行事業者等の第三者理由により遅延する場合のルール作り(遅延を認めるまたは先行事業者の港湾利用を中断する等)が必要ではないか。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。</p>
781	<p>最高評価点価格は公募占用指針等にその前提となる算定根拠とともに明記されるとの理解でよいか。また、最高評価点価格は公募エリア毎に設定されるのか、公募タイミングの同じ海域で同じ価格が設定されるのか。現時点の検討状況をお示しいただきたい。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
782	<p>インバランス料金の算定については、過去制度が度々見直されていると理解している。出力規模が大きい洋上風力発電事業において、インバランス料金の算定は事業計画への影響も大きく予見性を阻害することから、公募開始後の制度変更については新制度の遡及的な適用が無いようにして頂きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
783	<p>相対取引先やアグリゲーターへの売電を前提とした場合、商業運転の開始までに相当の期間を要すると、公募を提出する段階で相対取引先やアグリゲーターから実現確度の高い売電価格や条件を取得することは容易ではないと考えられる。売電価格や条件面の実現性の高さや妥当性について、どのように評価するのか、評価基準を明らかにして頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
784	<p>落札数を制限する場合には、事業者として予見性を高められるよう、例えば公募スケジュールの定例化等を導入いただきたい。</p> <p>また、「落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施」とあるが、黎明期がいつまでを意図しているのか明示していただきたい。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
785	<p>「事業者が確保しているシステムを活用する場合は当該システムに係る契約を事業者間で承継することとなるため、承継すべきシステムの容量とその価格を公募占用指針に明記する」とあるが、公募占用指針の発行に先立って、促進区域として指定された段階で速やかに開示されるべきである。</p>	<p>128番の回答をご覧ください。</p>
786	<p>「港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。」とあるが、事業者でコントロールできない事由(自然災害等の不可抗力事由、国や行政が進める基地港・補完港の整備の遅延、先行事業者の遅延等)については、変更の認定対象になるという理解でよいか。</p>	<p>133番の回答をご覧ください。</p>
787	<p>運転開始までと運転開始後の配点比率は10点:10点にするのはどうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

788	2028年3月を満点基準とするのは維持しつつ、それよりも早い事業計画を出した事業者が複数いた場合には、より早い方の事業計画を出した事業者にインセンティブをつけるのはどうか。	44番の回答をご覧ください。
789	知事及び市町村長との調整を行うための体制や実績を把握できる資料とは、どのようなものかもう少し具体的に明示いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
790	現在10点とされている配点を、15点あるいは20点に広げることはどうか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
791	学識意見者だけでなく、風力発電や土木工事に関する専門家の意見も聴取してはどうか。	いただいた御意見も踏まえながら、第三者委員会を組成する際には、洋上風力や海洋土木工事等に関する専門的な知識を持ち、公募参加者との利害関係の無い者を選定いたします。
792	都道府県知事の意見を反映するために、立地する地元市町村の利害関係者での会議体や意見交換会を設けてはどうか。	225番の回答をご覧ください。
793	風況データにつきましては、生データの提供を希望します。また、「最新の技術を用いた観測方法によることとする」と記載があるところ、現状はスキャンングライダーの使用は2台使用のデュアル観測が推奨に対して、1台使用のシングル観測での情報提供ですので、デュアルスキャンングライダー観測を実施いただきたい。	674番の回答をご覧ください。
794	年度毎に一定の価格ですと、年度末に計画が集中してしまう。早期導入を評価するよう、月ごと、少なくとも四半期ごとに価格差をつけていただきたい。	80番の回答をご覧ください。
795	Round 1では価格点の差が大きく、事業の実現性に関する要素の評価の得点差は小さかったと聞いている。事業の実現性に関する要素の評価において、優劣をしっかりと評価し、得点にメリハリがつくよう、採点いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
796	ミドルランナーの評価の考え方、①にウェイクの影響等を考慮した第三者機関等による適切な発電量予測との記載がある。当該発電量予測について、周辺風車から受ける影響を考慮するだけでなく、周辺風車へ与える影響を考慮した補償額までの検証を含める必要があるのか、明記いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

797	<p>”一般的には、(中略)認定から原則6年以内とする』と記載する。”とありますが、占有開始時期の原則から外れるのは、先行事業者による港湾利用により、工事開始が遅れる場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者選定後に、真にやむを得ないものとして公募占用計画の変更認定を受けた場合には例外的に認められます。</p>
798	<p>”「出力の量の基準」とは、(中略)これを尊重して定める。” ”1 促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性等を検討する。”とありますが、促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性を検討する、とありますが、その結果、ダウンサイジングが20%を超えるその場合は系統連系の権利が喪失することとなり、事業が実施できないリスクをどのように考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
799	<p>”保証金の額その他保証金に関する事項、(中略)これを尊重して定める。”とありますが、事業計画の実現性を十分考慮した迅速性の評価を実施するにあたり、2022/6/23洋上風力WGでは、「ペナルティとして運転開始遅延時の保証金没収事由を設ける場合は、不可抗力事由の適用等の検討を行う。なお、再エネ海域利用法第13条第2項第6号及び同条第4項を踏まえ、調達価格等算定委の意見を尊重し検討を行う。」となっていました。 今回の改定案においてはこれらペナルティに関する記載はされていないことから、ペナルティに関する方針(1日遅れでも3年遅れでも同じペナルティなのか、原因の帰責性は誰がどう決めるのか、事業者責任ではない原因だった場合の扱いをどうするのか、等)をお示しいただきたいです。 また、様々な事象による遅延の全てが事業者に帰責されるとは言い切れない中で、遅延によるペナルティを課すことはリスクマネーをコスト化し、即ち、国民負担に繋がる結果になると考えます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
800	<p>”FIP制度を適用する場合は、(中略)なお、「最高評価点価格」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。”とありますが、「最高評価点価格」の算定根拠・時期およびその金額は公募開始時点で公表いただきたいと考えます。 また、最高評価点価格は各海域のサイト特性等を考慮して個別に設定されるものと理解しております。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>
801	<p>”事業実現性評価点 = (提案者の評価点 / 公募参加者の最高評価点) × (満点【120点】)”とありますが、2022/6/23洋上風力WGでは”今後落札制限を実施する際には事業実現性評価においても各海域の特性の違い等を考慮した相対評価に見直すこととして(提案者の評価点 / 公募参加者の最高評価点) × 120点により算出された点数を事業実現性評価点とする”との記載がありました。 一方で、本改定案においては”落札制限を実施する場合”という条件の記載がないため、事業実現性評価点の補正は公募参加者一者ごとの落札制限が設定される場合に限り行われるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>27番の回答をご覧ください。</p>

802	<p>”各項目の具体的な確認の視点及び確認方法は、以下を目安として、地域ごとの特性に応じて公募占用指針において定めることとする。”とありますが、同一ラウンドの案件における各項目の評価は一律の基準を設定するのではなく、各海域のサイト特性等を鑑みて評価基準を設定するという理解でよろしいでしょうか。その場合、各海域の評価基準は何を根拠に設定されるのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
803	<p>”事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。”とありますが、今後の見直しの対象は事業計画の迅速性評価に限らず、ラウンドを重ねる中で他の評価項目も対象となると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
804	<p>表中には「確認の視点」が記載されておらず、表題と表中の記載が整合していないと考えます。</p>	<p>ご指定踏まえ修正します。</p>
805	<p>前ラウンドの選定事業者とそれ以外の事業者の評価に差が出ないよう公平性の観点から、港湾利用スケジュールの変更について原則認定しない上、同港湾の利用に係る次ラウンド提案においても、前ラウンドの港湾利用スケジュール(港湾の現状復旧の期間を含む)と被りのある提案を、「事業実現性が認められる計画」として評価しないことを明記していただきたいです。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見は、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。</p>
806	<p>“適切な財務計画となっているかを評価”とありますが、最新版の「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について(2022/06/23)」における評価の考え方では、プロジェクトファイナンスと比べ、コーポレートファイナンスの方が要件が曖昧であるように見えます。現実的な返済条件(返済期間や返済)になっているか について、プロジェクトファイナンスだと「感度分析を実施し、LLCRが1.0以上のもの」、という要件になっているが、一方、コーポレートファイナンスの場合は、「感度分析を実施し、調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの」程度となっている。返済条件、或いは返済への備えとしてのLLCRのような要件をコーポレートファイナンス(該当分)であっても事業者に着用させて、評価すべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
807	<p>「事業計画の実行面(運転開始まで、運転開始以降両方含め)」については、構成員の過去の実績や経験も含めて評価対象になるのでしょうか、それとも、構成員の過去の実績や経験は「事業実施体制・実績」でのみ評価され、事業計画の実行面においては評価対象外となるのかについて明記していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

808	<p>全体の公募評価配点から見た際、入札価格が安く、且つ事業計画の迅速性の高い入札者の得点が高くなる傾向であるため、サプライチェーンの効率性及び大量生産によるコスト低減が求められていると認識しております。サプライチェーンの複線化・強靱化に対する評価が劣後し、前ラウンドの落札者が同一体制を継続的に活用することによって高い点数を取りやすいという不公平な評価システムになってしまう恐れがある為、複線化・強靱化の重要性も反映できるよう、評価基準を再検討していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
809	<p>対象公募の選定事業者となることによって生み出す経済波及効果のみを評価対象とする旨を明記いただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
810	<p>“経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価”とありますが、公募を通じて提案する事業は稼働開始が数年先となり、現時点で示し得る根拠資料に基づく具体性、実現性は決して高くないと考えられます。従って、提案時点では検討熟度が一定程度流動的である内容でも、相手方との協議状況が確認できる根拠資料に基づき、経済波及効果を算出、提案書に記載した場合においても評価していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
811	<p>“ii)事業実現性に係る各要素の評価の配点 事業の実施能力について、(中略)公募占用指針において定める。” “iii)事業計画の迅速性については、(中略)また事業計画の実現性を考慮して評価を行う。”とありますが、 ①「事業計画の迅速性について、運転開始時期に関する絶対基準を設定する」とありますが、 a. 各海域における絶対基準は、いつ、どの様に公表されるのでしょうか。 b. 同一ラウンドの公募である場合、別の海域であっても同じ絶対基準となるのでしょうか。または状況や環境が異なる為に海域毎に異なりうるのでしょうか。 ② 絶対基準以降の運転開始時期に対する評価基準について、 a. いつ、どの様に公表されるのでしょうか。 b. 同一ラウンドの公募である場合、別の海域であっても同じ絶対基準となるのでしょうか。または状況や環境が異なる為に海域毎に異なりうるのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
812	<p>“ii)事業実現性に係る各要素の評価の配点 事業の実施能力について、(中略)公募占用指針において定める。”とありますが、同一ラウンドで海域ごとの公募占用指針において配点を変更することはありますでしょうか？ある場合は何をもとに原則を例外とするか、また、どの程度の配点変更幅を想定していますでしょうか？</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
813	<p>“iii)事業計画の迅速性については、(中略)また事業計画の実現性を考慮して評価を行う。”とありますが、例えば系統連系に必要な増強工事が長期間(8年以上)を要する海域において絶対基準日は系統増強工事が完了し、使用前自主検査の期間も考慮された上で設定されるのでしょうか。 また、そのような場合、事業者が運開を早める努力をしても増強工事が完了するまでは運転開始することができないため、開発期間及び工事期間が増強工事期間に吸収されて迅速性の評価が意味をなさない場合もあるのではないかと考えます。</p>	<p>88番の回答をご覧ください。</p>

814	<p>”iii)事業計画の迅速性については、(中略)「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。”とありますが、事業計画の迅速性を評価する基準として、事業計画の基盤面及び実行面の点数が考慮されていますが、迅速性に直接影響しない項目(運転開始後の事業計画や財務計画)は、その対象から除外いただきたいです。</p>	93番の回答をご覧ください。
815	<p>”「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。”とありますが、公募専用指針で示すリスクシナリオがどのように設定されるのか、また、どのような内容のものが公募占用指針で示されるのかご教示いただきたいです。 また、どのような根拠に基づきリスクに対する検討が適切であるかを評価するのもご教示いただきたいです。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
816	<p>”国内洋上風力産業の黎明期のみ実施”と記載がありますが、政府として何ラウンド目までの実施を想定しているのか、何を基準(判断材料)として落札制限を解除するのか、落札制限を行う容量はどの程度を想定しているのかご教示いただきたいです。</p>	38番の回答をご覧ください。
817	<ul style="list-style-type: none"> ・各海域への落札制限の適用有無の公表時期(例えば公募占用指針公表の●ヶ月前)を明記いただきたいです。 ・ラウンド2公募における事業者選定がなされる前に、ラウンド3公募が開始されることがあり得るかご教示いただきたいです。 ・ラウンド3公募において落札制限の適用有無の公表時期、落札制限が適用される対象区域の公表時期はいつを予定しているかご教示いただきたいです。 	38番の回答をご覧ください。
818	<p>”・公募の検討に当たり、(中略)その旨を明記する。” ”4 例えばドイツでは、(中略)入札において他の事業者が提示した最低価格と同額で事業の実施が可能な場合は当該事業者が落札できることとしている。”とありますが、当該オプションを付与する場合は、最低価格のみを記載していますが、その場合は事業の実現性に関する評価は考慮されないということになり、公募の評価の公平性が損なわれることになる為、不適切と考えられます。また、当該記載はFIP入札が行われる場合の「最高評価点価格」を下回る場合はどのようにして考慮されるのか不明瞭であると考えられます。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
819	<p>”・公募の検討に当たり、欧州の取り組みを参考とした一定のオプションを付与する場合”とありますが、当該主旨のオプションが付与されるための条件はどのようなものを想定されているかご教示ください。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

820	<p>収入に係わる計画については、何を基準に記載すれば良いのでしょうか。記載事項としては①売上単価・②オフテイク情報・③プレミアム収入(FIP適用の場合)、④設備利用率・発電量予測等とあるが、FIT適用の場合は①~③は不要であり、FIT単価をもとに計算すれば良いという理解でしょうか。また、FIPの場合はFIP入札である以上、①~③は入札されたFIP単価で記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
821	<p>内部収益率(IRR)については、事業者毎に考え方が違い、統一性を持たせる為に、IRRの計算方法についてルールを策定したほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
822	<p>”なお、都道府県知事意見を策定する際に、(中略)その場合には、公募の公平性・公正性を担保する観点からは委員会形式で意見聴取を行うことが望ましい。”とありますが、「委員会形式」について、都道府県知事が委員会を主催し関係市町村、漁業関係者等を一同に会して意見聴取をすることということでしょうか。また、意見を聴取する「関係市町村、漁業関係者」は法定協議会と同じメンバーと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>225番の回答をご覧ください。</p>
823	<p>”※ 具体的には、以下のような方策が考えられる。 ① 事業者が公募に参加する際に、公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないことの宣誓書の提出を求める。” とありますが、これは公募への参加を行う意思表示を事前あるいは初期に提出させ、その際に誓約書を出すということでしょうか。 また、宣誓書のフォームはご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
824	<p>選定結果時の公表内容として、「事業実施体制」とありますが、これはLOIを提出して実績の評価対象となる協力企業等もすべて公表されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
825	<p>前ラウンドの選定事業者とそれ以外の事業者の評価に差が出ないよう公平性の観点から、港湾利用スケジュールの変更について原則認定しない上、同港湾の利用に係る次ラウンド提案においても、前ラウンドの港湾利用スケジュール(港湾の現状復旧の期間を含む)と被りのある提案を、「事業実現性が認められる計画」として評価しないことを明記していただきたいです。</p>	<p>805番の回答をご覧ください。</p>
826	<p>”また、港湾利用スケジュールの変更については、(中略)公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。”とありますが、本港湾利用スケジュールの変更に関し、例外規定の追記、或いは、原則に関する追加要件を記載するべきと考えます。</p>	<p>133番の回答をご覧ください。</p>

827	<p>”また、港湾利用スケジュールの変更については、(中略)公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。”とありますが、他の事業者の事業計画に支障を与えないように利用する港湾を変更する変更は認められると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>港湾利用スケジュールの変更について、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼすものではなく、再エネ海域利用法第18条第2項の規定、「一般海域における占用公募制度の運用指針」及び公募占用指針の「変更を認める場合の基準」に適合する場合には、変更が認められます。</p>
828	<p>”また、港湾利用スケジュールの変更については、(中略)公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。”とありますが、支障を与えてはならない他の事業者の事業計画に該当するのほどのステータスにある事業計画のことを指しますでしょうか。(例、公募占用計画認定や事業計画認定がすでに取得されているもの、港湾管理者に対して口頭で港湾利用スケジュールを伝えているもの、など)</p>	<p>選定後の公募占用計画、審査・評価段階にある公募占用計画が「他の事業者の事業計画」に該当します。また、他の促進区域の公募受付期間中において、過去の公募で選定された選定事業者が港湾利用スケジュールを変更することにより、公募占用指針に記載された「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間と重複する場合には、公募条件に影響が生じることから、「公募の公正な実施に支障を及ぼす」と考えられます。</p>
829	<p>発電設備の区分等は「風力発電設備(着床式洋上風力)」又は「風力発電設備(浮体式洋上風力)」などと記載する、とされているが、同一区域・公募において、事業者の判断等により着床式と浮体式を混在させてもよい、あるいは、着床式・浮体式の区別をしない、というような公募の可能性は全くないものと考えてよいのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
830	<p>公募占用指針に、一体的に利用できる港湾等が記載されるとの理解だが、記載された基地港湾以外は建設時の主要港湾として利用できないとするべきではないか(補助的に活用する港湾は除く)。また、指定される港湾等は、促進区域から最も近傍とし、効率的な設置及び維持管理を担保いただきたい。今後、洋上風力発電の開発を着実かつ迅速に行っていくためには、基地港湾を適切に指定することで公募の際の重複をなくし、事業者選定後の基地港湾利用の再調整といった工期遅延につながる事象を防止すべきである。</p>	<p>近傍の促進区域間の利用重複については、頂いたご意見も踏まえ、第15回・16回の合同会議において審議を実施したところです。審議を踏まえ、港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。</p>
831	<p>最高評価点価格を導入すべきではない。 最高評価点価格が設定・公表されれば、入札参加者の提案する価格は最高評価点価格に張り付くことが予想され、事実上価格競争が封殺される。また、将来にわたって市場価格を正確に予想することは不可能であり、FIPプレミアムが生じないと確実に言えるほど「市場価格を十分に下回る価格」を設定することは不可能であり、最高評価点価格の導入はできない。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
832	<p>将来にわたり、FIPプレミアムが生じないと確実に言えるほど「市場価格を十分に下回る価格」は、1円より大幅に低く、ほぼ「0円」に近い価格帯になると想定するが、相違ないか。相違ある場合はその様な価格体が当該案件の運開後20年に亘り常に市場価格を十分に下回る価格であると言える理由を教えて欲しい。</p>	<p>86番の回答をご覧ください。</p>

833	<p>「最高評価点価格」は、海域毎に設定されるのではなく、複数海域で同一の価格が設定されるという理解で相違ないか。</p> <p>事業者によって売電開始年日も異なり、必ずしも公募実施順に運転開始するとは限らない中で、30年先までの「市場価格を十分に下回る価格」を、エリア特性も踏まえて海域毎に設定することは困難である筈でありこの理解が正しいかを確認したいもの。</p>	86番の回答をご覧ください。
834	<p>最高評価点価格は価格点を決定する重要な要素であり、公募開始時点で定められ公表されるべきである。公表されない場合、「全コンソの価格を確認した後で最高評価点価格が設定されたのではないか?」「一部の事業者のみ当該価格を知っていたのではないか?」という疑義が生じる原因にもなる。最高評価点価格をいつどのように定め、いつ公表するのか、具体的なプロセスを明示していただきたい。</p>	86番の回答をご覧ください。
835	<p>「最高評価点価格」は公表とすべきである。公表の場合、事業者間の価格競争を阻害する恐れがあるため「非公表とすべき」との考えもあるようだが、最高評価点価格が「将来にわたり市場価格を十分に下回る価格」(ほぼ「0円」)に設定されることになる為、公表しても事業者間の価格競争を阻害し国民負担が増えることには成らない。尚、最高評価点価格を入札前に公表しない方式にしたとしても、各公募の選定結果公表時には、応札者の供給価格点及び供給価格(選定事業者のみ)が公表されるため、その公表結果から「最高評価点価格」を推察することが可能である。従って、後続入札案件も見据えると、たとえ入札前に公表しないものにしたとしても、最高評価点価格の水準はいずれにせよ公表されることになることから、「非公表」という扱いは成立しない。</p> <p>また、最高評価点価格は「将来にわたり市場価格を十分に下回る価格」であると明記されており、事実上はほぼ「0円」という水準となる。</p> <p>つまり、最高評価点価格の導入は、事業者間の価格競争の創意工夫を促し、かつ、国民負担の軽減の両者を実現する範囲で実施すべきであり、「供給価格ほぼ0円/kWh」という最大限価格低減努力を尽くした事業者間の価格評価差をつけないという趣旨であると理解する</p>	86番の回答をご覧ください。
836	<p>需要家との直接的な相対取引等を制限し、市場売電を一定量義務付ける可能性に関する見解が一部メディア等より示されているが、このような条件が設定された場合には、同様に事業者によるFIP基準価格低減の創意工夫を阻害し再エネ賦課金を原資とするFIPプレミアム額を低減することを妨げると共に、需要家の再生可能エネルギー(再エネ)調達を選択肢を狭め脱炭素化推進に繋がらない。</p> <p>事業者による売電方法の工夫を妨げる条件は、再エネ電源の自立化により国民負担軽減を目指すFIP制度の方向性に反し、自由な取引を阻害し電力価格低減に繋がらないものであり、地域から求められている再エネの「地産地消」の検討をも妨げるものにて、市場売電を義務付ける条件は設定されるべきではない。</p>	30番の回答をご覧ください。

837	<p>事業の実現性に関する評価として、「事業実現性評価点 = (提案者の評価点 / 公募参加者の最高評価点) × (満点【120点】)」とあるが、120点補正は実施するべきではない。</p> <p>主に以下2点の理由による。</p> <p>①補正は、「1Rでは事業実現性で絶対に120点満点が取れない仕組みであった」という批判を受けて検討された提案である。今回の運用指針改定により事業実現性評価は、1Rとは異なり120点満点を取ることが出来るルールとなっており、重ねて補正を加える必要性がない。補正によって、適正な評価を歪める悪影響の方が高い。</p> <p>②補正をすべき理由として議論されているものは、落札制限を実施する際に、海域間の特性(点数の取りやすさ)の違い等を考慮する必要があるという点に尽きると理解しているが、そうであれば、落札制限の検討にのみ補正後の評価点を用いれば良い筈であり、各海域での評価そのものへの補正は不要なはずである。評価そのものへの補正は、落札制限との関係を超えて、当初の制度設計よりも価格競争を不当に制約する結果となるため、不適切である。</p>	27番の回答をご覧ください。
838	<p>定性点120点満点補正については、落札制限を実施する際に、海域間の特性の違い等を考慮する必要があるという点に尽きると理解しているが、落札制限が適用されない案件では、120点満点補正も行わないという理解で相違ないか。</p>	27番の回答をご覧ください。
839	<p>欧州委員会は再エネ比率の2030年目標を「少なくとも32%」から「少なくとも40%」に引き上げ、更に、ウクライナ侵攻を受けて45%へと引き上げる検討を開始したと報じられている中、本邦にて、ウクライナ情勢を受けて洋上風力の早期稼働を促す方向でのルール変更の議論を行う際には、他の再エネ電源(例えば陸上風力の導入目標は洋上風力より大きい)の早期稼働促進策等も含めた包括的なエネルギー政策パッケージの一部として説明頂けるとより説得力が増すものと考えます。</p>	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
840	<p>「日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえ必要に応じ評価の考え方は適宜見直しを検討する」との事であるが、今後開始される公募において、公募開始後にセントラル方式の導入等を理由に公募が中断・制度の変更がなされる事は無いと理解するがよいか。</p>	公募を実施するにあたっては、事業者の予見可能性が確保される形で実施して参ります。
841	<p>2025年度から「日本版セントラル方式」の制度の調査結果を用いた公募を行うよう、現在、調査事業や制度設計が進められているものと認識しているが、日本版セントラル方式導入以降は、現行方式の入札は一切行われない(すなわち本運用指針改訂案は全面改訂となり適用されない)、という理解で相違ないか。</p>	日本版セントラル方式で調査を行うエリアは、①海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域、または②二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域を考慮しており、2025年度以降も上記に該当しない地域ではセントラル調査の対象になりません。したがって、中長期的に見ればセントラル方式による調査を行った地域で公募を実施する方向に移行していくと考えますが、2025年度以降も一定の間は、セントラル方式以外の公募も実施されるものと考えます。

842	<p>2022年6月23日開催の”総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)”において示された「公募プロセスの見直しについて」 「2-3.事業実現性の評価方法の考え方」 「2.事業計画の実現性(事業計画の基盤面)(2) 資金・収支計画」について 最低限必要なレベルの要件に”①事業費の根拠(見積もりまたは過去の実績等)が示され、ダンピングの疑いがないもの”との条件があるが、市場未形成の中、ダンピングの疑いがないかどうかを、見積書や過去実績等から検証・判断することは不可能と考える。</p> <p>ダンピングは、独占禁止法違反であり、当該評価区分にて評価せずとも、当該公募の参加資格を有さない。ダンピングを防止する趣旨であれば、「ダンピング価格でないことの誓約書」を各サプライヤーから取得させることがより実効的ではないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
843	<p>2022年6月23日開催の”総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)”において示された「公募プロセスの見直しについて」 「2-3.事業実現性の評価方法の考え方」 「2.事業計画の実現性(事業計画の実行面) (3) 運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)」のトップランナーとなる3つの要件の内、”③協議会意見とりまとめの留意事項の範囲を大幅に超えて)騒音や環境影響への配慮など地域との共生に特に配慮した計画であると評価されるもの。”とあるが、環境影響評価は定性的な配慮基準となる視点も多く、「大幅に超えて」いるかどうかは公正な判断指標が難しいため、本評価から削除してはどうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
844	<p>2022年6月23日開催の”総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)”において示された「公募プロセスの見直しについて」 「2-3. 事業実現性の評価方法の考え方」 「4. 電力安定供給」に関し、トップランナーの評価の考え方として、「優れている」と評価されるもののうち、安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンやO&Mの取組内容が特に優れていると評価されるもの。”とあるが、以下指標にて判断する事としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> i)国内調達率 ii)事業者における取組を踏まえた故障時の停止時間 iii)メーカー保証値ではなく、想定される設備の実稼働率 	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
845	<p>2022年6月23日開催の”総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)”において示された「公募プロセスの見直しについて」 「2-3. 事業実現性の評価方法の考え方」 「5. 関係行政機関の長等との調整能力」に関し、トップランナー評価の考え方として”「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。”と記載があるが、”「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長と、広範な内容についての調整実績があるもの。”としてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

846	<p>2022年6月23日開催の”総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)”において示された「公募プロセスの見直しについて」「2-3. 事業実現性の評価方法の考え方」「7. 地域経済波及効果、8. 国内経済波及効果」に関し、トップランナー及び優れている評価の考え方として、「高い波及効果を有する」という文言を削除し、「高い地域活用度合いを有する」という表現に変更してはどうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
847	<p>2022年6月23日開催の”総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)”において示された「公募プロセスの見直しについて」の中で、「公募占用指針で示すリスクシナリオ」を用いた評価項目が多いが、「公募占用計画で示すリスクシナリオ」如何で、評価軸が大きく変わる可能性があるため、公募開始迄に「リスクシナリオ」を公表すべきと考える。また、事業者の創意工夫を促すため、「リスクシナリオ」の提示は最小限にすべきと考える。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

848	<p>「事業計画の迅速性」は、評価対象として不適である。特に、「運転開始時期の迅速性」を評価対象とすべきではない。</p> <p>「事業計画の迅速性」に20点も配点すると、工期を1年早めるだけで、工期遅延による逸失利益や罰則(60億円程度)を上回る効果が得られる。そのため、当該評価方法では、WF認証取得期間(事業者の創意工夫以外の外的要因による必要期間)、荒天等の不測の事態に対する余裕、主要機器や特殊船舶の納期変更リスク等を十分に考慮しない実現可能性の低い工期工程を組む事業者が現れることが懸念される。仮に、着工前に数か月程度の遅延が生じたとする。しかし、港湾利用計画や資機材の逼迫等の事情によりコントラクター等との事後的な変更は難しく、又、港湾も他のラウンドの案件等にて利用計画が埋まっている為、そのたった数か月の遅延が、数年(～最悪ケースは10年近く?)の運転開始日の遅延につながる可能性がある。そのため、洋上風力発電の確実な早期稼働を目指すのであれば、事業者が工程の確実性よりも早期運開を志向するインセンティブが働く制度設計とすべきではない(日本と同様の事業環境の国で同様のルールを適用している国/案件はない)。</p> <p>具体的には、数か月の遅延が、以下のような事象を発生させる恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地港湾は、おおよそ公募実施順の利用計画となるが、3R-4R案件(2024-25年頃入札)段階で、2031年までの主要基地港湾の利用計画は全て埋まっている可能性が大きい。迅速性優先のため基地港湾の利用計画に余裕はなく、2Rの開発後期(2024-25年頃)に遅延が発生した場合、港湾利用を一時中断(3Rの開発事業者等の利用期間となるため)する必要があり、2Rの完工は最速でも2032年以降となる。 ・SEP船使用期間の変更は難易度が非常に高い(通常はSEP船契約期間の延長は不可、且つ今後SEP船の逼迫が顕著となる状況下、代替のSEP船手配も困難)。手配できる場合も、事業者によっては、高額且つ長期間に亘る追加の備船費用によるコスト高騰に耐えきれない可能性もある。その為、事業者の事業開発継続が困難となり、再入札を余儀なくされ2Rの工期が10年単位で遅延する可能性も有る。 ・製造スロットの再調整は難易度が非常に高い(モノパイルメーカーの主戦場たる欧州案件用でスロットは抑えられていることが想定される)。その為、抑えているスロットから遅延した場合、キャンセルフィーに加えて2-3年後の製造となる可能性もある。 ・製造スロットの再調整は難易度が非常に高い(タービンメーカーの主戦場たる欧州案件用でスロットは抑えられていることが想定される)。また、タービンの仕様はWF認証通過後に確定する為、LNTPと製造後長期保管による対応は不可。その為、抑えているスロットから遅延した場合、キャンセルフィーに加えて4-5年後の製造となる可能性もある。 	8番の回答をご覧ください。
849	<p>「事業計画の迅速性」を評価対象とするのであれば、例えば、以下のようにウインドファーム認証や環境アセス等、事業者の考え方によって想定所要期間が年単位で変わる可能性があり、些細なトラブルにより年単位で取得期間が延びる可能性がある項目については、プロセスの評価方法を明確化すべき。</p> <p>✓WF認証取得には、代表地点の地盤データを取得し認証機関に提出してから[○年←国が設定]以上を要すると想定した上で完工時期を設定すること。</p> <p>✓[○年]未満にする場合は当該案件の認証取得期間に係る認証機関の捺印付のサポートレターを添付すること。</p>	93番の回答をご覧ください。

850	<p>「エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価する」との記載がある。すなわち、現行のエネルギー政策目標は2030年末時点での導入目標を定めたものであるため、2030年末時点で運転開始を迎えているか否かが評価(得点差)の対象となると理解する。</p> <p>一方、p.9後段「採点方法 iii)」として、「エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する」とあり、2030年末以前の運転開始時期によって評価差を付ける趣旨と読み取れる。これは、p.9冒頭の記載と齟齬がある。あくまで、2030年末時点までの運転開始を評価すればよく、少しでも早い運転開始に評価差をつける必要はない。評価差をつけることによる弊害の方を懸念する。</p>	8番の回答をご覧ください。
851	<p>「iii)事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。」につき、以下に修正されたい。</p> <p>「iii)事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を、開発リードタイム等も加味した上で設定する。」</p>	44番の回答をご覧ください。
852	<p>「iii)～設定する。」につき、以下に修正されたい。</p> <p>「iii)～設定し、スケジュールや工事工程に疑義がないことを条件に評価対象とする。」</p>	事業計画やスケジュールや工程の妥当性については、運転開始までの事業計画の中でしっかりと評価いたします。
853	<p>「i)の5段階の階層(トップランナー、・・・)+失格を設けて採点する。」とあるが、特に「周辺航路、漁業等との協調・共生(10点)」の評価項目を、どのように評価するのか明確にしていきたい。</p> <p>事業者からは複数の共生施策を提案する可能性があるが、共生策毎に評価し平均点を採用するのか、最も評価の高い共生策の評価点が採用されるのか…等、評価方針を明確にしていきたい。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
854	<p>事業計画の迅速性については「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値とあるが、ここでいう評価点は「11)選定事業者を選定するための評価の基準 ①評価基準の基本的な考え方 イ」の算出式を適用する前の評価点という理解で良いか。</p> <p>また、「(例:「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」～中略～を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。)」と、「例」との言葉が使われているが、計算方法は「配点40点に対する比率」が適用されると考えてよいか。</p>	347番の回答をご覧ください。

855	<p>事業計画の迅速性評価について、「事業計画の実現性を考慮して評価を行う」とあり、具体例示として「5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする」とある。</p> <p>事業計画の迅速性を実現させるには、事業計画の基盤面及び実行面のみならず、地域との調整状況も重要であり、その点も加味するべきである。具体的には、「関係行政機関の長等との調整能力」及び「周辺航路、漁業等との協調・共生」の両評価項目も事業計画の迅速性評価の補正に用いるべきではないか。</p>	93番の回答をご覧ください。
856	<p>「事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。」とあることに加えて、「事業計画の迅速性や基盤面、実行面や電力安定供給の配点については、以下を原則としつつ、公募占用指針において定める」との記載があるということは、今後、事業計画の迅速性の配点を見直す可能性があるかと理解したが、そのような理解で齟齬はないか。</p>	346番の回答をご覧ください。
857	<p>「事業計画の迅速性」を評価対象に加えるのであれば、迅速性に資するよう、国が公募時に提供する風況及び地質に係る情報も、公募開始前に提供されるべきであり、情報提供の期日を事前に明確化いただきたい。更に、国が提供する風況及び地質に係る情報を設計に反映させるためには、遅くとも公募発照の1年前には(更には、可能な限り早く)、情報提供頂きたい。</p> <p>特に、事業計画の迅速性が評価される場合、国からの情報開示が上記の時間軸よりも遅ければ、各事業者が夫々風況及び地質に係る調査を行わざるを得ず、国から提供頂く情報が適切なタイミングで利用できなくなる。</p>	674番の回答をご覧ください。
858	<p>落札制限を設けるべきではない。</p> <p>落札制限の目的として、“国内の洋上風力産業が黎明期にあることから、多数の事業者へ参入機会を与える観点(※資料p.26)”とあるが、参入機会のために「落札数に制限を設ける」のは不適であり、「落札数制限」によって「2番目/3番目の事業者が落札できるよう優遇する」ような施策は公平・公正とは言えない。</p> <p>参入機会を確保するためには、“事業参入しやすい競争環境を整える(セントラル方式の早期実現、評価基準の明確化、事業者の創意工夫を評価する評価体系の構築、リスクマネーの公的負担等)”ことに尽きると思料するが、いかがお考えか。</p> <p>※2022年5月23日開催の”総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議資料</p>	2番の回答をご覧ください。

859	<p>「落札数の制限を実施する場合には」「落札数の制限の実施にあたっては」と記載があるが、既存資料(※)の通り、「区域数」ではなく「容量」で制限を課すとの方針に変更はないか。 ※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第43回:2022年7月13日開催)参考資料2</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
860	<p>「なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。」につき、以下に修正されたい。 「なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ、適正な競争環境を維持できる範囲内で実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて、公募毎に適用有無等を検討する。」</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
861	<p>末尾に以下一文を追記いただきたい。 「また、事業者の予見可能性を担保するため、各区域の協議会開催予定時期や公募実施予定時期を前広に公表するものとする。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
862	<p>事業開発検討の参考とするため、「国内洋上風力産業の黎明期」とは具体的にいつまでを指すのか、回答いただきたい。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
863	<p>事業者が公募の前提を正確に理解した上で公募に参加できるよう、公募参加者一者あたりの落札数の制限を行う場合は公募前(少なくとも公募開始半年前)に情報を開示頂きたい。</p>	<p>38番の回答をご覧ください。</p>
864	<p>「同一の公募」とは、「同一日の公募(同一日に公募が開始され、同一日が公募締め切りとなるもの)」との理解で相違ないか。 また、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が2020年12月に定めた「洋上風力産業ビジョン」においては政府の目標として「2020年度より年間100万kW程度の区域指定を10年継続」とされているが、「同一の公募」では1GW程度の区域指定がなされるものと理解してよいか。</p>	<p>同一の公募とは同一の公募占用指針において公募が実施されるものを指しております。</p>

865	<p>「イオプシオンの付与」とあるが、脚注4での例示は入札背景が大きく異なる(例:ドイツでは先行して調査を実施している事業者が一定程度の法的な開発権利を獲得済であった等)事象である。国により入札制度や背景が大きく異なることに加えて、セントラル方式への移行が近く期待されていることを踏まえると、仮に今後「一定のオプション付与」の可能性を検討する際には、審議会・WG等での丁寧な議論を経るべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
866	<p>「ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。」との記載に修正されているが、①②③に全て該当したにも関わらず更新が認められないケースとはどのような場合を想定されているのか。</p>	<p>30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であり、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難であることから、基本的な考え方として示しているものです。</p> <p>第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf</p>
867	<p>「ただし、①引き続き…(中略)、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。」につき、以下に修文されたい。</p> <p>「ただし、①引き続き…(中略)、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められる。」</p>	<p>866番の回答をご覧ください。</p>
868	<p>公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用について、現行の運用指針が一度も適用されていないにも関わらず変更に至った経緯と理由についてお伺いしたい。</p> <p>本項に記載のある準備・建設・撤去期間を考慮すると運転期間は22～23年となり風車発電機の標準的な設計寿命(25年)を下回り、運転可能な状態にある設備を強制的に撤去することとなる。撤去方法についても、再公募され、他事業者が新たに占有することになれば、基礎も含めて全撤去することが原則になるものと想定される(漁礁効果等の可能性もあり、撤去方法については技術革新等も含めてあらためて検討する、というこれまでの議論の方向性と異なる)。</p> <p>今回の改訂で変更するのであれば、事業者の予見性を確保するため、「あり得る」という表現ではなく、あわせて、占用期間の延長に関する手続きについて具体的に定めていただきたい。</p>	<p>公募占用計画の認定の有効期間終了後の取扱いについて、第7回合同会議(2021年2月17日)を踏まえ明確化したものです。</p> <p>30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であり、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難であることから、基本的な考え方として示しているものです。</p>
869	<p>FIP適用の場合には、「供給価格」には何を記載すればよいか、明確にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

870	<p>公募占用計画に記載を求める「⑫資金計画及び収支計画」として、「オフテイク情報」を記載させるとあるが、以下5点確認したい。</p> <p>①オフテイク情報を記載する趣旨・意図は何か。</p> <p>②守秘義務等の関係等により、オフテイクの具体企業名を伏せることも許容されるか。</p> <p>③オフテイクの信用力自体は、評価に影響しないと理解して良いか。</p> <p>④公募からCOD迄数年ある中で、オフテイクが変更となる可能性も否定できないが、オフテイクのコミット度合いは公募上如何に評価されるか</p> <p>⑤オフテイクの変更は、「審査及び評価の結果が差がある方向での変更」には当たらないと理解して良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
871	<p>公募占用計画に記載を求める「⑫資金計画及び収支計画」として、「発電量予測等」、「需給調整に伴う費用等」と追記されているが、「等」の具体的な内容は何か。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
872	<p>公募占用計画に記載を求める「⑫資金計画及び収支計画」として「プレミアム収入」を記載させるとあるが、プレミアム収入については、市場予測並びにエリア内プロファイルの読みにより変動する。確定的な予測が不可能な中、政府として事業者によるプレミアム収入の算定を如何に評価するのか、明確な評価手法があると理解して良いか。その場合、同手法を事前に開示頂くことは可能か。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
873	<p>「都道府県知事意見を策定する際に、地域の意見を代表するために都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取することが重要である。その場合には、公募の公平性・公正性を担保する観点からは委員会形式で意見聴取を行うことが望ましい。」に関し、地元関係者に照会する資料については、国が用意するのではなく、各事業者作成の公募占用計画そのものを活用いただきたい。例えば、公募占用計画の概要別紙の「要約」部分を地元関係者への開示部分とする等、事前に決めていただきたい。評価の公平・公正性確保の観点から、評価プロセスでの恣意性が出来る限り生じないようしていただきたい趣旨である。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
874	<p>「都道府県知事意見を策定する際に、地域の意見を代表するために都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取することが重要である。その場合には、公募の公平性・公正性を担保する観点からは委員会形式で意見聴取を行うことが望ましい。」に関し、関係市町村、漁業関係者等の意見の聴取方法については、海域毎に決定されると理解している。そのため、公平・公正の担保のために、関係市町村、漁業関係者等の意見の具体的な聴取方法を公募占用計画に記載いただきたい。</p>	<p>225番の回答をご覧ください。</p>

875	<p>「当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。」につき、以下に修正された。</p> <p>「当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や当該海域の洋上風力事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。」</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
876	<p>【選定結果時の公表内容】「ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表」とあるが、 ① 非選定事業者については事業者名・構成員名を非公表とすべきではないか。 ② 非選定事業者についても事業者名・構成員名を公表とする場合、「i) 事業者名、構成員名」と、「ii) 事業計画概要、iii) 評価点」は紐づかないようにすべきではないか。</p>	<p>52番の回答をご覧ください。</p>
877	<p>【選定結果時の公表内容】「イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表」とあるが、ii,iii,iv,v)等については、事業者及び関係サプライヤーの秘匿情報や営業・技術上のノウハウ、サプライヤーや協力事業者との守秘義務契約等、公開に適さない情報が多数含まれているので基本的には公開できない。</p>	<p>52番の回答をご覧ください。</p>
878	<p>【選定結果時の公表内容】として、「イ) v 地域・国内経済波及効果」とあるが、本項目はその数字の多寡だけで評価するものではない(確からしさや根拠の有無等も含めて評価されるべきもの)ところ、数値のみが独り歩きしてしまうのは今後公募への参加を検討する事業者に誤解を与えかねず、数値の公表は適さないと思料。</p>	<p>52番の回答をご覧ください。</p>
879	<p>昨今のコロナウイルスの状況に鑑み、緊急事態宣言が発令された場合の移動制限や人数制限等により各種関係箇所との調整、協議会、WF認証等の遅延が想定される。労働者の安全衛生・危機管理、更には地域との信頼関係確立のためには、感染対策の徹底(時には作業休止等)が不可避であるため、緊急事態宣言発令期間に相当する期間は運転開始期限を延長する等検討いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
880	<p>運転開始日の延長は「港湾の使用調整に起因するもの」のみ例外として認められており、その他の運転開始遅延リスクは事業者負担と整理されたと認識しているが、「事業計画の迅速性」の評価軸追加により、事業者がコントロールできない系統接続工事遅延や、激甚災害やパンデミック・戦争等の不可抗力事象による工程遅延についても、運転開始期限遅延の猶予が認められるべきであり、その旨明記いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

881	<p>公募占用計画認定の有効期間は30年とあるが、事業者がコントロールできない系統接続工事遅延、激甚災害やパンデミック・戦争等の不可抗力事象による工程遅延の発生時には有効期間の延長が認められるべく、明記いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
882	<p>5/30に開催された「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議(第13回)において、事業者から「不可抗力、インフレなど、事業者の責に帰さない事由による変更は認めることを明記されたい」との要望に対し、清宮委員からは「不可抗力事項を明示すべき」、また、來生委員長は「不可抗力による免責はわざわざ書かなくても当然」と発言されています。一方、「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果について(令和3年12月10日)の「ご意見の内容及びご意見に対する考え方」では、運転開始時期の遅延に関して、「運転開始の遅延については、事業を実施する上で事業者が負うべきリスクだと考えられます。また本公募では、事業者選定時に、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて運転開始予定日を設定してください。」、すなわち不可抗力は認めない、と回答されています。</p> <p>また、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答(令和2年11月27日)では、調達価格に関して、「インフレーションを考慮した見直しが行われるとの条件を追加頂きたい」との意見に対し、再エネ特措法の規定を運用し、「経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要と認めるときは、調達価格等を改定することができる」と回答され、具体的な条件については回答されていません。</p> <p>このように、事業者の責によらない、不可抗力、インフレなどの扱いについては、意見・解釈が別れるところであり、公募の公正な実施のため、本運用指針において、認める・認めないを明確にし、認めるのであればその条件を具体的に示していただくようお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
883	<p>「また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする」とあるが、他方で、自らが発電事業を実施しない促進区域の選定事業者(他事業者)とは、公募占用計画の提出段階に於いて調整を行わないことと規定されている。つまり、先行事業者との調整は、公募期間中には実施出来ないことであって、調整結果は公募時点で公正であったかどうかの判断が難しい。この点において港湾利用スケジュールの変更可否に関する基準を公正な実施に支障を及ぼすか否かに設定をすることは馴染まないと考える。したがって、より明確な判断が可能となるよう、他事業者との合意があれば港湾利用スケジュールの変更が認められる(他事業との合意がなければ変更が認められない)という形への修正を希望する。</p>	<p>港湾利用スケジュールの変更が「他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす」ものでないことの確認が必要なため、選定後に変更の必要性が生じた場合には、速やかにご相談ください。</p> <p>なお、「他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合」に含まれるケースは、883番の回答をご覧ください。</p>

884	<p>「また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする」とあるが、公募期間中(公募占用指針の配布開始から公募占用計画の受付期限迄の6か月間)についてのみの制約であるとの理解で相違ないか。公募期間以外においては、「審査及び評価の結果が下がる方向での変更」でない限り、港湾利用スケジュールの変更もしくは、他の港湾利用者との協議は認められるとの理解である。</p>	<p>選定事業者による変更後の利用期間が、他の促進区域に係る選定事業者の公募占用計画、審査・評価段階にある公募占用計画における利用期間と重複する場合には、他の事業者の事業計画に支障を与えるものと考えられます。また、「公募の公正な実施に支障を及ぼす場合」としては、他の促進区域の公募受付期間中において、過去の公募で選定された選定事業者が港湾利用スケジュールを変更することにより、公募占用指針に記載された「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間と重複し、公募条件に影響が生じるケースを想定しています。</p> <p>港湾利用スケジュールの変更可否については、変更の必要性が生じた事由や変更内容等を踏まえ、個別事案ごとに判断することとなります。なお、変更後の利用期間が、審査・評価段階にある公募占用計画における利用期間と重複するか否かは選定事業者が自ら確認することはできませんので、選定後に変更の必要性が生じた場合には、速やかにご相談ください。</p>
885	<p>(2)「なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査および評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるかを確認することが必要である」との表現があり、これは真にやむを得ないものについては審査及び評価の結果に影響を及ぼす行為であっても変更を認めざる得ないケースがあると理解している。また、審査及び評価の結果に影響を及ぼさないものとして「公共の利益の一層の増進又はやむをえない事情としては、例えば、新たな技術的知見により工事实施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により発電設備等の変更が妥当な場合等が考えられる」とあるが、具体的にどのようなケースなのかを示していただきたい。</p> <p>例えば、以下は認められるケースとの理解で相違ないか。</p> <p>【認められるケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公募占用計画(提案書)の内容の変更であって「審査及び評価の結果」に影響がないと考えられるもの <ul style="list-style-type: none"> ◇工事・維持に関する効果の変わらない設備・装備・方法・位置の変更 ○公募占用計画(提案書)の内容の変更であって「審査及び評価の結果」に影響があるが真にやむを得ないもの <ul style="list-style-type: none"> ◇選定事業者の都合ではなく第三者(地元利害関係者・行政)等の要請による設備・装備・方法・位置の変更 	<p>前者のケースについては、評価上も同等と評価される内容であれば御理解のとおりです。</p> <p>後者のケースについては、真にやむを得ない変更であるかどうかを確認する必要があるため、一概には言えません。</p>
886	<p>当初の運用指針(令和元年6月)では、参加資格に「② 国内外における風力発電の設置及び運営実績(1万kW以上、かつ、公募開始の前日10年以内に行われた実績に限る)があること」と規定されているが、第55回調達価格等算定委員会(2020年2月4日開催)にて「参加資格とはせず、その後の評価対象とする」という変更がなされた。</p> <p>今回の評価見直しにて「事業の実績」に対する評価が縮小しているため、改めて風力発電の実績を公募参加資格に追加すべきである。</p>	<p>706番の回答をご覧ください。</p>

887	<p>低コスト・サプライチェーン構築の実現のため、大規模な導入が継続的に見込まれる魅力ある市場となることを明示すべき。 市場規模を明確にするため、本指針の冒頭で、どの程度の規模の公募が行われるのか、毎年の公募規模を記載すべきである。 また、その規模は、政府による導入目標(2030年10GW)が達成できるように、毎年2GW以上とすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
888	<p>6/30WG資料のP28【参考】価格点算出法案で、最高評価点価格について「市場を十分に下回る一定価格」とあるが、現在の国内における洋上風力は実事例を見てもかなり高コストであり、黎明期である今は、市場価格で洋上風力の事業性を確保するのは困難である。 ダンピングを抑制し、健全な産業を創造するためにも、ラウンド毎に現実的なコスト試算を洋上風力の経験者(海外洋上事業者等)やEPC業者からヒアリングし、現実的なコスト幅の下限で設定すべき。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
889	<p>現行の運用指針では、「事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当初は1:1とすること」とされているが、第一ラウンドは1:1とならなかった。 事業実現性評価点の最高得点を120点に補正することは当然であるが、運用指針の内容に即した評価がされていない第1ラウンドの評価結果も訂正されるべきである。</p>	<p>27番の回答をご覧ください。</p>
890	<p>第一ラウンドでウェイトが最も大きかった事業実施実績が無くなっているが、実績もなくコンサルに見栄えのよい計画を作ってもらった事業者が落札されることも考えられ、定量的に評価できる実績は重要であるため復活すべきである。 また、価格評価は最低評価価格が導入されることで、評価に差がつかないことも想定されるため、全体評価の1/3を価格、1/3を迅速性と事業実施実績、1/3をその他の評価とすべき。 また、事業実施実績は、1つのPJで判断するのではなく、これまでの国内外の陸上洋上風力の実績数を積み上げて評価すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
891	<p>6/30WG資料のP14 2-2.事業計画の迅速性の評価案で、事業計画の実現性の評価を加味する案が出ているが、迅速性に事業計画の実現性の評価を加味することは、事業実現性の評価を二重に評価していることとなり不適當である。</p>	<p>93番の回答をご覧ください。</p>
892	<p>6/23のWG資料1 P13「2-2 事業計画の迅速性の評価案」では、「運転開始時期に関する設定基準を設置し、評価すること」とされているが、20点がとれる最も遅いタイミングに集中することが予想され、迅速性の評価20点が意味のないものになる。 最も早い事業計画を基準(20点)とし、各計画に差が付くような採点方法とするべきである。</p>	<p>44番の回答をご覧ください。</p>
893	<p>6/30WG資料のP17 2.事業計画の実現性(事業計画の基盤面)(1)事業実施体制・事業実施実績の評価の考え方で、「洋上風力発電事業の実績の有無」とあるが、国内の大規模洋上風力が存在しない現時点では、海外の洋上風力の実績のみが対象となる。 地域との共生の観点や、日本独自の法規制の理解が重要であるため、国内の陸上風力の実績も同等に評価すべきである。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

894	6/30WG資料のP18 2,事業計画の実現性(事業計画の基盤面)(2)資金・収支計画の評価の考え方で、価格について、ウェイトの大きい風車価格、EPC価格は、ダンピングの疑いを払拭するため、トップの得点を獲得した事業者の前提としている風車メーカー、EPC業者にヒアリングし、この価格でできるのか確認すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
895	6/30WG資料のP18 2,事業計画の実現性(事業計画の基盤面)(2)資金・収支計画の評価の考え方で、FIPを前提とした売電価格の「ダンピングの疑いがないもの」の線引きを明確にしていきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
896	より風力を熟知し、実現性の高い計画ほど発電量が低くなる可能性がある。評価者が風力を熟知したメンバーが揃っているとも限らないため、前提条件(先行近隣事業者へのウェイク補償の有無、ノンファーム等による出力抑制、発電側課金等)を揃えるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
897	6/30WG資料のP19 2で、事業計画の実現性(事業計画の実行面)のトップランナーの評価の考え方②に、「調整力の確保や系統混在の緩和に資する、特に優れた提案」とあるが、洋上風力の設備構造の範囲を超えたものであるため削除すべきである。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
898	6/30WG資料P22 4の電力の安定供給が、サプライチェーンの強靱性など、故障時の早期復旧について重要視されているが、風力は稼働率を高めることが最も重要であり、故障時の早期復旧よりも故障を起こさない予防保全が重要である。 電力安定供給は、故障時対応ではなく、予防保全対策・実績について評価されるべきであり、陸上風力の実績(期間・基数等)や自社で対応可能な補修項目範囲などを評価すべきである。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
899	6/30WG資料P23 5の関係行政機関の長等との調整能力の評価項目の考え方で、国内洋上風力発電に関する調整実績を評価対象としているが、国内の洋上風力は実証や港湾のみであり、関係行政機関の長との調整実績は全く参考になる実績ではなく、評価できる洋上風力は存在しない。 対象となる実績がない以上、洋上風力は評価の対象とせず、陸上風力の実績のみを評価すべきである。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
900	運転開始までの事業計画と運転開始以降の事業計画の配点比率が 15 : 5の比率を5:15、または運転開始以降の事業計画を単独で20点配点の項目とすべき。 新たな産業を育成する観点からも、建設時の一時的な経済効果ではなく、地域に根付いた雇用、経済波及が期待できる運転開始以降を重視すべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

901	黎明期に寡占化が進むと、参入事業者が限定され、コスト低減に向けた取り組みが止まってしまう。事業者数が多いほど低コストが促進され、洋上風力の産業育成が進むため、落札制限は設けるべき。	2番の回答をご覧ください。
902	選定結果の公表時に、第三者委員会の委員名も公表すべき。また、第一ラウンドの委員名が公表されていないこともあり、様々な憶測が飛び交っている。委員名を公表しないということは何かやましいことがあるのではないかと疑いを持たれるので、第一ラウンドの委員名は早急に公表すべき。	今後は、第三者委員会の委員について、審査内容の口外禁止や公表までの間の事業者等との接触報告などの条件を課した上で、事業者選定終了後、公募占用計画を認定する際にあわせて公表することといたします。なお、2021年度に実施した千葉・秋田の公募に関しては、委員就任にあたって非公開を前提に就任いただいているため、委員名を公開することはいたしません。
903	低コストを目指すには、中国製の風車を導入することが一番効果的であるが、中国製風車を起用することは、リスクが大きいため活用不可としていただきたい。 一市民として、電気代の高騰は避けたいところだが、それ以上に、中国が堂々と日本の海底調査を行い、長期にわたり常時監視され、データを垂れ流すことに非常に不安がある。 また国の主力電源となるかもしれない洋上風力の稼働が、中国政府に委ねるとするのは日本国民として強く反対する。(中国政府が、日本の洋上風力の運転を止めろと言われたら、中国企業は従わざるを得ない)	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
904	6/30WG資料P40で 2025年度の公募からセントラル方式を目指しているとあるが、2025年の公募は、現在国が公表している指定地域が対象であると考えられる。 その地域は、先行事業者がおり、すでに調査や地元との同意を得るなど進められている。 セントラル方式といっても、先行事業者がおり、事業の可能性があるので、その先行事業者が不利となる現在の制度は公平ではない。 評価項目に、当該エリアでのこれまでの取り組みが評価される項目の追加が必要である。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
905	6/30WG資料のP18 2.事業計画の実現性(事業計画の基盤面)(2)資金・収支計画のミドルランナーの評価の考え方に、「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」は削除頂きたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

906	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の実行面」の「運転開始までの事業計画」に関する「ミドルランナー」の基準として、「⑤工事開始前までにISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの」と記載されているが、認定の取得対象について制限(SPCが取得すればいいのか、SPCを構成する事業者が取得すればいいのか、SPCには入っていない協力会社が取得すればいいのか等)はあるのか。また、認定の取得対象の別(SPC、SPCを構成する事業者、SPCには入っていない協力会社)により評価に差が生じるのか明確にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
907	<p>現在計画が進められている国内の洋上風力は、36円/kWhでも採算がギリギリと聞いている。一般海域では、規模も大きく、事業性はよくなると考えられるが、黎明期である今、急いで価格競争した結果、無理のある価格で事業権を確保し、後々頓挫する可能性も考えられる。 現実的な価格を、国が選定した洋上風力の精通した方に算出していただき、その下限を最高評価点価格として頂きたい。 また、FIPを前提とした場合、事業規模を考えると洋上風力の電力の引き受け先は電力会社ぐらいしかないが、電力会社と組むことが必須となってしまうと、電力自由化の方向と逆行してしまうため、洋上風力へのFIP適用はなじまない。そのため洋上風力はFITを前提とすべき。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
908	<p>6/30WG資料P40で 2025年度の公募からセントラル方式を目指すとするが、第一ラウンドでの国の調査(風況・地質)は十分なものではなく、事業計画が作れるレベルではない。 セントラル方式に移行するのであれば、早い時期に事業計画策定に必要な調査の実施と公開をお願いしたい。 また、その調査結果を踏まえた、適切なコストを算出できる評価者の選定をお願いしたい。</p>	<p>674番の回答をご覧ください。</p>
909	<p>国内におけるFIP制度はまだ運用が始まってなく、運用開始後、様々な課題が露見し、制度変更が行われることが予想される。 入札から運開まで長期になることを考えると、どのタイミングのFIP制度の定義が適用されるかにより事業計画が大きく変わる。 公募において適用されるFIP制度の定義を明確かつ具体的に示して頂きたい。</p>	<p>公募時点における制度を念頭に御準備ください。</p>
910	<p>「促進区域」1か所に対して、風況調査は3年間以上実施し、最低でも洋上を含め3地点以上の風況観測を実施すべきである。 また、海底調査は全海域の音波探査を実施すると共に最低でも5か所以上のボーリング調査を実施すべきである。</p>	<p>674番の回答をご覧ください。</p>

911	選定事業者の選定に関する「評価」(価格及び事業の実現性)は適切に実施すべき。 「評価」に付度などあってはならない。	23番の回答をご覧ください。
912	事業計画の実現性 事業費の根拠が示され、ダンピングの疑いがないものを当然とするが、過去の実績及び見積を使用した際、今現在材料等市場価格は過去最高を維持している事から、事業者が、工事会社及びメーカー各社へ過去実績の金額で押し付けるという、独占禁止法の優越的地位の濫用に抵触する可能性もありうる。 従って、工事費、材料費は過去の実績による事業費の算出ではなく、本事業に関する見積金額を提出すべきである。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
913	陸上区域に関して、全く記載されておらず、埋設ルートが先行事業者とのルートの重複も考えられる。先行事業者と接触禁止という事であれば、経済産業省若しくは国土交通省が接触し、情報提供を行うべきである。 また、陸上部分に関しても運転開始までの事業計画も重要な事項となってくる為、評価されるべきである。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
914	運転開始までの事業計画を「15⇒5点」に、運転開始以降の事業計画を「5⇒15点」とすべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
915	洋上風力発電事業の実績だけではなく、陸上風力発電事業の実績も評価に含めるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
916	全体的に事後保全の視点で記載されているが、予防保全の観点も評価されるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
917	風況や落雷など、日本国内の特殊性を考慮した計画も評価されるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
918	「検討」だけではなく「実績」も評価されるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

919	実務経験を有する人材配置という記載では、海外での経験者を配置すれば良いことになるが、日本特有(文化、現地のルール、等)の対応という観点も必要では？	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
920	2022年6月23日 洋上風力促進WG 資料1「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方について」13ページ2-2の1の(2)で、「運転開始時期に関する絶対基準を設定し、評価することとする。」とある。 【意見】 運転開始時期に関する絶対基準を設定するにあたっては、電力会社の連系サービス開始日を明示し、それを前提としたうえで適切な運転開始時期を定めてもらいたい。	44番の回答をご覧ください。
921	上記小項目に関連した6月23日委員会資料(※関連資料1)の内容において「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案」を求めている。 1点意見を述べます。 1)調整力の確保や系統混雑の緩和は、本指針から除くべきである。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
922	前回の公募において、1社が低価格での入札を実施し、公募事業を独占した結果に対応した、当該基準の設定は評価致します。「最高評価点価格」の設定については、早急に議論いただき、その決定過程・理由を開示いただくことが大切だと思います。 また、公募応募者の価格についても、その価格が、公募方針(調達価格等算定委員会の検討方針)に適切に基づいて算定されているのか、確認する必要があると考えます。	86番の回答をご覧ください。
923	評価内容として、「大規模洋上風力の経験」が中心となっており、実際の工事実施や運用においては日本特有のリスク(気象・地元文化)が大きく影響すると思われます。日本特有のリスクに関する体制や事業継続に関する実績を重視すべきではないでしょうか。海外の洋上風力の知見を利用することは大切ですが、日本特有のリスクを加味した建設・運用計画を立てられる実力が大切であり、今までの国内工事・運用の実績(陸上風力等)も評価すべきだと思います。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
924	書かれている評価内容は、トラブル発生後の「事後保全対策」が中心であり、「予防保全」が中心となる洋上風力の評価方法としてはそぐわないのではないのでしょうか。電力安定供給の観点で大切なのは、状態監視により、定期保全にて部品を交換すること(トラブルを発生させないこと)が大切であり、監視方法、予防保全記述を評価する仕組みの評価が必要だと思います。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

925	<p>「関係都道府県知事から、合理的な理由とともに」とあるが、「合理的な理由」が何を基準とするのかが不明確です。どのような関係者の意見を聞いて判断がなされたのか、明確にする必要があるのではないのでしょうか(「評価基準の公表」だけではなく、評価結果について、判断経緯・結果を開示すべきでは)。</p>	304番の回答をご覧ください。
926	<p>運転開始以降の費用は、洋上風力開発からの総費用のうち、4割程度を占めると言われています。開始までの計画15点に比して開始以降の5点は少なすぎると思われます。 時間軸上も、建設・運転開始迄5年、運用期間20年程度と考えられ、運用期間の方が長く、電力を生み出す「運用期間」をもう少し評価すべきだと思います。 少なくとも同等の点数とすべきではないでしょうか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
927	<p>洋上風力発電事業の場合、事業者選定から運転開始までに5-7年、運転期間が約20年近くに及びます。迅速性の観点で事業開始までの事業計画も重要ですが、一方では運転開始後の電力の安定供給の観点、すなわち、あらゆるトラブルに対しても迅速に確実に対応する事も更に重要だと考えます。したがって、運転開始までの期間及び運転開始後の期間比率及びエネルギーの安定供給の観点からも運転開始後の事業計画の配点を高める事を提案致します。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
928	<p><現状>知事意見を聴取 <要望>知事意見及び地先首長意見を聴取 洋上風力は県レベルでの広い範囲にわたる経済波及効果と同時に地先の市町村レベルでの経済波及があります。特に、県内を含む地元の企業さんとは、真摯に向き合いながら、建設時、運営時の取引や、洋上風力に関わる新しい商品開発などの動きがあります。このような地元企業さんとの取り組みは、必ずしも県庁レベルまで届くわけではないため、より地元企業さんに近い地先首長殿の意見も参考としていただけるといいかと思えます。これにより、地域の企業さんとの取組みが積極的に進むと考えます。</p>	31番の回答をご覧ください。
929	<p><現状>洋上風力の実績、経験を重視する記載* <要望>洋上風力の実績は重要視すると同時に日本国内での陸上風力の実績も重視 *“一般海域における専用公募制度の運用指針(改定案)”に記載はないものの、2022.6の洋上小委員会での配布資料に記載 欧州や台湾等における洋上風力の実績は重要ですが、日本特有事象の中での風力発電の経験、能力は、事業実施をする上で更に重要です。具体的には、日本での陸上風力発電での環境対策や法規制、地域住民の方々との共存共栄策、などです。したがって、日本国内での風力(陸上)も重視すべきと考えます。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
930	<p>P21の運転開始以降の事業計画(維持管理、撤去)の評点案に対して、以下の内容を考慮していただく事を提案します。 <現状>維持管理、撤去の適切性を評価 <要望>風力に関わる維持管理や故障時の対応実績を評価 運転後のトラブルというのは突発的な事が多く、かつ日本特有現象及び地域特有事象に誘発される重大故障も少なくありません。そのような場合は、風車メーカーやベンダーだけでは解決できない事が多く、事業社や維持管理会社の日本における過去の経験が非常に重要になってきます。したがって、評価項目として、過去の日本国内における運用実績及び“故障事例”や対応経験の数と量を評価項目として加えていただきたい。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

931	<p><現状>設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。</p> <p><要望>記載なしまたは記載する場合でも方策の限定化(例示) 系統混雑の緩和に資する、内容は様々な方策があると考えますが、この対策に関しては既存発電事業社で設備を持っているところなどが有利となるなど入札には必ずしも適さないと考えます。</p> <p>また、系統に関しては発電事業者単体で取り組むより、送電会社等と全体で取り組む方が効率的、強いては国民負担の軽減につながると考えます。したがって、記載内容の削除ないしは記載する場合でも方策に関して内容の限定、方向性を記載する事が望ましいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
932	<p>事業実現性評価点の算出式の変更に賛成する。</p>	<p>29番の回答をご覧ください。</p>
933	<p>洋上風力にFIP制度を適用するのは時期尚早である。</p>	<p>738番の回答をご覧ください。</p>
934	<p>事業実施実績と事業実施体制は、別々の小項目として採点すべき。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
935	<p>事業実施実績は、事業実施体制とは別枠で評価し、R1と同じレベルに配点を高めるべき(事業実施実績の配点は、事業実現性120点の内、少なくとも20点以上が適当)。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
936	<p>事業実施実績は、公募事業と親和性のある事業として、洋上風力だけではなく、陸上風力の実績も併せて評価すべき。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
937	<p>事業実施実績は、実績(プロジェクトの規模、プロジェクトの数、累計のプロジェクト規模、運営年数など)に関して定量的な基準を設けて採点すべき。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
938	<p>市場価格を下回る提案価格は、一律に満点(120点)の評価で良い。</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>
939	<p>最高評価点価格は、「市場価格を十分に下回る水準」である必要はなく、市場価格と同等で良い</p>	<p>1番の回答をご覧ください。</p>

940	事業の実施能力の内訳は以下の構成とすべき。 事業計画の迅速性4点 事業実施実績4点 事業実施体制5点 資金・収支計画5点 運転開始までの事業計画5点 運転開始以降の事業計画5点 電力安定供給4点	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
941	事業の実施能力の中で、電力安定供給の配点を低くし、運転開始以降の事業計画の配点を高めるべき。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
942	事業計画の迅速性の採点は、最も早い運転開始を満点とし、遅れる3ヵ月毎に均等に減点する方式とすべき。5段階の階層にこだわる必要はない。	44番の回答をご覧ください。
943	事業計画の迅速性の採点に用いる絶対基準について、エネルギー政策目標と整合する形で最遅期限を設け、期限以降は0点とすべき。	8番の回答をご覧ください。
944	迅速性の評価は、絶対基準のみで採点することとし、事業計画の実現性を考慮して比率を乗じるなどの補正をするのは不相当。	93番の回答をご覧ください。
945	選考の過程に、事前審査制度「Prequalification(PQ)制度」を導入してほしい。また、公募時には入札参加者は風車および風車メーカーを確約しなくてもよいルールにしてほしい。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
946	プロジェクトの運転開始時期の早期実現が必要。	8番の回答をご覧ください。
947	プロジェクト規模の拡大が必要。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。

948	<p>FIP制度を適用する場合の「最高評価点価格」が極めて低水準(例えば0.01円等)で設定される場合、①事業単体での採算性が確保されず、万一選定事業者が事業から離脱した際に事業を承継させる相手方が不在となる可能性が高いこと、②仮に、最低点が0.01円であった場合、0.02円で入札した事業者でも価格点が半分となり、価格の差に比して価格点の差が開きすぎることが懸念されます。そのため「最高評価点価格」の設定は例えばLCOE水準並みとし、必要に応じて段階的に引き上げていくこととしていただきたいと思います。</p>	1番の回答をご覧ください。
949	<p>事業計画の迅速性の配点が20点となることは全体の配点の観点から多すぎると考えます。また、「iii)事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と総合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。」とのことですが、運転開始時期の基準を示される際にはその設定根拠も併せてご開示いただきたいと思います。実現可能性の観点からは、例えば事業者の努力のみでは調整が難しい系統接続可能時期や港湾利用可能時期も考慮いただけるようお願いいたします。特に港湾の利用可能時期については、先行する事業者の利用計画について国が予め調整した上で公募占用指針に明記していただくようお願いいたします。</p>	8番の回答をご覧ください。
950	<p>落札数を制限すると事業者はラウンド3以降の事業の検討が行いづらくなりますので業界の安定性の観点から反対です。「なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。」とありますが、黎明期とはいつまでを想定されているか具体的な時期をご開示ください。</p>	38番の回答をご覧ください。
951	<p>FIP制度を採用する場合は「最高評価点価格」を設定するとあるが、FIP制度を採用する場合に基準価格で入札価格を決めるからその様な方法になるのであってプレミアム価格を入札する場合は必要なくなる。従って価格の評価に迅速性を含めてその評価を40点とすべきである。FIPと言う制度は、市場価格で売却した場合に採算が取れなくなるのを基準価格との差額をプレミアムとして補填する事で採算を取れるようにしている。基準価格は発電原価をベースとした価格決定方法なので、入札を実施するのであればプレミアム価格を入札するべきである。</p>	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。
952	<p>電気の卸供給事業としての洋上風力発電は、「地域との長期的な友好関係を維持した共生」をベースに、いかに「電気を長期にわたり安定供給」をはかるかが重要と認識する。洋上に巨大な風車が適切な運転保守がなされないまま、放置されている事こそ、漁業関係者などの先行利用者にとっての迷惑施設となるもので、そうならないように運転後に評価を重く置くべきである。しかも、洋上風力は陸上と異なりアクセスの難しさが伴う事から、運転開始前の建設なども重要ではあるが、運転開始後にいかに地元との共生により電気を安定的に供給し続けることがより重要であることで、「運転前」と「運転後」の配点比率を15点・5点から5点・15点に変更すべき。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

953	<p>「事業計画の迅速性(20点)」については、年度毎に5点差とするのではなく、3か月単位で配点すべし。「迅速性」は下記観点より今回の公募で最も重視すべき事項であり、最大の評価をすべき。</p> <p>①エネルギー基本計画で決定の2030年洋上風力5.7GW(運転開始)は最低限の規模で(JWPA提案は10GW)あり、確実に実施する必要がある。</p> <p>②洋上風力の運転開始を早めることは、国や地域への経済波及効果を早期に産むことになる。</p>	44番の回答をご覧ください。
954	<p>FIP制度を適用する場合でも、FIP制度導入の趣旨を鑑み、現実的に事業が実施できる水準での「最高評価点価格」を設定すべき。我が国の現在の市場価格は概ね20円/kWh~40円/kWhと認識するが、(改定案)で示された「市場価格を十分に下回る水準」とすることは制度の趣旨に反すると言える。そもそも、FIP制度はFIT制度から他電源と共通の環境下で競争する自立化までの、途中経過に位置付けられる制度である。すなわち、「市場価格+プレミアム(変動)」(最低でも「市場価格」という制度であり、「市場価格」以下の価格とする制度設計にはなっていない。したがって、実際に洋上風力発電事業が実施可能な価格をベースとして、現実的にかかる価格なら最低でも事業が実施できるという水準で「最高評価点価格」を設定すべき。</p>	1番の回答をご覧ください。

955	<p>一連の公開情報を下に判断すると、3月18日の突然の入札延期は事前に洋上風量WGの委員の方にも知らされていなかったと理解します。21年12月に開始し複数の事業者が金と人をかけて入札準備を進めていたであろうにも関わらず突如延期を判断された理由として、“今般のウクライナ情勢を踏まえ、エネルギー安全保障の面でも重要な脱炭素の国産エネルギー源として、再生可能エネルギーの導入を更に加速することが急務となっています。…(中略)…エネルギー政策上、洋上風力発電の早期稼働を促す観点から、現在公募している「秋田県八峰町及び能代市沖」について早期稼働を促す公募内容とするべく、公募の実施スケジュールを見直し、今夏以降に新たに指定する促進区域と併せて、公募を実施することとしました。”と説明されています。</p> <p>一方、5月30日の洋上風力WGでの各事業者からの声を聴く限り、早期稼働の為にボトルネックとなっているのは環境アセスやWind Farm認証であり、これらのプロセスが合理化されない限り、迅速性に20点配点しても、完工時期を早めることは出来ないと思います。2019年5月17日に閣議決定された基本方針にも記載されている通り、コスト低減、国民負担の軽減に加え、入札制度の透明性、公正性、公正性が非常に重要であり、一部報道もされていた通り、一度始まった入札制度が延期されるだけでなくその評価方法が大きく変わるかもしれないという極めて異例な動きに鑑み、幾つかの海外企業が日本を敬遠する動きを見せていることは極めて重要な警告だと思えます。“入札は既に延期してしまったのだから今更どうしようもない”と言う声もありますが、現時点で動かせないのは『3月18日に入札を延期した事実』のみであり、評価基準をどの様に見直すか、見直さないかについてはまさに今議論している所であり、今のエネ庁案を採用しなければいけないという理由はどこにもありません。一度開始した入札を延期するだけであれば海外でも何件か事例はあると聞きますが、一度開始した入札の評価方法を大幅に変更した例は欧米のみならずアジアやアフリカでも聞いたことが無いと聞きます。であれば、以下の様な進め方もあるのではないかと思いますので、パブコメの後で予定されている洋上風力WGにて是非真剣に議論して頂きたい。</p> <p>1.八峰能代案件については1Rのルールのみで今年12月に再開する。ウクライナ情勢、エネルギー基本計画等に鑑み、2030年度迄に完工することを条件にするといったマイナーな修正は行うが、既に1Rと同様のルールの下21年12月に入札が始まり人と金をかけて開発している事業者が複数いる状況の中で突如特定の事業者のみが有利になる様なルール変更(迅速性に20点を配点する等)は行わない。特に海外から、日本は制度設計プロセスが不透明でありポリティカルリスクの高い国であると評価される様な遡及的ルール変更を避けることを優先する。</p> <p>2.八峰能代以外の2R案件については現在検討されている新ルールを適用する。</p>	7番の回答をご覧ください。
956	<p>■ファーストラウンドでの価格偏重主義について政府は「国民の電気料金負担の軽減」と説明しているが、現状の火力発電の価格の高騰をどう見ているのか？洋上風力や大規模陸上風力のFIT売電単価は火力発電と比較しても十分リーズナブルな価格となっている。政府は「再エネ賦課金」ばかりを問題視しようとしているが、火力の「燃料費調整価格」の方がここ長い期間高騰してる事を認識すべしである。</p>	運用指針の改訂に係る質問ではございません。
957	<p>■FIT→FIP制度への早期制度変更には反対である。現状の電力の予備率の低さ(ウクライナリスクなどが大きく起因)による市中での電力価格の高騰などから、インバランスリスクを取れる事業者は一部大手電力会社に限られている。当面はFIT制度の中で入札を実施すべきである。さもなくば電力会社系にセカンドラウンドの入札は有利に働く事は必至となる。</p>	261番の回答をご覧ください。

958	<p>■セントラル方式の早期実現をお願いしたい。冒頭で記述の通り、ファーストラウンドでは各社(落札出来なかった事業者)の非常に高額な先行開発費が不要となり損金化する事となった。各社各様で開発を進めて行くと、開発費がバカにならず、この部分が大きなリスクとなるので日本の洋上風力マーケットに魅力がなくなる事は明らかである。ファーストラウンドで真面目に開発していたレノバや東京電力、日本風力開発などをもう少し評価すべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
959	<p>「出力の量の基準」に関して「促進区域の指定時に決められた出力(系統容量)から±20%の範囲」とあるが、促進区域指定時に複数の系統容量が確保されている場合、2系統が情報提供されていた千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針にて示された「公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は上記2系統の容量の小さい方から20%を減じた値とする」との考え方が踏襲されるとの理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
960	<p>促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭の利用条件について、先行する他の促進区域の選定事業者が利用する計画が既にある場合、当該事業者の利用計画についてヒアリングを行う機会を設けた上で、結果を事業計画に反映するため、ヒアリング期間を考慮した余裕のある公募期間を設定することが望ましい。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。頂いたご意見については、公募占用指針の策定の参考とさせていただきます。</p>
961	<p>促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭等に関し、先行利用者がいて利用に制限・条件が生じる場合、その制限・条件は公募時点で予め開示いただけると考えてよいか？また、後発利用者と先行利用者との間で港湾及び当該港湾内のふ頭等の利用条件に関する調整が必要となる場合、後発利用者が先発利用者比べて不利な条件での利用とならないよう、国が交渉の仲介を行う想定はあるか？その調整はいつ、どのように行う想定か、現時点での考え方を明記頂きたい。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。その上で、港湾施設の詳細な利用条件等については、地方整備局、港湾管理者等にご確認ください。</p>
962	<p>促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭については、その利用条件(利用開始の時期や利用可能期間、利用場所の制限の有無等)が運転開始時期に影響を及ぼすものと考えている。国の方針でもある早期の運転開始を達成するためには、特に当該港湾等に関して先行利用者が存在する場合、複数の港湾等(拠点港)を利用可能とすることが望ましいと考えるが、その点についての現在の考えを教えてください。</p>	<p>港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。</p>
963	<p>「なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当面は1:1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。」との記載だが、「実績が蓄えられた段階」「成熟した事業実現性を前提として」で想定される状況をご教示いただきたい。日本版セントラル方式の導入前提か。その場合、いつ頃導入する前提か。ラウンド1の案件であっても運転開始は2028年以降であり、ラウンド1案件のみであっても成熟した事業実現性が確認出来るのは2030年台半ば以降になると推測される。2030年までに導入量10GWを目指すという現状計画では2030年以前に複数の洋上風力の公募がなされると想定されるが、それらの公募時点では引き続き1:1となるのであれば、実質1:1からの変更は今後も無いと想定され、事業者の戦略にも影響を与えるためお伺いする次第。</p>	<p>120番の回答をご覧ください。</p>

964	<p>「ア 価格の評価」において、「最高評価点価格」は供給点の算出において決定的な影響を持つパラメータであり、公募時点で非公表の場合、事業者の応札戦略の検討が困難になることが懸念されるが、最高価格点評価は事前開示されるのか。「最高評価点価格」の設定にあたっては、算定根拠を明示するとともに、公募開始時点において価格を公表することが望ましいと考えており、開示される場合には、いつ・どこで・どのような方法でなされるのかを明確にしていきたい。また、複数区域同時公募の場合には区域ごとに最高評価点価格は異なったものになる可能性もあるという理解で間違いはないか。</p>	86番の回答をご覧ください。
965	<p>「ア 価格の評価」において、複数区域同時公募の場合には区域ごとに最高評価点価格は異なったものになる可能性もあるという理解で間違いはないか。</p>	86番の回答をご覧ください。
966	<p>FIP制度を適用した場合の売電収入及びプレミアム収入は、公募占有計画提出時点で予想する市場価格の影響を大きく受けるものと理解している。戦争・紛争等、現時点で事業者に予期できない不可抗力事象の発生により、公募占有計画提出時の想定と比べて市場価格に著しい変動が生じた場合、認定公募占有計画の変更の事由にあたり、公募占有計画の変更が認められる場合もあると考えてよいか。</p>	供給価格を引き上げる方向での公募占有計画の変更については、基本的には認定要件を満たさないため計画変更は認められません。
967	<p>FIP制度は市場価格による影響が大きいことから、市場価格の中長期的予測を行う必要がある。市場価格想定に伴う前提条件等の要素は国として情報提供したほうが各社のコストダウンや売電方法の努力部分が明確に分かり評価しやすいのではないかと思料するが、それら前提条件につき公募占有指針に提示いただきたい。また前提条件等の情報提供について現状方針があればご教示いただきたい。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占有指針の内容を検討してまいります。
968	<p>「イ 事業の実現性に関する要素の評価」において、「事業の実現性に関する要素は、(i)事業の実施能力、(ii)地域との調整や『地域経済等への波及効果』という観点から評価することとする。」との記載があり、従前の『事業の波及効果』から『地域経済等への波及効果』と変更されているが、これは波及効果の源泉を「洋上風力発電事業」そのものに限定せず、地域との協調・共生等における事業とは直接の関係性が低い取組により創出された波及効果も評価の対象とすることを明確化したという理解で間違いはないか。</p>	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占有指針の内容を検討してまいります。

969	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の基盤面」の「資金・収支計画」に関する「トップランナー」の基準として「コスト増や収入減少等のリスクにより適切な対応がとられて」と記載されているが、具体的にトップランナーに対して「優れている」の評価区分の感度分析シナリオでのLLCR1.0の結果以上にどのようなことを求めているのか、明確化していただきたい。公募占用指針の感度分析シナリオ上のリスクシナリオのLLCRの数値が高ければよいのか、リスクシナリオ以上のリスクが顕在化した際にも事業継続性が担保されていることを疎明することに力点が置かれているのか、定性的な財務上のContingency Plan(緊急時対応計画)として究極的にはスポンサーサポート等が措置されていることが重要なのか、要求水準の明確化を図っていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
970	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の基盤面」の「資金・収支計画」に関する「ミドルランナー」の基準として「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用」と記載されているが、ファイナンシャルアドバイザーは銀行に限られず、監査法人系のアドバイザー会社など、当該事業と同等以上の規模(大型火力発電所、空港コンセッション事業等)のプロジェクトに関するアドバイザー実績を有する第三者機関であれば問題ないという理解で正しいか。また、公募上の評価は、活用した第三者機関の過去の実績に依拠するのではなく、「資金・収支計画の適切性を検討・評価」した内容に基づいて判断されるとの理解で良いか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
971	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の基盤面」の「資金・収支計画」に関する「ミドルランナー」の基準として「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価」と記載されているが、「適切性」とは個別事業の発注先や発注形態、発注条件(LD水準等)などを勘案して、必要な手当(リザーブ、予備費等)がとられているということの評価するとの理解で間違いはないか。また、公募評価上においても、上記の第三者機関による検討評価の内容を参照して審査されるとの理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
972	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の基盤面」の「資金・収支計画」に関する「良好」の基準として「①公募占用指針で示される風況変動や工期、金融面(インフレや為替、金利)等に関する感度分析シナリオを実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースでLLCR(LLCR=\sum(元利金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本)が1.0以上のもの」と記載されているが、公募占用指針において示される感度分析シナリオに対して、リスク発現時のキャッシュフローへのインパクトをどのように評価するかは事業者によって異なるものと思われるが、事業者独自のインパクト評価の内容についても評価対象となるのか。評価を行わない場合、キャッシュフローへのインパクトを過小評価してLLCRを高める事業者が出てくることも想定されるためお伺いする次第。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

973	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の基盤面」の「資金・収支計画」に関する「良好」の基準として「①公募占用指針で示される風況変動や工期、金融面(インフレや為替、金利)等に関する感度分析シナリオを実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースでLLCR(LLCR=Σ(元利金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本)が1.0以上のもの」と記載されているが、LLCRが1.0以上であれば条件を満たすこととなり、その数値如何で評価に差が付くことはないという理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
974	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の基盤面」の「資金・収支計画」に関する「良好」の基準として「②コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、コーポレートファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA-またはA3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの」と記載されているが、外国金融機関から資金調達を行う場合でも同様の条件が求められるという理解で間違いはないか。日系の格付業者が外国金融機関に格付を付与している事例は少なく、外資系の格付業者でも金融庁登録を行っているのは当該業者の日本法人であるため、本項の記載により外国金融機関からの調達が実質的に困難になる可能性がある。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
975	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の実行面」の「運転開始までの事業計画」に関する「ミドルランナー」の基準として、「③サイトに応じて求められる水準」とは具体的にどのような水準が許容されるのか。事業実施地域である風況等の自然環境条件に応じた水準が求められるという理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
976	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の実行面」の「運転開始までの事業計画」に関する「ミドルランナー」の基準として、「③…同認証を未取得の場合は運転開始までに所得する見通しについて根拠を持って示されている」と記載されているが、具体的に何を以て「根拠を有している」と判断されるのか。判断の基準について明確にしたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

977	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の実行面」の「運転開始までの事業計画」に関する「最低限必要なレベル」の基準として、「④促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。」とあるが、合理的な理由があるものとして判断される理由としては何が想定されるか。経済的合理性が確保された面積となっていれば問題ないと理解して差し支えないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
978	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1では、「事業計画の実行面」の「運転開始までの事業計画」に関する「最低限必要なレベル」の基準として、「⑦適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。」とあるが、評価の基準となる地盤条件の基となる、地盤調査結果は国が実施するもののみを参照すればよいのか。それとも、事業者が独自に実施した地盤調査結果も地盤条件の基となると理解して差し支えないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
979	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、電力安定供給の、ハードに係るサプライチェーンの評価対象を確認したい。「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針(案)」に関する意見募集の371番で、「本評価は、新たに形成されるサプライチェーンに関する評価について規定しており、陸上送配電設備については、既に国内に成熟した市場があると考えられるため記載は不要です。」との回答がなされている。今後出される公募占用指針においても、陸上送配電設備は評価対象外となると考えて差し支えないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
980	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.23では、「関係行政機関の長等との調整能力」に関する「トップランナー」「優れている」の基準として、「国内洋上風力発電に関する」関係行政機関の長等との調整実績が求められているが、この中に港湾洋上・実証事業に係る各種調整実績(許認可取得・港湾利用調整等)も含まれるという理解で間違いはないか。また、記載された実績の中での優劣はどのように判断するのか明確にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

981	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、関係行政機関の長との調整能力の確認方法の例において、改訂案では具体的実績の指標が削除されているが、参照する指標も含め知事意見を参考聴取の上で、評価基準となる具体的実績指標を設定するという事か。また、現行では、国内の洋上/陸上風力における実績が特出しされているが、漁協との調整という観点からすると、共同漁業権などの枠外で実施している漁協との調整という観点での実績としてはほぼない国内の洋上風力や陸上風力ではなく、むしろ海外の洋上風力や、国内の海洋土木関連の事業の実績における漁協との調整実績を予め具体的実績の指標として設定すべきではないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
982	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.23における「関係行政機関の長等との調整能力」の評価においては、「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針」における整理の通り、「トップランナー」「優れている」「ミドルランナー」に該当する調整実績が存在する場合には、「良好」で示す実績を記載しなくてもミドルランナー以上の評価を獲得することが可能という理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
983	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.24では、「周辺航路、漁業等との協調・共生」に関する「トップランナー」の基準として「②『優れている』と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色(地域や産業に関する自治体の計画・戦略等)を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの」と記載されているが、「中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案」とは具体的にどのような時間軸での提案を指すのか明確にしていきたい。例えば、「対象海域の占用期間を通じた」提案を行えばよいのか、若しくは、「撤去後の一定期間も見据えた」提案を行えばよいのか、明確にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
984	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.25では、「地域経済波及効果」に関する「良好」の基準として、「②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが一部不明確なもの」と記載されているが、「確からしさが一部不明確」について具体的にどのような状況を想定しているのか、要求水準を明確化していきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

985	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.25では、「地域経済波及効果」に関する「最低限必要なレベル」の基準として、「②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示されていないもの」と記載されているが、「確からしさが示されていない」ものを最低限必要なレベルとはいえず認容するのは公募の趣旨に鑑み適切ではないとも思われるが、どのようにお考えか。「確からしさが示されていない」についても最低限満たすべき水準があるのであれば具体的に条件等を明示いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
986	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.27では、「国内経済波及効果」に関する「良好」の基準として、「経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが一部不明確なもの」と記載されているが、「確からしさが一部不明確」について、具体的にどのような状況を想定しているのか。要求水準を明確化していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
987	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.27では、「国内経済波及効果」に関する「良好」の基準として、「経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが一部不明確なもの」と記載されている。ここで地域経済波及効果の項目と同様、「地域振興等に係る直接投資」の記載が含まれているが、ここでいう「地域」とは関係都道府県以外の日本国内の都道府県を指すという理解で間違いはないか。(他の評価区分における同様の文言についても同じ意見とさせていただきます)</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
988	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.27では、「国内経済波及効果」に関する「最低限必要なレベル」の基準として、「経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示されていないもの」と記載されているが「確からしさが示されていない」ものを最低限必要なレベルとはいえず認容するのは公募の趣旨に鑑み適切ではないとも思われるが、どのようにお考えか。「確からしさが示されていない」についても最低限満たすべき水準があるのであれば具体的に条件等を明示いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

989	<p>(確認の視点及び確認の方法)に関して、地域経済波及効果、国内経済波及効果に記載された「経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価」について確認したい。「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針」では「実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOUなど)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること」との記載があるが、今後出される公募占用指針においても、「実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOUなど)が示せるもののみ」記載することになると考えてよいか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
990	<p>(評価の配点)について、海域ごとの公募占用指針において配点基準が変わり得るとの理解で間違いはないか。その場合、どのような考え方や意思決定プロセスにて評価方法が決定されるのか。複数区域同時公募の場合には区域ごとに配点が異なったものになる可能性もあるという理解で間違いはないか？また当該プロセスにかけられた段階で、素案については早期に公開していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
991	<p>事業計画の迅速性に関して、他項目の評価方法について具体的な言及があるように、迅速性の評価方法についても運用指針にてより具体的な評価方法(運開時期に対する評価点20点の配分方法)を明記いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
992	<p>事業計画の迅速性に関して、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.7において、「ペナルティとして運転開始遅延時の保証金没収事由を設ける場合は、不可抗力事由の適用等の検討を行う。」とあるが、不可抗力事由の判断基準について運用指針又は公募占用指針において明記しなければ事業者の予見性確保を阻害し事業者の参入意欲低下につながる可能性もある。海外のPPP/PFI事例でも判断基準や対象事象を募集要項等に明記している場合も多いため、先進事例等に則った合理的な基準策定を希望する。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
993	<p>事業計画の迅速性に関して、先行案件のパブリックコメント等においては、単一の接続点に対して複数の系統契約締結を行う場合、系統契約毎に運転開始予定日を設定することが可能との整理であったが、考え方に変更は無いとの理解で良いか。今回の運用指針の改訂において迅速性の評価として絶対基準に対する運転開始予定日の早さが評価されることとなったが、先述の場合、評価対象となる運転開始予定日とは複数の系統契約の内でもっとも早い運転開始予定日を指すとの理解で良いか。それとも最も遅い運転開始予定日が評価対象となるのか等、迅速性評価の対象となる運転開始時期の定義を明記願いたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

994	<p>(評価の配点)について、各項目の配点に「優れている(75%)」「ミドルランナー(50%)」「良好(25%)」を掛け合わせた場合に算出される各点数の各点数の小数点以下の取り扱いはどのようになるのか念のため確認したい。例えば、「関係行政機関の長等との調整能力(10点)」において、「優れている(75%)」を獲得した場合、四捨五入・切り上げ・切り下げ等の措置は行われることなく、7.5点が獲得できるという理解に相違ないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
995	<p>事業計画の迅速性に関して、事業計画の実現性を考慮して評価を行うとのことだが、その考慮の仕方について「例」として記載されている。これは今後、各海域の公募占用指針毎に変更し得るとの理解でよいのか。その場合、どのような考え方や意思決定プロセスにて評価方法が決定されるのか。事業者の予見性を確保するためにも、当該プロセスにかけられた段階で、素案については早期に公開していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
996	<p>(評価基準)について、「トップランナー」評価の「洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの」及び「優れている」評価の「独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの」、「良好」評価の「公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの」とあるが、「特に優れている」及び「優れている」とは提出された公募占用計画間の相対評価との理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
997	<p>(評価基準)について、表内で「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの」とあるが、「適切」「特に優れている」と判断するにあたっては明確な基準が示されていないと認識している。この場合、特定しているリスクの範囲や分析の詳細さ、深さによって事業者ごとに優劣をつけるという理解で間違いはないか。また、公募上で免責事項として示されるような不可抗力事由があるとすると、そのリスクの分析と対応は評価の対象になるのか(例えば、先行事業者の都合により、基地港湾の利用開始時期が公募占用指針上で提示されたものから、遅延した場合のリスクは、事業にとって重大なリスクであるものの分析の対象とすべきかご教示いただきたい)。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
998	<p>(評価基準)について、現行指針より失格要件が削除されているが、各評価項目に関する失格要件は、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1等に記載の各評価の考え方内の失格区分が当該要件に該当し、現行指針同様に個別評価項目に関して失格となれば他の評価項目の評価に関わらず不選定となるとの理解で間違いはないか。一方で、現行指針における「合計点における失格要件(原則として50%)」は撤廃されたとの理解で間違いはないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>

999	「評価基準」について、階層評価の「具体的な基準」とは、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1等に記載の各評価の考え方を指しているという理解で間違いはないか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1000	「同一の公募」とあるが、同一と見なされる期間(例えば、同年度内、それよりも短い一定期間内、同月内、公募開始日が同一など)を明記いただきたい。	864番の回答をご覧ください。
1001	「落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし」とあるが、黎明期の定義・取り扱いにより時限的な措置が形骸化してしまうことも懸念されるところ、洋上風力の導入量等、黎明期を脱する時期について一定の定量指標をお示しいただきたい。	38番の回答をご覧ください。
1002	「落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する」との記載があるが、一般論として公募占用指針が出される前にコンソーシアムは組成されるため、公募参加者の同一性判断の考え方含め、現時点で開示出来ることがあれば運用指針において記載いただきたい。	281番の回答をご覧ください。
1003	「落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する」との記載があるが、第14回合同会議(令和4年6月23日)資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」の資料ページ34、35のような例示も含めて、海域毎の公募占用指針において具体的に基準を記載いただきたい。	281番の回答をご覧ください。
1004	「公募の検討に当たり、欧州の取組を参考とした一定のオプションを付与する場合には、その旨を明記する。」とありドイツの例が示されているが、ドイツの方式を導入する想定か。オプションは今後公募が開始される全海域が対象か、ご教示いただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1005	公募上、試運転期間中にも売電する想定の実業計画を策定することは問題ないか。	412番の回答をご覧ください。

1006	<p>占用許可の更新に関して、判断主体は経産省及び国交省との理解で間違いはないか。また、更新が認められる①・②を具体的にご教示いただきたい。「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針秋田県由利本荘市沖(北側・南側)海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針」の区域共通パブリックコメントNo.72への回答においては「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域内海域占用等許可規則による」と記載があるが、当該規則のどの条項に該当するかご教示いただきたい。</p>	<p>促進区域内海域の占用許可権者は国土交通大臣となりますが、公募占用計画の変更が生じることとなるため、経済産業省及び国土交通省において判断することとなります。更新に係る要件については、第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf</p> <p>また、更新に係る要件については、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域内海域占用等許可規則で定める審査基準をご確認ください。</p>
1007	<p>「①引き続き促進区域として指定することが妥当であること」は改定前の「促進区域内海域の利用又は保全」、「②再度公募する必要性が認められないこと」は改定前の「国民負担軽減等」をそれぞれ包含する表現であるという理解で良いか。またその場合には、それぞれ他にどのような場合に条件を満たすものと判断されるのか、一定の具体性のある状況・条件をご提示頂きたい。過去の国主導のPPP/PFI案件において、事業者によっては一定の条件が成就した場合に認められる延長オプションを投資判定における事業期間に参入した上で投資判断を行っている事例もあることから、本事業の公募においても具体的に条件等を提示することで事業者の参入意欲向上、更に価格低減圧力の強化につながることが出来ると思料する。</p>	<p>第7回合同会議(2021年2月17日)資料1 p48において、考え方を整理しておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf</p>
1008	<p>公募第1ラウンドにおいて、撤去の項目は所定の記載(一部残置または全撤去の方針、撤去費用)があれば、内容で評価に差をつけるものではなかったと認識しているが、今後も同様の認識でよいか。公募占用指針において、撤去に関する事項の評価項目・基準を明示いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
1009	<p>事業計画に織り込むFIP制度下における相対取引やアグリゲーターとの取引に関して、入札段階においては価格等についての確約取得は難しいと考えるが、それらの実現可能性や妥当性についてはどのように評価をするのか。</p>	<p>511番の回答をご覧ください。</p>
1010	<p>FIP制度下における相対取引やアグリゲーターとの取引における価格を高くまた事業者にとって都合の良い設定であれば、経済性の良い事業計画となり得るが、その妥当性はどのように検討されるのか。</p>	<p>700番の回答をご覧ください。</p>
1011	<p>「ウ 順守すべき事項について」に関して、「公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこと」とあるが、許容される地元関係者への接触については、「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(公布日:2021年12月10日)」の回答NO.131の通り、「公平性・公正性・透明性を確保しながらであれば、事業者或いは調査委託事業者が事業計画の策定の為に必要な調査等に伴う地元関係者との接触については問題がない」という整理に変更はないという理解で良いか。</p>	<p>101番の回答をご覧ください。</p>

1012	<p>公募期間中(公募占用指針公表～公募占用計画提出締切)に事業者との「競争的対話」の機会をセットしてはどうかと考える。経産省・国交省に加え、関係都道府県や地元自治体、漁業関係者、港湾関係者等のステークホルダーと事業者との対話の場を設定し、その結果を公募に参加する全事業者に開示することで、公募占用計画の水準向上につながり、以て将来的に電力安定供給や国民負担軽減、最先端技術導入等につながる積極的な提案の提出につながる可能性があると思料する。また地元においても、自治体等が求める協調・共生のあり方について対話を行うことで、より地元ニーズに即した競争力の高い提案が期待できると考える。国交省による空港コンセッションでも国との競争的対話に加えて、都道府県やCIQ等への事業者によるヒアリングが複数回設けられており、それが運営開始後の運営権者の円滑な事業実施にもつながっており、中長期的な産業育成のためにも競争的対話の必要性は大きいと考えるが、貴省の導入に向けた考え、また導入しない場合にはその理由についてご説明願いたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後制度設計を行う参考とさせていただきます。</p>
1013	<p>地域との共生に関する事項について、都道府県知事が評価する項目は「関係行政機関の長等との調整能力」や「周辺航路、漁業等との協調、共生」等複数あるが、公募占用指針に記載される評価基準は当該評価項目毎に示されるという理解で間違いはないか。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>
1014	<p>地域との共生に関する事項について、「評価の透明性確保の観点から、知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準については、本法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくこととし、公募占用指針に記載する。」との記載があるが、あらかじめ公募占用指針に記載された都道府県知事意見以外の観点で評価されることはないとの理解で間違いはないか。また、都道府県の基本計画や地方創生総合戦略等の各種行政計画において政策の方向性に変化があり、それ以前に公表されていた評価基準と矛盾するような場合、公募期間中における評価基準の変更等もあり得ると考えて問題ないか。</p>	<p>公表している評価基準に基づいて評価を行うこととなります。</p>
1015	<p>地域との共生に関する事項について、「知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準」とは、「第14回 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(2022年6月23日)」資料1 P.23の各評価項目の考え方②(知事意見がない場合の評価基準)が一定準用されるとの理解で間違いはないか。それとも、国内陸上風力と国内洋上風力の実績の優先順位含め、知事に評価基準の策定が一任されると理解すればよいのか。</p>	<p>75番の回答をご覧ください。</p>

1016	<p>地域との共生に関する事項について、「第14回 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(2022年6月23日)」資料1 P.23において「※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは『合理的な理由が示されていない場合』は、②以下に基づき評価」と記載されているが、「合理的な理由が示されていない場合」というのは具体的にどのような状況を想定しているのか。知事意見を取りまとめる都道府県の対応効率化を考慮しても明確化することが望ましいと考える。また、該当するケースが想定できないのであれば本項は削除すべきと考える。</p>	<p>例えば、事前に公表している知事意見の評価基準に照らして評価内容の乖離や評価理由に飛躍が見られるような知事意見の場合などを想定しております。</p>
1017	<p>地域との共生に関する事項について、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.26において、「全公募参加者の提案をまとめたロングリスト」との記載があるが、具体的にどのような情報(例:提案概要・実施地域・金額・費用)を整理することを想定しているのかご教示いただきたい。</p>	<p>公募占用計画を提出いただく際に、そのままロングリスト化出来るような計画を提出いただくことを検討しています。</p>
1018	<p>地域との共生に関する事項について、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第14回)(2022年6月23日)」の資料1 P.26において、「全公募参加者の提案をまとめたロングリスト」との記載があるが、地元関係者に対して国によって事業者提案がサマリーされたロングリストが共有される場合、国が事業者の意図を正確に捉えたロングリストを作成できるのか懸念があり、社名を隠した事業者からの提案書と比較して、事業者の意図が正確に伝わらない懸念があると考えている。提案書の副本をそのまま地元関係者に配布するのが適切であると考えている。</p>	<p>1017番の回答をご覧ください。</p>
1019	<p>公募占用指針に記載される「知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準」について、公募占用指針の公表後にヒアリングやQA等で内容の確認や明確化を行う機会を確保することは想定しているか。確保しない場合、公募占用指針本体に記載の評価基準と比較して抽象性が増すことで事業者が創意工夫を発揮しづらくなり、また評価プロセスや結果についての事業者の不信感を招く恐れもあると考えるが、どのようにお考えかご説明願いたい。</p>	<p>公募占用指針に記載いたしますので、公募占用指針に対する質問回答の際の対象とすることを考えております。</p>
1020	<p>地域との共生に関する事項について、「関係行政機関の長等との調整能力」「周辺航路、漁業等との協調・共生」「地域経済波及効果」に関して、知事意見に地元関係者の意見が取り入れられるとのことだが、地元関係者の意見を取り入れる場合のプロセスについて、第14回合同会議(令和4年6月23日)資料「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」の資料ページ26のような例示も含めて、具体的に基準を記載いただきたい。</p>	<p>225番の回答をご覧ください。</p>

1021	「関係行政機関の長との調整能力」に関して、国内洋上風力発電の調整実績を持つ者がトップランナーとして評価されることだが、国内における洋上風力は黎明期であるため、海外の洋上風力実績や国内の海洋土木関連の実績も含めて、これら両実績を提示することにより国内洋上風力発電の調整実績相当の実績として評価すべきと考える。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1022	国事由による計画の遅延(例えば基地港整備等の遅延)が起こった場合には事業者の責任は不問と考え、公募占有計画の変更が認められると考えてよいか。	御指摘の点に関しては、運転開始時期の遅延に関する公募占用計画の変更は認められうる事例と考えられますが、完全に事業者の責が不問かどうかは、実際の遅延の事由等から総合的に判断されるため、一概には言えません。
1023	港湾利用スケジュールの変更について、公募の公正な実施に支障を及ぼさない限りは原則認定されることと理解で良いか。例外として認定されない場合があれば、具体的に例示いただきたい。	827番の回答をご覧ください。
1024	「選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、～審査することが必要である。」との記載があることから、原則地位の承継は事業者選定後に提出される計画変更を届け出た上で、大臣により判断されるものと理解している。一方で、公募占用計画の提出段階では将来的な事業承継に関する時期等の詳細条件を定めることは困難であり、かつ現時点で事業承継した場合の評価基準が明確になっていないことから、入札時点における「事業実施体制」及び「事業計画(基盤面・実行面)」に関する記載は将来的な地位の承継は考慮せず、入札時点での事業体制で発電事業を30年実施する前提で記載が求められ、その内容に基づき評価が行われるという理解で正しいか、確認させていただきたい。	事業者選定の評価は、提出された公募占用計画の内容を評価いたします。
1025	秋田県由利本荘市沖、秋田県能代市・三種町および男鹿市沖、秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市及び秋田市沖と、秋田県はいわゆるラウンド1?2に開発案件が集中している。地域資源活用の観点からは、迅速性実現のために地域外資源を活用して開発集中するよりも、県内地域資源を順番に上手に活用し、中長期的かつ継続的に開発していくことが望ましい。具体的に言うと、全てを2030年までに無理に全案件を運転開始させ、2030年以降県内の関連産業が衰退してしまうことは得策ではない。「基地港湾や資機材等の域内資源を順番に有効活用し、地域の持続可能な発展につなげる」ことをないがしろにしないでいただきたい。	いただいた御意見も参考にしつつ、促進区域の創出に努めていきます。経済波及効果
1026	このような、海洋に風力発電施設を設置すること自体、総エネルギー使用量、設備の廃棄(更新)まで考慮すると、資源の無駄にしかありませんし、自然の破壊にも繋がります。この様な施策は中止してください。	御意見として承りました。

1027	2022年内に実施されるとしている公募案件は全て(2022年度に新たに公表される促進区域のみならず、秋田県八峰町及び能代市沖案件も含め)、FIP制度が適用される理解で良いか確認したい。	323番の回答をご覧ください。
1028	都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取する際に組織される「委員会」に所属する者が誰であるかは公表されるのか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1029	当該項目の評価案に掲げられている「事業費の根拠(見積もりまたは過去の実績等)が示され、ダンピングの疑いがないもの。」の根拠として、事業者自らの実績以外の実績データを用いた根拠提示は認められるのか明確にしていきたい。例えば、以下のケースは認められるのか。 ① 親会社、子会社、グループ会社等の実績で、公募参加事業者が当然に入手可能なデータとして自由に取り扱える事業の実績 ② 公開データ等、だれでも入手可能な実績データの活用	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1030	評価基準の「良好」及び「優れている」において、「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合」の評価基準が記載されていますが、いずれも信用力の高い会社がコーポレートファイナンスで調達すれば当該洋上風力発電事業のプロジェクトの財務耐性が相対的に弱くとも高い評価を得られるように読み取れます。また、事業期間をカバーしないコーポレートファイナンスと長期のプロジェクトファイナンスの場合の比較も不明瞭に思われます。事業の進展に合わせて事業者の変更余地も許容する以上、プロジェクトの実力が同程度であれば、資金調達方法に拠らず同列の評価となるように工夫をいただきたいと思います。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1031	最低限必要なレベルとして「撤去費用の金額及びその算出根拠が示されている」とありますが、撤去費用の金額については、前回と異なり評価対象となる想定でしょうか。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1032	「電力の安定供給に資するようなSC構築となっているかを評価する」とありますが、電力安定供給に資するサプライチェーン以外の内容も評価対象となるのか明確にしていきたいと思います。電力の安定供給はサプライチェーン構築によるもののみではないため、O&M計画の内容も同様に評価対象とすべきと考えます。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1033	「収入に係る計画」の項目として「オフテイク情報」との記載がありますが、どのような内容をご想定でしょうか。具体的にどのような項目を記載すべきか、明確化頂きたく存じます。また、記載する「オフテイク情報」が資金収支計画に関わる評価基準の中でどのように評価されるのか、併せて明確化が必要と考えます。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

1034	今回、事業実現性に関する事項が見直されたことに伴い、公募占用計画で提出する別紙構成も見直されられると思われるが、評価要素の各中小項目と単一の別紙が1対1で評価される構成としていただきたい。	いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。
1035	「事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する」とあるが、港湾の利用可能期間や系統連系が可能となる時期等の事業実施に係る客観的な制約がない範囲で迅速性の評価が満点となる基準年が設定されるのか。 あるいは、海域の事情等によらず、一律の基準に基づき設定されるのか。 絶対基準を設定する際の具体的な考え方や考慮する事項、判断に際して優先される事項や事情等を提示願いたい。	88番の回答をご覧ください。
1036	「港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする」とあるが、他の事業者の事業計画に与える支障とはどの程度もしくはどのような事象を指しているのか具体的に例示願いたい。 また、他の事業者の事業計画に支障を与える場合、金銭保証等により当該事業者と港湾利用スケジュールの変更に関する合意が可能な場合、公募占用計画の変更は認定されるとの理解で良いか。 あわせて、「公募の公正な実施に支障を及ぼす場合」とは「他の事業者の事業計画に支障を与える」以外にどのような事例が想定され得るのか具体的に例示いただきたい。	884番の回答をご覧ください。
1037	現状基地港の撤去・引渡時には賃貸借契約上原状復帰が条件とされておりますが、必ずしも原状復帰として、増強前に戻すことは合理的ではないと考えますが、先行事業者による港湾の増強工事については後続の事業者にもスケジュールを含めた内容が具体的に開示され、後継事業者が引き継ぐことが可能と判断した場合については引き継ぐことができるように関係者で調整ができることが事業計画の迅速性の観点から望ましく、かつ合理的ではないでしょうか。	港湾の利用に係る具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。
1038	異なる海域の公募事業者からの提案で、ある港湾の利用時期に重複が出た場合はどのよるのか？どのように評価されるのか？（例えば即失格扱いになるのか、など）を明確にすべき。	近傍の促進区域間の利用重複については、頂いたご意見も踏まえ、第15回・16回の合同会議において審議を実施したところです。審議を踏まえ、港湾の利用に関する具体的な公募の条件については、公募占用指針に記載することとなります。
1039	・FIP制度については、今後修正される可能性もあると考えるが、制度を変更する場合は、事業者に影響が出ない対応をお願いしたい。	本運用指針の改訂の範囲外のご意見ではございますが、いただいたご意見も踏まえて今後制度検討等を行って参ります。

1040	<p>第14回合同会議(2022年6月23日)資料1の17ページに「SPCの意志決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている」というミドルランナーの基準がありますが、大規模洋上風力発電事業を長期的、安定的かつ効率的に実施することが可能な事業者であるかを審査するためには、単にそうした経験のある人材を公募時点で採用し体制を描くことよりも、企業として大規模洋上風力発電事業の開発・建設・運転・維持の実績を有していることが重要と考えます。この点を踏まえ、評価の考え方について再度ご検討をお願いいたします。また、当該記載が残る場合、評価対象となった役員が変更となる場合の対応の考え方をご教示ください。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>
1041	<p>「調整」及び「調整実績」の定義を明らかにしていただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。</p>